第十章　上水道の整備と拡張

第一節　「概説」　―慢性的水不足との闘い

1　「漏水」と「渇水」で始まった戦後

戦後の福岡市の水道行政は、戦災による水道施設焼損の修復と漏水防止対策から始まった。

昭和二十年六月十九日の福岡大空襲によって焼失、損傷した市内の配水管や給水管の漏水箇所は推定三万件に及び、漏水率はピーク時には六〇％以上に達した。これに加え、漏水に伴う水圧の低下によって市内の給水能力が極端に低下し、市内周辺部の住宅地域や高台のほとんどでは上水道使用が不能となった。このため空襲以前には二十一万人以上あった給水人口は、終戦時には十三万人台に減っていた。

そうした劣悪な水道状況の中で、いかに給水機能を維持して市民の飲用水を確保するか。それが当時の本市の水道行政にとって喫緊の課題であった。しかし終戦直後の本市には、焼損した配水管の修復工事と漏水防止対策を同時に行うには資材、労力、財政力が十分な状態ではなく、上水道の復旧作業は思うように進まなかった。

加えて、終戦直後から続く少雨傾向による水源の水量不足、引き揚げ者や疎開先からの帰還者の流入による市内人口の急増もあって、市は最低限の給水を確保するため、昭和二十一年三月から四月にかけて三十七日間の給水制限（一日八時間給水）を実施した。

市の節水努力にもかかわらず、北部九州地方は二十一年夏も異常渇水に見舞われたため、市は同年十一月十三日から再び給水制限に踏み切らざるを得なかった。このときの給水制限は翌二十二年五月十三日まで百八十二日間の長期に及んだ。しかし少雨傾向はその後も続き、給水制限を解除した半年後の二十二年十一月二十四日から、市はまたも給水制限を実施することになった。この給水制限も翌二十三年四月末まで百五十八日間に及んだ。

こうした渇水の追い打ちもあって、戦災から三年近くがたっても水道の蛇口からまともに水が出ない状況が続いた。この時期の福岡市はまさに「水飢饉（きゅうきん）の状態」であった。繰り返される給水制限に市民のいらだちが募り、昭和二十一年から二十三年にか

けて、市会では漏水防止の徹底と水道復旧作業の促進を市当局に迫る質疑が頻繁に交わされた。

二十一年十一月からの半年間に及ぶ長期給水制限に入る直前の同年十月七日の臨時市会本会議、二度目の長期給水制限期間中の二十三年三月十日の定例市議会本会議における議員と市長ら市当局の質疑応答が、漏水と渇水に苦しむ当時の福岡市の水道事情を物語っている。

水道施設の早期復旧と漏水防止および渇水対策をめぐる議会と市当局の市議会本会議における「水道議論」の内容は、本編第一章「戦災復旧から復興へ」の第三節「電力不足と飲用水確保」に詳しく記した。ここであらためて詳述するのは省略するが、そこでは、戦後の財源難と資材不足の中で、市民の飲用水確保に漏水防止など水道施設修復と水源拡張工事に追われる市当局の焦りと苦悩がにじみ出た議論が展開された。

そうした市議会の質疑と並行して、市当局は漏水防止のための配水管修復費用を捻出するため、二十一年度市追加予算案として特別会計水道費に「漏水防止費」として五十万円の起債を計上し、二十一年十月の臨時市議会に提出、市議会は同月七日の本会議で追加予算案と次の起債議案を原案通り可決した。

昭和二十一年市會議案第七一號

上水道漏水防止工事費起債及償還方法の件

一、起債金額　五拾萬圓

二、起債目的　上水道漏水防止工事費充當の爲

三、利　　率　年四分二厘以内

四、借 入 先　大藏省預金部逓信省貯金保険局銀行其他（その他）

五、借入時期　昭和二十一年度　但し工事又は市財政の都合に依り其の全部又は一部を翌年度に繰越し借入るゝことを得

六、据置期間　昭和二十三年度迄

七、償還方法　自昭和二十四年度　至昭和四十年度　十七カ年間に毎年度元利金四萬壹千四百四拾五圓九拾貳錢を償還するものとす（償還期日の定めに據る）

但し市財政の都合に依り繰上償還を爲し又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借替を爲すことを得

八、償還財源　給水料其他水道收入金

昭和二十一年十月七日提出

福岡市長　三　好　弥　六

二十一年度の市水道会計当初予算総額が百三十七万六千円余であったことを考えれば、起債とはいえ五十万円の漏水防止工事費は大きな額である。当時の本市水道行政にとって漏水防止対策がいかに大きな比重を占めていたかを示す議案可決であった。

戦災による配水管焼損が原因の「漏水」と、少雨傾向による「渇水」と同時に、外地からの復員や引き揚げ、疎開地からの帰還などで福岡市の人口が市の想定を上回るペースで増加を続け、市内の給水不足は常態化し、新たな水源の確保も市政が早急に対処しなければならない課題となっていた。

2　給水確保へ水源拡張工事再開
―昭和二十二年

福岡市は昭和二十二年十月、常態化した給水不足を解消するため、戦前に第三期水源拡張工事として計画され戦時中断していた那珂川の塩原水源からの取水工事を再開した。

第三期水源拡張工事は本来、昭和十七年度に着工して同二十四年度に完工の予定であった。大正十二年に完成した曲渕貯水池（当時は早良郡内野村）と平尾浄水場（跡地は後の福岡市植物園）の二回にわたる水源拡張工事によって、昭和十五年には約二十七万人に給水可能となったが、市がさらなる人口増を想定して新たに立案した那珂川取水計画が第三期水源拡張工事である。

当初は那珂川上流の西畑地区にダム貯水池を築造する計画だったが、その後の情勢変化で中流の塩原地区での取水工事に変更された。しかし、塩原取水も戦局悪化で昭和二十年に工事は中断された。市は終戦とともに工事再開を目指したが、資材や労力の不足に加えて財政事情も厳しく、工事費の予算計上ができない状態となっていた。

このため、畑山四男美市長は昭和二十一年一月二十八日、戦後初めて招集した市会に第三期水源拡張（塩原取水）工事を継続するための措置として、次のような議決済み案件の「変更議案」を提出した。

昭和二十一年市會議案第九號
　上水道第三期擴張工事費継續年期及支出方法変更の件
昭和十八年九月十三日市會に於て変更議決に係る自昭和十七年度至昭和二十四年度福岡市上水道第三期擴張工事継續年期及支出方法を別紙の通リ変更するものとす

昭和二十一年一月二十八日提出　　福岡市長　畑　山　四　男　美

理　由

曩に認可を得て工事施行中の本市上水道第三期擴張工事は現下の状勢に鑑み一応工事を休止することになりたる爲昭和二十年度及二十一年度起債を中止し之を二ヶ年順次繰下げ延長し初期の目的を達成せんとす

【別　紙】

自昭和十七年度
至昭和二十六年度　福岡市上水道第三期擴張工事費継續年期及支出方法

（以下、年度別支出額・起債額等＝省略）

議案の趣旨は、すでに国の認可を得ている福岡市の上水道第三期水源拡張工事について、二十年度と二十一年度は休止し、二十二年度に再開して工事費起債を継続し、完成年度を二年遅れの二十六年度とするというものであった。つまり、戦時中断したままの第三期拡張工事の再認可を得て、工事を再開し継続していくための年度別財政措置の組み直しである。市会はこの既決案件の変更議案を承認し、二十一年一月二十八日の本会議で原案通り可決した。

二十二年度からの水源拡張工事費の起債を含む財政支出計画を市会が承認したことにより、市は中断していた那珂川の塩原取水工事を二十二年度から再開することで厚生省と協議を始めた。

しかし、工事再開の認可を得るためには、工事内容の変更に伴う工事費の支出額や支出方法の変更、工事費起債額等の変更があらためて必要となり、市はそのための議案承認手続きに追われることになる。第三期拡張工事の再開認可に向けた議案および議会の対応や、認可後の工事再開に至るまでの市当局と議会の対応等については、続く本章第二節の「水源拡張事業」で詳述するので、ここでは割愛する。

昭和二十一年一月の市会で財源措置が承認されたことで、水不足解消に向けた戦後の福岡市の水源開発は具体的に動き出した。終戦から半年、疲弊と混乱の中でようやく招集された戦後初めての市会での対応である。市民の生活用水の安定給水に向けた行政と議会の迅速な対応ともいえるが、それだけ本市の水不足が深刻であったことを示すものである。

×　　×　　×

本市の戦後初の水源開発となった第三期拡張工事（塩原取水）は、二十二年四月一日にあらためて国の工事認可を受けて、同

年十月から再開した。ただ、もともとこの水源拡張は二十六年三月の完成時の給水人口を約二十八万人と想定した工事であったため、市は二十三年度以降も市勢の拡大と市人口の増加を追いかけるように室見川、多々良川、那珂川の主要三河川で相次いで水源拡張工事を行わなければならなかった。

戦後の水不足との闘いの跡でもある三河川での水源拡張工事は、昭和三十年代半ばまでに那珂川（塩原取水＝着工二十二年―完工二十六年、番托取水＝同三十一年―同三十五年）、室見川（一次＝着工二十三年―完工二十六年、二次＝同二十九年―同三十一年）、多々良川（着工二十六年―完工三十一年）で、延べ五回（第三期拡張―第七期拡張）に上った。（表1参照）

昭和二十六年夏には、第三期拡張（塩原取水）と第四期拡張（室見取水）の相次ぐ完成で、本市上水道の取水量（給水能力）は一日最大六万八百立方メートルに増え三十万五千人への給水が可能となった。しかし二十六年当時、市の人口はすでに四十万人を超えて給水人口も約三十二万人に増えており、本市上水道の需給状況は給水能力ぎりぎりの状態であった。

そこに、二十九年十月から三十年四月にかけての周辺五カ町村の合併編入（早良郡田隈村、筑紫郡曰佐村、同郡那珂町、糟屋郡多々良町、同郡香椎町）で、市の人口はさらに増加のペースを速め、昭和三十年四月には終戦時の二倍近い五十三万人余に膨れ上がった。このため三十年以降は、水源の取水

第10章〈表1〉　水源拡張工事（第1期～第8期）

工事名	認可年月日	着工 完工 年月	工費	計画給水人口	開発水量	施設能力	水系	摘要
			円	人	㎥/日	㎥/日		
創設	大正 2年 2月21日	大正 5年 4月 大正12年 3月	6,905,502	120,000	15,000	15,000	室見川	
第1期拡張(曲渕水源拡張)	昭和 6年 4月24日	昭和 6年 9月 昭和 9年 3月	1,152,000	250,000	19,750	34,750	〃	
第2期拡張(曲渕水源拡張)	昭和12年11月 1日	昭和13年 1月 昭和15年 9月	1,053,400	272,000	11,250	46,000	〃	
第3期拡張（塩原取水）	昭和22年 4月 1日	昭和22年10月 昭和26年 3月	41,598,985	281,000	10,000	56,000	那珂川	
第4期拡張（室見取水）	昭和23年 7月27日	昭和23年10月 昭和26年 5月	32,356,575	305,000	5,000	61,000	室見川	
第5期拡張（多々良取水）	昭和26年 4月13日	昭和26年10月 昭和31年 3月	240,000,000	365,000	12,000	73,000	多々良川	
第6期拡張(室見水源拡張)	昭和29年12月 7日	昭和29年12月 昭和31年 5月	52,595,612	372,000	10,000	83,000	室見川	
第7期拡張（番托取水）	昭和31年 7月11日	昭和31年10月 昭和35年 3月	472,805,323	426,000	21,000	104,000	那珂川	
第8期拡張（南畑取水）	昭和35年 3月24日	昭和35年 4月 昭和42年 3月	4,191,840,759	675,000	85,000	229,800	〃	
（番托水源拡張）	昭和37年 8月 9日	昭和37年 7月 昭和38年 6月	100,000,000		40,800	144,800	〃	

（福岡市水道70年史より）

能力や浄水施設の配水能力を増強しても、人口増による上水道需要増ペースに追いつかず設備容量ぎりぎりの給水状況が続き、上水道の需要がピークとなる夏場は給水制限を余儀なくされることがしばしばであった。

3　首相に渇水対策援助要請電報
―昭和三十三年

そして昭和三十三年。北部九州地方は五月下旬以降、日照りと干天が続き、福岡市はじめ県内各地は例年に増して深刻な水不足に見舞われた。本市は七月に干ばつ対策本部を設置して、朝夕だけの時間給水を実施するとともに節水対策のＰＲや断水地区への運搬給水などによって市民の生活用水確保に努めた。また、生活用水と同様に田畑へのかんがい水など農業用水不足も深刻で、市は同月、地元からの陳情を受けた市議会の要請に基づいて、曲渕貯水池からのかんがい水の放流を行うなどの緊急措置を講じた。

この年は漏水と干天が重なった終戦直後の昭和二十一年から二十三年にかけての二度にわたる長期間の給水制限以来の「大渇水」であった。

この年の渇水対策を協議するため三十三年六月二十六日に緊急開催された市議会協議会の会議録によると、当時の福岡市および周辺町村の水不足と渇水対策は次のような状況であった。

昭和三十三年六月二十六日市議会協議会

一、渇水対策について、厚生水道委員長（北岡幸太郎議員）より次の報告があった。

地元の曲渕水源地に関するところの関係農村の方から強硬な申し出があり、契約（昭和十二年に福岡市水道課長と早良郡入部、田隈、金武、壱岐の各村長、早良郡農会長が取り交わした「灌漑水放流ニ関スル覚書」）に基づいて一時間でも早く放流してもらいたいという陳情があっておる。地元としては特に田植えということより、苗代田の苗が枯渇しておるということで積極的な申し出があって、当局も困っておるということで、二十七日の（厚生水道）委員会を繰り上げ昨日緊急に開いたわけである。

現地もよく調査の上、当局から事情を聴取した。すなわち現在曲渕に二百三十万トンの水があるが、百万トンは泥水が入るので飲用水に放流することは難しい。そうすると百三十万トンの水が使われることになる。現在一日約五万トンを飲用水として放流しておるので、百万トンとみても二十日間分はある。来月からでも時間給水をすれば一カ月はもてる。委員会としては、現在すでに人口の増加と工場誘致、種々の観点から水源の確保という見地から、南畑ダムを計画されておるが、このダムについては今より以上、地元の協力を得なければならぬ問題があるので、

今回の曲渕の水源についての放流も気持ちよく流してやるべきではないか。そうすることによって（南畑ダムの）建設が促進すると思う。

なお本日の放流については、一時間でも早く流してやるべきであるということで、（当委員会は）満場一致で新聞紙上に出ておったような処置を取ったわけである。地元の方からは非常に感謝されておる。

×　　×　　×

続いて水道局次長（松下重次）より別紙の通り説明があり、全員了承した。

「別紙」

渇水対策について

一　給水現状

日照り続きのため河川減水し、現在（六月二十五日）各水源地における配水量は次のとおりであります。

	配水能力	現在配水量
室見水源地	一五、〇〇〇立方米（メートル）	七、五〇〇立方米
平尾浄水場	四六、〇〇〇立方米	平常通
塩原水源地	一〇、〇〇〇立方米	〃
多々良水源地	一二、〇〇〇立方米	六、〇〇〇立方米
計	八三、〇〇〇立方米	六九、五〇〇立方米

配水量の減少と使用量の増加により、西新町以西、香住ケ丘及び市内の高所、末端地区は断水又は減圧しております。

二　曲渕貯水池現状

満水時二、六〇八、〇〇〇立方米に対し現在二、三〇〇、〇〇〇立方米の貯水量がありますが、池底部の泥土水等使用不可能の分一、〇〇〇、〇〇〇立方米を差し引けば、使用可能水量は一、三〇〇、〇〇〇立方米になります。更に酷暑のため蒸発水等を勘案すれば安全貯水量といたしましては、一、〇〇〇、〇〇〇立方米となるのであります。これを毎日五〇、〇〇〇立方米送水すれば、二十日分の貯水量となり、更に灌漑水を毎日二〇、〇〇〇立方米放流すれば十五日分の貯水量となるのであります。

三　灌漑水放流について

室見川沿い田畑に対する灌漑水放流の陳情については、地元との間に別紙写「灌漑水放流に関する覚書」を取りかわしており、曲渕貯水池より放流せざるを得ない実情にありますが、現状では一日二〇、〇〇〇立方米放流すれば、一応田畑の作物は枯渇を免れるようであります。過去の事例では昭和三十一年の渇水期に行っております。これは八月十日より四日間毎日約二五、〇〇〇立方米であります。

四　時間給水

広報活動の徹底等を勘案して、七月一日より当分の間次の時間により給水する計画であります。

自午前六時　至午前十時
自午後五時　至午後九時

五　節水対策

1　新聞、ラジオに公表する。
2　ニュース・カーをもって広報を行う。
3　町世話人を通じ市民に周知方徹底する。
4　プール給水を禁止し、散水等を厳に取締る。
5　学校生徒に節水を要望する。

なお消防局とは、火災予防並びに火災発生時における処置について特に連絡を密にし遺憾のないようにいたす所存であります。

×　×　×

次に農林部長（八尋熊蔵）より、次の報告があった。

曲渕の水源により放流する関係は、室見川の水系によって耕作しておる田が一千四百町歩、そのうち現在まで三百五町歩が田植えが済んでおる。それで今回せっかく放流してもらう水は、最も有効に使用するよう指導しておる。

次に福岡市全体の状態を申し上げると、田植えの作付が四千百五十三町歩、このうち田植えの済んでおるのが、早期栽培の七十町歩を含め四百十七町歩、これが例年であると一千五百町歩くらい終わっておる。こういう状態になっておる。それで今のところ、苗代を枯らさないように指導しておる。

三十三年の干ばつは市民の生活用水不足だけでなく、本市が上水道用の水源として取水している室見川、多々良川、那珂川の流域の農業用水にも深刻な水不足をもたらした。とりわけ、上流に曲渕ダム（貯水池）がある室見川の流域に広がる早良郡各村や市内西部の農業者や水利組合からは、夏場に入って田畑へのかんがい用水確保のため貯水池から放流を求める陳情が相次いだ。市はこれに応えて曲渕貯水池からの放流を実施する一方で、水道の節水対策として一日八時間の時間給水に踏み切ることになった―。ここに引用した六月二十六日の市議会協議会における厚生水道委員長および市水道局次長、市農林部長の報告が示す給水の現状と渇水対策の経緯が、当時の本市の水不足の厳しさを克明に物語っている。

この市議会協議会から約一カ月の間に、本市の水不足はさらに深刻の度を増した。同年七月二十八日に開かれた協議会で、市当局は本市の水事情について「憂慮すべき状態になっている」として同月二十五日に福岡県市長会を緊急招集して、同市長会名

で岸信介総理大臣はじめ大蔵、厚生、農林、建設、通商産業各大臣に、渇水対策事業費の全額国庫補助や融資措置の枠拡大などの「非常措置」を要請する電報を打ったこと、また翌二十六日に水道局、産業局がそれぞれ別個に設けていた対策本部を一本化した「福岡市干ばつ対策本部」を設置したことを報告した。

昭和三十三年七月二十八日市議会協議会

六、渇水対策について、当局より概要次の報告があった。

「干天続きにより、まことに憂慮すべき状態になっている。当局としては去る二十五日に緊急に県下の市長会義を招集して対策を打ち合わせたわけで、それに基づき県下市長会の名をもち関係方面に直ちに電報を打ち、国庫支出金の配分とか、その他行政各部門における援助方について要請した。

引き続き四市の市長が、陳情の第一弾として月末に出発することにしておる。そして二十六日緊急に部局長会議を開き、水道局並びに産業局において、それぞれ対策本部を作り対策を練っていたが、これを市一本の統合対策本部を作る必要があるということで、別紙のような対策本部を作ったわけである。所要経費は二千万円程度、このうち緊急を要する約二百八十万円は予備費から支出したい。残りは追加議案として提出する。」

× × ×

要望電文

福岡県下の干ばつによる被害は急激に深刻の度を加えており、このまま推移すれば飲料水は勿論（もちろん）、農業用水、工業用水の枯渇をきたし、住民の治安、衛生、経済上由々しき事態の発生が憂慮されます。

よって、貴下におかれても早急に非常措置を講じていただくよう、福岡県市長会の名に於て強く要望いたします。

宛　名

水道関係　総理大臣　岸　信介
　　大蔵大臣　佐藤　栄作
　　厚生大臣　橋本　竜伍
　　厚生省公衆衛生局長　尾村　偉久
農林関係　農林大臣　三浦　一雄
　　農林省農地局長　安田善一郎
　　〃　経済局長　渡部　伍良

〃　振興局長　長野　正二
〃　畜産局長　谷垣　守一
建設大臣　遠藤　三郎
建設省計画局長　美馬　郁夫
通商産業大臣　高碕達之助

同日の協議会では、このあと水道局長が六月に引き続いて、①各水源地の貯水量および配水量、②農業用水を確保しながらの取水状況、③七月二十四日から始めた時間給水の状況と結果―について次のように報告した。

次に水道局長（松下重次）より「給水状況並びにその対策」について別紙の通り報告があった。

「別紙」

給水対策について（七月二十四日現在）

一　給水現状

配水能力は左記の通り四水源地を合わせ一日八三、〇〇〇立方米でありますが、異常干ばつのため極度に河川の水位が低下し、各水源地とも益々悪化の一途をたどっております。

一日八時間の時間給水を開始した七月二十四日現在の各水源地の配水量は次の通りでありまして、その現況は一日六〇、八〇〇立方米に低下いたしております。

記

	配水能力	配水量（七月二十四日現在）
室見水源地	一五、〇〇〇立方米	六、八〇〇立方米
平尾浄水場	四六、〇〇〇〃	四二、〇〇〇〃
塩原水源地	一〇、〇〇〇〃	一〇、〇〇〇〃
多々良〃	一二、〇〇〇〃	二、〇〇〇〃
計	八三、〇〇〇〃	六〇、八〇〇〃

二　各水源地状況

1　曲渕水源地

満水時二、六〇八、〇〇〇立方米に対し、七月二十四日現在一、七二四、〇〇〇立方米の貯水量の内、池底部の泥土水で使用不能一、〇〇〇、〇〇〇立方米を差し引くと、七二四、〇〇〇立方米となります。この貯水量に水源地に流入する水量及びかんがい用水の放流等を計算いたしますと、仮に一日配水四六、〇〇〇立方米、かんがい用水二〇、〇〇〇立方米（七月二十一日から二十八日まで三〇、〇〇〇立方米）を送水すれば、約十四日分の貯水量となります。

かんがい用水放流については、水利協定により七月十七日から毎日二〇、〇〇〇立方米放流いたしておりましたが、水利協定に関連し連日の地元水利組合の陳情により、七月二十一日から二十八日までの間は毎日三〇、〇〇〇立方米の放流をいたしております。

2　室見、塩原、多々良の三水源地については、前述のとおり多々良、室見は既に平常の配水能力を甚だしく割っており、塩原も今後の見通しは決して楽観を許しません。

一方かんがい用水の問題については、緊迫した事態に立ち至っておりまして、塩原を除く二水源地では、水利協定により水道用揚水ポンプの即時運転中止方の申し出が連日なされております。

イ　多々良では七月五日からかんがい用水を毎日表流水五、〇〇〇立方米を揚水しておりましたが、十七日からは一〇、〇〇〇立方米を揚水しております。更に地元水利組合から強硬なる取水停止の申し出があり、現地において徹夜交渉の結果、地元水利組合の協力を得るに至り、十九日から毎日三、〇〇〇立方米以下、二十二日から二、〇〇〇立方米以下を取水し、香椎多々良地区の配水について支障を最小限に調整しておる現況であります。

ロ　室見では七月十四日から表流水をかんがい用水として毎日一五、〇〇〇立方米程度を揚水しておりましたが、その後表流水も水道ポンプ揚水のため枯渇するに至り、即時ポンプ運転中止の申し出があったが交渉の結果、七月二十二日から一応水道ポンプにて一括伏流水により取水して、その半分を原水のままかんがい用に配分しております。

なお七月二十四日の上水の配水量は六、八〇〇立方米であります。

三　時間給水

1　時間給水については先般の協議会において御説明をいたしましたように、水源関係の状況により判断して配水量が七〇、〇〇〇立方米を割る事態に至った場合には、時間給水を予定いたしておったのでありますが、その後各水源地の状況はとみに悪化する一方で、七月二十三日の配水量は七〇、九九二立方米となりましたので、七月二十四日からいよいよ実施することにいたしたのであります。

今後、時間給水によった場合の給水日数の予想は別添の資料の通り推定いたしております。

2　給水時間等

八時間給水の場合

午前六時～十時　午後五時～九時

六時間給水の場合

午前六時～九時　午後五時～八時

四時間給水の場合

給水全区域を数地域に分かち、毎日一回四時間を給水する予定

なお曲渕水源地の貯水量が一、〇〇〇、〇〇〇立方米に減じた場合は、時間給水も不能になるので、全市にわたり残貯水量を運搬給水による外ないと思料されます。

3　時間給水実施の結果

二十四日午前の部においては特に西部方面に大変迷惑をかけ、その他においても部分的に断水状態が出てきたので、早速給水対策本部において協議し、配水系統の調整、各水源地配水能力の調整、臨時共用栓の設置等、可能の限り給水増加に努めた結果、午後の部においては午前の給水不能地区は大体解消したのではないかと考えております。

ただ高所、配水管の不良等によって出ない地区については、臨時共用栓及びバルブ調整によって、その給水の調整を更に図っておりますが、なお残された最悪の地区については、運搬給水による外ないと考え、その準備をいたしております。

四　その外　（略）

水道局長の給水状況と対策の報告と説明に続いて、産業局次長が農業用水対策について、消防局長が断水地域への運搬給水の状況等について、それぞれ次のように報告した。

次に産業局次長（八尋熊蔵）より次の報告があった。

「かんがい状況は日照り続きでだんだん深刻になっておる。現在の状況では金武村、早良町方面の協力並びに曲渕水源から放流をお願いしておるので、一応室見川地域は危機を脱しておる。その他の地方においては井戸掘り、水揚げとか、いろんな対策を講じてこの危機を突破しつつある。なお今後も一層努力をし、干害を最小限度に食い止めたいと思っている。」

次に消防局長（馬男木繁雄）より次の報告があった。

「干害に対する消防対策と他の機関に対する協力状況について申し上げたい。干天続きで火災の危険度が高くなったので、火災を起こさないということをモットーとして、二十四日から今日まで五日間、期間を定めて消防分団の協力を求め、宣伝を兼ね、火災予防運動を実施している。本日まで消防団員が二千二百九十六人、常設消防が三百三十人ほど出ている。

また、水道局の要請に基づき飲料水の給水をしておるが、これは二十五日に姪浜に二台、二十六日にさらに一台、二十七日香椎に二台、姪浜一台などで二千五百七十六世帯の約一万二千人に対する給水を行っている。本日香椎にまた二台と、それから稲作に対するかんがい水の補給、

これが七月十六日から今日まで十三台、約四十町歩の稲作に対しかんがい水をやっておる。本日は一部の分団が出て、今津地区のかんがいの灌水をしておる。現在まで左様な状況である。」

こうした市当局の渇水の現状報告と対策実施状況の説明に対し、七月二十九日の定例市議会本会議の一般質問で木原新、北岡幸太郎、藤岡祥三の三議員が質疑を行った。この中から当時の上水道の整備・拡張問題について市当局の対応と将来見通しをただした木原新議員の質疑と市水道局長の答弁の要旨を以下に抄録する。

昭和三十三年七月二十九日市議会定例会

○市長（奥村茂敏）　（前略）第二百三十八号及び第二百三十九号議案は、六月中旬以来の干ばつに対する応急対策として上水の不足に伴い、井戸の水質検査、かんがい用水の確保等のために要する経費の追加であり、総額二千百三十九万四千八百円を計上したものである。（後略）

○議長（新宮大三郎副議長）　これより質疑を行います。発言通告者の中より順次発言を許します。

○二十五番（木原新）　まれにみるこの干ばつ、現在市民は給水の問題で、ただこれにきゅうきゅうとしているのが現状である。今月二十五日に、遅まきながら県下の市長会議を開いて市に対策本部を作ったのは非常にありがたいが、当然だという感じもする。

水道局長にお尋ねしたいのは、二十五日現在で（曲渕）水源地にある百六十七万七千四百トンの水の中に、約百万トンの汚水、いわゆる「ぎろ」が混ざって使えないということであるが、これは事実かどうか。それをまずお尋ねしたい。

○水道局長（松下重次）　曲渕の水源は（満水時）二百六十万八千トンで、その中の下の百万トンは泥が相当入っていて使えないということは発表している。昭和二十一年の渇水期に八十万トンくらいまで使ったことがあるが、平尾浄水場で水をこす時に処理に困ったということだ。百万トン以下は絶対に使えないことはない。ただ、この水をろ過すると、すぐに詰まってしまう。それをすぐにかきあげて、また水をこさなければならない。処理に困難を来すが、水も飲料だけは何とかして使っていきたいと思っている。

○二十五番（木原新）　曲渕水源地の雨が非常に多い時期に、底を抜いて水を年次的にかえて浄化すれば、この水（百万トン）の約半分は市民の給水に賄えるんじゃないか。室見川が渇水状態になった三十一年九月に、私はそのことをお尋ねしていたが、あれから三年目、梅雨の雨の多い時に年次的にやっておれば非常に良かったのではないかと思う。

五年くらい前と記憶しているが、高宮の浄水場の土地（購入）の問題でかなりトラブルがあったように聞いているが、その後進んでおるのか。人口百万を目指して構想された南畑の水源地は、県市合同で調査が済んだということまでは知っているが、あれから四、五年たった今日、その後どの段階まで計画が進み今はどういう状態なのか。

○水道局長（松下重次）　曲渕貯水池の底の泥を、水の多い梅雨時期等に底を抜いておいたらよかったのではないかということだが、深さが三

十メートル以上あり、その水圧によって泥は相当固まっている。泥吐き管を開けても底の水だけが下に流れていき、それ以外のところはそのままの状態である。泥土を除くには、貯水池を干すか、深く大きなポンプで下の泥をくみ上げて下流に落とすかである。梅雨時期に泥を吐かせるということは、技術的になかなか難しい問題である。

那珂川取水（番托取水）工事は三十一年度から四億七千三百万円で着工し、三十一年度に高宮の約二万五千坪の土地を整地して、その工費が五千万円ほどかかっている。三十二年度は起債の五百万円と自己資金の五千万円をもって機械による急速ろ過ができるろ過池を計画し、三十三年度に完成させる予定である。三十三年度には番托水源地のポンプ工事、送水管（導水）工事を片付け、三十四年度には泥を沈でんさせて上水を取る沈でん池と、給水ろ過池と市内の配水管を何とか完成させて、三十五年の夏には（高宮浄水場から）市民に水を供給できるよう努力している。

南畑ダムについては、長い間いろいろと事情もあって延び延びになっていたが、政府でもこれを強く取り上げてくれて、三十五年度から一部着工できはしないかという見通しを持っている。ぜひ議員の皆さんのお力を借りて三十五年度に着工できるよう努力したい。

○二十五番（木原新）　今おっしゃった通りに（那珂川取水と高宮浄水場の完成と南畑ダムの着工を）できるだけ急ぐよう、また来年あるいは再来年（渇水が）あるかもしれないことを前提として、特にお願いしておきたい。（後略）

この質疑が交わされた昭和三十三年当時は、二十二年十月の那珂川（塩原取水）を皮切りに再開された戦後の水源拡張工事で、三十一年五月までに室見川（一次取水）、多々良川（多々良取水）、室見川（二次取水）が完成し、施設能力は一日最大八万三千立方メートルと戦後十年間で二倍近くに増強されていた。

4　「一日三時間」の時間給水へ
―昭和三十五年

戦後の相次ぐ水源拡張工事で本市の給水能力は増強されていったが、昭和三十年以降の人口急増と西日本の経済中枢都市としての経済商業施設等の集積で、給水が需要量に追いつかない状況がしばしば発生し、毎年最需要期の夏場には時間給水が実施され、一部地区の水圧低下や断水が頻発する状況が続いていた。

慢性的な水不足を解消するため市は三十一年度から、戦後最大規模となる第七期水源拡張工事に着手した。同拡張工事は那珂川番托井堰（水源地）からの取水と高宮浄水場を築造するもので、三十五年三月に完成した。これによって新たに一日二万一千立方メートルの取水能力が増強され、市上水道の給水量は一日最大十万立方メートル超えたが、それでも夏場は異常干ばつに見

舞われて水不足に陥り、八月十九日から全市一日八時間の給水制限を実施した。

九月一日からは一日わずか三時間しか水が出ない厳しい時間給水に踏み切ったが、市は九州大学農学部の指導と福岡管区気象台や米軍の協力を得て「人工降雨」を試みるなど、さまざまな方法で水を確保する努力を続けた。

このときは幸運にも自然降雨に救われて、「三時間給水」は四日間で解除された。しかし、日照りが続くと給水制限を実施し、雨が降ると給水制限を解除するという事態が繰り返される本市の水道事情は、市民生活に大きな苦痛と不便を与え、水道行政に対する市民の不満を募らせた。

一日三時間の時間給水を強いられた昭和三十五年夏の渇水時の最中に開かれた八月三十一日の臨時市議会では、水源不足で「雨待ち状態」が続く本市の水道行政を厳しく批判する質疑と市当局の苦しい答弁が交わされた。本会議での質疑応答の大要は次の通り。

昭和三十五年八月三十一日市議会臨時会

○四十番（高田光雄）　（前略）第二点は干ばつ問題。議案書の中には一応対策として九月十五日までの給水及びかんがい用水の確保に要する費用と書いてあるが、九月十五日までに暴風雨などの雨が来ればいいが、来なかったらどうなるのか。（議会）運営委員会の中でも当局は口をもらして台風が来るのを待っているということを言っていた。（台風は）何百人という死傷者を出したこともあるし、犠牲者が出ている事実がある。恐ろしい台風を待つという福岡市のこういった水道行政の考え方は徹底的に間違いである。長年の福岡市政の当事者のサボタージュによって、こういう現象が起きておると思う。

九月十五日までに台風や雨が来なかったらどうなるのか。九月十五日まで予算を組んである。（その後も雨が降らなかったら）三時間の時間給水もできないということになる。どうしてこのような事態になったか。天候の理由ばかりではないと思う。福岡市政の中にも大きな原因があると思う。（市当局は）当面はどのようなことをしようと思っておるか、それからこういった対策についてどのような方針でいくかということを議案書に書いてもらわぬと、市民に対して申し訳がないと思う。福岡市民のあちこちに水道問題で盛んに非難の声が出ておる。朝早く水をくみに行かぬと、お昼になっても水は一滴も出ないという非難の声が起きている。どうしてこういうことになったかということを理論的につかんで、だからこういうことにならなければならないということ、そういうことを明確にしないで、ただ九月十五日まで予算を八百七十八万三千円組んでおりますということでは、恐らく市民は納得いかぬし、私も納得がいかない。明確に答弁願いたい。

○水道局長（松下重次）　ただ今の高田議員の質問は、給水不足の原因はどこにあるか、その対策はどうしているかということだと思う。原因は二つ考えられる。一つは、今年は異常干ばつで、昨年の干ばつを百とすると今年は一五％という非常に僅少な降雨である。これが差し当

たっての原因である。

遠い原因としては、施設が人口の増加に追いついていないということがある。その原因は終戦後の災害、疲弊による福岡市の財政赤字で、大きな水源開発ができなかったことにある。そのため十年ほど前から南畑ダム取水を計画していたが、どうしても実現性がないというような状況なので、室見の水源、塩原の水源、多々良の水源、番托の水源を開発してきたが、人口増に追いつかない。今年こそ時間給水は免れるものと信じていたが、七、八月の降雨量が七十年ぶりの少雨となった。こうした干ばつを予想して貯水池などの施設を整備するのは今の日本の貧乏世帯では難しい。そういうわけで申し訳ないが、極力南畑の施設整備に重点を置いて、水源開発の促進に努めたい。

それから九月十五日までの予算だが、その後雨が降らなかったらどういうことになるかというのは、ごもっともな質問である。これについては明日から朝一時間半、夕方一時間半という非常に迷惑をかける給水を余儀なくされている。ほそぼそと給水して、飲料水はあと一カ月降らなくても何とか確保したい。御質問の十五日まで降らなかったらどうなるか。これも市民に御迷惑をかけることになるが、一日に一回給水というようなことも考えている。これによって何とか六十万市民の飲料水だけは確保するということで真剣に検討中である。

○四十番（高田光雄）　（前略）異常干ばつは雨が降らないのが原因ということなら、雨が降らない大牟田、久留米、北九州五市、飯塚辺りは今どういうような状態か。時間給水をやっておるか、のべつに水道は出ておるのか。そういう状態を聞いておかぬと、雨が降らないということになると福岡市だけが悪いのではない、全部悪いということになるが、他所に水が出ておれば福岡市に何か欠陥があったということになる。北九州全体的に他都市の今の水道状況を聞きたい。

○水道局長（松下重次）　久留米市は筑後川の下流から取っておるので時間給水はやっていない。大牟田は福岡市より早く八月初旬から時間給水に入っている。北九州の水道組合は二十六日から時間給水をやっている。行橋辺りはその前から時間給水に入っている。

○四十番（高田光雄）　（前略）なるほど大牟田、北九州が時間給水に入っているということは了解するが、今のところ当分雨が降りそうにない。毎日測候所に電話を入れているが、雨が降りそうな気配はない。このままの状態でいけば三時間給水もできない状態になるのではないかと思っているので、当局もここでひと踏ん張りして干ばつ問題で熱意のある態度を示していただきたい。

少雨傾向の年には毎年のように給水制限を続ける本市水道行政に対する批判の一方で、人口増に追いつかない本市の水源開発を促し、市議会側からその手だてを提言する質疑も相次いだ。

○五十一番（西原文治）　第一点干ばつ対策予算についてお尋ねする。八百七十八万三千円の干ばつ予算が組んであることは当局の努力のたまものとして感謝する。しかしながら、これは満足な予算であろうか。明日から一日三時間給水ということになっているが、この三時間給水を前に当局を今日まで追い込んできた要因を考えたい。（市はこれまで）ただ水源に頼って新しく水源の道を講じていない。今からダムをこし

らえるということは間に合うことではない。例えば曲渕水源には坊主ケ滝とか椎葉川、室見の水源には飯盛山がある。こうしたところには水源に水があると思う。そうした水源開発を講じなくて、ただダムによって給水を図っていこうということだから、三時間給水をしなければならぬ。送水管の漏水や汚染もある。当局は送水管の給水状態も十分に調査して、この対策を講じたのか。水源地の堰堤（えんたい）についても漏水の状態がある。これを十分に調査しなくて、ただ「水が足らぬ足らぬ」ということは納得がいかない。この点を水道局はどういうふうに考えておるのか、お答え願いたい。（後略）

○水道局長（松下重次）　室見水源の問題について井堰の漏水、ほかに水源を調査しておるか。その水源を利用する方法を考えておるかという質問であるが、福岡近郊の水資源は非常に乏しく、どこを調査しても農業かんがいに手いっぱいという状態である。

曲渕の水源から下の方に行くと花乱の滝がある。支流として椎葉川がある。これらは、かんがい時期を外せばよろしいということで（地元と）契約しており、冬期の渇水に備えている。しかし花乱の滝は六月から九月いっぱいは取水していない。椎葉川の方は揚水ポンプは設備しているが、かんがい時期には全く揚げていない。いろいろ地元と折衝して覚書を取り交わして、かんがい時期以外なら揚水してもよろしいということになっている。室見の水源は井堰の上の水を利用しているが、ただ今のご質問の通り漏水があるようだ。それで産業局長と相談して、早く予算措置をして漏水を止めるような方法を講じたいと考えている。

○四番（小川倫右）　簡単に質問したい。干害問題についてはこの議場で質疑応答がなされ、大体理解ができたので、私は水道局長に次の二点について質問したい。

人口が増えると、工場等が設置されると、水が不足する。干天が続くと水飢饉が起こる。これを解決して市民の恒久的水源を確保して、市民の憂いをなくすために、一つ残された問題として筑後川の水を福岡市に引くことが考えられる。このことを調査しているか、これから陳情して政府の大きな補助等をもらって、恒久的な水飢饉をなくすようにする考えがあるかどうか。これが第一点。

もう一つは、小中学校の問題を非常に心配している。水不足のため食器を洗う水もない。飲む水、手洗いの水すら事欠いておる。こういうことが原因となって、疫病を誘発する恐れが多分に考えられる。これを一応解決するには、議運でも要請したが、小中学校に井戸を掘ることをお願いしたい。この井戸でもって一日に二トンくらいの水が使われるのではないか。干害が深刻になり飲み水も枯渇するようになったら、その小中学校の周辺住民の水はある程度まかなえる。市は早速手を付けていると聞いているが、どの程度この対策をやっておるのか、その点を明確にしてもらいたい。

○水道局長（松下重次）　ご質問の通り南畑が完成したら、至近の水資源は実際ないような状態である。小さな水源は別として、何千万トンという水は絶対にない。南畑が完成したら十年ぐらいはもつが、その間に将来に備えて（次の水源開発に）着工していかなければならない状態である。今問題になっている（筑後川上流の）下筌、松原ダムは治水のみのダムである。その水をいくらかでも分けてもらえないだろうかと建設省に折衝したが、量的には余裕が少し出るかもしれないが、福岡市にこの水をやるということは、北九州あるいは筑後川沿線の久留米付近の利害関係もあって、なかなか難しい問題である。しかしながら、できるだけ余裕が少しぐらい出るように、ダム建設についてよく研究を

してみようという段階である。

それからもう一つ、地方公共団体が大きな水源を開発するようなことは全国的に不可能な状態にあるので、大きな水源の開発を国家機関にやってもらうよう陳情している。昨年厚生省が水道用水公団ということを計画したが、大蔵省に認められなかったので、今年は建設省で水資源開発公団というものの計画を大蔵省に要求することになっておる。これには通産省、農林省とも関係があってなかなかまとまらないが、大蔵大臣は何とかせねばということで実現を考えている状態である。この計画によると、北九州地区は治水だけでない大きなダムをこしらえて、ここから各市の浄水場の入口まで水を持って行って、浄水場入口で一トン四円か五円か分からないが水の卸売りをする。（公団が）いずれの省でもいいから、これが早く実現するよう今いろいろな機会に陳情している最中である。

○教育次長（吉村一夫）　市内の小中学校で全然井戸を持たない学校が、小学校で十八校、中学校で五校、野間に移った博多工業高校と、合計二十四の学校に井戸がない。そこでとりあえず一校当たり十万円の予算を計上して、少なくとも各校に一つずつ井戸を設置する。それから小学校八校、中学校七校は井戸はあるが、実際に役に立たない、使えない、ポンプの手が抜けている、掃除しないと使えない状態なので、これらの修理や掃除の費用に四十八万円、合計二百八十八万円を学校関係の干ばつ対策に計上している。（後略）

昭和三十年代の半ばは福岡市が赤字財政を脱却し、西日本の中枢管理都市として博多港、博多駅の新たな建設に着手するなど都市の基盤と機能の本格的整備に乗り出した時期である。そうした中で、予想以上のペースで進む本市への人口集中と商業施設等の集積に、上水道の整備・拡張が追いつかない状態にあったことを、この三十五年八月市議会の渇水対策をめぐる議論は克明に物語っている。

こうした議論を受けて、市は三十五年二月、三十五年度を初年度とする水道事業基本計画（第八期水源拡張工事を含む七カ年計画）を策定し、同年度に着工する南畑ダムからの取水と高宮浄水場の拡充によって水源不足と給水能力の抜本的解消を目指すことになった。

戦災による「漏水」と干ばつがもたらす「渇水」で始まった戦後の本市水道行政は、南畑ダム放流水の本格的な取水が始まる昭和四十一年までの二十年間は、慢性的な水不足と乏しい水資源環境の中で水源の拡張と、施設能力を超える給水を強いられた苦闘の歴史でもあった。（表2―1、2―2参照）

第10章〈表2-1〉　戦後の福岡市の水需要の推移（その1、昭和20年度～29年度）

年　度（昭和）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
行政区域内人口（人）	250,580	287,318	325,554	348,052	370,381	392,649	403,040	421,997	440,954	485,228
給水区域内人口（人）	―	260,200	275,940	293,864	319,142	358,746	361,227	―	465,073	―
給　水　人　口（人）	179,038	217,517	231,187	244,575	273,005	304,705	321,456	329,297	343,941	352,909
総　世　帯　数（世帯）	―	―	―	77,592	―	87,700	―	―	―	109,806
給　水　戸　数（戸）	22,894	24,800	27,974	30,855	―	40,032	44,706	48,138	51,158	57,077
給水普及率（%）	―	83.6	83.8	83.2	85.5	84.9	89.0	―	74.0	―
1日平均給水量（㎥）	43,040	42,406	41,297	43,660	50,954	52,190	54,376	55,892	55,793	62,647
1日最大給水量（㎥）	55,600	50,200	48,900	48,500	51,200	60,055	61,600	62,246	67,709	72,186
最大稼働率（%）	120.9	109.1	106.3	96.0	93.9	110.2	101.0	102.0	102.6	109.4
施　設　能　力（㎥/日）	46,000	46,000	46,000	50,500	54,500	54,500	61,000	61,000	66,000	66,000
水　源　開　発（㎥/日）				塩原一部 4,500	室見川一部 4,000		塩原残 5,500 室見川残 1,000		多々良川一部 5,000	
1人1日平均給水量（ℓ）	240	195	179	179	187	171	169	170	162	178
1人1日最大給水量（ℓ）	310	231	212	198	188	197	192	189	197	205

第10章〈表2-2〉　　戦後の福岡市の水需要の推移（その2、昭和30年度～41年度）

年　度（昭和）	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
行政区域内人口（人）	550,127	578,906	603,759	612,806	633,021	655,814	699,480	711,428	724,227	745,513	753,391	773,071
給水区域内人口（人）	501,269	504,253	551,906	574,840	575,465	593,082	670,291	670,796	682,428	697,857	705,451	724,382
給　水　人　口（人）	367,726	385,097	421,386	438,583	463,953	483,356	501,214	552,101	546,471	580,667	501,000	539,000
総　世　帯　数（世帯）	125,526	134,496	142,966	147,098	158,346	170,687	183,667	189,523	196,708	206,872	208,510	222,353
給　水　戸　数（戸）	62,373	66,531	73,483	78,173	83,970	91,369	96,329	102,708	110,451	119,995	129,345	141,915
給水普及率（%）	73.4	76.4	76.4	76.3	80.6	81.5	74.8	77.8	80.1	83.2	71.0	74.4
1日平均給水量（㎥）	71,100	76,787	78,479	79,269	84,094	98,308	106,048	111,081	117,553	132,684	144,767	159,672
1日最大給水量（㎥）	86,355	90,010	90,371	91,844	95,348	119,736	121,038	124,146	140,495	150,446	178,367	219,410
最大稼働率（%）	113.7	108.4	108.9	110.7	114.9	115.1	116.4	119.4	102.6	109.8	108.2	95.5
施　設　能　力（㎥/日）	76,000	83,000	83,000	83,000	83,000	104,000	104,000	104,000	137,000	137,000	164,800	229,800
水　源　開　発（㎥/日）	室見川 10,000	多々良川残 7,000				番托 21,000			番托 33,000		南畑一部 20,000 室見・多々良増 7,800	南畑残 65,000
1人1日平均給水量（ℓ）	193	199	186	181	181	203	212	213	215	229	289	296
1人1日最大給水量（ℓ）	235	234	214	209	206	248	241	238	257	259	356	407

（福岡市水道70年史より）

第二節　水源拡張事業　―南畑ダム取水へ

1　第三期水源拡張（塩原取水）

戦後初の福岡市の水源開発事業となった上水道第三期水源拡張工事は元来、那珂川上流の西畑にダム（貯水池）を築造する工事で、市にとっては大正十二年に完成した曲渕貯水池以来の本格的な水源開発計画であった。しかし、戦時下の諸事情により那珂川下流の塩原水源から取水する水源拡張工事に変更された。この工事もいったん着工したが、戦局悪化によって昭和二十年六月に休止され、そのまま終戦を迎えた。

この間の経緯については、福岡市議会史第三巻昭和編㈠第十一章「上水道の拡張」の第六節「第三期拡張計画の挫折と工業用水」に詳しく記されている。よって本項では、昭和十六年に市会で可決された第三期拡張工事施行に関する議案および理由書（概略）と、工事費の継続年期と支出方法を定めた議案を再録し、戦後に再開された第三期水源拡張工事の当初の目的および当初計画の概要を記すにとどめる。

昭和十六年市會議案第四號

福岡市上水道第三期擴張工事施行に関する件

本市は左記に依り上水道第三期擴張工事を施行するものとす。

第一、水源は筑紫郡岩戸村大字西畑渓谷に混凝土堰堤を築造し、有効貯水量二百六十一萬三千七百立方米の貯水池を設け、併而同郡南畑村大字市の瀬字城の内地内那珂川堤外地に集水管を埋設、其伏流水を取水するものとす。

第二、西畑第一水源量水池より同村松尾接合井迄管徑九百粍、南畑第二水源量水池より同松尾接合井迄管徑六百粍、同接合井より市内高宮淨水構場迄管徑壹千粍、高級鑄鐵管を布設し、導水鐵管線路の合流點前記松尾に接合井を築造するものとす。

第三、淨水構場は市内高宮山頂に設置し、量水池、アルミナ室、混和池各一個、沈澱池二池、急速濾過池十四池及配水池二池を築造す。而して既設平尾淨水構場と合せ人口四十五萬人に對する濾過水を得るものとす。

第四、市街配水管は市の發展に伴ひ、必要なる配水區域に増設するものとし、之を東部線及西部線に分つ。東部線は高宮淨水構場より樋ノ口、簑島、東領、犬飼、比惠、堅粕を經て箱崎町九州帝國大學農學部前迄と、堅粕より分岐し板付に至る線、西部線は平尾、薬院を經て軌道城南線に沿ひ六本松福岡高等學校前より鳥飼、西新兩驛前西の庄を經て姪濱町に至る九百粍乃至三百粍高級鑄鐵管を布設するものとす。

第五、前各項の工事は昭和十五年度より同二十年度に至る六ケ年間繼續事業として之を施行するものとす。

昭和十六年一月三十日提出

福岡市長　畑　山　四　男　美

×　×　×

福岡市上水道第三期擴張工事理由書

一、沿革（略）

二、本擴張工事の必要なる理由

本市上水現在設備の給水能力は二十七萬二千人に過ぎず。然るに人口は年と共に增加し昭和十四年末に於て既に三十二萬六千餘人を算し殊に近時各種工場の新設擴張と一般給水人口の增加に伴ひ、其の使用水量も亦甚しく增量するに至れり。從って此の現狀よりする時、現在施設に於ては今後數年を出ずして給水不足の狀態に陷るべく之が對策は焦眉の急を要する次第なり。

就中、東亞新秩序の建設遂行に伴ひ大陸と最も近距離に在り天然の良港と廣大なる後方地帶を有する本市は、內地と大陸との聯結要衝として既に早く航空路の開設せられたる外、近く港灣、停車場及國道等に對し國家及本市協力に依り一大擴張整備を加へらるべく、之に伴ひて造船、鐵工、其他各種の大工場相續きて設置の準備計畫を進められつつあるが、何れも所要給水に遺憾なきことを切望せるのみならず、地理的、經濟的觀點より隣接町村の合併も着々實現の機運に在り。之等に對する給水量を考慮する時は頗る多量の用水を必要とし、今日姑息偸安の措置を以ては到底前述せる如き將來飛躍的發展確實なる市勢の要望に副ふ能はざる所なり。

依て是等の對策として新に水源を那珂川に求め、工期を六ケ年とし工費九百五拾萬圓を以て別紙目論見書に依り擴張工事を施行し、以て是等の需要に應ぜむとする。

其の計畫大要次の如し。

（1）給水人口　四十五萬人

（2）一人一日平均給水量　〇・一四五立方米

（3）一人一日最大給水量　〇・二二〇立方米

三、擴張工事設備一般（略）

昭和十六年市會議案第五號

自昭和十五年度
至昭和二十年度　福岡縣福岡市上水道第三期擴張工事費繼續年期及支出方法

一金九百五拾萬圓

内　譯

金壹萬六千圓　昭和十五年度支出額
金五拾六萬五千圓　昭和十六年度支出額
金壹百六拾參萬圓　昭和十七年度支出額
金貳百參拾六萬參千圓　昭和十八年度支出額
金貳百五拾八萬六千圓　昭和十九年度支出額
金貳百參拾四萬圓　昭和二十年度支出額

右上水道擴張工事の必要を認め之が事業を六ケ年繼續費として支出するものとす。

昭和十六年一月三十日提出

福岡市長　畑　山　四　男　美

福岡市の上水道創設のため大正時代に七年の歳月をかけて室見川水系に築造された曲渕貯水池に続いて、那珂川上流の西畑地区にダム建設による貯水池を設けるというこの水源開発事業は、前記二議案に示された計画案で昭和十八年三月に国の認可を得た。しかし戦争の拡大等によって当初の計画は数次にわたって変更され、市は西畑、南畑の水源開発は延期とし、夏場の不足水量を補う那珂川下流の塩原水源からの臨時取水工事として、十九年一月に第三期拡張工事に着手したが、戦局の悪化で二十年六月には工事を中断、拡張工事自体を休止した。

そうした状況で終戦を迎えた本市の上水道給水事情は、前節で述べたように漏水と渇水によって飲用水など市民の生活用水をも満足に給水できない深刻な状態に陥っていた。このため、市は工事休止状態にあった那珂川の塩原取水工事（第三期水源拡張工事）を再開するため、再認可に必要な財政措置に関する議案の提出など議会手続きを開始した。

昭和二十二年市會議案第五二號

上水道第三期擴張工事費繼續年期及支出方法変更の件

昭和二十一年一月二十八日本市會の議決を経たる自昭和十七年度至昭和二十六年度福岡市上水道第三期擴張工事費繼續年期及支出方法を左記の理由により別紙の通り変更する

昭和二十二年三月十四日提出

福岡市長　三　好　弥　六

理　由

曩に認可を受けた本市上水道第三期擴張工事西畑貯水池工事並に之が導水設備は相當多量の資材を要し且又施工困難のため本省の指示に基き之を後年に繰延べ先づ那珂川番托堰下流より臨時取水をなし高宮浄水場に導水する工事を施工中の處時局のため昭和二十年度より一應工事を休止してゐたが更に昭和二十二年度より工事再開予定の處本省よりの指示の次第もあり今回更に那珂川番托堰下流より伏流水を取水滅菌設備のみにより市内簀島既設配水管に喞筒（ポンプ）直送に施工方法を追加変更するの必要あるによる

【別　紙】

自昭和十七年度
至昭和二十七年度　福岡市上水道第三期擴張工事費継續年期及支出方法
（以下、年度別支出額・起債額等＝省略）

昭和二十二年市會議案第五三號

上水道第三期擴張工事費起債及償還方法の件

一、起債金額　七百萬圓
二、起債目的　上水道第三期擴張工事費充當のため
三、利　率　年五分以内
四、借入先　大藏省預金部逓信省貯金保険局銀行其他
五、借入期間　昭和二十二年度但し工事又は市財政の都合により其の全部又は一部を翌年度に繰越し借入れることが出来る
六、据置期間　昭和二十四年度
七、償還方法　自昭和二十五年度至昭和四十一年度十七ヶ年間に毎年度元利金六拾壹萬六千九拾四圓五拾貳銭也を償還するものとする（償還期日の定めあるものは其の定めによる）但し市財政の都合により繰上償還をなし又は償還年限を短縮し若くは低利債に借替をなすことが出来る
八、償還財源　給水料其他水道收入金

昭和二十二年三月十四日提出

福岡市長　三　好　弥　六

上水道の水源拡張工事費確保のための両議案（第五二号および第五三号）は、二十二年三月二十四日の本会議で二十二年度市

予算関連議案としていずれも原案通り可決された。これにより、那珂川の伏流水を塩原水源地から取水する第三期水源拡張工事の二十二年度再開が財政手続き上可能になった。

ところが、拡張工事費の二十二年度分起債額として市会が議決した七百万円のうち、厚生省が事業費認定した額が二百二十万円にとどまったため、市は二十二年度に予定した工事のうち四百八十万円分を翌年度以降に繰り延べし、いったん議決した年度別工事費支出額および起債額を組み替える次の二件の議案を同年十月一日に「市議会」（昭和二十二年五月に「市会」から改称）にあらためて提出した。

昭和二十二年議案第七八號

上水道第三期擴張工事費繼續年期及支出方法変更の件

昭和二十二年三月二十四日の本市議會の議決を経たる自昭和十七年度至昭和二十七年度福岡市上水道第三期擴張工事費繼續年期支出方法を左記の理由により別紙の通り変更する

昭和二十二年十月一日提出

福岡市長　三　好　弥　六

理　由

上水道第三期擴張工事中那珂川番托堰下流より伏流水を取水、市内箕島既設配水管に喞筒（ポンプ）直送に要する工事費七、〇〇〇、〇〇〇円の内本省より本年度分事業費認定額二、二〇〇、〇〇〇円と決定しましたので残額四、八〇〇、〇〇〇円に對する残工事を翌年度に繰延べの必要あるによる

【別　紙】

自昭和十七年度
至昭和二十七年度　福岡市上水道第三期擴張工事費繼續年期及支出方法

（以下、年度別支出額・起債額等＝省略）

昭和二十二年議案第七七號

上水道第三期擴張工事費起債及償還方法変更の件

昭和二十二年三月二十四日の本市議會の議決を経た上水道第三期擴張工事費起債及償還方法を次の通り変更する

一、起債金額　百六拾五萬圓

二、起債目的　上水道第三期擴張工事費充當のため
三、利　　率　年七分以内
四、借 入 先　大藏省預金部逓信省貯金保険局銀行其他
五、借入時期　昭和二十二年度但し工事又は市財政の都合により其の全部又は一部を翌年度に繰越し借入れることが出来る
六、据置期間　昭和二十四年度
七、償還方法　自昭和二十五年度至昭和四十一年度十七ヶ年間に毎年度元利金貳拾貳萬参千参百四拾貳圓五拾銭也を償還するものとする（償還期日の定めあるものは其の定めによる）但し市財政の都合により繰上償還をなし又は償還年限を短縮し若くは低利債に借替をなすことが出来る
八、償還財源　給水料其他水道收入金

昭和二十二年十月一日提出

福岡市長　三　好　弥　六

戦前に計画された本市の第三期水源拡張工事は、戦後の昭和二十二年四月一日に国の再認可を得て同年十月に再開し、市内塩原（南区）の那珂川番托堰直下の水源から取水して急速ろ過滅菌処理後にポンプ圧送方式で簀島（後の博多区美野島）既設配水管に日量五千立方メートルを送水する工事に着手した。

×　×　×

着工翌年の昭和二十三年七月には一日約四千五百立方メートルが通水され、比恵、堅粕、簀島地区など市内東南部の給水事情を緩和する役割を果たした。しかし、高宮や平尾など市内中央部の高台地区は依然断水がちであったことから、市は同水源からの取水量の増量を申請し、厚生、建設両省の認可を得て一日一万立方メートルを取水する設備工事を追加した。この工事を含む第三期拡張工事は二十六年三月に完工し、簀島配水管が高宮まで延長され、水が出にくかった市内中央部の高台地区の給水事情も緩和された。

戦後二度目の長期給水制限（二十二年十一月～二十三年四月）の最中に開かれた二十三年三月の定例市議会本会議では、従来からの本市の上水道給水事情だけでなく、前年十月から再開された本市の水源拡張工事の進捗状況等に関する質疑が行われた。ここでは、その中から塩原取水工事の一日も早い完成を求める議員と、資材不足に苦労しながら早期送水を目指す市水道課長と

の間で交わされた質疑応答部分を抽出して以下に抄録する。

昭和二十三年三月十三日市議会定例会

○四十四番（川島亥勇夫）　（前略）その次に番托の工事だが、これは昨年度からの継続工事だと思うが、工事のただ今の進捗状況が完成までの何パーセントくらい進んでいるかを知りたい。

それから番托の伏流水をポンプアップして簀島の本管に連結するまで完全に出来上がるのはいつかという山本（与三郎）議員の質問に、（三好弥六）市長は大体八月ごろ竣工する予定とおっしゃったが、これに要する資材は全部そろっているのか。資材がそろわないために八月までに出来上がらぬというような杞憂される点があるかどうかを知りたい。特にただ今のほかに資材を要する修理箇所の復旧、漏水箇所の復旧という面で（市当局が）平素格段の努力を払っておることを私はよく見聞している。

ただ、我が福岡市の水道が今後どんな行き方をするかということに対して、私は水道施設について若干の知識と体験を有しているので多大の関心をもって今日に及んでいる。我が福岡市の水道課の精鋭を集めて全国的に優秀な工事成績を示した歴史に恥じない工事をして、（水源拡張工事を）早急に完成してもらいたい。

○水道課長（浜本斉粛）　私からお答えします。（中略）

番托の工事は現在川の中の工事はほとんど完成して、ポンプの索線を突っ込んでポンプ井戸も完成して、ポンプ井戸と川の中のパイプを結ぶ工事を現在やっている。これは三月中に完成する。鉄管は以前買い置きしたものがあったので、川の左岸から右岸の簀島の方に行く河川横断の分までは三月いっぱいに竣工する予定で進んでいる。それから右岸に上って簀島の十字路は十インチ管を使う予定だが、この管は現在入手していない。それでこれを主として二十三年度に執行したいと思って、それぞれ鉄管の配給なども本省に迫っておるわけである。それで、もしできない場合は簀島から三インチの鉄管がそばの紡績工場まで来ておるので、それに継いでも一時間も早く水を送りたい。その後は鉄管の大きいものに取り換えるという覚悟でやっておる。

番托の揚水ポンプは契約ができて、六月までには入る予定になっておる。市長が八月ごろにはできるというようなことを申し上げたが、私も極力市長の方針に従うべく努力するつもりである。ただ申し上げたいことは、（十インチの）鉄管が来ていないので、最小限度（の鉄管）にしても水を送りたいというつもりで努力している。（後略）

戦後の渇水対策の応急措置として再開された本市の第三期水源拡張工事は、戦後のインフレによる物価高騰、資材入手難と闘いながらの工事であった。

×　　×　　×

河川からの取水については水利権者との協議が必要であり、第三期水源拡張の取水工事に当たって福岡市は、番托井堰から農業用水を引く福岡市那珂町土木組合（通称・番托水利組合、組合長・福岡市長、副組合長・那珂町長）等と取水条件等に関して交渉した。その結果、水田のかんがいに支障を来す恐れがある場合の揚水（取水）停止などを定めた契約を締結し、二十三年四月の定例市議会に契約締結に伴う次の予算外義務負担議案を提出、同月二十七日の本会議で可決した。

昭和二十三年議案第八八號

豫算外義務負担の件

上水道第三期擴張工事中那珂川下流番托堰下伏流水取水工事施工につき、水利権を有する福岡市那珂町土木組合との間に番托堰堪関係區域の水田灌漑水に支障の虞れある場合は揚水を停止すること及び堰堪維持上に支障ある場合は速に復旧修繕を為す等豫算外の義務負担を含む契約を締結するものとし、この契約に関する必要な事項は市長がこれを定めるものとする。

右地方自治法九十六條第六號の規定により提出する。

昭和二十三年四月二十七日

福岡市長　三　好　弥　六

昭和二十二年十月の再開着工から昭和二十六年三月の完工まで三年半、第三期水源拡張（那珂川・塩原取水）の工事費は総額四千百五十九万円余で、うち国庫補助二百十九万円余、起債二千八百七十五万円、市費一千六十五万円余であった。この拡張工事による取水量は一日約一万立方メートルで、これによって本市上水道の全給水能力は戦前の二度の水源拡張分を合わせて一日五万六千立方メートル、計画給水人口は二十八万一千人となった。

2　第四期水源拡張（室見取水）

戦時中断していた第三期拡張工事（塩原取水）を再開する一方で、福岡市は渇水期に水道の出具合が極めて悪くなる市内西部の給水事情を緩和するため、新たな水源開発と西部地区の給水施設整備を迫られていた。とりわけ炭鉱地帯で井戸を掘削しても地下水が枯渇して水が出ないか、出ても鉱害等で水が使用できない姪浜地区の住民は、終戦直後から渇水期には毎年飲み水にも事欠く「水飢饉」の状況に置かれていた。

二十二年八月の定例市議会本会議における西部地区選出議員と市水道課長の質疑応答が、当時の市内西部の給水事情の厳しさ

を物語っている。市水道課長はこの中で西部地区の給水不足緩和へ新たな水源拡張計画を進めていることに初めて言及した。この件に関する八月九日の市議会本会議における質疑応答の概要は次の通りであった。

昭和二十二年八月九日市議会定例会

○二十五番（三苫欽英）　現在、堅粕、高宮地区並びに西新及び姪浜が水飢饉にあっていることは、市当局は御承知のことである。現水道課長は西の方の水飢饉に対し非常に御親切に種々の計画を立てておることはよく承知しておる。東の方の問題は番托（取水）の問題で解決がつけられるようになっておるが、西の方は、計画は立てられておるが、果たしてこれが実現はいつになるか分からないようである。

　現在、姪浜地区の状態を眺めてみると、一部だけしか昼間（水が）出る所はない。ほとんど夜間しか出ない。ことに夜半の一時から二時ごろまで、わずかに二、三時間しか出ない。そういう地区もあり、全く出ない所も相当数ある。ことに石炭の増産に敢闘しておる早良鉱業所の炭坑方面は、採炭している方々が入浴にも事欠くような誠に気の毒な実情である。市当局では現在水源地を調査していただいておると思うが、どうか一日も早く、これが実現に御努力を願いたい。これに対する市当局のお考えをお聞きしたい。

○水道課長（浜本斉粛）　二十五番議員の御質問にお答えします。全く水が不十分で水が出ない所には申し訳ないと思っている。私も着任以来、方々を調査研究したが、福岡市は東西に随分長い都市である。その中間に平尾浄水池があるが、配管が小さいのに末端はそれに継ぎ足し継ぎ足ししており、戦争中は市の発展に応じて（新たに）施設することなく枝を盛んに出したので諸倒れになった関係にある。これを救済するために那珂川上流の塩原番托に水源を設け一日一万トンの水をポンプで圧送して簀島の十字路の既設管につないで救済する。この案は厚生省、内務省の許可を得ており、工事費のうちわずか二百二十万円ではあるが起債を許されておるので、その金で年内に近く着工するつもりである。

　西部は、姪浜は埋立て跡を掘っても水が出ない。出ても塩水である。飲料水は代用品がないので非常にお困りと察して何とかしたいと調査したところ、水利権の問題が絡んでいて地元の議員の方々の御尽力を願って解決したいと思っているが、室見川の筑肥線の鉄橋の上（流）にダムがある。そのダムの周囲から伏流水を取り、浄化してその水を愛宕下のポンプに圧送することが簡単と思い、先日上京した節に厚生省、内務省の係官に了解を得てきた。近く設計ができ次第にそれを県を経由して本省に申達して、それを来年度は必ず着工できるようにしたいと考えている。

　那珂川の塩原取水（第三期拡張工事）によって、簀島や堅粕、比恵など市東南部および高宮、平尾など市中央部の給水事情緩和を目指すと同時に、市は室見川に水源を求める第四期拡張工事の着工準備を進めていたのである。この議会での水道課長答弁がそれを示している。

　市は那珂川の塩原取水工事がスタートした半年後の昭和二十三年三月の定例市議会に、室見川取水工事に必要な工事費起債の

ための議案を提出、市議会は同年三月二十一日の本会議で原案通りこれを可決した。

昭和二十三年議案第二四號

室見川取水工事費起債及び償還方法の件

一、起債金額　七百五拾萬圓
二、起債目的　室見川取水工事費充當のため
三、利　率　年一割以内
四、借入先　大藏省預金部逓信省貯金保険局銀行其他
五、借入期間　昭和二十三年度但し工事又は市財政の都合により其の全部又は一部を翌年度に繰越し借入れることが出来る
六、据置期間　昭和二十五年度
七、償還方法　自昭和二十六年度至昭和四十二年度　十七ヶ年間に毎年度元利金九拾貳萬六千參百參拾壹圓六拾八銭也を償還するものとする（償還期日の定めのあるものは其の定めによる）但し市財政の都合により繰上償還をなし又は償還年限を短縮し若くは低利債に借替をなすことが出来る
八、償還財源　給水料其他水道收入金

昭和二十三年三月六日提出

福岡市長　三　好　弥　六

室見川取水工事のための起債議案提出に対し、前年八月の渇水期に姪浜地区の窮状を訴えて市西部の給水事情改善を求めた三苫欽英議員は二十三年三月の定例市議会で、室見取水の実現に謝意を表するとともに、工事資材入手等に関して地元選出議員として協力していくことを表明した。

昭和二十三年三月十三日市議会定例会

○二十五番（三苫欽英）　（前略）次に木原新議員よりお尋ねがあった上水道の問題についてお尋ねしたい。追々渇水期が近まってきて、水の苦痛を感ずる時期が追々迫ってきた。しかし、本年度は当局の特別の計らいで番托、室見川に（取水）工事を施行することになったことは誠に感謝に堪えない。しかしながら、その経費は起債によって賄うことになっておる。昨年来種々聞いてみると、この起債の認可も困難な実情にあると聞いておる。年度内に果たして起債の許可があるかどうか懸念している。どうか当局においても、断水の苦痛を再び見せないよう、

渇水期に入る前に工事に着手できるよう努力願いたい。

なお資材の入手等には鋳鉄管とかセメントが非常に困難な事情にあると思う。幸い木原議員も述べられたように西の方には早良炭鉱があるので、資材の入手には側面からお手伝いできるかもしれないので、もしお手伝いが必要な場合には遠慮なく申し出ていただけば、地元の私等も微力を尽くしてお手伝い申し上げようと思う。当該課長は警察の認可なり輸送なり資材その他入手の見込みがあるとしたならば、この機会にお知らせを願いたい。

市議会の議決を経て市は二十三年四月二十八日、厚生大臣、建設院（二十三年七月から建設省となる）総裁、および河川管理者である福岡県知事に対し、水源拡張のための室見川取水工事の認可を地元水利組合等の水利権承諾書を添付して申請した。

室見川取水工事施行認可稟請

本市上水道は大正十二年創設にして数次の拡張をなし、現在計画給水二七二、〇〇〇人にして戦災により甚大なる打撃を蒙り、給水能力減退一時使用量減少せしも、占領軍進駐及び市勢の復興と共に使用量とみに増加、尚、大博多港の発展等に伴い多量の給水を要し、現在人口三二〇、〇〇〇人を算し、既に飽和状態の域に達し毎年時間給水の止むなき状態にして、市民の日常生活並保健衛生上深刻な脅威を与え、殊に管末たる西部姪浜方面の給水不足甚しく該地方は、炭鉱地帯にて地下水の利用困難にして同地方民は上水にたよるの外なく、給水不良のため溜池の水を利用する等にて苦境を忍び保健衛生上憂慮に堪へず全く言語に絶し、之が対策は真に焦眉の急務を要するので、別紙計画書により工事を施行し以て給水の安全を図り度、市議会の議決を得ましたので御認可相成度別紙関係書類相添へ稟請致します。

昭和二十三年四月二十八日

福岡市長　三　好　弥　六

本市の工事施行申請は昭和二十三年七月二十七日に認可され、市は同年十月から福岡市小田部地内（早良区）の室見川堰堤上流に水源を求めて伏流水を取水する工事（第四期拡張工事）に着手した。戦後初めての水源拡張事業として二十二年十月に再開された那珂川の塩原取水着工から一年後の着工であった。塩原取水、室見川取水と相次いだ水源拡張工事は、終戦直後の本市の渇水による給水不足の深刻さを示すものでもあった。

×　　×　　×

室見川取水工事に当たっても、市は地元水利権者と取水条件等について交渉し、福岡市長と農業水利権者の代表である姪浜農

業調整委員会長とが次の契約書を取り交わした。前年に福岡市那珂町土木組合（番托水利組合）と締結した契約と同様に、水田かんがい水に支障の恐れがある場合の揚水停止などが取水条件として盛り込まれている。

契約書

福岡市長（以下甲と称す）と姪浜農業調整委員会長（以下乙と称す）との間に右の契約を締結する

第一条　福岡市上水道利用の為室見川筋室見口堰堤の上流に伏流水揚水施設をする
　前項施設の結果室見口堰堤関係区域の水田灌漑水に支障の虞ある場合は乙の発議に依り甲は直ちに揚水を停止する

第二条　甲は灌漑水用として揚水ポンプを設置しこれが運転使用は乙の要求の期間とする

第三条　甲は室見口堰堤の漏水止め強化工事を為すものとする

第四条　甲は将来既設水道を拡張の場合は事前に乙の承認を求むる

第五条　第一条第二項に依り揚水停止至難の場合は甲乙両者協議の上揚水継続することあるもこれがため水稲減収の際は甲の責任に於て供出割当其の他につき解決を計るものとする

第六条　後日実状の変化に依り本契約を変更せむとするときは甲乙両者協議の上決定する

本契約事項相違なきことを証するため契約証弐通を作製して各自壱通を保有するものとする

昭和二十四年二月二十一日

甲　福岡市因幡町五番地
　　福岡市長　三好弥六

乙　福岡市姪浜町
　　姪浜農業調整委員会長　西原文治

×　×　×

こうして着手された室見川取水工事（第四期水源拡張）は昭和二十六年五月に完成した。工期は約二年八カ月、工事費は総額三千二百三十五万円余で、内訳は国庫補助四百五十三万円余、起債一千三百三十万円、市費七百十四万円余であった。このほかに炭鉱地帯の上水道施設として石炭鉱害復旧臨時措置が適用され、石炭公団プール資金から七百三十万円余が支出された。

この水源拡張は姪浜など一刻も早い上水道の給水が求められている地域があったため、着工から一年を経ない二十四年九月十五日に一部通水が開始され、一日二千四百立方メートルが給水された。これにより水飢饉状態にあった姪浜地区は、工事完成を

またずに水道が使用できる状態となった。

室見川取水工事の完成時取水量は一日約五千立方メートルで、これによって本市上水道全体の給水能力は一日六万一千立方メートルとなり、姪浜地区だけでなく西新地区など市西部の給水不足状態は緩和された。全市の給水人口も二万四千人増えて三十万五千人となった。

3　第五期水源拡張（多々良取水）

第三期拡張工事の塩原取水と第四期拡張工事の室見取水の相次ぐ完成によって、昭和二十六年五月には本市水道施設の給水能力は六万一千立方メートルに増強されたが、同年夏の最大給水量は一日六万一千六百立方メートルと六百立方メートルの施設能力オーバーとなった。（表2―1参照）その後も人口増と市勢の拡大によって、上水道需要量の伸びが続くと予測され、福岡市は次期水源拡張事業の早急な推進を迫られていた。

また、戦後長らく給水状況が悪かった市東南部の比恵、堅粕地区は、那珂川の塩原取水によって給水事情が緩和され、市西部の姪浜、西新方面も室見取水によって給水状況が改善されたが、浄水場から遠い管末地区である市東部の箱崎、吉塚地区は依然として水の出が悪い状態が続いていた。上水道需要が増える夏場は水圧が低下して断水状態になることもしばしばで、早急な給水状況の改善が求められていた。

市東部地域の給水不足解消については、本市は多々良川水系からの取水と浄水場築造を検討していたが、糟屋郡多々良、香椎両町も同時期、町勢発展のために水道の設置を企画し、水源や浄水施設の場所等について調査中であり、本市は両町と多々良川を水源とする上水道設置について協議を始めた。

一方で、この時期は本市と両町との合併問題が提起され、市議会に合併調査特別委員会が設置された時期でもあったため、水道設置問題と合併問題を別個に交渉すると将来の合併条件等に複雑な影響を与える恐れがあるとして、市議会は水道問題交渉に当たっては合併交渉委員会と十分に連絡を取るよう市当局に要望した。

こうした将来の福岡市との合併編入問題もあって、多々良、香椎両町の水道新設は本市の水源拡張事業として施行されることが決定し、箱崎、吉塚など市東部地区と多々良、香椎両町および香椎米軍キャンプ地区への一刻も早い給水を実現するため、市は水源拡張工事の施行認可申請を急ぐことになった。昭和二十五年十二月十九日に開かれた市議会協議会での多々良川取水工事に関する市土木部長の報告と関連議案の説明、これに対する市議会側の対応が多々良取水をめぐる当時の状況を伝えている。

昭和二十五年十二月十九日市議会協議会

三、多々良川取水工事に関する件

土木部長（浜本斉粛）より多々良川の取水工事に関する議案について、本省に申請の期日が切迫しているので、本議会で即決してもらいたい旨承認を求め、左の理由を説明した。

「現在の水道の状態では、ここ二、三年すると急激な人口増加と勘案して、全般的に危うくなる。殊に東部は配水管が小さくなるという関係で困っているが、これを大きくすることについては政府は起債を許さないので、多々良川を利用してこれから日に一万二千トンの水を取ることとし、そのうち八千トンを市の東部に円滑に給水し、四千トンを多々良、香椎の両町埋立地に給水し、占領軍（香椎米軍キャンプ）の給水も完全にしてやりたい。とにかく福岡市の工事としてやり、認可後三者の委員会を作り、細かい点は打ち合わせたい意向で、厚生、建設両省に設計書を送っているが、両省の関係者は十二月いっぱいに市議会の議決を経てきてもらえば、二十六年度に起債の枠にあげることができると言っている。それで認可を取るため、初日に即決してもらいたい」

これに対し議員より「現在両町に対し合併調査委員が交渉を進めているが、この委員会と別個に水道問題を交渉すると、将来の合併条件その他に非常に悪影響を及ぼすので、十分委員会と連絡を取ってもらいたい」との要望があり、異議なく承認された。

多々良川取水工事の認可と早期着工を目指す市は、二日後の十二月二十一日に招集された定例市議会初日の本会議に多々良川を水源とする水道設置に必要な議案を上程、市議会は緊急を要する案件と認めて即日可決した。水道設置に関する議案と本会議での議決の模様は次の通りである。

昭和二十五年議案第二五〇號

水道設置について

右地方自治法第百四十九條第二號の規定により議會に提出する。

昭和二十五年十二月二十一日

福岡市長　三　好　弥　六

理由　水道の設置については市有財産及び営造物並びに契約に関する條例第四條の規定により議會において出席議員の過半数の議決を経なければならないため。

水道設置について

左記により水道を設置する。

記

一、水源及び水源地
　福岡縣粕屋郡多々良町大字津屋地内多々良川伏流水
二、濾水場（量水池、濾過池、淨水池等）
　水源地の右岸堤内地
三、喞水場（取水喞筒、配水喞筒等）
　水源地の右岸堤内
四、水道線路
　イ　東部線　水源地―粕屋郡多々良町―同郡香椎町
　ロ　西部線　水源地―福岡市東部
五、取水量　一日約一萬二千立方米
六、給水区域及び給水人口
　福岡市東部の一部、粕屋郡多々良町及び同郡香椎町。約六萬五千八百人
七、経費　約一億六千六百萬圓
八、着手豫定期　昭和二十六年度
九、完成豫定期　昭和二十八年度

×　×　×

昭和二十五年十二月二十一日市議会定例会

○議長（永江隆三副議長）　（前略）議案第二五〇号「水道設置について」は、緊急案件でありますので即決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

御異議がないと認めまして議案第二五〇号「水道設置について」は原案通り決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」）

全員御異議がないと認めまして議案第二五〇号「水道設置について」は原案通り可決決定いたします。（後略）

福岡市議会の議決を受けて、多々良町議会は二日後の同月二十三日「福岡市営上水道の設置について」の議案を満場一致で可決、香椎町議会も同月二十七日「上水道施設について」と題する次の議案を可決した。

昭和二十五年議案第三十五号

上水道施設について

本町住民の使用に供するため福岡市、多々良町、香椎町共同にて上水道の施設致度本計画実施の協議に当り本町議会の議決を求むる

昭和二十五年十二月二十七日

香椎町長　黒　木　久　作

工事認可申請に必要な議会手続きを経て、市東部における最初の水源地（取水場）が多々良、香椎両町（昭和三十年二月福岡市に合併編入）にも給水する条件で、市域外の多々良町津屋地内に誕生することになったのである。本市にとって第五期水源拡張事業となる多々良取水は、こうして二十六年四月十三日に工事施行の認可を得て、同年十月に着工した。

多々良取水工事は塩原、室見と同じく集水埋渠（まいきょ）法によって伏流水を取水する方式で、完成時には多々良川の津屋堰と広田堰の間の水源から一日一万二千立方メートルをポンプ揚水し、約一・六キロメートル離れた多々良町松崎に建設する浄水場に送水して緩速ろ過、塩素滅菌をしたあと、配水池より自然流下で市東部の箱崎、吉塚地区へ一日八千立方メートル、多々良、香椎両町へ同じく四千立方メートルを給水するというものであった。

当初は昭和二十六年度から二十八年度までの三カ年事業として計画されたが、この間に浄水場の建設場所やろ過方法などを変更したため、二回にわたって工期を延長、完工年度は最終的に三十年度（三十一年三月）となった。この結果、工費も当初予定の一億六千六百万円から二億四千万円に増額された。多々良川から取水するこの東部水源開発によって、本市上水道の給水能力は一日七万三千立方メートルとなり、給水人口も三十六万五千人に増えた。

この多々良取水工事中の昭和二十八年六月下旬、福岡地方は豪雨災害による配水管等の水道施設損傷に加え、その後の干天と猛暑で管末地区を中心に断水が続出した。このため市は応急措置として多々良取水の導水管工事等を急ぎ、同年八月に約五千立方メートルの通水を開始した。大水害後の夏季渇水期にピンチヒッター的な役割も果たした。

× × ×

多々良取水工事に当たっても、取水条件等について水道設置者（取水者）である本市と地元水利権者との契約締結が必要となるが、今回は福岡市域外の取水となるため、取水場設置場所である多々良町長と福岡市長との間で協議が行われ、市は二十六年十二月の定例市議会にその協議内容を議案として提出、市議会がこれを可決了承するという手続きを取った。

昭和二十六年議案第二二三號
　水道設置に関する関係普通地方公共團体との協議について
右地方自治法第百四十九條第二号の規定により議会に提出する
　昭和二十六年十二月十三日
　　福岡市長　小　西　春　雄

理由　区域外に設置する営造物に関する関係普通地方公共團体との協議については地方自治法第百十條第二項の規定により議会の議決を経なければならないため。

水道設置に関する関係普通地方公共團体との協議について

昭和二十五年十二月二十一日議決された議案第二五〇号による水道設置に伴う多々良川筋津屋堰上流の取水に関し粕屋郡多々良町と左記の通り協議する

多々良川筋津屋堰上流の取水に関する協議

一、福岡市は上水道利用のため多々良川筋津屋堰上流より取水するものとし、多々良町はこれを承諾する。

二、福岡市は前号の取水により多々良町大字津屋多田羅、大橋、松崎、所在農地の灌漑用水に不足を来す虞れがある場合に備えるため、多々良川両岸に各一ケ所ポンプ揚水施設を設ける。

三、前号によってもなお灌漑用水が不足する場合は福岡市長、及び多々良町長が協議の上適当な方途を講ずる。

四、前各号に定めるものの外取水に伴い協議を要する事項は、その都度福岡市長及多々良町長が協議決定する。

この議決を受けて、福岡市と多々良町は水利権をめぐり取水条件等について協議を重ね、二十九年一月にようやく多々良川上水道設置に関し、次の契約書を締結した。

契約書

福岡市長小西春雄（以下甲という）多々良町長黒木寛一（以下乙という）との間に多々良川上水道設置に付次の契約を締結する。

第一条　甲は上水道事業として福岡県粕屋郡多々良町大字津屋地内多々良川筋津屋堰、広田堰の間より取水するものとし乙は多々良町大字津屋、多田羅、大橋、松崎所在農地の灌漑用水を絶対確保する条件のもとに、これを承諾する。

第二条　甲は前条の取水により、多々良町大字津屋、多田羅大橋及び松崎所在農地の灌漑用水に不足を来す虞れがある場合に備えるため津屋堰及多田羅堰の各一ヶ所取水口にポンプ揚水施設を設け是等揚水に要する費用は甲の負担とする。

第三条　甲は前条のポンプ揚水が尚不足の場合は灌漑に支障を来たさない様断水処置をなす。

第四条　広田堰関係区域の水田灌漑水に支障の虞れある場合は乙の発議により甲は直ちに揚水を停止する。

第五条　甲は上水道取水のため、取水所附近の井水が枯渇した場合は甲の負担にて井水に変るべき水道を各家庭に送水する。

第六条　甲は本町内部落内を通ずる配水管には要所毎に防火栓を設置し布設後は漏水に依る被害を及ぼさざる様にする。

第七条　甲は山間部送水管埋設地（多田羅地内線より浄水池に至る間）は幅員四メートル以上旧国道（福岡青柳線県道）と浄水場に通ずる路線新設は四メートル以上の幅員として交通道路として開放する。

第八条　甲は浄水池の竣工と同時に松崎字浦山に溜池を設置する。尚、大橋より松崎字上新開の川口に至る間の溝はコンクリート凹形に改修する。

第九条　津屋堰災害復旧の場合は甲、乙協議の上甲は受益者として応分の協力をなす。

第十条　浄水池は附近を公園化すべく甲、乙協力し風致の強化を計る。

第十一条　甲は別表の既定計画の主要幹線を速やかに布設する。

第十二条　前各条以外の事項と雖も乙は甲の事業経営に対する諸設備施行に対して協力する。

以上契約の証として本書を二通を作製し各自一通を保有する。

昭和二十九年一月十五日

甲　福岡市長　小　西　春　雄

乙　多々良町長　黒　木　寛　一

多々良取水に関しては、本市が事業として経営する上水道を多々良、香椎町に給水することについて、本来なら一市二町による組合を組織して対応すべきであるとの異論も市議会内にあったが、両町は多々良取水工事が完成する前の昭和三十年二月一日に福岡市に合併編入し、水道組合の設置や負担金等に関する問題はおのずと解消された。

4　第六期水源拡張（室見取水拡張）

福岡市は戦後の人口増と市勢拡大に伴い、昭和二十二年十月着工の那珂川（塩原取水）以来、室見川（二十三年十月着工）、多々良川（二十六年十月着工）の三河川から取水する三回の水源開発を実施してきたが、それでも給水施設の能力は人口増加と市勢発展のペースに追いつくのが精いっぱいで、降水量が少ない年の夏場には断水や給水制限を実施せざるを得ない状態にあった。

そうした水道事情の下、昭和二十五年六月に始まった朝鮮戦争は我が国に特需をもたらし、福岡市でも住宅建設や商工業施設の集中が促進され、二十七年度には本市の人口は計画給水人口三十万五千人に対して四十二万人を超えた。そこに二十八年九月に町村合併促進法が公布され、本市も隣接町村の合併編入による市域の拡大が確実に見込まれ、さらに人口と水需要が増加するのは必至の情勢となった。

三十年度に第五期水源拡張工事（多々良取水）が完成すれば、本市の給水能力は一日一万二千立方メートル増え、一日七万三千立方メートルとなるが、それでも計画給水人口は三十六万五千人で、なお給水の絶対量不足が予測された。このため市水道局は応急対策として水源調査を行い、その結果、室見川の流量にまだ余裕があることが分かり、室見取水拡張工事（第二次室見取水）を第六期水源拡張事業として施行することを市議会に説明、関係常任委員会の了承を得て二十八年十二月の定例市議会に次の議案を提出した。

昭和二十八年議案第二八六号
　水道事業施設の設置について
右の議案を提出する。
　昭和二十八年十二月十七日
　　福岡市長　小　西　春　雄

理由
水道事業施設を設置するには、市有財産及び営造物に関する条例第四条の規定により、議会において出席議員の過半数の議決を経なければならないため。
　水道事業施設の設置について

左記のとおり水道事業施設を設置する。

記

一水源
　福岡市大字小田部字柳川原地内室見川伏流水
二水源地（取水喞筒、濾過池、浄水池、配水喞筒等）
　福岡市大字小田部字柳川原地内室見川左岸堤内地
三取水量
　一日約一万立方メートル
四給水区域及び給水人口
　福岡市西部（姪ノ浜を除く）の一部　約四万八千人
五工事費
　約五千七百万円
六着手予定期
　昭和二十八年度
七完成予定期
　昭和三十年度

室見取水拡張のためのこの議案は二十八年十二月十九日の本会議で可決され、市は直ちに厚生省、建設省など関係省庁に工事認可を申請するとともに、地元水利権者との取水条件等の協議に入った。

水利権者との協議は、二十三年十月に着工した第四期水源拡張工事（第一次室見取水）に当たって、当時の三好弥六市長と西原文治姪浜農業調整委員会長との間で二十四年二月二十一日に締結した契約書の第四条「市長は将来既設水道を拡張の場合は事前に姪浜農業調整委員会長の承認を求むる」および第六条「後日実状の変化に依り本契約を変更せむとするときは両者協議の上決定する」との規定に従って行われたもので、翌二十九年三月二日に小西春雄市長と西原文治姪浜地区農業委員会長の間で、取水量増加のための施設拡張に伴う協定を締結し、次の通り「覚書」を交わした。

覚　書

昭和二十四年二月二十一日福岡市長と姪浜農業調整委員会長との間に締結された室見川取水に関する契約書第四条及び第六条の規定に基き福岡市長（以下甲という）と福岡市姪浜地区農業委員会長（以下乙という）とは次のとおり協定する。

第一条　甲は上水道用水取水量増加を図るため室見川筋室見口堰堤上流既設の伏流水施設を拡張するものとし乙はこれを了承する

第二条　甲は前条の拡張工事施行に当り室見口堰堤の嵩上げ及び漏水防止強化工事を為すものとする

第三条　甲はその取水により室見口堰堤関係区域の水田灌漑用揚水ポンプの増強を行うとともに灌漑用として上水道用配管から支管を分岐設置するものとする

右協定締結の証として本書二通を作成し各々壱通を保有するものとする

昭和二十九年三月二日

甲　福岡市長　小西春雄

乙　福岡市姪浜地区農業委員会長　西原文治

第二次室見取水は、こうした手続きを経て二十九年十二月七日に工事施行が認可された。同取水工事は応急対策として申請した水源拡張であり、市は認可を受けて同月直ちにろ過池の増設、配水ポンプの据え替え、量水池の改造などの工事に着手し、翌三十年七月には五千立方メートルの一部通水を開始した。翌三十一年には一日一万立方メートルを全量通水し、同年五月一日完成した。工事費は総額五千二百五十九万円余で、全額を自己財源で消化した。

この結果、室見水源からの取水量は一日一万五千立方メートルとなり、昭和二十六年五月に完成した第一次取水の約三倍に増え、水の出が悪かった庄、六本松、平尾方面の厳しい給水事情を緩和した。第二次室見取水の完成によって本市全体の給水能力は一日八万三千立方メートル、計画給水人口は三十七万二千人となった。それでも三十一年夏の最大給水量は一日九万十立方メートルを記録、本市上水道の一日の給水能力を約七千立方メートルも上回った。（表2―2参照）室見川、多々良川、そして室見川と相次いだ水源拡張工事によっても、依然として福岡市の水不足状態が解消されることはなかった。

5　第七期水源拡張（番托取水）

福岡市が室見川の第二次取水工事に着手した昭和二十九年十二月は、筑紫郡曰佐村と早良郡田隈村の同市への合併編入（二十九年十月）直後であった。同市は翌三十年二月に糟屋郡多々良、香椎両町を合併編入し、同年四月には筑紫郡那珂町の合併編入と続き、昭和三十年度には市の総面積は百八十平方キロメートルを超え、人口は五十四万四千人余に急増した。

この間、好況を背景にした住宅団地建設やビル建築の本格化、工場誘致の促進、博多港の出入船舶増加に加え、市民の生活水準向上による電化製品の普及などもあって、水の需要は拍車が掛かる一方であった。こうした状況に対応するため、市は新たな水源開発の調査を進め、慢性的な水不足を抜本的に解消する水源開発策として南畑ダム取水計画の具体的検討に入った。

昭和二十九年三月の定例市議会における安倍正人議員の代表質問に対する阿部源蔵助役の南畑ダム取水構想に関する答弁が、那珂川上流の南畑地区に福岡県が那珂川総合開発事業として企画している多目的ダム（治水、農業、水道）を新たな水源とした大規模な取水計画に期待する当時の本市水道行政の実情をよく示している。

同年三月十七日の本会議における南畑ダム取水をめぐる安倍正人議員の質疑と阿部源蔵助役の応答は概要次の通りであった。

昭和二十九年三月十七日市議会定例会

○十七番（安倍正人）　（前略）次に市民待望の西日本の雄都大福岡市の前提条件となる道路、用水の面について、まず用水等の問題を取り上げる。市長説明によれば現在進行中の多々良川（取水）工事に次いで、南畑水源地（の開発）が挙げられているが、多々良の工事において直面した取水量の錯誤が南畑においても表れるのではないかと懸念する。多々良川工事は二十八年に半ば完成し、取水量一日一万二千トンの計画で、昨年一部完成したので市内に一日五千トンを目標に給水を開始したが、旬日にして機能を停止しなければならない状態になった。これは農家のかんがい用水、天災等を考慮に入れなかった水源取水の大いなる誤りであったと思う。南畑水源地を調査して（取水の）計画を立てるということだが、今後慎重を期せられることを強く要望しておきたい。百万大福岡市の実現の暁には港湾施設はもちろんのこと町村合併などに伴う給水量が著しく増加することは周知の事実で、相当量の水源を確保することが現在の急務であると思うが、今回の南畑水源は以上のことを十分に勘案して調査されると信じるが、同水源地はどれほどの水量を見込んでいるのか。また完成までの年月はどれくらいで、経費はどれくらい要するものか、概略の調査ができておるならば詳細な説明を承りたい。（後略）

○第一助役（阿部源蔵）　（前略）それから水道の計画対策等の件については、現在一日の配水能力はどれほどであるかというと、平尾（浄水場）が塩原、室見、多々良と合計して六万七千トンである。しからば二十九年度末にはどのくらいの能力に達するかというと、多々良、室見等の水量が一万一千トン増えるので七万八千トンの供給力になる。三十年度の末には、さらに室見が充実するので五千トン増えて一日八万三千トンということになる。三十年度末の所要水量は七万七千八百トンなので、三十年度は差し引きして余力があるということになるが、人口増加などを考えると大体とんとんになるというような計画を持っている。（中略）

なお更に将来の対策として塩原・南畑の拡張計画を立てて、二十九年度に調査費をお願いしている。これは調査ができ次第、三十年から着手する予定である。ただいま持っている構想としては筑紫郡の南畑村の奥山に堰堤を構築して高宮（浄水場）へ送水して、ろ過配水をもくろんでいる。総工費は完成までに二十七億円を要するのではないか。有効貯水量は二百六十八万五千トンと非常に膨大なものになるが、これに

より一日最大給水量が八万五千トンとなり、工期は五カ年という一応の計画を持っている。

○市長（小西春雄）　（前略）水道の将来性は、これはもう都市が発達すれば発達するほど一番大事な水の問題であるので、いま助役から説明したように南畑方面の水源開発の調査に着手して、間に合うように処置したい。

二十九年三月の定例市議会では、ほかにも町村合併による人口増加や工場誘致などに伴う水道需要の増大に対応するため、給水施設改良と新たな水源開発を求める次のような質疑も交わされた。

昭和二十九年三月二十日市議会定例会

○四十番（川島亥勇夫）　（前略）次に（水道事業）特別会計の第一款経営費中の配給水費の三千七百八十万円余の工事費について、給水が非常に不良な状態にある平尾、六本松等、それから西公園、百道、草ヶ江等も含んだ西部方面、堅粕、吉塚方面、馬出を含む東部が、この予算の恩恵に浴するのではないかと思うが、この予算行使によって完全給水が可能であるかどうかということを水道局長にお尋ねしたい。また現在このような給水不良地域では給水希望件数が相当あるのではないかと考えられるが、これの解決策もこの予算の中に含まれているかどうかということをお伺いしたい。

それから町村合併並びに工場誘致の促進が図られているが、それらを考慮して水源施設の面等について計画を立てる用意を講じているのかどうかお尋ねしたい。（後略）

○水道局長（浜本斉粛）　水道に関する質問に対してお答えいたしたい。まず最初の水の出が悪い所に対して改良費三千九百万円で、室見から六本松までとその他の鉄管敷設によって、大きい範囲の水の出の不足する所は解消すると確信している。しかし小範囲の鉄管の腐食とか、あるいは漏水とかで水の出が悪くなる個所が相当あるので、その方はこの基本的支出ではなくて営業費の配給水費三千七百万円の中から支出して悪い所は取り替えて（住民の）希望に沿うようにやりたいと思っている。（中略）

町村合併の問題では（合併が）予想される多々良、香椎の方は御承知のように多々良川取水によって鉄管も敷設している。その次に予想される那珂町、曰佐村に対しては、博多駅の南への後退移転等で那珂川のかんがい水を要する土地面積が相当減少すると考えられるので、番托井堰において水道の水源として活用できる水がもう少し得られるのではないかと思っている。そういうものを活用すると那珂町、曰佐方面は十分に給水ができるのではないかと考えている。

また工場誘致等の問題については、先に誘致した九州製糖には毎日六百トンの水を供給している。長浜の製氷会社等が増築されて相当の水を吸収しているので、（新たに進出してくる）工場に、水がないからお断りしますというようなことは絶対に言えもしないし、また言わなくても良いと考えている。しかし何としても南畑の水源拡張が実現しないと、将来の福岡市の水源として安心できない。ぜひこの問題をできる

だけ早く解決して水道問題をすべて解消したいと考えている。（後略）

水源開発をめぐるこうした質疑や前記の南畑ダム取水計画に関する阿部源蔵助役の説明答弁を受けて、市議会は三月二十九日の本会議に「南畑多目的ダムの建設促進」について関係行政庁に意見書の提出を求める次の建議案を提出、満場一致で即日可決した。

昭和二十九年建議案第二號

南畑多目的ダムの建設促進について

本市人口の激増に因る給水源の拡充並びに那珂川の氾濫による流域の被害を防止すると共に旱魃時における灌漑用水の確保を図るため綜合開発事業として南畑多目的ダムの建設を早急に促進すべく別紙意見書を関係行政庁に提出したい。

右地方自治法第九十九条及び本市議會會議規則第十条の規定により議會に提出する。

昭和二十九年三月二十九日

徳永賢三郎　常岡夘兵衛
下郡　藤雄　河崎　精一
吉田　龍藏　深沢　充
末永　秀樹　森　重夫
安倍　正人　徳永　新平
田上文次郎　川口曽根吉

福岡市議會議長　高丘　稔　殿

意見書

我が福岡市は西日本における政治、経済、文化の中心都市として飛躍的発展の段階にあり、今日既に五十万に垂れんとする人口を擁し更に急激なる増加の趨勢にあります。然るに本市の上水道施設は現在施工中の多々良水源地の完成及び室見水源地の拡張工事の完成後においても一日八万三千立方米を給水し得るに過ぎず激増する人口を賄うことは到底不可能であり、早急に一大拡張計画を樹立するに非ざれば一般給水にも事欠くに至り工場の誘致は愚か博多港における船舶給水も不可能となり、本市将来の発展は水道事業により阻害される結果となるのであります。依って本市としてはこれが水源難を早急に解決すべき必要に迫られているのであります。本計画は筑紫郡南畑村五ケ山地区（九州電力発電所取水口上流）に那珂川本流を遮断し高さ四十米の堰堤を築造し取水せんとするものでありますが、これにより得られる水量は一日八五、〇〇〇立

方米にして既設のものと合すれば一日一六八、〇〇〇立方米となり将来の人口増加に対しても給水できうることとなるのであります。然しこれに要する総工費は三十億円に近くダム建設費のみにても約六億円を要し福岡市単独による實現は甚だ困難であります。一方本上流は山岳地帯の急勾配のため水量の調節困難にして年々多額の災害を蒙っているのでありますが、本計画により洪水の調節も可能となり那珂川改修費も相当減少するものと思考いたすのであります。又灌漑用水として常時必要水量を放流することにより旱魃によって蒙る農作物の被害も極度に減少するのであります。更に既設変電所の所要水量も常に一定量を確保できることとなり年間出力の増加も期待でき得るのであります。

以上の如く本堰堤の建設により單に福岡市水道問題の根本的解決を期待し得るのみならず水害防止、灌漑用水及び発電用水の確保等に多大の効果を期待し得るのであります。

何卒御当局におかれましては右事情よろしく御賢察賜り之が実現に格段の御配慮下さいますよう地方自治法第九十九條の規定により本意見書を提出いたします。

この意見書は多目的ダム建設の事業主体となる福岡県をはじめ建設省、農林省、厚生省など関係省庁に提出された。こうして市当局と市議会が一体となって、本市の戦前からの念願であった那珂川上流のダムを水源とする大規模取水計画が具体化に向けて動き出した。

しかし、南畑ダム取水計画は事業規模が大きく、阿部助役の答弁にもあるように工費が巨額で五年以上の長期間の工期を要することから、当時の本市および福岡県の財政事情では早期実現は困難とみられた。このため、南畑ダム取水の実現までの応急的な水源確保措置として、水道局長が二十九年三月定例市議会の答弁で示唆した那珂川の番托井堰上流から水道用水を取水する計画が、第七期水源拡張工事として実施されることになった。

×　　×　　×

那珂川の番托井堰上流から取水する第七期水源拡張をめぐっては、地元水利権者との取水条件等に関する協議が難航した。前年の二十八年大水害で堰が流失し、復旧工事のさなかに井堰上流での水道用水取水計画が持ち出されたことで、番托井堰から農業用水を得ている農家が反対したためである。

とりわけ、かんがい用に貯留した堰上の表流水が一日二万立方メートル以上水道用水に取られることに強い不安と反発があり、二十九年から始まった市と地元水利権者の交渉は三十年に入ってもまとまらなかった。このため市議会や農業委員会などが間に入って調整を続けた結果、三十一年七月にようやく地元水利組合の了解を取り付け、市長と番托水利組合長の間で取水条件等に

関する次のような契約書と覚書が交わされた。

契約証書

福岡市長小西春雄（以下甲と称する）と番托水利組合長山内藤吾（以下乙と称する）との間に那珂川番托井堰より表流水取水に付次の通り契約を締結する。

第一条　甲は福岡市上水道拡張の為那珂川番托井堰上流三〇〇米附近より表流水を取水するものとし、乙は上記の取水を承諾するものとする。

第二条　甲は第一条取水については旱魃対策として灌漑用水確保の為番托井堰東取入口及び西取入口の二ヶ所に揚水施設をなすものとする。

第三条　旱魃により番托井堰関係の灌漑水に支障を来す虞れありと認められる場合は乙の申出により両者協議の上甲は揚水制限又は中止等の措置を講ずるものとする。

第四条　甲は乙に対し特別水利補償をなすものとし之については両者間に別途協議して決定するものとする。

第五条　乙は福岡市水道事業の公共性を確認し本契約第三条の申出を除き将来番托取水に基く一切の要求をなさざることを約するものとする。

上記契約の締結を証する為本書弐通を作成し記名捺印（なついん）の上夫々（それぞれ）壱通を保有する。

昭和三十一年八月一日

福岡市因幡町五番地
甲　福岡市長　小西春雄

福岡市大字住吉七六六番地
乙　番托水利組合長　山内藤吾

覚書

福岡市上水道拡張の為那珂川番托井堰より表流水取水に伴い昭和三十一年八月一日福岡市長小西春雄と番托水利組合長山内藤吾との間に締結せる契約証書第一条の取水量及び第四条の特別補償額について協議整いたるについて左の通り覚書を取交する。

一、契約書第一条の取水量を一日弐万壱千弐百屯とする。

二、福岡市水道局長浜本斉粛は契約書第四条の特別補償として

1　西口に対し弐百九拾万円
2　東六分口に対し四百八拾四万円
3　東四分口に対し参百弐拾六万円

を支払うものとする。

昭和三十一年八月　日

福岡市原吉町六番地ノ一
福岡市水道局長　浜　本　斉　粛
福岡市大字住吉七六六番地
東四分口、東六分口、西口代表者
番托水利組合長　山　内　藤　吾

こうして福岡市の第七期水源拡張となる番托取水工事は昭和三十一年十月に着工し、新たに築造した高宮浄水場とともに同三十五年三月に完成した。完成後は番托堰上流から表流水を一日二万一千立方メートル取水し、新設の高宮浄水場に送水して急速ろ過後に塩素滅菌した上水を本市に合併編入した那珂、曰佐地区への新規給水をはじめ高宮、玉川、春吉、東住吉、長尾、平尾方面を中心に市内の既給水区域の水圧増強を開始した。総工費は高宮浄水場の建設費を含めて四億七千二百八十万円余に上った。

この番托取水は戦後の本市の水源拡張事業の中で開発水量が最も大きく、最新鋭のろ過・配水装置を備えた高宮浄水場の稼働もあって、完成後の本市上水道の給水能力は初めて一日十万立方メートルを超え、給水人口は一気に約五万人増えて四十二万六千人となった。

この取水工事が完成した昭和三十五年の夏は、本章の「概説」で記したように福岡地方は非常な干ばつに見舞われ厳しい給水制限（ピーク時は一日三時間給水）が実施された。この渇水時において番托水源からの取水が水不足緩和に貢献したことは言うまでもない。

6　第八期水源拡張（南畑取水、番托取水拡張）

昭和三十年代になると日本経済は神武景気から岩戸景気を経て高度成長期に入った。景気拡大に伴い、福岡市内のビルや住宅の建設も一段と活況を呈し、市勢拡大と人口増によって水の需要量は増加の一途をたどった。

これに対応するため福岡市は二十年代半ばの塩原取水、室見取水に続いて、多々良、第二次室見、番托の各取水工事を相次いで完成させ水源を拡張していったが、水需要の増加ペースには追いつかず依然として厳しい給水状況が続いていた。

そこで、抜本的な水不足解消策として浮上したのが、那珂川上流の南畑地区にダムを水源とする「南畑ダム取水」計画である。

市が南畑ダム取水計画の具体的な内容と早期実施の推進を表明したのは、昭和二十九年三月の定例市議会における阿部源蔵助役の答弁であった。この助役答弁を受けて市議会も「南畑多目的ダムの建設促進」を求める意見書を可決、行政と議会が一体となって南畑ダム取水の実現に向けて動き出した。

阿部助役が計画内容を表明した市議会本会議の質疑応答、市議会が可決した建設促進を求める意見書の内容については、前項の「第七期水源拡張」で記しているので、本項では南畑ダム取水計画が企図された経緯および阿部助役答弁と市議会の意見書議決を契機に具体化に動き出した同計画の着工までの行政と議会の動きについて記すことにする。

× × ×

南畑ダム取水計画の源流は、戦前にさかのぼる。

福岡市は昭和前期、周辺町村の合併や市域への企業集積で人口が急増し、それに伴って水の需要も増えていった。このため市は大正十二年に通水を開始した曲渕水源（ダム貯水池）の拡張工事を二回にわたって実施し、給水量と給水能力の増強に努めた。曲渕水源の第二期拡張が完成した昭和十五年時点では施設能力は一日最大四万六千立方メートル、計画給水人口二十七万二千人となり、当面の水需要に対応できる施設が整備されたかたちとなった。

昭和十年代に入ると、周辺町村の合併はさらに促進され、日中戦争の拡大によって企業等の大陸進出が一段と活発となったことで、福岡市の水需要の伸びは市域の拡大、人口の増加、企業活動の盛況等によって一段と加速し、曲渕水源からの取水だけでは近い将来、水不足を招きかねない状況にあった。

こうした状況を抜本的に解消するため市は昭和十二年、室見川水系の曲渕水源とは別に那珂川上流に相当規模のダム貯水池を設けて取水する計画を立て、立地可能性調査を実施した。これが南畑ダム取水計画の「源流」である。

ダム貯水池の建設候補地としては当初、福岡・佐賀県境近くの五ケ山が想定されていた。しかし調査の結果、市は筑紫郡岩戸村西畑にダムを築造して取水するとともに、上流の南畑村の川堤に集水管を埋設して伏流水を取水し、一日最大五万三千立方メートルの水源開発を行う大規模な計画を「第三期水源拡張」事業として推進することになった。

この第三期水源拡張事業は、昭和十六年一月三十日の市会で工事施行を承認する議案など財政支出承認案件を含む関連議案六件が可決され、拡張工事に必要な議会手続きを終えた。この時点で、西畑ダム取水を主水源とし南畑からの取水を副水源とする第三期拡張工事は、政府の認可を受け次第着工できる体制を整えた。

しかし、その後の戦局の拡大とそれに伴う国内事情は、資材や労力の不足に拍車を掛け、工事に必要な起債による資金調達も困難にした。このため第三期拡張事業は規模縮小を余儀なくされ、昭和十九年一月、那珂川下流の塩原から取水する応急的な水源拡張工事として着工された。

これによって、将来の大福岡建設を視野に入れて那珂川上流にダム貯水池を設けて、それを水源として取水し市内に送水する大規模な水源開発構想を、市はいったん棚上げして延期することになった。この間の経緯については福岡市議会史第三巻「昭和編㈠」の第十一章「上水道の拡張」第六節「第三期拡張計画の挫折と工業用水」に詳しい。

戦時下の昭和十九年に着工した第三期水源拡張（塩原取水）は、戦火の拡大で着工翌年の二十年六月に中止され、工事中断状態のまま終戦を迎えた。その後、終戦直後の人口急増と干ばつ、漏水による「水飢饉」の状態を救うため、二十二年四月にあらためて第三期水源拡張事業として政府の認可を受け、同年十月に塩原取水工事として着工された。西畑ダム、南畑を水源とする福岡市の大規模水源開発は、この時点で沙汰やみになった。

×　　×　　×

それでも、那珂川上流にダムを設けて取水する水源開発構想が消えたわけではなかった。福岡市は二十五年に那珂川上流の水源調査を実施、五ケ山から約二キロメートル下流地点（南畑村付近）で地質調査を実施するなど、幻に終わった西畑ダム建設計画に代わって南畑地区に新たにダムを建設して取水する水源開発の検討を始めていた。

市が南畑ダム建設と取水計画に向けた調査を進めていることを、具体的に明らかにしたのは翌二十六年八月六日の定例市議会本会議の場であった。同本会議における田上文次郎議員の上水道水源計画に関する質問に対し、水道事業を担当する土木部長は次のように答弁している。

昭和二十六年八月六日市議会定例会

○二十二番（田上文次郎）　（前略）また水道関係において、博多港完成後に船舶給水と大工場誘致が実現した暁における工業用水と市長が目標とされる人口に対する給水量が、目下の水道計画によって万全といえるのであるかどうか。曲渕、室見、番托及び今回着工される多々良川水源地の完成の暁における給水状況はどういうふうになるか。なお南畑を水源とする上水道計画は現在どの程度まで進行しておるか。（後略）

（中略）

○土木部長（浜本斉粛）　（前略）私が四年ほど前にこちらに水道課長として御厄介になったときには曲渕貯水池を水源とする平尾上水道だけ

しかなかったが、その当時にいろいろ大きな計画を立てて、資材、金融難のときに番托の水道、室見の水道、それから今年から多々良の水道を着工している。それらは短期間に効果を出すという方針の下に、水源を三カ所選定した暫定的な措置である。

福岡市の大発展のためにはどうしても現在の倍以上の水源を確保しなければならない時期に達している。先年来調査費をいただいて筑後川を利用する案も調査したが、これはちょっと天文学的数字の予算になり、おいそれと着工できそうもない。特にポンプで水を押し上げるので年間六千万円以上の電力料を払わねばならない関係上、一応これは放棄して、現在那珂川上流の南畑にダムを造り水道の水源にしようという案を立てて調査を進めている。水道だけでは非常に難工事になるので、那珂川の河水統制事業として福岡県が施工する事業とマッチして工事を進めたらという見通しの下に県の土木部長、河港課と既に話し合いを進めている。

これ（南畑ダム取水）をやると計算上一日八万五千トンの水を取り得ることになる。そうすると現在の（給水）能力六万一千トン、それに多々良（取水）ができると約七万トンの能力になるので、（南畑の）八万五千トンが入ると（給水能力は一日）十五万五千トンとなり、人口約八十万に給水し得ることになる。

将来の博多港の船舶給水の増加や誘致工場の業種や規模によっては、急激に水道の使用量が増えることもあり得るので、これで安心というわけにはいかないが、当分は福岡市の発展にも支障は来さんのではないかという目標の下に計画その他を進めている。

この答弁で土木部長は、那珂川の河水統制事業（後の那珂川総合開発事業）として那珂川上流にダム建設計画を企図している福岡県ともすでに水道用水取水に関する協議を進めていることも明らかにした。

以降、市は多々良川、那珂川（番托井堰）、室見川で新たな水源開発のための取水工事を行う一方で、人口増加と市勢拡大に対応するため抜本的な水源確保策として、那珂川上流南畑地区に建設するダム貯水池からの取水計画の具体的検討を始めた。西日本の中枢都市として福岡市が発展するためには、人口の増加や市勢の発展拡大を後追いする応急的な水源拡張でなく、戦前から構想されてきた人口八十万―百万都市を見据えた那珂川上流ダム取水による大規模水源の開発が欠かせないとの判断がそこにあった。

その結果が、南畑ダム取水の計画内容を説明した二十九年三月市議会での阿部源蔵助役の答弁であり、「南畑多目的ダムの建設促進」を求める市議会の意見書可決となって表れた。

これらの動きを受けて本市は福岡県と合同で昭和三十年度から三十三年度までの四年間、南畑地区に多目的ダム（治水、農業、水道）を建設するため、約一千七十万円（うち市が八百万円負担）かけてダム建設予定地域の地形、地質、水理などの調査を実施した。

そして、昭和三十四年度には政府も南畑ダム建設の「実施調査」に国庫補助金を支出することになり、多目的ダムとして南畑ダムの建設は事実上認可された。これを受けて福岡県は同年十二月、翌三十五年度から南畑ダム建設を那珂川総合開発事業として着手することを確定した。同ダムを水源とした水道用水取水計画を進めてきた本市も軌を一にして、第八期水源拡張工事（南畑取水）の実施計画を盛り込んだ水道事業の基本計画案を、三十五年二月に招集した臨時市議会に提出した。

同臨時市議会では奥村茂敏市長が議案の趣旨説明の形で、県の南畑ダム着工決定に伴い、市も南畑ダムから水道用水を取水する施設の建設に着手することを表明、その経費として二十九億一千九百万円が必要であることを盛り込んだ水道事業基本計画案の承認を求めた。この市長の提案に対し二月十六日の本会議では、概要次のような質疑応答が交わされた。

昭和三十五年二月十六日市議会臨時会

○市長（奥村茂敏）　ただ今上程になった議案四件の提案の趣旨を説明する。

まず議案第一号の水道事業の基本計画案については、福岡県の建設する南畑ダムが明年度着工と決まったので、本市においても昭和三十五年度から昭和四十一年度までこれらに対応する諸施設を建設するものである。この計画の完成によって新たに一日八万五千トンの取水が可能になり、一日の最大給水能力は十八万九千トンとなる予定である。これに要する経費は約二十九億一千九百万円となっている。（後略）

○議長（板屋猛副議長）　これより質疑に入ります。発言通告者の中から順次発言を許します。二十九番樋口広君。

○二十九番（樋口広）　極めて簡単に質問申し上げる。南畑のダムはいわゆる多目的ダムで主体性は県にあると聞いている。従って県との間に関連性があると思うので、その関連性の内容と見解について、法的な面と経済的な面について御説明いただきたい。これに関連する法規として特定多目的ダム法というのがあるようだが、それを正面から見ると、このダムの建設には適用されないように拝見するが、あるいはその多目的ダム法に準用規定があるかどうか御教示願いたい。もしそれがなければ建設河川法に基づくかどうか御教示を願いたい。これが第一点。

次はこのダム建設費は資料によると共同施設費及び専用施設費の合計が二十九億円の巨額に上る。その二十九億円が全額起債によって計画されている。そこでこの起債のみで果たしてこの事業計画が完遂されるかどうかという見通しと、当局の自信のほど、見解を披歴願いたい。なお建設費の区分表をみると、共同施設費において十八億円福岡市が分担すると、県が五億円となる。この分担金の基礎はいかなる計算によったものか、分担金の問題は先ほど協議会でも問題になったが、この分担金はおおよその見通しなのかどうか、県との交渉経過並びにこの分担金の数字はいかなる法的立場で取り上げておるかということを質問したい。これが第二点。

第三点は誰しも承知しておるように、那珂川上流の五ケ山の所に九州電力が発電所を持っており、那珂川の水利権を持っておる。従ってこのダムの建設によって九州電力、県、市という三角関係が生まれる。この三角関係について問題点はないか。解決済みであるかどうか。とかくこういった大きな財閥との契約が福岡市の場合において非常に疑問があるので、この際この三角関係において問題が起こるようであれば、

この際はっきりした御説明を願いたい。それが第三点。（後略）

○水道局長（松下重次）　（前略）第一点は多目的ダムの県との関連性、見解の法的、経済的な関連ということであるが、もともとこの南畑ダムは最初のうちは市単独でこのダムを造ったらどうかという議論もあって、いろいろ研究したがダムをこしらえるとすれば、これから先は多目的ダムでなくては河川管理上具合が悪いということ、一方この単独施工は非常に困難性もあって、県にこちらから水道用水を含めた多目的ダムとして施工していただきたいとお願いして、やっと聞き届けられて今日の結果（明年度着工）になったわけである。もちろんダムは県が管理して水量配分については厳格な規制をするということになっている。そういう関係で市との管理規定がただ一つ将来残る慣例で、所有権その他一切は県にあります。特定多目的ダム法が準用されるかどうかについては、いままでの経過では市とそれから県との話し合いによって、河川管理者である県にそういうふうにお願いしたわけである。多目的ダム法そのもので適用になっておるとは考えていない。

それから共同施設を含めて市の費用が二十九億一千九百万円ということになっているが、いかなる財源をもってやるか。起債のみでやります。将来の見通しということであるが、起債のみでやるつもりである。もちろん起債のみで十分採算を取って一般市費の繰り入れのごときは今のところ考えていない。建設費の分担金の根拠は、電源開発促進法というのがあるが、たまたま今度の場合は電気の代わりに水道が加入したわけで、電気は加入していないがその法律を準用して、その方式によって分担金が算出されたわけである。

それから九州電力の発電所との関係については、県の話によると電力を加入させることは当初から考えていないということである。いま九電発電所が発電している実績、そのままの水を流してやる。渇水期は渇水したように、豊水期は豊水したように、実績に応じて放水してやるから全然九電に利益はない。むしろあそこの取り入れ口が水没することによって補償問題が起こるだろうということを県は言っております。

（後略）

○二十九番（樋口広）　少し追加してお尋ねしたい。県の主体性ということは分かるが、分担金は県の三倍も出す、巨額を費やす工事そのものは市がやるのか、県がやるのか。管理事務所は県が作るというが、管理費は一切要らぬのか、その点。

それから所有権の帰属は県にあるようだが、もう少し詳しくダムを一つの営造物とみて、その所有権の帰属はどこにあるのかという点。現在の法制の下では水源施設は固定資産税はかからないが、現在福岡市は曲渕ダムを設置している早良町に固定資産税のような助成金か何かを出しているように聞いておる。将来この問題が那珂川に起こった場合、市は責任を負うかどうか。県のみに負わせるか。こういう点について説明願いたい。

それから分担金の問題について、電源開発とか何とか言われたが、これは（建設省管轄下の道路と国鉄の線路等敷設の建設費負担を定めた）建鉄協定に似て不動のものであるかどうかという点。さらにその分担金は議案第一号によって、それを分担するということが議決権に含まれて出されているが、別途上程される意思があるかという点。

自治法二百十七条によると、県は分担金条例を作ってもいいようになっているが、県は今度のダムについて分担金条例というものを用意しておるかどうか。電源開発云々（うんぬん）に触れて説明願いたい。（後略）

○水道局長（松下重次）　南畑ダムの工事は県だけでやり、市は全然関与しない。それから管理事務所の費用は恐らく県が持つものと考えている。まだ話し合っていないが、私どもは当然県が負担すべきものと考えている。それから工事費の負担が県の二倍くらいあっても、負担金が多い少ないにかかわらず所有権は県に帰属する。それから電源開発促進法による分担金の配分の割合は不動であって、このダムの竣工後清算によって多少の増減はあるということである。これ（分担金割合等）の設置に対して県条例で決められているかどうかということは、今のところ不勉強でそこまで分かっていない。（後略）

福岡県が事業主体となって施工する南畑多目的ダムの建設費を本市が分担する根拠、十三億一千九百万円に上る共同施設（南畑ダム）費の負担金額の是非、管理運営上の問題、上流に発電所を持つ九州電力との水利権問題等について市の見解を問う質疑は、その後も続いた。

○三十九番（藤岡祥三）　水道事業の基本計画について質問申し上げる。この計画案によると総工費が二十九億円、全体工事費の八〇％以上を福岡市が負担しているようである。しかも今の説明によると事業主体は県であり、権利も県に帰属するという。

まず第一点は、二十九億円もの金を要する事業計画を承認してくれという形で議会に出されておるわけだが、二十九億円という金を出して水道事業を行うことについて、いろいろ諸問題が介在しておるであろうし、その諸問題がどのように伏在しておるかということについて何も明らかにされていない。水道事業拡張概要という水道局発行のパンフレットをもらっているが、これは単に二十九億円がどういうふうに金がかかるとか、水がこれだけできて福岡市民が潤ってくるということだけ書かれており、具体的にこういうところにダムを造ることによって、農地関係千三百町歩に関係してくると聞いておる。その中に福岡市民の農地が七百町歩含まれておる。このような問題について、この事業を進めるに当たってどのような問題の処理が具体的に話し合い終わって出されておるのかどうか。

第二点は、上流に九電が発電所を持って現在水利権を持っておる。水道局長の答弁では多目的ダムが造られても発電には従来と何ら変わりない、だから九電はこれに対して負担する必要はないという説明が県から行われてそれを了承したということであったが、多目的ダムが造られれば当然九電の発電出力ワットは現在より二倍、三倍の増加を来すであろうということは、素人が考えても想像される問題である。県がそう言ったから市はそうでありますという答弁を水道局長はしておるが、その問題についてもどういう科学的根拠に基づいて、そういう理論が出てくるか。そういう問題について何ら私たちの手元には知らされていない。私は二十九億一千九百万円を議会が承認するならば、これから引き起こってくる諸問題について一切の義務が議会に負わされていくと思う。本当にこれが福岡市民の水の問題を解決し、しかも九電との関係あるいは農地の関係、こういう一切のものが同時に解決されていかなければならない、同時に解決されるような資料を我々に与えなければならないと思う。言葉を換えて言うならば、お前たちは何も分からんでいい、とにかく二十九億一千九百万円で水道を作ることを了解してく

れ、こういう形で我々の前に提案されておるというのは理解できない。これは議会に対して審議権を無視した当局のやり方であると強調せざるを得ない。なぜならば我々は市民に代わって市民の金を最も市民の福祉増進に役立つために使うのに、これが正しいかどうかということを審議する権限を市民から付与されておる。そういうことを内容として議会が構成されておる。しかし二十九億一千九百万円という市民の金をもって事業をやろうというのに、一切その諸関係の問題については何ら物事を明らかにしないということは、議会に対し不十分な資料によってよく分からないままにその問題を進めさせていくことは、いうなれば議会軽視という考え方に尽きる。今日こういうような資料のもとに二十九億円かかる予算をどんなに口を酸っぱくして正しいと認めろと言われても、認めるだけの資料、根拠は与えられていない。

そういう点について水道局長は具体的な内容を明らかにせず、市民が水に困っておるからという。水の問題は解決されなければならない。しかし、そういう問題の中で奇怪に思うのは、総工費の八〇％以上福岡市に負担させながら名前が多目的ダム、こういう多目的ダムという名前の中に何らかのものが伏在しておるということは明らかである。九電の発電所はこういうことによって福岡市の金によって現在の出力の倍から三倍に引き上げることは可能であるといえる。九電側からすれば勿怪（もっけ）の幸いであると思う。こういう関係についても県がああ言ったからそう思いましたということでなく、具体的、科学的にこの問題を明らかにしていく必要がある。このことを明らかにされなければこの問題の討議を一体どのようにやっていけばいいのか、根拠をつかむことができない。こういう点について水道局長はどのように考えておるか。（後略）

○水道局長（松下重次）　ダムの二十九億一千九百万円の市の負担の中で、ダムの費用だけは十八億四千五百万円である。その中で市が十三億一千九百万円、その残りが国と県ということで、（市の負担割合は）七二％ぐらいになるのではないかと思う。樋口議員の質問にも答えたように、最初は市単独でやろうという話が持ち上がり、市単独で今の八万五千トンの水を取る計画を立てたところ、十五億六千百万円の工事費になった。県が多目的ダムとして取り上げたために十三億千九百万円で済むわけで、そういう点で市としてこれを多目的ダムということにお願いしている。

それから農地関係で市内七百五十町歩のかんがい地の了解を得てやっておるかということだが、事業主体の県の方では八木山と南畑のダム（の建設）に没頭されていて了解の説明がなされていない様子である。もともと多目的ダムの趣旨が、十五億六千九百万円かけて水道用ダム、上流にかんがいダム、その他治水ダムを別個にこしらえるより、一緒にまとめた方が経済的だということで生まれたわけで、農地のかんがいについては国と県が一億一千三百万円負担している。一億一千三百万円負担することで、現在のかんがい用水よりもプラスになると県当局では言っている。しかし、そういう説明が末端までいっていないということで、引き続いて調査をやり説明をすると県では言っている。

九電の発電所はダムができれば二倍三倍に発電量が増えるのではないかということだが、そういうことになれば当然多目的ダムのメンバーに加入すべきであるが、県の書類を見ても全然今の実績より増えていない。私も、発電量が増えるのではないかと県に聞いたが、いやそれは違う、これ（九電）をメンバーに加えることによって、かんがい用水、水道用水が確保できない。発電の方は従来通りに流してやってダムに貯めこむので水量を確保できる。もしメンバーに加えて上流で（毎秒）一トンなり三トンの水を流すということを契約したならば、とてつも

なく大きなダムになってくる。そういうことになればダムの底をついてしまうことを考慮においているということだったので（県の説明を）了承した。

（後略）

この後も平野清、北岡幸太郎、藤進の各議員がダム建設に伴う農業補償や農業用水問題、議案および説明資料の提出方法等について質問し、市当局が説明を兼ねた答弁を行った。南畑ダム取水事業計画を明記した水道事業基本計画案の審査は同日の質疑終了後、厚生水道委員会に付託され、翌二月十七日午後四時四十一分に開会された本会議で、北岡幸太郎委員長が審査結果について次のように報告した。

昭和三十五年二月十七日市議会臨時会

○議長（板屋猛副議長）　次に厚生水道委員会委員長、北岡幸太郎君。

○五十二番（北岡幸太郎）　ただ今議題となっている議案中厚生水道委員会に付託を受けた諸議案の審査の経過および結果について報告する。

昨二月十六日の会議において、本委員会に付託を受けた議案は二件で、本委員会としては案件の重要性に鑑み、二日間にわたり終始熱心に審査を行い各委員より活発かつ積極的な意見の開陳が行われ、慎重に討議を重ねた結果、市長の専決処分の件、議案第三号についてはこれを承認し、議案第一号（水道事業の基本計画案）については原案通り可決すべきものと決しました。（中略）

次に議案第一号においてはまず議案の提出方法、形式、特に内容について論議され、議案審査ができないような提案の仕方は納得できないし、この点強く指摘した結果、共同施設費明細表が提出されたのでこれに基づき審査を行った。その資料は手元に配付している。

この共同施設費負担金については、本事業が事業主体が県である関係上、ダムそのものの工事内容、費用区分、あるいは南畑発電所との関係等明確でない点もあるので、県当事者にも出席願い詳細に検討した結果、その算出方法については電源開発促進法に準じて慎重に算出されたものであり、一応了とされるも多目的ダムの性格からして、市長、助役等が費用区分等について国、県に折衝されなかった点、委員会としては強く遺憾の意を表明するものである。さらに発電能力と既得水量の年間実績等勘案すると、ダム建設によって恩恵に浴する九州電力会社の負担金が全然考慮されていない点について県当事者にただしたところ、ダム建設によって恩典を受けることを認め、今後折衝を行う旨の回答があり、市当局においても九州電力と折衝を始めるとの回答があった。本委員会としては、水は市民にとって死活問題であり、市民の福祉増進と本市の発展を図る意味から、また昨今の水飢饉を一日も早く解決するという大乗的見地から、認め難きを認め、今後、対県、対九州電力に対する折衝は責任をもって必ず実施するよう強く希望いたしたい。

本事業は二十九億一千九百万円の巨費を投じて行う関係上、幾多の障害もあることと推察されるが、一日も早くその完工が望まれる。議員

各位の御協力を今後ともお願いしたい。

水道事業基本計画案を原案通り承認した北岡幸太郎委員長の審査結果報告に対して、中原一男議員が共同施設費（ダム本体棟の建設費）の負担金問題について、西原文治議員が農業用水確保問題について、樋口広議員が九州電力に対する分担金問題について、それぞれ補足質問を行い、市長、助役ら市当局および北岡委員長の見解をただした。

二日間にわたるこうした質疑を経て、南畑ダム取水のための本市水道事業の基本計画案は、三十五年二月十七日の臨時市議会本会議で藤岡祥三議員が反対意見を表明したあと採決され、賛成多数で原案通り可決された。

基本計画の中で市は第八期水源拡張（南畑取水）の工事期間を三十五年度から四十一年度までの七年度間と予定し、建設費概算を共同施設費負担金（南畑ダム建設）十三億一千九百万円、専用施設費（取水、導水、浄水施設）十六億円、総額二十九億一千九百万円と明記した。可決された本市水道事業の基本計画案は大要次のような内容であった。

昭和三十五年議案第一号

福岡市水道事業の基本計画案

右の議案を提出する。

昭和三十五年二月十六日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

本件は、南畑ダムの建設に伴い、水道事業の基本計画を新に定める必要があるため、地方公営企業法第四条の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市水道事業の基本計画

福岡市水道事業の基本計画は、次のとおりとする。

第一　水道事業の目的

本市水道事業は、市民の生活用水、船舶用水、消火用水その他の上水を供給し、市民の福祉増進と本市の発展を計ることを目的とする。

第二　基本計画の内容

一　給水予定区域、人口及び給水量

1　給水予定区域

福岡市一円（ただし、今津、能古、今宿、席田、香椎山間部及び油山山間部を除く。）

2　人口及び給水量

種別	昭和四十七年度（目標年度）
総人口	七六八、〇〇〇人
給水人口	六一五、〇〇〇人
一日最大給水量	一八九、〇〇〇立方メートル

二　取水施設

水源別		取水能力	取水方法	備考
曲淵水源	八丁川	一日　四六、〇〇〇立方メートル	貯水	既設
塩原水源	那珂川	〃　一〇、〇〇〇　〃	伏流水及び表流水	既設
室見水源	室見川	〃　一五、〇〇〇　〃	〃　〃	既設
多々良水源	多々良川	〃　一二、〇〇〇　〃	伏流水	既設
番托水源	那珂川	〃　二一、〇〇〇　〃	表流水	工事中
南畑水源	那珂川	〃　八五、〇〇〇　〃	貯水池放流水	計画
計		〃　一八九、〇〇〇〃		

導水管路及び能力

水源別	導水管路	延長	能力	摘要
曲渕	福岡県早良郡早良町曲渕水源第一量水池から福岡市平尾浄水場第二量水池まで三本併列（創設、第一期、第二期拡張工事）	一本延長　総延長　一五、一八六メートル　四五、五五八メートル	一日　四六、〇〇〇立方メートル	自然流下　既設
塩原	福岡市大字塩原地内接合井から福岡市大字塩原地内吸水井まで	延長　五〇メートル	〃　一〇、〇〇〇〃	ポンプ取水　既設
室見	福岡市大字小田部地内接合井から福岡市大字小田部地内吸水井まで	〃　四八〃	〃　一五、〇〇〇〃	〃〃
多々良	福岡市大字津屋崎地内水源ポンプ場から福岡市大字松崎地内浄水場まで	〃　一、六五九〃	〃　一二、〇〇〇〃	ポンプ導水　既設
番托	福岡市大字塩原地内水源ポンプ場から福岡市大字高宮地内浄水場まで	〃　三、四七〇〃	〃　二一、〇〇〇〃	ポンプ導水　工事中
南畑	福岡県筑紫郡那珂川町大字堀切地内取水ダムから福岡市大字高宮地内浄水場まで	総延長　一五、四六五・七メートル　導水トンネル延長　五七五・七メートル　導水管延長　一四、八九〇メートル	〃　八五、〇〇〇〃	自然流下　計画
計		延長　六六、二五〇・七メートル	〃一八九、〇〇〇〃	

四　浄水施設

ろ過池の種別	池数 既設	池数 工事中	池数 計画	池数 計	能力
緩速ろ過池	平尾八池 室見四池			一二池	一日　六一、〇〇〇立方メートル
急速ろ過池	塩原四池 多々良四池	高宮四池	高宮一〇池	二二池	〃　一二八、〇〇〇　〃
計	二〇池	四池	一〇池	三四池	〃　一八九、〇〇〇　〃

五　配水施設

1　配水池及び浄水池

名称	配水池	浄水池	貯水量	備考
平尾浄水場	二池		一三、九三〇立方メートル	既設　自然流下　一池（六、六八〇立方メートル　七、二五〇立方メートル）
塩原〃		一池	四〇〇〃	既設　ポンプ直送
室見〃		二池	一、九〇〇〃	既設　ポンプ直送　一池（一、五〇〇立方メートル　四〇〇立方メートル）
松崎〃	一池		四、五〇〇〃	既設　自然流下
高宮〃	一池		七、九〇〇〃	工事中　自然流下
〃	二池		二五、四〇〇〃	計画（一二、七〇〇立方メートル　二池）
計	六池	三池	五四、〇三〇〃	

2　配水管線（口径二五〇ミリメートル管以上）

名　称	延　長	摘　要
平尾線	二、四二〇メートル	既　設
東部線	一二、六三〇　〃	〃
西部線	四、八一〇　〃	〃
南部線	七、三五八　〃	〃
姪浜線	一、二〇〇　〃	〃
箱崎線	四、五一七　〃	〃
香椎線	三、四五六　〃	〃
六本松線	四、九五三　〃	〃
高宮線	一、二九二　〃	工事中
那珂線	三、八〇〇　〃	〃
小笹線	三、六六三　〃	〃
野間線	九七〇　〃	〃
名島線	一九、八五五　〃	計　画
西新線	六、五八〇　〃	〃
麦野線	四、四五〇　〃	〃
計	八一、九五四　〃	

六　第八回拡張工事

前記計画を達成するための第八回拡張工事の計画年数及び建設費概算は次のとおりである。

1　計画年数

昭和三十五年度から昭和四十一年度まで七年度間の予定

2　建設費概算

種別	工事費
共同施設費負担金	一、三一九、〇〇〇、〇〇〇円
専用施設費	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
計	二、九一九、〇〇〇、〇〇〇円

第八期水源拡張（南畑取水）に必要な水道事業基本計画が承認されたのを受けて、市は南畑ダム放流水を水源とする取水ダム建設、取水ダムから高宮浄水場までの導水管等埋設、高宮浄水場の拡張など南畑取水工事の早期着工を目指し、基本計画承認から半月後の三十五年三月三日、定例市議会に工事内容を具体的に記した工事施行議案「水道事業施設の設置について」を提出した。

昭和三十五年議案四十八号

水道事業施設の設置について

右の議案を提出する。

昭和三十五年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

本件は、水道事業の基本計画に基き南畑ダム放流水を水源とする水道事業施設を設置するため、福岡市財産条例第四条の規定により議会の議決を求めるものである。

水道事業施設の設置について

水道事業施設を次のように設置する。

一　水　　源　福岡県筑紫郡那珂川町五家山地内　南畑ダム放流水

二　取水施設　福岡県筑紫郡那珂川町大字堀切地内　取水ダム

三　導水施設　福岡県筑紫郡那珂川町大字堀切地内取水ダムから福岡市大字高宮地内浄水場まで

1　導水トンネル　五七五・七メートル

2　導　水　管　一四、八九〇メートル

3　接　合　井　一井

四　浄水施設　福岡市大字高宮地内

1　急速ろ過池　一〇池

2　量　水　池　一池

3　急速混和池　一池

4　薬品溶解槽　四池

5　沈でん池　三池

6　塩素滅菌機　二台

五　配水施設

1　配　水　池　二池

2　配水管線

イ　名島線（黒金町―幸本町―瑞穂町―馬出巴町―名島方面）延長約一九、八五五メートル

ロ　西新線（山荘通り二丁目―柳原一丁目―大坪町・大名町―西新町一丁目方面）延長約六、五八〇メートル

ハ　麦野線（瑞穂町―東住吉宮下町―那珂本町―諸岡―麦野方面）延長約四、四五〇メートル

六　給水能力　一日　八五、〇〇〇立方メートル

同議案審議中の三十五年三月二十四日、厚生省は南畑ダム放流水を取水する福岡市の上水道第八期水源拡張工事を認可、市は同月三十日の水道事業施設を設置するための前記議案の市議会可決をまって同年四月、第八期水源拡張事業として南畑取水工事に着手した。

昭和十二年の立案・調査開始から二十三年、戦前の西畑ダム取水計画から形は変わったが、福岡市の念願であった「那珂川上

流のダム取水構想」がようやく日の目を見ることになった。

×　　×　　×

第八期水源拡張となる南畑取水工事は、福岡県を事業主体として多目的ダムを建設し、その放流水八万五千立方メートルをダム下流約二キロメートルの九州電力南畑発電所下方に取水ダムを設けて取水し、西隈接合井を経て第七期拡張で新設なったばかりの高宮浄水場を拡大して受け入れ、同浄水場で浄水・滅菌後に市内一円に均衡配水する―という計画であった。

当初計画ではダムは昭和三十七年度には完成し、導水・浄水などの水道専用施設も並行して工事を進め、三十八年七月に第一次通水約四万立方メートル、四十年度に第二次通水約一万八千立方メートル、そして完成時の四十一年度末には残る約二万七千立方メートルを通水するというものであった。

市は昭和三十五年四月の着工後、初年度事業費の起債許可を得て高宮浄水場の施設拡大などに着手し、水源拡張・取水工事の進展を図ったが、本体の南畑ダム建設をめぐり工事の基本的事項ついての福岡県と地元那珂川町との確約書取交や水没地区との補償交渉が三十七年までずれ込み、ダム本体工事が進まず、市が予定していた三十八年七月の一部通水（約四万立方メートル）は困難な見通しとなった。

このため、市は緊急打開策として那珂川番托水源からの取水拡大を検討、番托水利組合の協力と承諾を得て、第七期拡張工事で設置した番托水源の再拡張工事を第八期水源拡張事業に追加申請し、昭和三十七年四月十四日に認可を受けて同年七月に着工する。同工事は突貫工事で行われ、翌三十八年六月に予定通り完成し、同年七月から一日三万三千立方メートルの通水を開始、南畑ダム取水開始までの水不足緩和に大きく貢献することになる。

この間の詳しい経緯、その後の南畑ダム取水工事については、続編となる福岡市議会史第五巻「昭和編㈡」に譲る。

ここでは水源不足の緊急打開策として急きょ計画された番托水源地の再拡張工事が実現した背景に、博多駅移転に伴う土地区画整理で番托水利組合関係の水田が減少し番托井堰の農業用水に余裕があったことと同時に、慢性的な水不足に苦しんできた本市の水道事業に対する同水利組合の理解と協力があったことは記憶にとどめておきたい。

7　市営簡易水道の設置

農山漁村の生活改善や産業振興に資するため、地方公共団体が敷設する簡易水道に対し昭和二十年度から国庫補助金が交付されるようになったことから、全国各地に簡易水道が広がっていった。福岡市も上水道の整備拡張の一方で、昭和二十年代後半か

ら市の周辺部や離島に敷設された十二カ所の簡易水道を経営してきた。うち八カ所は町村合併によって本市が事業を引き継いだものである。これらの簡易水道はその後昭和四十年代から五十年代にかけて、そのほとんどが市の上水道に統合される形で、上水道給水区域外に生活用水を供給するという役割を終えて姿を消していく。（表3参照）

×　　×　　×

福岡市が戦後、最初に設置した簡易水道は同市席田地区であった。

席田地区は市の上水道給水区域外で住民の生活用水は井戸水が使用されていた。戦後、板付飛行場に進駐してきた米空軍が飛行場周囲に大規模な排水溝を設置したため、隣接する上臼井、下臼井地区では井戸が枯渇し、両地区の住民は宇美川まで水くみに通う生活を強いられていた。

このため、日米行政協定による事業として地区内の住民に生活用水を供給する簡易水道敷設計画が持ち上がったが、最終的には事業費の半額を国庫補助で賄う市の事業として簡易水道を敷設することになり、市は昭和二十八年十月に政府の認可を得て同年十二月十五日に着工した。市は着工後に開かれた十二月定例市議会に「水道事業施設の設置」を求める議案を提出、市議会は直ちにこれを可決し、水道施設工事の施行を承認した。これを受けて敷設工事は急ピッチで進められ、市は約四カ月後の翌二十九年四月一日から簡易水道による上臼井、下臼井地区への給水事業を開始した。

昭和二十八年議案第二八七号

水道事業施設（簡易水道）の設置について

右の議案を提出する。

昭和二十八年十二月十七日

福岡市長　小　西　春　雄

理　由

水道事業施設を設置するには、市有財産及び営造物に関する条例第四条の規定により、議会において出席議員の過半数の議決を経なければならないため。

水道事業施設（簡易水道）の設置について

左記のとおり水道事業施設を設置する。

記

一　水源
　福岡市大字下臼井字松ヶ浦地内　さく井
二　水源地（取水井、ポンプ室等）
　福岡市大字下臼井字松ヶ浦字美川左岸堤内地
三　配水池
　福岡市大字下臼井丸尾地内
四　水道線路
　水源地―配水池―福岡市大字下臼井及び同上臼井
五　取水量
　一日約百九十立方メートル
六　給水区域及び給水人口
　福岡市大字下臼井及び同上臼井一円　千二百六十五人
七　工事費
　一千八十万円
八　着手及び完成予定期
　昭和二十八年度

この簡易水道の設置によって上臼井、下臼井の住民は二十九年度から蛇口から水が出る水道の恩恵を受けることになった。工事費一千八十万円の半額は国庫補助で、席田簡易水道はその後、昭和三十五年四月に南側の東平尾地区に給水を拡大し、給水人口は二千三百九十人、一日の平均取水量は二百四十立方メートル（最大取水量は三百六十立方メートル）に増強された。

席田地区はその後、筑後川水系の江川ダム取水の開始に伴い上水道の給水が可能になり、昭和四十七年七月に市上水道に統合さ

第10章〈表3〉　福岡市の簡易水道　（単位：人，㎥）

区　分	給水開始	本市に引き継ぎ	上水道に統廃合	計画給水人口	計画日最大給水量	備　考
玄界島	S.30.5.20	S.46.4.1	S.55.4.1	1,300	117	離島水道整備工事で統合
小呂島	S.31.4.10	S.46.1.1	存　続	239	39	
周船寺	S.33.1.20	S.36.4.1	S.44.4.1	3,150	420	東西簡水統合工事による
奈多	S.34.4.1	S.35.8.27	S.44.4.1	3,800	570	東西簡水統合工事による
和白町駅前	S.35.4.1	S.35.8.27	S.44.4.1	3,300	490	東西簡水統合工事による
大岳	S.42.4.1	S.46.4.5	S.53.4.1	2,200	330	
弘	S.45.4.1	S.46.4.5	S.53.4.1	600	90	
志賀島	S.47.4.1	S.46.4.5	S.53.4.1	2,500	520	
席田	S.29.4.1	——	S.47.7.1	2,390	360	江川取水で統合
今宿	S.37.4.1	——	S.44.4.1	4,000	600	東西簡水統合工事による
月隈	S.41.4.1	——	S.47.7.1	3,430	543	江川取水で統合
能古島	S.49.4.1	——	S.52.4.1	1,300	300	日佐江取水で統合

（福岡市水道70年史より）

れ、簡易水道事業は廃止されることになる。

×　　×　　×

福岡市が設置し事業化した簡易水道は、このほか今宿（昭和三十七年四月給水開始）、月隈（同四十一年四月給水開始）、能古島（同四十九年四月給水開始）の三カ所である。

このうち今宿地区は横浜などの海岸地域で井戸水に塩分が多く、戦後は枯渇する井戸が増えたため、住民は昭和三十年ごろから簡易水道の設置を市当局や市議会に求めていた。横浜地区だけでなく連接した松原、横町地区、今津の浜崎地区の井戸水も同様な傾向で、保健所から飲用水には適さないとの指摘を受け、地元住民の間で水道敷設の要望が一層高まった。

地元の強い願望を受けて、市も今宿・今津地区に簡易水道設置の検討を始めた。昭和三十五年になって厚生省が今宿簡易水道事業を補助対象として取り上げることを決定したことから、市は同年八月に工事施行認可を申請、同年度に着工した。これと同時に、市は同年十月の定例市議会に今宿簡易水道を設置するための議案を提出、翌十一月二日の本会議で「簡易水道事業施設の設置」承認を求めるための次の議案が可決された。

今宿簡易水道は三十七年四月一日から給水事業が開始されるが、その後の市上水道の給水区域拡大によって、四十四年三月末に上水道に統合廃止されることになる。

昭和三十五年議案第二百六十二号

簡易水道事業施設の設置について

右の議案を提出する。

昭和三十五年十月二十七日

福岡市長　阿　部　源　蔵

理　由

本件は、今宿、今津地域に簡易水道を設置するため、福岡市財産条例第四条の規定により議会の議決を求めるものである。

簡易水道事業施設の設置について

簡易水道事業施設を次のように設置する。

一　水　源　福岡県糸島郡周船寺村大字周船寺字キノモト地内

周船寺村簡易水道集水井水
二　取水施設　福岡県糸島郡周船寺村大字周船寺字キノモト
取水ポンプ　二台
三　浄水施設　福岡県糸島郡周船寺村大字周船寺字キノモト
塩素滅菌機　二台
四　送水施設　福岡県糸島郡周船寺村大字周船寺字キノモトから福岡市横浜字今山まで
送水管　約四、〇〇〇メートル
五　配水施設
1　配水池　一池
2　配水管線
イ　今宿線（横浜字今山―今宿町字松原、横町方面）
延長約五、七〇〇メートル
ロ　今津線（横浜字今山―今津字浜崎方面）
延長約三、〇〇〇メートル
六　給水能力　一日　六〇〇立方メートル
七　給水区域　福岡市横浜、今宿町及び今宿青木の一部並びに今津の一部
八　工事費概算　三千三百万円
九　着手及び完成予定期
着　手　期　昭和三十五年度
完成予定期　昭和三十六年度

福岡市はこのほかに町村合併によって昭和三十年代に奈多、和白町駅前（以上、旧和白町）、周船寺（旧周船寺村）の簡易水道事業を、同四十年代に入ってからは玄界島、小呂島（以上、旧北崎村）、大岳、弘、志賀島（以上、旧志賀島町）の簡易水道事業を引き継いだ。

×　×　×

昭和四十年代に本市が給水事業を開始した月隈、能古島の両簡易水道および町村合併によって昭和四十年代に引き継いだ小呂

島などの簡易水道の事業・施設の内容、設置から統合廃止に至る経緯等の記述は、本巻「昭和編㈡」の続編となる福岡市議会史第五巻「昭和編㈢」に譲る。

第三節　浄水場と配水施設

大正十二年三月一日、福岡市に本格的な水源地と浄水施設が完成した。室見川水系の八丁川に築造した曲渕貯水池（ダム）と、市中心部（当時は筑紫郡八幡村平尾、のちに中央区小笹五丁目）の丘陵地山上に建設した平尾浄水場（廃止後は市植物園）である。曲渕貯水池から取水した原水を約十五キロメートル離れた平尾浄水場に導水管を通して送水し、ろ過・滅菌して飲用可能な上水として住民に供給するという福岡市の「水道事業」はこのとき始まった。

この前年の大正十一年九月十日、市は曲渕の花乱の滝から取水した水を導水管を通して平尾浄水場に構築したろ過池に送水し、滅菌処理した上水の一般家庭への一部通水を試験的に開始した。その意味では、福岡市において浄水施設が稼働し始めたのは、このときが初めてと言っていい。

曲渕水源地と平尾浄水場による本市の上水道創設時の供給体制は、計画給水人口約十二万人であった。福岡市の人口はその後、大正後期から昭和前期にかけて早良郡西新町、筑紫郡住吉町、同郡八幡村（平尾、高宮）、同郡堅粕町、同郡千代町、早良郡樋井川村、同郡原村、同郡姪浜町、筑紫郡三宅村、同郡席田村、糟屋郡箱崎町など周辺町村の相次ぐ合併編入と日本の大陸進出に伴う産業等の集積で、曲渕ダム取水を計画した大正初期に市が想定した規模を上回るペースで増大していった。

このため、市は昭和九年と同十五年の二度にわたって、曲渕水源地からの取水量と平尾浄水場の施設を拡張する大規模な工事を行った。この結果、上水道の給水能力は一日四万六千立方メートルと創設当初（一万五千立方メートル）の三倍以上に増強された。その一方で、市は将来の更なる大都市化による水道水需要の増加を想定して、那珂川上流ダム取水計画（第三期水源拡張）の実現を目指したが、戦局の拡大等によって計画は縮小され、那珂川上流に大規模なダムを建設して取水し、新たに浄水場を設置して給水する計画（西畑ダム取水）は断念を余儀なくされた。

そうした事情もあって福岡市の浄水施設は、大正十二年の上水道事業開始から二十年以上たった終戦時も平尾浄水場ただ一カ所で、人口二十八万の都市の給水を賄っていた。

1　平尾一カ所から五浄水場体制へ

終戦当時、平尾浄水場は戦前の二度にわたる拡張工事で築造された緩速ろ過池が八池設置され、一日四万六千立方メートルの浄水（給水）能力を持つ施設であった。曲渕水源地と平尾浄水場による本市上水道事業の当時の給水対象人口は二十七万二千人だったが、終戦後の外地からの引き揚げや疎開先からの帰還で福岡市の人口は急増し、昭和二十二年度には三十二万人を超え、新たな水源開発と浄水施設の設置が求められていた。

このため、昭和二十二年十月には戦時中断していた第三期水源拡張工事（塩原取水）が再開され、市内塩原の那珂川左岸に取水と浄水の施設を持つ塩原水源地が開設された。一日一万立方メートルの取水能力を持つ施設全体が完成するのは二十六年三月だが、着工翌年の二十三年七月には取水と浄水の施設が一部完成し、一日四千五百立方メートルの通水を開始した。この塩原水源地の開設によって、比恵、堅粕、箱島など市内東南部地域の給水圧力不足が解消されるなど、干ばつと漏水による戦後の水不足状態が一部緩和された。

戦後初の水源拡張事業となった塩原取水工事と同浄水場築造に関しては、着工から半年後の二十三年三月の定例市議会で、長引く給水制限の一日も早い解消を求める議会側と市当局の間で真剣な質疑応答が交わされた。

議会側の質疑と市長はじめ当局側の答弁の内容については、第一章「戦災復旧から復興へ」の第三節「電力不足と飲用水確保」と本章第二節「水源拡張事業　―南畑ダム取水へ」の中で詳述しているので、ここでは塩原取水の早期実現を求める質疑応答に絞って、その要点を抄録するにとどめる。

昭和二十三年三月十日市議会定例会

○十六番（山本与三郎）　（前略）次に水道の問題。こいねがわくば本年度こそ水飢饉から福岡市民を救っていただきたい。我々が市会に議席を持って約十一年、この間、水にのみ悩まされ通しである。ぜひ本年度こそは市内の比恵、堅粕方面や高台の高宮、平尾方面のように、毎年夏場には水一滴すら飲めないというような水道行政の是正を一日も早く実現していただきたい。（後略）

○市長（三好弥六）　（前略）水道、これは私がこちらに来た時から頭痛の種である。近ごろは登庁して私が第一番に見るのは水源地の貯水量である。全機能を発揮したところで、当初の計画が二十七万人の人口を対象としての設備であるので絶対量が足りない。お説のように番托の伏流水による水道工事（塩原取水）は八月ごろ完成して（一部）給水ができるかと思う。番托伏流水による水道計画の給水人口は大体三万人

を予定している。（中略）室見川の工事は本年度施工する予定であるから、本年度の乾燥期に入ると、やはり皆さんに節水していただかなければならないのではあるまいかと心配している。（後略）

那珂川の塩原取水工事とともに施工された塩原浄水場の開設によって、本市上水道の浄水施設が平尾浄水場一カ所だけの時代は終わった。

塩原の浄水場は塩原水源地として取水施設の傍らに併設され、急速ろ過方式のろ過池四池（一池は予備）を有し、平尾浄水場からの配水では水圧不足で十分な給水が困難な市内東南部地域の給水に主として充てられた。

戦後初の水源拡張工事によって塩原水源地が開設され、それまで水源が室見川水系からの取水だけだった本市の上水道に、那珂川からの取水が加わることになった。こうした水源地開設に伴い取水施設には浄水場が併設され、本市の上水道は戦後、塩原浄水場に続き室見（室見浄水場）、多々良（松崎浄水場）、番托（高宮浄水場）の各水源地に浄水場が設置され、昭和三十五年には平尾を含めて五カ所の浄水場の配水施設から給水する体制となった。（表4―1、4―2参照）

× × ×

昭和二十二年十月に着工した塩原浄水場に続いて、市は翌二十三年十月、第四期水源拡張事業として室見取水工事と併設浄水施設となる室見浄水場の築造に着手した。姪浜や西新など給水不足や断水が頻発していた市内西部地域の厳しい給水事情を緩和するための水源拡張で、二十六年五月の完工予定を待たずに着工翌年の二十四年九月には水飢饉状態にあった姪浜地区などへの一部通水を開始した。

室見浄水場の施設は、二十六年五月の完成時点で緩速ろ過方式のろ過池で浄水した水を配水ポンプで加圧して送水し、市民に一日五千立方メートル給水する能力を備えていた。室見浄水場はその後、町村合併等による人口増に備えるため、第六期水源拡張事業として二十九年十二月から施設・機能の増強工事（第二次室見取水）に着手、一日の給水能力を一万立方メートル増やし、最終的には緩速ろ過池四池と配水ポンプ三基（一基は予備）を有し、一日一万八千立方メートルの給水能力を持つ浄水施設となった。

室見水源地と同浄水場の開設によって、姪浜、西新など市西部地域の上水道の給水不良状態は緩和されたが、平尾浄水場から遠い同じ管末地区でも箱崎、吉塚など市東部地域の上水道は水が出にくい状態が続いていた。

× × ×

市東部地域の給水不良については、福岡市は那珂川取水、室見川取水に続いて多々良川からの取水と浄水場建設を検討していたが、同じく多々良川からの取水による水道事業を計画していた糟屋郡多々良町、同郡香椎町と、昭和二十五年ごろから水道共同設置に向けた協議を重ね、福岡市が第五期水源拡張事業として市内東部地域と多々良、香椎両町に給水する上水道施設を設置するため取水施設と浄水場、配水施設を築造することになった。

多々良川を水源とする水道設置の承認を求める議案は昭和二十五年十二月二十一日の定例市議会本会議に上程され、即日可決された。この議案内容については本章第二節の「第五期水源拡

第10章〈表4-1〉　浄水施設　（昭和40年末現在）

浄水場名			平尾	室見	高宮	塩原	松崎
浄水設備	量水池	池数	2	2			
	ちんでん池	池数		前処理池1	3〔1〕	1	1
		全容量 ㎥			4,500	1,280	1,500
		ちんでん時間			3.5〔3.0〕	3	
	ろ過池	ろ過方式	緩速	緩速	急速	急速	急速
		池数(予備)	8	4	8〔6〕	4(1)	4(1)
		一池のろ床面積 ㎡	1,697	3池 480 1池 577	74	36	36
		ろ過速度 m/日	4.54	7.5	110〔150〕	140	120
		浄水能力 ㎥/日	46,000	18,000	139,000	10,000	12,000〔4,800〕

（注）〔　〕は工事中　（福岡市史第八巻昭和編後編(四)より）

第10章〈表4-2〉　配水施設　（昭和40年末現在）

浄水場名			平尾	室見	高宮	塩原	松崎
配水設備	配水池	池数	2	2	3	1	1
		全有効容量 ㎥	13,930	1,900	33,000	400	4,500
		貯水時間	7	3	15	1	9
		一日最大配水量 ㎥	46,000	18,000	139,000	10,000	12,000〔4,800〕
	配水ポンプ	台数(予備)		3〔1〕		3〔1〕	
		出力 kW	自然流下	100	自然流下	100	自然流下
		揚程 m		65		80	

（注）〔　〕は工事中　（福岡市史第八巻昭和編後編(四)より）

張」の項で記した。

同議案によると、多々良町大字津屋の多々良川から取水した伏流水は同水源地右岸に設置する浄水場でろ過・滅菌し、配水ポンプによって福岡市東部および多々良、香椎両町の住民に給水する計画であったが、二十六年十月の本格的な着工を前に浄水場および配水施設の計画が設計変更され、浄水場は水源地から北西約一・六キロメートル離れた多々良町大字松崎の高台に建設し、同浄水場の配水池から自然流下方式で住民に給水することになった。

設計変更によって工事費用の総額は一億六千六百万円から約一・五倍の二億四千万円に引き上げられ、二十六年七月の臨時市議会に工事費の継続年期と支出方法の承認を求める議案が提出され、同月二十八日の本会議で可決された。工事費の継続年期と支出方法に関しては、その後も資材や工賃の高騰、配水線路の延長増やそれらに伴う工期の遅れなどから、三度にわたって議決変更を求める議案が提出され、市議会はその都度、変更を承認してきた。

多々良水源地と松崎浄水場は当初計画より二年遅れて昭和三十一年三月に計画された施設がすべて完成した。完成時点での松崎浄水場は急速ろ過池四池を設備し、浄水能力は一日一万二千立方メートルであった。同じ急速ろ過方式の塩原浄水場とほぼ同規模の浄水施設として、市東部地域の給水不良状態の緩和と多々良、香椎両町（完成時には福岡市）の上水道給水に貢献した。

福岡平野の中央部、西部、東部を流れる那珂川、室見川、多々良川の主要三河川から取水した原水を浄水し、福岡市内に配水する体制が整ったことで、平尾浄水場一カ所体制の時代には水の出が悪かった市周辺部の管末地区や高台地区の給水事情は相当に改善された。

× × ×

本市の浄水施設で戦後五番目に設置されたのが高宮浄水場である。同浄水場は昭和三十一年十月に着工した那珂川の番托取水（第七期水源拡張）に伴う浄水場として市内高宮地区の丘陵地に建設された。

高宮浄水場は近い将来の南畑ダム取水計画の実現を考慮して、本市上水道の中心的役割を担う浄水場として設計され、当時の最新鋭浄水施設が導入された。今回の第七期拡張では、町村合併による人口急増や産業集積による急速な水道需要の増加に対する応急的な措置として実施されたため、とりあえず一日二万一千二百立方メートルを処理できる浄水能力施設が整備されたが、これらの施設も南畑取水が開始された場合には、直ちに同型の施設を増設できるよう勘案して沈でん池や急速ろ過池、配水池などの位置や形状、容量が決定された。

高宮浄水場の建設を含む第七期水源拡張工事の承認を求める議案は、三十一年三月の定例市議会に提出され、同月三十日の本

会議で可決された。

昭和三十一年議案第四十九号

水道事業施設の設置にについて

右の議案を提出する。

昭和三十一年三月九日

福岡市長　小　西　春　雄

理　由

福岡市財産条例第四条の規定により、議会において出席議員の過半数の議決を経なければならないため。

水道事業施設の設置について

左記のとおり水道事業施設を設置する。

一、水　源　福岡市大字塩原地内那珂川表流水

二、水源地（取水門、導水渠、喞筒井、喞筒室、導水喞筒等）

福岡市大字塩原地内那珂川左岸堤内地

三、取水量　一日約二万一千二百立方米

四、水道線路　水源地―浄水場―平尾市崎町―山荘通―東領、竹下方面、小笹、田島、大坪町方面

五、浄水場（沈澱池、濾過池、配水池等）

福岡市大字高宮地内

六、給水区域及び給水人口

福岡市一円、四十二万六千人（既設設備を含む。）

七、工事費　四億七千三百万円

八、着手予定期　昭和三十一年度

九、完成予定期　昭和三十三年度

番托取水と高宮浄水場の建設工事は三十一年七月に政府の認可を得て、同年十月に着工した。その後、地元農業耕作者から水道用水の取水地点がかんがい水門に近く、農業用水の取水に支障を来す恐れがあるとの申し出があったことから、再検討した結

果、設計を変更することになったため、取水・導水・浄水・配水の各施設の本格的な工事着手はいずれも予定より遅れることになった。

給水能力が一気に二万立方メートル以上増強される那珂川番托取水―高宮浄水場建設への市民の期待は大きく、市議会では着工後その進捗状況を心配する質問に対して、水道局長が工事の進捗状況だけでなく浄水場の設備内容と給水開始への段取りを丁寧に説明する次のような場面も見られた。

本章第一節で詳細に記した昭和三十三年夏の渇水対策論議の中から、高宮浄水場に関する質疑応答の部分を抄録する。

昭和三十三年七月二十九日市議会定例会

○二十五番（木原新）　（前略）五年くらい前と記憶しているが、高宮浄水場の土地（購入）問題でかなりトラブルがあったように聞いているが、あれから四、五年たった今日、その段階からどうなっているのか。

○水道局長（松下重次）　（前略）高宮（浄水場）の方のご心配をかけている那珂川取水（番托取水）工事は三十一年度から四億七千三百万円で着工している。三十一年度に高宮の約二万五千坪の土地を整地し、その工費が五千万円ほどかかっている。三十二年度は起債の五百万円と自己資金の五千万円をもって機械による急速ろ過ができるろ過池を計画し、三十三年度に完成させる予定である。三十三年度は番托水源のポンプ工事、送水（導水）管の工事を片付け、三十四年度に沈でん池と給水ろ過池、市内の配水管を何とか完成させて、三十五年の夏には（高宮浄水場から）市民に水を供給できるよう努力している。

高宮浄水場の開設によって、本市の浄水場は平尾、塩原、室見、松崎に高宮が加わって五カ所となった。これにより本市上水道の浄水能力は一日十万立方メートルを突破して十万四千立方メートルに、給水対象人口は四十二万六千人に増えた。一日の浄水能力は、平尾浄水場だけだった十年前の昭和二十五年（四万六千立方メートル）の二・三倍になった。

最新鋭の設備を導入した高宮浄水場は昭和三十五年三月の完成時点では、一日の浄水能力は二万一千二百立方メートルで、平尾浄水場（四万六千立方メートル）に次ぐ規模だったが、その後、三十七年七月に着工された番托水源拡張工事（第八期水源拡張）に伴って高宮浄水場の浄水施設も拡張され、三十八年には一日の浄水能力は五万四千立方メートルとなり、平尾浄水場に代わって本市上水道の主力浄水場となる。

さらに昭和四十一年度以降、南畑ダム取水が開始されてからは高宮浄水場の浄水設備はさらに増強され、同浄水場は急速ろ過

池八池を持つ本市上水道最大規模の浄水施設として中心的役割を担っていくことなる。

2　漏水防止工事と配水管改良

福岡市の上水道給水状況は、大正十二年の水道創設から昭和二十年の戦災前までは配水に必要な正常水圧（平方センチメートル当たり四・五キログラム）を維持しており、給水不良改善のための配水管改良工事などは特に行う必要はなかった。

ところが、昭和二十年六月十九日の空襲被災によって本市の水道事情は一変した。上水道の配水管損傷は百二十四カ所に上り、このうち六十カ所は給水の大動脈である口径二百五十ミリの配水管であった。さらに家庭や事業所に水を供給する給水管が各所で焼損し、焼け跡の市街地は至る所で漏水が見られる「ザル給水」状態が現出した。

戦災による配水および給水管の損傷で市内の漏水率は六〇％に達し、平均水圧は戦災前の四分の一以下の平方センチメートル当たり一キログラムにまで急落、水圧不足により給水能力は極端に低下した。このため、戦災を免れた地域でも高台や配水場から遠い管末地区ではほとんど使用不能の状況に陥り、推定三万カ所とされた焼け跡地区の給水管の漏水防止と、焼損した配水管の移設に向けた撤去作業が、終戦直後の本市水道行政の深刻かつ緊急な課題となった。

本市上水道の給配水施設の損傷とそれに伴う漏水対策については、戦争終結後初めて招集された市会で次のような質疑が交わされた。

昭和二十一年一月二十八日臨時市会

○十番（松本一）　（前略）市内を回ってみると、至る所で水が湧き出ておる。前の市会の時（昭和二十年七月十四日）にも申し上げたが、いまだに復旧ができていない。これからまだだんだん水が少なくなるから、あれは至急に直していただかねばならぬ。このことは賢明な議員諸公もみな目に余っていることと思う。どうか一日も早く復旧さしていただきたい（後略）。

○水道課長（古賀久六）　戦災後の漏水については、軍隊あるいは警防団その他町内の義勇隊等の応援を求めて、これが防止に努めたのでありますが、何分賽（さい）の河原みたようなことを繰り返して、給水口だけの防止では到底駄目で、引込線の止水栓を止めて回らなければ完璧を期せられないような状況にあります。そこで各区に分けて職員を派遣して止めていたが、どうしても職員だけではできないような状況になったので、最近刑務所等の応援を求めて止水栓を閉めるということで目下工事を進めております。（後略）

終戦から半年近くたっても被災した水道管の損傷が修復できない本市水道施設の被災状況と、漏水箇所が多すぎて止水作業が

進まない現状に対する市当局の苦悩がにじみ出ていた質疑応答であった。

しかし給配水管の漏水はその後も続き、戦後初めての年度予算案審議の場となった二十一年三月の通常市会でも、戦災による給配水管損傷やそれに伴う漏水問題に絡めて、水道施設の修復改良とそのための財源確保をめぐる質疑が交わされた。

昭和二十一年三月二十日通常市会

○二十七番（山本与三郎）　（前略）上水道について本年度に使用料の改正が上程されている。この改正料金の金額は佐世保、長崎と大同小異であって、長崎市は三分の一、佐世保は二分の一が戦災によって水道の閉鎖管が傷んでいる。その訳を考えて抜本塞源的な上水道の計画と方針を立てる条件として（長崎、佐世保両市は）上水道料金改正の決定を見たのである。しかしながら、これについて（本市議会で）改正料金が確定したならば、その料金の余剰財源で抜本塞源の計画を立てるのかどうか、御意見を伺いたい。

○水道課長（古賀久六）　（前略）現在の上水道は戦災後、漏水が非常に多いのが全国の各都市の悩みとなっています。（本市は）今年二月の渇水によって時間給水をやっているわけですが、まず大きな原因である多くの漏水を止めることが目下の急務であります。

極力、本市の方法を講じてやっているが、なお止まりません。ただ今から応急対策として国家から補助をもらって強化し、漏水を止めたいと努力しております。この（今議会に提案している）使用料の値上げによって財政上余裕ができれば、相当改良すべき点が従来から多々あるので、そういう方面に金を入れていく考えを持っております。ただ今の復興計画の中においても、上水道としてできるだけこの機会に（施設の）改良を加えたいと思っております。（後略）

戦災による漏水箇所の修復作業の難航ぶりと、終戦直後の昭和二十一年夏の干ばつによる渇水、それに伴う上水道の断水や給水不良の状況に関しては、二十一年十月七日に招集された臨時市会における吉村光次郎議員、渡辺進議員、落石榮吉議員らと三好弥六市長ら市当局との間で真剣な議論が展開された。その議論の中身は第一章「戦災復旧から復興へ」の第三節「電力不足と飲用水確保」で詳細に記した。

市議会ではその後も、二十三年秋まで断続的に実施された長期間の給水制限や漏水防止策をめぐって議論が続くが、その概要についても第一章第三節および本章第一節「慢性的水不足との闘い」で述べているので、本節では戦災復旧の応急的措置として昭和二十一年度から二十三年度にかけて重点的に実施された漏水防止対策および配水管撤去を終えた後の本市上水道の整備と拡張のための配水施設の改良、すなわち昭和二十年代後半から同三十年代半ばにかけて計画的に行われた給配水管の取り替え等による漏水防止と配水管の移設・改良の経緯と市議会の対応について記すことにする。

× × ×

終戦から昭和二十年代の半ばごろまでの本市の漏水防止工事は、戦災で焼損した水道管の「地上漏水」の防止を主体とした応急対策がほとんどであった。とりわけ終戦直後の二十年度から二十三年度までの四年間は、市は戦災復旧漏水防止費として国庫補助を受けて漏水箇所の止水と修復に全力を挙げ、終戦時に六〇％を超えていた本市上水道の漏水率は二十三年度以降、四〇％以下に回復した。（表5参照）

しかし、その後、昭和初期から戦前の昭和十五年ごろにかけて埋設された給配水管の老朽化と、戦災が原因とみられる「地下漏水」が市内で続出し、市はその対応に追われることになった。地下漏水の止水作業と修復工事は、戦災等による地上漏水の応急的な修復作業に比べると複雑かつ困難な工事になることから、市は工事施行区域や施行年度、工事費を年次ごとに定める漏水防止工事計画を策定して対処することになった。

最初の漏水防止工事計画となった第一次五カ年計画（昭和三十一年度～三十五年度）は、工事区間の水道管総延長は二百十六キロメートルで、工事費総額は三千百五十二万円余であった。この第一次計画の中で、市は配水管から各戸への給水装置の引き込み状況を詳細に記入した平面図（給水戸番図）を作成した。このとき作成した給水戸番図は本市上水道の配管網図整備の基礎となり、その後の給配水管の移設や配水管の取り替えなど給配水管の新設や維持管理に利用されてきた。

漏水防止工事の年次計画は、その後も第二次計画（昭和三十七年度から四カ年）、第三次計画（昭和四十一年度から三カ年）、第四次計画（昭和四十四年度から四カ年）…と、昭和後期から平成にかけて半世紀以上、継続実施されていくことになる。

第10章〈表5〉　初期の漏水量（昭和20年度～昭和25年度）

年度別	給水世帯数	給水人口	1日最大配水量	1日平均配水量	1日平均漏水量	漏水率	平均水圧	摘要
	戸	人	㎥	㎥	㎥	%	kg/㎠	
昭和20	34,566	214,805	——	47,000	14,100	30	4.5	戦災前
20	24,900	136,950	——	47,000	28,800	60	1.0	戦災後
21	24,750	217,517	50,200	42,406	21,758	51	2.0	焼失 9,666戸 焼失 7,786栓
22	29,484	231,187	52,500	41,297	19,179	46	2.2	
23	32,831	244,575	48,600	43,683	17,538	40	2.2	
24	38,417	273,005	53,150	48,655	18,906	39	2.2	
25	41,480	304,705	60,055	52,521	19,469	37	2.5	

（福岡市水道50年史より）

× × ×

昭和二十三年度までに戦災で焼損した給配水管の漏水防止と撤去作業が一段落すると、被災した市街地復興のための区画整理事業に伴い、上水道の配水管網再編のための配水管移設事業が実施された。移設工事は戦災復興事業として国庫補助（二十四年度は三分の一、二十五年度から半額補助）を得て、二十四年度から本格化し二十八年度までの五年間で区画整理事業区域内約三・三平方キロメートル（約百万坪）の大部分の移設を完了した。

区画整理事業に伴う配水管移設によって、市街地の給水状況は終戦直後に比べるとある程度改善されたが、町村合併等による給水区域の拡大や人口増による給水戸数の増加で、管末地区や高台地区では給水不良が各所に発生し、市街地と比較して給水状況に不均衡が生じることになった。

市中央部と管末地区の給水状態の差は二十七年三月の定例市議会でも指摘され、市当局は早期解消への努力を約束した。

昭和二十七年三月二十日市議会定例会

○二番（平野清）　（前略）それから水道課の問題であるが、全市にわたっての水圧調査ということをやったか。中洲、堅粕、箱崎、西の方の姪浜という具合に夜間の何時については何立方メートルのものが出るというような水圧検査を一応やられたのか。

今議会においても（水道課を）局にするのか部にするか非常にもめたが、このことは市民も非常に関心を持っておる。そんなときに、水が出ない所も（水道の）基本料金は同じであるというようなことになれば、市民としては納得し難い。その点についての水道行政に問題は

第10章〈表6〉　昭和27年度から昭和35年度までの改良工事施行状況

口径 / 年度	50㎜以下		75㎜～100㎜		150㎜以上		計	
	延　長	工事費	延　長	工事費	延　長	工事費	延　長	工事費
	m	千円	m	千円	m	千円	m	千円
昭和27					1,320	3,134	1,320	3,134
28	9,253	2,392	2,407	2,893	5,202	26,542	16,862	31,827
29	6,882	2,137	3,215	3,444	8,624	44,878	18,721	50,459
30	8,646	3,809	4,104	5,980	1,390	3,534	14,140	13,323
31	13,691	6,997	11,801	12,920	4,638	11,825	30,130	31,742
32	27,793	20,845	16,229	28,682	3,477	14,134	47,499	63,661
33	30,224	21,566	13,128	21,688	7,156	32,353	50,508	75,607
34	12,250	12,268	17,481	31,092	8,069	26,854	37,800	70,214
35	12,173	14,597	13,163	23,974	7,725	45,360	33,061	83,931
計	120,912	84,611	81,528	130,673	47,601	208,614	250,041	423,898

（福岡市水道50年史より）

あるのではないか。（後略）

○水道課長（松下重次）　水道の水圧調査のことについてお答えします。水道のサービスとしては全市民に対して一軒も水が出ない所がないようにすることが最大のサービスであり、極力この方面に努力している。水圧の問題に対しては月一回定期的に市内の二十カ所を選んで調査をやっている。ただ今の状況では、この市役所が大体五十ポンド、一番悪い所が堅粕方面で大体七ポンド。この堅粕方面（の給水状況）を解決するためには、どうしても多々良の（取水）工事を完成しないとできないが、来年度でき得る限りの資材を堅粕方面に充当して、ただ今申された水は出ないのに水道料を払うというようなことを、なるべく早く解消したいと考えている。（後略）

こうした給水状態の不均衡の主な原因は給水の絶対量不足によるものだが、大正時代から使用している配水管や管口径では拡大する都市の配水管網に十分な対応が難しくなってきたためでもある。このため、市は昭和二十七年度から、戦災復興事業として実施した配水管の撤去・移設に次いで配水管の改良工事に着手、三十五年度までの九年間に総額四億二千三百万円余の工事費を投じて総延長二百五十キロメートルの配水管改良を行った。（表6参照）

配水管の改良はその後、昭和三十六年度から四十一年度までの六カ年計画として実施され、同四十年度以降は配水管整備事業（数年次計画）として引き継がれていく。

第四節　水道事業の経営

昭和二十年八月の終戦によって日本社会は変革の嵐に見舞われた。とりわけ国内経済は激変・混乱し、終戦から数年間、諸物価はうなぎ上りに高騰した。このインフレの波は公共事業である水道事業にも波及し、資材や労賃の値上がりによる支出経費の増大は地方公共団体の水道事業の財政運営を圧迫、水道料金を引き上げなければ事業の維持・経営は困難な情勢となった。当然、戦災で市街地の給配水管の多くが焼損した福岡市も例外ではなかった。

1　受益者負担による経営を明確化

大正十二年の水道創設以来二十三年間にわたって安定的に維持されてきた本市の水道料金は、昭和二十一年四月に給水条例を

改正して初めて改定された。その後、二十二年度に二回、二十三年度にも二回、そして二十四年度とインフレの進行に伴って料金改定が矢継ぎ早に行われた。

その一方で昭和二十二年五月三日の地方自治法施行によって、地方公共団体に民主的で効率的な行政の確保が要請されるようになり、本市の水道事業も従来の管理第一主義から使用者本位への経営移行が必要となった。

こうした時代状況を受けて、市は昭和二十四年十月の定例市議会にそれまでの水道給水条例（大正十年制定時は五章五十五条）を廃止して、簡易な口語体による条文九カ条からなる水道使用料条例（二十四年十月一日から適用）の制定議案を提出、市議会は同月二十八日の本会議で同条例案を可決した。

昭和二十四年議案第二〇八號

福岡市水道使用料條例案

右地方自治法第百四十九條第二號の規定により議會に提出する

昭和二十四年十月二十七日

福岡市長　三　好　弥　六

理　由

使用料の増額及び條文整備のため

福岡市水道使用料條例

第一條　使用料は計量制にあっては給水使用料及び量水器使用料、定額制及び私設消火栓にあっては給水使用料とし使用者から徴収する

2　前項の使用者が使用料を納付しないときは給水裝置所有者又は管理者から徴収することができる

3　使用料は給水の制限をなした場合においても徴収する

第二條　使用料の額は別表第一及び第二による

第三條　使用期間が十五日に満たない月の使用料の額は次の区分により算定する

一　給水使用料

㈠　計量制においてはその月の使用量が基本使用量の二分の一を超えないときは基本使用料の半額、使用量が基本使用量の二分の一以上のときは別表第一によって算出した額

㈡　定額制においては別表第一によって算出した額の二分の一

二　量水器使用料

㈠　別表第二の半額

第四條　月の中途において給水装置の種別用途又は量水器の口径を変更し若しくは定額制において世帯人員数に異動があった場合その月の使用料の額はその使用日数の多い方に従って算定する。但し使用日数が等しいときは新しい方に従う

2　一個の量水器をもって二種以上の用途の給水に使用するときは料率の高い方により使用料を算定する

第五條　量水器又は給水装置の故障等により量水器の表示した水量が実際の使用水量と差異があると認めたときの使用料の額は市長の認定による

第六條　使用料は二ヶ月毎に前二ヶ月分を徴収する。但し市長において必要と認めた場合は一ケ月毎に徴収し若しくは前納させることができる

2　私設消火栓又は岸壁給水用はその都度徴収する

3　一時用は給水開始のとき二ヶ月分以内の使用料概算額を徴収し廃止、中止又は停止のとき精算する

第七條　市長は公益上その他特別の事由がある者について使用料を減免することができる

第八條　詐偽その他不正の行爲により使用料の全部又は一部につき徴収を免がれた者についてはその徴収を免がれた金額の五倍に相當する金額以下の過料を科する

第九條　使用料を指定の期限迄に納付しないときは完納する迄給水を停止することができる

附　則

1　この條例は昭和二十四年十月一日から適用する

2　福岡市水道給水條例、福岡市水道市外給水條例及び博多港船舶直接給水條例は廃止する

別表第一　給水使用料表（略）

別表第二　量水器使用料表（略）

この条例の制定によって、水道は受益者負担によって経営するという事業システムがより明確となり、本市上水道の事業体制として確立された。これに伴い給水の実施や給水装置の維持管理および工事等の事務取り扱いについては別途規則で定め、市は昭和二十六年二月十九日に福岡市水道給水規則を公布・施行した。

2　企業会計方式で水道事業経営へ

昭和二十七年には地方公営企業法の施行に伴い水道事業に同法が適用されることになり、本市は同年九月の臨時市議会に水道事業を企業会計方式で管理運営する水道局を設置するための条例制定案を提出、市議会は同月十七日の本会議で水道課を廃止す

るための事務分掌条例改正案とともに可決した。

昭和二十七年議案第一四八號

福岡市水道局設置に関する條例案

右地方自治法第百四十九條第二號の規定により議會に提出する。

昭和二十七年九月十七日

福岡市長　小　西　春　雄

福岡市水道局設置に関する條例

地方公營企業法（昭和二十七年法律第二百九十二號）に基き水道事業の管理者の権限に属する事務を處理させるため、福岡市に水道局を設置する。

附　則

この條例は、昭和二十七年十月一日から施行する。

×　×　×

昭和二十七年議案第一五〇號

福岡市事務分掌條例の一部を改正する條例案

右地方自治法第百四十九條第二號の規定により議會に提出する。

昭和二十七年九月十七日

福岡市長　小　西　春　雄

理由

地方公營企業法（昭和二十七年法律第二百九十二號）に基く水道局の設置に伴い、市長の権限に属する事務を分掌する部課としての水道課を廃止する必要があるため。

福岡市事務分掌條例の一部を改正する條例

福岡市事務分掌條例（昭和二十七年福岡市條例第三號）の一部を次のように改正する。

第一條中第十四號を削る。

附　則

この條例は、昭和二十七年十月一日から施行する。

水道局設置条例の施行により福岡市は昭和二十七年十月一日、公営企業体として水道事業管理者の権限に属する業務を処理する組織として水道局を設置した。これに伴い、市長部局であった水道課は廃止され、水道事業の業務執行責任者として水道事業管理者（本市では昭和四十年末まで助役が兼任）が置かれることになり、実務のトップとなる初代水道局長には浜本斉粛土木部長（元水道課長）が就任し、それまでの一課四係から、総務、業務、工務の三課九係からなる水道局が発足した。

水道局発足に伴い、市は同年十二月の臨時市議会に水道局職員の定数条例、公営企業の業務状況の公表に関する条例など、公営企業体としての業務に必要な条例の制定案四件と既存条例の改正案二件を提出、市議会は十二月二十二日の本会議でいずれも原案通り可決した。同市議会で可決された水道局設置関連の六議案は次の通りである。

昭和二十七年議案第二一四号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

右地方自治法第百四十九条第二号の規定により議会に提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

理由　福岡市水道局の設置に伴い、市長の事務部局の職員の定数から水道局職員を除く必要があるため。

福岡市職員定数条例（昭和二十七年福岡市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一、市長の事務部局の定員

吏員	七八四人
その他の職員	八六二人
計	一、六四六人

同条同項中「合計二、一〇〇人」を「合計一、九五四人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

×　　×　　×

昭和二十七年議案第二一五号

福岡市水道局職員定数條例案

右地方自治法第百四十九條第二号の規定により議會に提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

理由

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の施行に伴い水道管理者の事務を補助する職員の定数を定めるため。

福岡市水道局職員定数條例

第一條　福岡市水道局職員の定数は、次の通りとする。

局長	一名
吏員	三八名
その他の職員	一〇七名
計	一四六名

第二條　前條に規定する吏員の定数に欠員がある場合には、その欠員の数の範囲内において、その他の職員の定数を増すことができる。

附　則

この條例は、公布の日から施行する。

×　×　×

昭和二十七年議案第二一六号

福岡市水道局職員のうち労働組合を結成し又はこれに加入することができない職員の範囲に関する條例案

（以下略）

×　×　×

昭和二十七年議案第二一七号

市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき

福岡市公営企業の資産に関する條例案

右地方自治法第百四十九條第二号の規定により議會に提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

理由

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三條の規定により地方公営企業の用に供する資産の取得管理及び処分は管理者が行うのであるが左條但書の規定により取得及び処分について市長の承認を要する重要な資産については條例で定めなければならないため。

市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき福岡市公営企業の資産に関する條例

第一條　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三條但書の規定により、市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき福岡市公営企業の資産に関しては、この條例の定めるところによる。

第二條　管理者は左の各号に掲げる場合においては、市長の承認を受けなければならない。

一、一廉五百坪以上の土地の取得及び処分

二、延坪百坪以上の建物の取得及び処分

三、その他管理者において重要と認める資産の取得及び処分

附　則

この條例は、昭和二十八年一月一日から施行する。

×　×　×

昭和二十七年議案第二一八号

福岡市公営企業の業務状況の公表に関する條例案

右地方自治法第百四十九條第二号の規定により議會に提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

理由

地方公営企業の業務状況の公表については地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十條の規定に基き條例で定めなければならないため。

福岡市公営企業の業務状況の公表に関する條例

（以下略）

×　×　×

昭和二十七年議案第二一九号

福岡市水道使用料條例の一部を改正する條例案

右地方自治法第百四十九條第二号の規定により議會に提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

理由

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の施行に伴い改正の必要があるため。

福岡市水道使用料條例の一部を改正する條例

第一條第二項中「管理者」を「管理人」に改める。

第六條第七條第八條中「市長」を「水道管理者」に改める。

附　則

この條例は、昭和二十八年一月一日から施行する。

同臨時市議会では、これら一連の条例の制定や改正に加え、従来の市特別会計水道費から公営企業体の事業会計に移行するのに伴う「福岡市水道事業会計予算案」と昭和三十年度を目標年次として市が策定した「福岡市水道事業の基本計画案」（一日八万三千立方メートルの給水体制を実現するための施設整備と設備計画）を可決した。これにより福岡市の水道事業は二十八年一月一日以降、市議会の議決が必要な水道事業計画に基づいて企業会計方式で事業を経営していくシステムとなった。

昭和二十七年議案二〇九号

福岡縣福岡市水道事業会計予算案

（総則）

第一条　昭和二十七年度（昭和二十八年一月一日から昭和二十八年三月三十一日まで）福岡縣福岡市水道事業会計の予算は以下に定めるところによる。

（収入及び支出）

第二条　収入及び支出の予定は次の通り定める。但し業務量の増加により費用の金額が不足する場合で業務量の増加に伴って収益が増加するときは、その一部を業務運営上直接必要とする費用に充てることができる。

（科　目）	（金　額）
収　入	
第一款　水道事業収益	四一、一〇九、二七五円
第一項　営業収益	三七、一七五、一三五円
第二項　附帯事業収益	三、六〇〇、〇〇〇円
第三項　営業外収益	三三四、一四〇円
第二款　資本収入	三九、三二九、五九五円
第一項　資本収入	三九、三二九、五九五円
支　出	
第一款　経営費	四〇、〇四五、七四九円
第一項　営業費	二六、〇二六、〇〇〇円
第二項　附帯事業費	三、五〇〇、〇〇〇円
第三項　一般管理費	八、三〇〇、〇〇〇円
第四項　営業外費用	二、二一九、七四九円
第二款　建設改良費	三九、三二九、五九五円
第一項　改良費	一四、三二九、五九五円
第二項　拡張費	二五、〇〇〇、〇〇〇円
第三款　企業債償還金	七六三、五二六円
第一項　企業債償還金	七六三、五二六円
第四款　予備費	三〇〇、〇〇〇円
第一項　予備費	三〇〇、〇〇〇円

（一時借入金）

第三条　一時の借入をすることができる金額は常時四〇、〇〇〇、〇〇〇円以内と定める。

（議会の議決を経なければ流用できない経費）

第四条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

（経　費）　（金　額）

一、職員給与費　　八、三九四、七二〇円
二、交際費　　六〇、〇〇〇円
昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

（理　由）
地方公営企業法施行に伴い本市水道事業の財務に関しては昭和二十八年一月一日からこの法律の適用をうけるので、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの水道事業会計予算について改めて議会の議決を経なければならないため。

（以下、水道事業会計予算実施計画・水道事業計画・水道事業会計資金計画＝省略）

×　×　×

昭和二十七年議案第二二二号
福岡市水道事業の基本計画案
右地方自治法第百四十九條第二号の規定により議會に提出する。
昭和二十七年十二月二十二日

福岡市長　小　西　春　雄

理　由
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四條の規定により福岡市水道事業の基本計画を定める必要があるため。

福岡市水道事業の基本計画
福岡市水道事業の基本計画は、次の通りとする。
第一、基本計画の目的
本市の水道事業は本市一圓並びに粕屋郡多々良町及び仝香椎町の一部の住民に對し、その生活用水、工業用水、船舶用水、消火用水その他の上水を供給するもので、企業の経済性を発揮しつつ公共の福祉増進を図り、もつて本市の発展を図ることを目的とする。
第二、基本計画の内容
（以下、一項～五項は略）

こうして公営企業体としての業務執行体制を整えた本市の水道事業は二十八年一月一日から財務面でも企業会計方式による運営に移行し、企業の経済性を発揮しつつ公共の福祉増進によって市勢の発展を図る「公営企業」として名実ともにスタートした。

第五節　水道料金改定の推移

戦後のインフレによる各種の料金値上げは、水道使用料においても例外ではなかった。前節の「水道事業の経営」の冒頭部分でも記したように、福岡市の上水道は昭和二十一年四月の料金改定を皮切りに、二十二年と二十三年にそれぞれ二回、二十四年に一回と毎年料金が値上げされてきた。その後、二十五年の改定を除き、二十七年と二十九年にも料金が値上げされ、本市の水道料金は昭和二十年代に実に八回の値上げが行われた。

とりわけ、戦後数年間はハイパーインフレによって諸物価は天井知らずの勢いで高騰し、昭和二十一年四月の料金改定までは一円五十銭に据え置かれていた一般家庭用の基本料金（十立方メートルまで）が、二十四年十月の戦後六回目の料金改定では七十五円となり、四年間に五十倍の値上がりとなった。

1　戦後八年間で九回の料金改定

戦後第一回目の料金改定のための条例改正案は、戦後初の年度予算を審議する二十一年三月の通常市会に上程・付議された。畑山四男美市長は二十一年度予算案の提案理由説明で、水道使用料を含む各種使用料・手数料について、戦後の諸物価高騰の中で市の事業として維持・継続していくためには、現行料金の二倍ないし三倍の引き上げが必要として、次のように述べた。

昭和二十一年三月十五日通常市會

○市長（畑山四男美）　（前略）各種の使用料及び手数料に関しましては、これに伴う行政事務費の実状に鑑みるも、はたまた現在一般の価格情勢に照らすも、いずれも低廉に失し財政収入の意味をなさざるがごとき状態にありますので、特殊のものを除きほとんど全種目を通じまして現行料金の二倍ないし三倍に及ぶ引き上げを行ったのであります。（中略）

なお特別会計水道費におきましても、一般会計におけると同様給水使用料の値上げを行いまして水道経済の再建を企図し、市立病院費においても同じくこれが使用料を増額いたしまして、もっぱら財源の確保に努めたのであります。（後略）

市会では同月二十日の本会議で、山本与三郎議員が水道使用料改定について、本市の水道事業改良に向けて「抜本塞源的な計

画」を立てるための手段として行うべきだと指摘した。これに対し市当局は、①物価情勢を考えれば水道使用料の引き上げは事業の維持・継続のためやむを得ない、②値上げ幅は類似他都市との均衡を考慮して決めた、③使用料の値上げで財政上余裕ができれば水道事業の改良に金をつぎ込みたいーなどとの趣旨の答弁を行い、苦しい市の財政事情に理解を求めた。

この料金改定は、大正十二年の本市上水道創設以来初めての条例改正による使用料の値上げであった。この改定により水道料金は約三倍に引き上げられることになったが、市会は同年三月三十日の本会議で水道事業維持のために市が提出した左記の給水条例改正案を原案通り可決、同年四月分の徴収から新料金を適用した。

昭和二十一年市會議案第五六號

福岡市水道給水條例中改正の件

福岡市水道給水條例中別紙の通改正す

昭和二十一年三月十五日提出

福岡市長　畑　山　四　男　美

理　由

市財政の都合と諸物價昂騰（こうとう）の現状に鑑み給水使用料の引上をなすと共に一部實状に即せざる規定を改正せんとするに由る

福岡市水道給水條例中改正條例

第三條　削除

第十五條ヲ左ノ通改ム

（略）

第十六條　削除

第十八條　（略）

第二十一條中「壱圓」ヲ「参圓」ニ改ム

第三十七條中「五拾銭」ヲ「壱圓五拾銭」ニ改ム

第四十一條ヲ左ノ通改ム

給水料ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ徴收ス

専用栓

一、一般用（家事其ノ他用）

基本料金　一ヶ月一〇立方米迄　金四圓
超過料金　一〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金参拾銭

二、湯屋営業用
基本料金　一ヶ月一〇〇立方米迄　金弐拾圓
超過料金　一〇〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金拾五銭

三、特別用（噴水、瀧、庭園其他娯楽用）
基本料金　一ヶ月一〇立方米迄　金拾圓
超過料金　一〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金七拾銭

共用栓
基本料金　一ヶ月六立方米迄　金壱圓五拾銭
超過料金　六立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金参拾銭

消火栓
一個一回ニ付使用時間十分毎ニ　金参圓

汽車船舶
一、汽車又ハ船舶給水業者ニ對スル給水一立方米ニ付　金参拾銭
二、繋船岸壁ニ於ケル直接給水一立方米ニ付　金七拾五銭以内
三、運搬ニ依ル給水
防波堤被覆内　一立方米ニ付　金弐圓以内
防波堤被覆外　一立方米ニ付　金参圓以内
但シ夜間又ハ荒天ノ場合ハ各料金ノ五割増トス

第四十七條　（略）
第四十八條　（略）
第四十九條　（略）

附　則

本條例ハ昭和二十一年度分ヨリ之ヲ適用ス

当時はまだ戦災で焼損した配水管や給水管の漏水箇所の修復が十分でなく、市内の高台や管末地区では水道の出が悪い地域が数多くあった。これらの地域では一カ月に五立方メートルも水が出ない家庭も多く、基本料金（十立方メートルまで）が同じである給水良好地区との不均衡が問題となっていた。

このため市は二十一年十二月の定例市会に水道給水条例の改正案を提出、この中で一般家庭用給水の基本料金の水量を二分の一の五立方メートルに減らして、使用量に関係なく徴収する基本料金負担の等分化を図り、給水良好地域と給水不良地域の不均衡を是正する措置を講じた。

使用料の不均衡を是正する一方で、市は同年四月に引き上げた使用料では水道事業の維持が困難として、今回の条例改正案の中で、基本料金、超過料金、量水器使用料などを引き上げる料金改定を提案した。戦後二回目の水道給水条例改正の概要は次の通りであった。

昭和二十一年市會議案第一〇五號

福岡市水道給水條例中改正の件

福岡市水道給水條例中別紙の通改正する

昭和二十一年十二月二十四日提出

福岡市長　三　好　弥　六

理　由

市財政の都合と諸物價昂騰の現状に鑑み給水料其の他一部實状に適せざる規定を改正せんとするに由るからである

福岡市水道給水條例中改正

第二十一條　第一項中「工費の一部」の次に「又は設計手数料」を加へ「參圓」を「拾圓」に、第二項中「工費」の次に「又は設計手数料」を加ふ

第二十七條中「壹圓五拾錢」を「拾圓」に改める

第四十一條を左の通り改める

給水料は左の區別に依り之を徴收する

専用栓

一、一般用（家事其他用）
　基本料金　一ヶ月五立方米迄　金五圓
　超過料金　五立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金壹圓
二、湯屋営業用
　基本料金　一ヶ月五〇立方米迄　金貳拾五圓
　超過料金　五〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金五拾銭
三、特別用（噴水、滝、庭園其他娯楽用）
　基本料金　一ヶ月五立方米迄　金拾五圓
　超過料金　五立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金貳圓五拾銭
共用栓
　基本料金　一ヶ月三立方米迄　金貳圓
　超過料金　三立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金壹圓
消火栓
　一個一回ニ付使用時間五分毎ニ　金参圓
汽車船舶
　一、汽車又ハ船舶給水業者ニ對スル給水　一立方米ニ付　金壹圓
　二、繋船岸壁ニ於ケル直接給水　一立方米ニ付　金貳圓以内
　三、運搬ニ依ル給水
　　防波堤被覆内　一立方米ニ付　金五圓以内
　　防波堤被覆外　一立方米ニ付　金七圓五拾銭以内
　　但シ夜間又ハ荒天ノ場合ハ各料金ノ五割増トス

第四十五條中但書を削る

第四十七條　（略）

第四十八條　（略）

第四十九條　（略）

附　則

この條例は昭和二十一年十二月分からこれを適用する

同条例改正案は同年十二月二十四日の本会議で原案通り可決された。市は条例付則にあるように、同年十二月分から改定料金を徴収する方針であったが、二十一年八月十日に施行された物価統制令によって、公共料金である水道料金の改定には物価庁の認可が必要となったため、三好弥六市長は翌二十二年二月七日付で物価庁長官宛てに次のような認可申請書を提出した。

水第八號
昭和二十二年二月七日

福岡市長　三　好　弥　六

物価庁長官殿

水道給水條例中改正の件認可申請

今般市財政の都合と諸物価高騰の現状に鑑み別紙の通福岡市水道給水條例中一部改正の件市会の議決を得ましたので何卒御認可賜り度く申請致します。

この申請に対し物価庁九州地方物価事務局長から同年四月二十九日付で三好市長宛てに「申請額の通り認可する」との通知があり、市は二十二年四月から戦後二回目となる水道料金の引き上げを実施した。

それでも本市の水道事業を取り巻く環境は好転せず、昭和二十二年に入っても、市内では漏水と渇水による給水不良や断水が依然として続き、インフレによる資材高騰や人件費の上昇で経営状態はさらに厳しさを増した。本市上水道は給水状況の改善と、事業の維持存続のために使用料の再引き上げは避けられない状況にあった。

2　物価統制令により上げ幅修正

戦後三回目の料金改定は二回目の改定（二十二年四月認可）から三カ月後の同年七月から実施する予定で、市が同年八月の定例市議会に給水条例の改正案を提出した。今回の料金改定も前二回の改定と同様に値上げ率三倍前後の大幅な値上げであったが、市議会は同月九日の本会議で原案通り可決した。

昭和二十二年議案第三九號

福岡市水道給水條例中改正の件

福岡市水道給水條例中別紙の通り改正する

昭和二十二年八月八日提出

福岡市長　三　好　弥　六

理　由

市財政の都合と諸物價昂騰の現状に鑑み改正せむとする

福岡市水道給水條例

第二十一條　第一項中「拾圓」を「參拾圓」に改める

第三十一條中「拾圓」を「參拾圓」に改める

第三十七條中「拾圓」を「參拾圓」に改める

第四十一條を左の通り改める

給水料ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ徴收ス

専用栓

一、一般用（家事其他用）

基本料金　一ヶ月五立方米迄　金拾五圓

超過料金　五立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金參圓

二、湯屋営業用

基本料金　一ヶ月五〇立方米迄　金七拾五圓

超過料金　五〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金壹圓五拾銭

三、特別用（噴水、滝、庭園其他娯楽用）

基本料金　一ヶ月五立方米迄　金五拾圓

超過料金　五立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金八圓

共用栓

基本料金　一ヶ月三立方米迄　金六圓

超過料金　三立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ　金參圓

消火栓

一個一回ニ付使用時間五分毎ニ　金九圓

汽車船舶用
一、汽車又ハ船舶給水業者ニ對スル給水　一立方米ニ付　金參圓
二、繫船岸壁ニ於ケル直接給水　一立方米ニ付　金六圓
三、運搬ニ依ル給水
防波堤被覆内　一立方米ニ付　金拾五圓
防波堤被覆外　一立方米ニ付　金貳拾參圓
但シ夜間又ハ荒天ノ場合ハ各料金ノ五割増トス
第四十七條　（略）
第四十八條　（略）
第四十九條　（略）
附　則
第二十一條、第三十一條、第三十七條、第四十八條、第四十九條ハ昭和二十二年八月一日ヨリ、第四十一條及第四十七條ハ昭和二十二年七月分ヨリ之ヲ徴收ス

市議会の議決を受けて三好弥六市長は三日後の八月十二日、物価庁に料金改定を申請したが、同年十一月十四日に福岡地方物価事務局長から通知された認可内容は、一般用（家事その他）、湯屋営業用、共用栓については値上げ率三倍の申請に対し二倍に修正し、給水状況の不均衡是正のため前回の改定で市が半減した基本料金の使用量を保健衛生上の見地から再び十立方メートルに復元するというものであった。

このため市は二十二年十二月の定例市議会に、八月にいったん議決した水道給水条例を物価庁の認可内容に沿って値上げ幅を修正した条例改正案を提出、市議会が同月九日の本会議でこれを可決し、市は同年十二月から戦後三回目の水道料金の引き上げを実施した。

昭和二十二年議案第一〇三號
福岡市水道給水條例の一部を改正する條例案
右地方自治法第百四十九條第二號の規定により議會に提出する
昭和二十二年十二月八日

福岡市長　三　好　弥　六

現下社會諸般の状態と市民保健衛生上の見地より基本使用水量を大都市同様に引上げむとするに由る

福岡市水道給水條例の一部を改正する條例

福岡市水道給水條例の一部を次のように改正する

第四十一條中専用栓（一般用、湯屋営業用）及共用栓の給水料を左の通り改める

専用栓

一、一般用（家事其の他用）

基本料金「一ヶ月五立方米迄金拾五圓」を「一ヶ月一〇立方米迄金貳拾圓」に改める

超過料金「五立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ金参圓」を「一〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ金貳圓」に改める

二、湯屋営業用

基本料金「一ヶ月五〇立方米迄金七拾五圓」を「一ヶ月一〇〇立方米迄金百圓」に改める

超過料金「五〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ金壹圓五拾銭」を「一〇〇立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ金壹圓」に改める

共用栓

基本料金「一ヶ月三立方米迄金六圓」を「一ヶ月五立方米迄金拾圓」に改める

超過料金「三立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ金参圓」を「五立方米ヲ超ユル一立方米迄毎ニ金貳圓」に改める

附　則

この條例は昭和二十二年十二月分からこれを適用する

昭和二十三年も本市は前年と同様に二回の料金改定を行った。戦後四回目の料金改定が六月分から適用された条例改正案は同年七月十二日招集された臨時市議会に提出され、翌十三日の本会議で原案通り可決された。

料金改定の主なものは、専用栓では一般家庭用の基本料金が一カ月十立方メートルまで現行二十円が四十円に、湯屋営業用が同じく一カ月百立方メートルまで現行百円が三百五十円に、共用栓は一カ月五立方メートルまで現行十円が二十円に、それぞれ引き上げられた。また、超過料金、その他工事費等の手数料も同時に引き上げられた。料金改定の理由は、過去三回の改定時とほぼ同じで「市財政の都合と物価改訂の現状に鑑み」だった。

二十三年二回目となる戦後五回目の料金改定は、物価庁の通達により同年八月一日から水道料金が指定統制額となったことか

理　由

ら、福岡地方物価事務局が指示した統制額での改定となった。市は改定のための条例改正案を同年十一月二十日の臨時市議会に提出、市議会は即日可決し、新料金は同年十月分の給水から適用された。この改定から用途種別の給水料金徴収の対象に新たに営業用（料理、飲食、理髪、写真、洗濯、酒造、豆腐製造、染色など）、工業用（製氷、鉄工業、自動車工業、製紙等の工場）が新設された。

このときの料金改定は給水料金のみの値上げで、量水器使用料や工事手数料などの値上げは行われなかった。上げ幅も家庭用基本料金（一カ月十立方メートルまで）で六一・五％（四十円から六十五円）など各用途とも初めて二倍以下に抑えられた。

終戦直後から続く諸物価のかつてない高騰が、政府の物価統制によって沈静化の気配を見せ始めたのが水道料金の値上げ幅抑制の一つの要因であろうが、本市の水道料金はその後も二十四年、二十七年、二十九年と引き上げられた。

3　料金改定の在り方めぐり論議

戦後六回目の料金改定は一年後の昭和二十四年十月に実施された。福岡市水道五十年史（市水道局編）によると、このときの料金改定の理由として、①物価の値上がり、②老朽化および戦災による損傷配水管からの漏水防止工事費、③老朽および戦災による破損量水器修理のための部品購入費、④多々良取水工事完成後の維持管理費の増加―などが挙げられている。すなわち、過去五回の料金引き上げの大きな要因だった諸物価の値上がりだけでなく、給配水管の修復など上水道施設の整備および取水施設の維持管理など水源開発のための費用も料金改定の要因となってきたのである。

二十四年十月の条例改正は、前節「水道事業の経営」でも述べたように大正十二年の水道事業創設に向けて制定された水道給水条例を廃止して、条例名も水道使用料条例（第四節「水道事業の経営」に別表の使用料表等を除き全九条を記載）と改称された。水道料金の呼称をそれまでの「給水料」から「使用料」と変更することによって、水道事業は受益者負担によって経営するという事業システムをより明確にするための条例全面改正でもあった。

戦後七回目の料金改定は半年後の昭和二十五年三月に実施された。このときの改定では共用栓の基本使用料の変更と量水器使用料に新口径の追加が行われたのみで、二十一年四月から二十四年十月まで物価の高騰を主な理由に行われてきた料金値上げが初めて途切れ、基本使用料のごく一部ではあるが本市の水道料金改定の歴史の中で唯一の値下げを行った。

二十七年一月の戦後八回目の料金改定は二年三カ月ぶりの料金値上げとなった。値上げの主な理由は、工事用資材等の価格上昇に加え、老朽管の敷設替え、給水不良箇所の改良など上水道施設の整備・改良などで、値上げ率は二〇％から三〇％で終戦直

後の三倍前後の値上げに比べると大幅に低下した。一時の超インフレによる国内経済の混乱が収まり、日本経済が安定から成長前夜に入ったことを示す料金改定でもあった。

公営企業法が地方公共団体の水道事業に適用された昭和二十七年十月一日以降、初めてとなる戦後九回目の料金改定は二十九年一月一日に実施された。料金改定のための条例改正案は二十八年十二月十七日に招集された定例市議会に提出された。このときの条例改正で、昭和二十四年十月に戦前からの「水道給水条例」から改称された「水道使用料条例」は、「水道料金条例」となり、「使用料」は「料金」に改められた。

二年ぶりの料金改定となる使用料条例改正案の審議の場となった二十八年十二月の定例市議会本会議では、給水良好地区と給水不良地区との基本料金の不均衡や、湯屋（浴場）用や工業用、営業用などに分かれた用途別料金の在り方等をめぐり、議員と市当局の間で突っ込んだ議論が交わされた。十二月十七日の水道料金に関する本会議質疑の概要は次の通り。

昭和二十八年十二月十七日市議会定例会

○三十三番（石田純一）　福岡市水道使用料条例の一部を改正する条例案、すなわち値上げ。水道料金の値上げに関して質問する。本件は昨日協議会で説明があって、そのとき一言申し述べたが、この水道の恩沢に浴している者は市の中心部ばかりでなく、全般市民に及ぼさなければならないと考える。現在の施設の状態では周辺の、水道を欲しくてもその恩沢に浴していない者がある。その工事をするために値上げをするという説明であるが、税金は市民一同平等にかかっておる。都心の者は水道の恩沢に浴し周辺の者は水道を欲しくてもその恩沢に浴していないという不均衡の状態である。それから考えていくならば、当然市民全体にこの水道の恩沢に浴させることこそ、本当に市民に対する均等といわなければならない。そうして見るならば税金の平等と同じく福祉の平等を期するためには、市費を繰り入れてでも完成すべきものである。しかる後に赤字補てんのために、赤字が出るから料金を上げるというならば、市民も納得するであろう。しかし今度の状態はどうか。一応値上げをして取り上げておいて、そうしてその上がったもので施設をやろう、こういう考え方。あまりにも一方的な非民主的な健全財政の在り方である。そういうことでは市民の納得を十分得ることができるかということに懸念を持つのである。私は根本から値上げに反対するものではないけれども、値上げするにはするようにしてもらってから後に上げるべきはずである。昨日の説明は番托から（水を）引く、室見から引く、多々良から引く、どの方向にどうするのだという一応の説明はあったけれども、市は議会が議決した予算でさえも執行できずに繰り越しておる状態の今日、口約束だけで公式の場合にはっきりした確言を取らなくて、値上げはしたけれどもまだまだできないという状態に陥ったときにはどうするのか。市民を瞞着（まんちゃく）したものとして、恐らく問題を引き起こすであろう。昨日説明されたことを公式にここではっきりと確約して欲しい。そうしなければこの値上げ問題については大きくなる問題だと考える。その執行ができなかったときには、私たちは責任をもっ

て当局に迫らなければならない。その確約を、いつまでどうなってどこからどうするという明細な約束をして欲しい。

次に、この料金の内容についていささか矛盾を感じる。要するにこの使用料金表の超過料金に対する査定がしてあるが、ここをもう一歩研究してもらいたい。どうもこれは強い者勝ちのようなところもあるし、弱い者がこれで高く取られるというような考え方も浮かぶ。水道委員の方も（議案を）付託されたら十分その点を考慮して研究されるようお願いいたしたい。確約の御返答をお願いしたい。

○水道局長（浜本斉粛）　第一の水道を全市にわたり（敷設）すべきではないかという点だが、これは初めの建設当時は一般市費からある程度の繰り入れ、また借金の支払いをしたかもしれない。しかし、その後は水道料金から元利の償還をして、もはや建設当時の借金は全部（水道を）使った人が払っている。水道は一つの組合組織であり、現在水の出が悪い所をよくするのに使う金は、当然組合員が負担すべきものであって、一般税金からやるべきものではない、と考えている。

今まで長い間かけて水源を三つ造り、鉄管の小さいのを大きくするという仕事をしてきたのは、戦争末期前後に十年間の空白時代にしなければならなかったものを今多額のお金をかけてやったわけで、不満足なところをいくらか良くしたにすぎず、料金の増強にはほとんど加勢にならず、サービスになっている。これから先も何年間か引き続きこういうことを全部やらなければならないが、いったん水道を敷設したところの（水道を）使用をするための改善であるから、先ほども申したような一種の組合組織である水道の使用者が負担すべきものであると解釈している。税金から新たに給水地域を拡張するために出していただけるなら、それに越したことはないが、現在の市の財政状態では恐らくこれも不可能ではないかと思う。（中略）

それから料金の不均衡、値上げが不均衡になっておるということだが、今までの料金値上げの変遷を考えて、大体二割（増）ということを目標において（料金改定を）行った。そうすると一般家庭用は十立方メートル百八円という数字が出た。八円は半端で困るので百十円とし、大体二割二分程度にした。ただ、湯屋が百立方メートルで八百四十円が九百五十円になっており、百十円の値上がりである。一立方メートル一円十銭値上がりということになっている。これ（湯屋の料金について）は二つの点を考えた。一つは厚生省が公衆衛生という立場から銭湯の料金をできるだけ安くするという考えから、水を安くしようということである。また一方は、水道料金を上げると井戸水を風呂に入れる。そうするとある温度では井戸水にばい菌が入っていた場合、ばい菌が死なない。そうすると結局風呂屋から伝染病がまん延することになる。そういう場合があるから、できるだけ水道の水を使わせる。そのためには水道の水を安くしろというような厚生省の達示が一面にある。

もう一つは六大都市の（「要領よく簡単にやれ」と呼ぶ者あり）……他所より安くない。

（「内容はわかっておるから…」と呼ぶ者あり）

○三十三番（石田純一）　それはな、料金問題は水道委員会があるから、そこに付託されるから研究してもらいたい。それで結構。それで水道委員会がやむを得ない、これが本当だということなら、あえて言わない。それはよく研究しなっせ。それでよかです。（中略）

東部方面の堅粕あの辺は水道を取りながらほとんど断水状態が多い。ある所は豊富に出る。そういう不均衡な状態。それは当然値上げしなくても直してやるのが水道局の本質ではないか。私はそう言いよる。恩沢に浴することが大と小に違っておるところに非常に困難がある。そ

ういうところは組合であろうと何であろうと、はっきりさすべきである。値上げによってのみやろう、値上げしたらやろうということではいけない。やる、やってしまうと赤字が出るからこれを補てんしてくれないかという方向に持って行って欲しいということを申し上げておる。そういう考え方から全市民に（水道の）恩沢に浴せろということを申したところ、これには何億円かの経費が要る。今度（予算として）上るのは三千五百万円の要修理（経費）。これによってぼつぼつ六十六カ所やっていくというが、全市民に（恩沢を）及ぼすときには一年一年、水道料金は値上げする意思であるというふうに解釈しなければならないが、そうであれば毎年（料金は）上がるのか。施設をするたびに上げなければ組合は独立採算制がとれない、こういう意味なのか。（料金を）毎年上げる意思なのか。

○水道局長（浜本斉粛）　新たに給水地域を開拓する場合には、起債と他の財源をもってでなければ、料金をもってやりにくいということを申し上げた。必ずしも毎年（料金値上げを）やる意思はない。

○六番（渡辺茂）　厚生省からの通達によって湯屋の料金はこうだというような答えのようだったが、私はこの点について水道管理者である助役さんにお尋ねしたい。

　福岡市が工場誘致その他をやっているのに対し、厚生省から言ってきておるからという理由で、湯屋の水道料だけは安くされるということは腑に落ちない。なぜならば果たして今回の水道料金が工場と同じように上がるとしても、それが値上げの理由になるのかどうか。工場用水と同じように上げても、一般市民の入浴料の値上げの原因になるのかどうか。中央からの指示はそうであろうけれども、市の行政面から、工場誘致をやっている福岡市独自の立場で工場用水は湯屋と同じ率にするか。湯屋を引き上げて工場用水と同じ料金でなければおかしいのではないか。こういうふうに考えるが、はっきりお答え願いたい。

○助役（阿部源蔵）　浴場の料金を比較的低位に引き上げたということについては、局長からも答弁があったように、保健衛生面と浴場の状態とが密接な関係にあり、本省から特にそういう要望があるので比較的低位にしたわけである。工業用水との関係については、工場誘致を勘案するということは必要であろうと思うが、工場（の水道料金）が必ずしも極端に高い率ではない。一般公衆衛生という点に特に重点を置いて、今回はとにかく湯屋料だけは低位に引き上げたわけである。工業用水の問題については、将来の問題として研究していきたい。

　議会側は、公営企業体となった水道局の実務責任者である水道局長に加え、市水道事業管理者である阿部源蔵助役の答弁にも納得せず、湯屋の水道料金の引き上げ率をめぐり、その後も議論が続いた。

○二十七番（井上吉左衛門）　（前略）配水管の取り替え、この問題について料金を上げるというについて、料金の取り方がまちまちである。特にこの営業（用）に対しては全国一高い料金を取っておる。この趣旨はどういうことなのか。（中略）

　湯屋も営業である。湯屋は安くしてほかの営業しているものは倍額以上の、しかも耐えられない水道料金を取る。これじゃ店は一万数千円

の水道料金を払う者はざらにある。こういうことでは私はどうかと思う。はっきりとした所信をお願いしたい。

○水道局長（浜本斉粛）　湯屋については先ほど申し上げたように公衆衛生の立場から示唆を受けてやっているが、営業用というのは、いわゆる水そのものを商売の材料に使うというもので、他都市のことは言わないが、他所より高い方ではないと私は信じている。

○二十七番（井上吉左衛門）　それでは湯屋は原料ではないのか。飲食店にしても営業は厚生省の指定を受けて市には環境衛生（業者）として許可を取る。いちいち営業するたびに二千円ずつの料金を払っている。そういう厚生省の監督があるのに、湯屋が同じ原料であるそれ（水）をどういうわけで安くされて、片一方（飲食店など営業用）を高くされるか。（笑い声）私は腑に落ちぬ。どちらも同じ厚生省の監督を受けて条例―同じ市民、同じ権利である。（笑い声）（「うまいぞ」と呼ぶ者あり）

○水道局長（浜本斉粛）　実は市当局としても差別をつけたくない。全部アメリカ式に一応びしゃっと取ればいい。日本は昔こういう干渉―公衆衛生その他に引っかけられるので困っているが、今までこういう率でやってきているから、本当は全部一率の値上げにすれば文句はなかったのでしょうが。

○二十七番（井上吉左衛門）　もう私は公平にやってもらいたいと思う。（「水道委員会に任せろ」「しっかりやれ」と呼ぶ者あり）

○五番（徳永賢三郎）　私は市長に質問がある。水道料金が従来は市の行政の中と考えられておったような面があり、その水道料金の徴収も一般税金のようなわけで取り立てられておったのである。（笑い声）水道…管理者が聞いてもわからぬ。（市長がいないので）後から。

○議長（新宮大三郎副議長）　市長が来てから。（「そのために助役があるのではないか」「助役は何のためにあるのか」と呼ぶ者あり）質問者は市長でないといかぬと言いよります。

（後略）

こうした議論を経て、水道料金改定のための条例改正案は水道委員会に付託され、翌々日の十二月十九日の本会議で徳永賢三郎委員長が審査結果を概要次のように報告した。

昭和二十八年十二月十九日市議会定例会

○五番（徳永賢三郎）　水道常任委員会に審査を付託された議案に対して、水道常任委員会を代表し、その審査の経過並びに結果を報告いたします。

（中略）議案第二九九号すなわち福岡市水道使用料条例の一部を改正する条例案に対しては、委員会は昨十八日の委員会においてついに結論を得ず、本日に至るまで慎重審議を続けたのであります。委員会は給水料金の用途別において湯屋等の値上げが議論の焦点となったのでありますが、基本料金一カ月の原案に少数反対意見が出ましたが、委員会としてはお手元に配付している修正案の通り大多数の意見により、湯

屋給水量基本料金一カ月百立方メートル千円に修正した次第であります。他は原案通りこれを了承することに決定いたしました。（後略）

徳永委員長の審査結果報告に対し、同日の本会議で安倍正人、渡辺進、井上吉左衛門、阿部武夫議員が質疑を行った。この中で安倍議員は「付託議案の審議を途中で打ち切って少数意見を葬って本会議に報告した」などと水道委員会の審査結果を問題視し、徳永委員長に説明を求めた。

市議会はこうした質疑応答を経て同日夕の本会議で、湯屋用の給水基本料金（一カ月）を百立方メートルまで千円（市原案は九百五十円）に修正した別表給水料金表を含む水道使用料条例改正案を、委員長報告通り賛成多数で修正可決した。

昭和二十八年議案第二九九号

福岡市水道使用料条例の一部を改正する条例案

右の議案を提出する。

昭和二十八年十二月十七日

福岡市長　小　西　春　雄

理由

この条例案を提出したのは、水道料金を改訂して収支の均衡を計り、事業運営の円滑を期する必要があるによる。

福岡市水道使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水道使用料条例（昭和二十四年福岡市条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市水道料金条例

本則中「使用料」を「料金」に改める。

第一条及び第三条中「給水使用料」を「給水料金」に、「量水器使用料」を「量水器使用料金」に改める。

第二条に次の但書を加える。

但し、市外に給水するときは、給水料金に限り別表第一の給水料金の百分の二百以内とする。

第三条第一号中「基本使用料」を「基本料金」に改める。

第七条第三項中「使用料概算額」を「料金概算額」に改める。

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一　給水料金表（略）
別表第二　量水器使用料金表（略）

附　則

この条例は、昭和二十九年一月一日から実施する。

水道料金の改定をめぐって公共料金や公営企業体の在り方を絡めた熱心かつ慎重な市議会の議論であった。この議論によって市の水道事業に対するコスト意識が市議会を通して市民の間により強まり、結果としてその後の安易な料金値上げに歯止めがかかり、本市の水道料金はその後八年余据え置かれることになった。

戦後十回目の料金改定が実施されたのは、大規模水源開発事業である南畑ダム取水工事の着工や水源開発事業資金の償還などで本市水道事業の財務状況が厳しくなる昭和三十七年四月のことである。

第六節　四エチル鉛汚染事件

戦時中、旧日本軍が埋設していた有毒の四エチル鉛を含有する航空機燃料が、戦後十一年余を経過して地下水に浸透し、住宅地域の井戸水に広範囲に混入したと推測される水質汚染が、昭和三十二年に福岡市南部の高台地区で発生した。汚染騒動は同年十二月の上水道敷設完了によって終息するが、八カ月余の間、本市南部地域の住民を不安に陥れた「事件」であった。

1　汚染範囲は十一平方キロ四千世帯

事件は三十二年三月、市内野間本町の住民が飲み水等に使用している井戸水を飲んだところ、手指の関節痛や腕のまひ、発熱などの鉛中毒特有の症状を訴え、同月二十五日に福岡保健所に井戸水の検査を依頼したのが発端であった。保健所が採取した水を県衛生研究所で分析した結果、この井戸水から九ガンマの四エチル鉛が検出されたのである。

四エチル鉛は戦時中、航空機燃料のオクタン価を高めるために使用された油状物質で、経口摂取や吸引によって体内に吸収すれば、中枢神経や肝臓に蓄積されて中毒症状を引き起こす。初期の中毒症状は手足の関節痛やまひ、めまい、吐き気などだが、

中期になれば全身の震えや異常反射などが伴う中枢神経の障害が起こり、最後は虚脱状態となり狂死する猛毒性を持っている。

四エチル鉛が検出された野間本町の井戸は戦時中、旧日本軍の航空機燃料貯蔵施設があった筑紫丘中学校（三十二年五月一日創立）に近く、市は直ちに野間、向野、若久、寺塚など同地区一帯の井戸水および地下水の採水検査を行った。その結果、同年四月二十五日までに筑紫丘中学校を中心とした野間本町や向野本町、若久の一部など三十二カ所から四エチル鉛を検出した。

市南部の高台である同地域一帯は戦後、住宅地として急速に開発が進んだ地区で、都心部からやや遠く付近に純良な地下水を有していたこともあって、上水道はまだ敷設されておらず、住民の生活用水は各戸の井戸水に頼っていた。このため、市は四エチル鉛による地下水汚染が確認された地域の住民に井戸水使用の中止を呼びかける一方で、上水道の配水管が近くまできている野間本町の四カ所に応急措置として給水管を引き、五月二十一日に上水道共用栓を開設して住民の飲用や生活用水に供した。

市がその後範囲を広げて井戸水と地下水の水質検査を実施したところ、四エチル鉛汚染は大橋・若久一帯の十五カ町、約一千七百世帯にも広がっていることが判明した。このため五月下旬からは野間、向野、大橋、若久地域で消防タンク車二台による運搬給水を開始するとともに、陸上自衛隊にも援助出動を要請して一日約百十トンの飲用水をタンク車などで運搬給水し、住民の飲用水、生活用水の確保と不安の解消に努めた。

四エチル鉛による井戸水汚染は五月二十日ごろから新聞にも取り上げられ、その後、汚染地域が拡大していくにつれ市内南部地域の住民に不安と動揺が高まり、大きな社会問題へと発展していった。

五月末には福岡市と福岡県、九州大学、医師会などで組織する災害対策委員会が設置され、井戸水の汚染度、人体に対する影響や許容量などの調査が進められた。その一方で市は、航空機燃料が地中に埋設されて地下水の汚染源になったと考えられる元九州飛行機燃料置き場だった野間の筑紫丘中学校付近、元西部軍燃料貯蔵所があった寺塚付近の丘陵、軍の車両隊駐屯地跡地である若久地区の丘陵および屋形原の福岡厚生園付近の四カ所のうち、筑紫丘中学校横の地中発掘を開始するなど、汚染の原因調査を進めた。

六月に入ると、その後の水質検査で汚染地区がさらに拡大し、同月十日の第六次水質検査では皿山、桧原、花畑、屋形原、野多目、老司、和田、三宅などにまで広がり、野間、向野、若久、大橋一帯を加えると、面積で約十一平方キロメートル、給水を要する世帯数四千四百二十一世帯、人口は二万六百五人に上った。

事態を重視した市は翌十一日、奥村茂敏市長を本部長とする「福岡市四エチル鉛災害対策本部」を設置し、応急対応だけでなく根本的な解決策を講じるため、本部に総務、衛生、土木、給水、水道の五班を設け、部局を超えた対策に動き出し、市議会に

も協力を求めた。

井戸水からの四エチル鉛が検出されたことは、新聞が地下水汚染を報じた五月十八日に市が市議会厚生委員会に報告と説明を行ったが、汚染の状況と拡大範囲、市が実施した対策などが議会に具体的に報告されたのは、六月十四日に開かれた市議会協議会の場であった。四月下旬の四エチル鉛検出からすでに一カ月半が過ぎていた、協議会ではこの間の市の対応をめぐり、議員の側から議会への報告の遅れなどが厳しく指摘された。

同日の協議会の質疑応答の概要は、市議会協議会会議録に次のように記されている。

昭和三十二年六月十四日市議会協議会

八、四エチル鉛による汚染井水について

○厚生部長（角田幸七）　常任委員会には報告したが、協議会がなかったので今回報告する次第である。

○議員（平野清）　協議会がなかったのを幸いのように言うが、この問題を当局はどう考えておるのか。議員が情報をキャッチしたのは恐らく新聞くらいのものである。こういう重大問題になっておるのにどうして臨時議会でも開くか、全員協議会でも開いてくれということを申し入れなかったか。八千万円以上の追加予算でも組もうというのにそれでいいのか。

○厚生部長（角田幸七）　議員各位に相談が遅れたことは、今から考えて申し訳ない。第三次の（検査）結果が分かった五月二十日ごろから問題が大きくなり、慌てたわけである。その際六月上旬には議会が開かれるということを私どもは聞いていた。そういう関係で少し遅れたところもある。いずれにしても私どもの感覚が少し鈍かったと思う。今後十分に気を付けていきたい。

○第一助役（阿部源蔵）　今回の四エチル鉛の問題については、その対策にいろいろ齟齬を来し、議会側にも十分な連絡をするゆとりがなかった点は申し訳ない。誠に遺憾である。種々御指摘のあった点については十分勘考して注意するとともに、経費の面についても検討を加え万全の措置を講じ期待に沿いたいと思う。

×　×　×

本件について種々当局の不手際について各議員より遺憾の意を漏らされたが、当局においても今後十分注意するとのことであったので（協議会は）一応了承した。

これに関連して福岡市の四エチル鉛の災害対策本部が設置され、市長より議長宛てに副本部長の委嘱があり、委員に第一委員長・森兵三郎議員、総務担当副委員長・北岡幸太郎議員、厚生担当・中村七平議員、・松永幸四郎議員、第三委員長・勝瀬勇議員、建設担当・豊田雄之助議員、第四委員長・宮副丈助議員、水道担当・小野栄議員が委嘱された。この委員は職務によって委嘱されておるようであるから、今回十七日に委員が変われば自動的にこれも変わるものと考える。以上の申し出があっておるが、運営委員会であらかじめ承認を得ておるので（協議会でも）承

認していただきたい旨、議長より発言があった。

×　　×　　×

○議員（渡辺茂）　対策本部の執行を容易ならしめるために議会人が参画するならば、諮問機関的な性格でしかるべきではないか。議会側が執行機関的な役割を有するようになるのはどうか。

○総務課長（長束正之）　地方自治法の本義にのっとるところの議決権あるいは執行権、そういうものにいささかも違反するものではないということを運営の面で考えていけば、そういうことでいいんではないかと思っている。目的はいわゆる議会側と執行部側が迅速に意見を交換し得るということを考えたわけである。

○議員（渡辺茂）　時宜を得たやり方ではあるが、こういう曖昧模糊（あいまいもこ）としたような機関を設置しないでも、諮問機関なら諮問機関とはっきり打ち出してやる方が良くはないか。

○総務部長（関康之）　対策委員会は従来の例に倣い、こうした形を取ってきたが、今後はただ今の意見を十分尊重して研究したい。

三十二年六月十七日、協議会の三日後に招集された臨時市議会では、井戸水の四エチル鉛汚染が明らかになって初めて開かれた議会でもあり、議会初日の本会議から汚染地域住民の健康確保と市民の不安解消に向けて、概要次のような議論が活発に交わされた。

昭和三十二年六月十七日市議会臨時会

○三十八番（小森俊雄）　今回の野間・三宅・花畑方面における四エチル鉛汚染の件については、三月末の事件発生以来、同地方住民は非常な不安に襲われており、対策は急を要する。現在八千万円の起債を計画して準備が進められているが、私が上京したときの中央の状況では起債もそう簡単にはいかないので、しっかりした信念の下に当局は起債の獲得にまい進してもらいたい。

給水の件については、自衛隊及び市の消防当局の御苦労に感謝するが、今後とも地元とよく相談の上できるだけ円満な給水作業に従事してもらいたいと希望する。現状は保健所の人が多く給水作業に従事しているようだが、これから梅雨に入り伝染病の発生も予想され、環境衛生、汚水の検査等にも力を入れてもらわねばならないので、私としては別に独立した給水班の設置が必要ではないかと考える。この点についても研究の上そのように実施されることを要望する。

次に埋蔵されている禍源の追及については、新聞にその作業を中止する旨を報道されていたが、住民の不安の根本はこれにあるので、徹底的に汚染源の発掘に努めてもらいたい。中途半端にその根を掘り出すことを放棄してもらいたくないと、切に地元民の声を代表して叫びたい。特にこの点については当局の所信のほどを明らかにしていただきたい。

さらに本問題の解決の重要対策の一つとしての水道施設については、地元の要望を十分聴取し、熟慮の上施行していただきたい。このたびの汚水問題は、こと重要なる人命に関する問題なので、当局も慎重にすべての問題に手抜かりなく万全を期され、一日も早く地元民の不安を除き、安心して毎日の生活ができるような根本的な解決とその対策に特別の努力を傾注されるようお願いして、質問といたしたい。

○建設部長（黒田正七郎）　新聞報道によれば汚染源の発掘中止と書いてあるが（事実は）どうかということですが、門の浦地区の発掘は諸般の情報を総合してあの地区に相当数のガソリンあるいはエチル関係のものが残っておるのではないか、また壕も道もそのまま存置されておるのではないかというようなことで、地元地主の協力を得て、六月十日に発掘（を開始）し十五日午後までに大体三十メートルは掘った。しかし土圧の関係で相当土砂がかぶって、先に掘進してもガソリン罐はぴっしゃげておる、またガソリン罐のあったことも相当疑問視されておるということで、門の浦の発掘を中止したのであって、今後とも汚染源の発掘を中止するというわけではないので御了解願いたい。

今後は、本日も九大の松下教授の方には地質学教室にお願いに行ったのでありますが、そういった方々に依頼して地質的な調査によって汚染源の確証を握りたいのと、早くこの給水管を敷設する、どの地区まで給水管を設置したらいいかというようなことも早急に進めていきたい。そういうことで、ガンマ数値が多く出ている地区からボーリング等によって汚染地区を早く発見していきたい。各種の情報があれば、今後とも汚染源の発掘にはやぶさかではないということを申し上げておきたい。

○三十八番（小森俊雄）　汚染源の問題が一番地元民としては不安に感じておる。どうも市の汚染源の発掘作業はいくぶん手ぬるいような気がする。一つ自衛隊でも頼んで徹底的に発掘作業に従事してもらって、一日も早くこの不安を取り除くよう努力願いたい。

このたび発掘した門の浦では、発掘した所に何も証拠になるような物件が残っていなかったというようなことも報道されていたが、私は（終戦から）わずか十年くらいの月日なので、何かそこに残っておるものがあると思う。ないということは、そこに埋蔵していなかったということも考えられる。別に埋蔵されておる箇所が三カ所か四カ所がうわさに上っておるので、そこも一つ早急に、当局だけの力ではどうしてもできないというならば、あらゆる施設を持った自衛隊にでも頼んで、徹底的な掘り出し作業に従事していただきたい。

○四番（渡辺茂）　第百八十八号議案の歳入について、ただ今の問題に関連して当局の所信をお聞きしたい。説明書によると、今回の四エチル鉛汚染の経費の負担については、元来今回の（汚染）事件が戦時保管された航空燃料に起因するものと考えられるので、市は被害者の立場にある。所要経費は国家において実施すべきである。こういう大方針が打ち立てられておる。しかるに今回の予算措置をみると、何らそういう手が打たれていない。起債を何とお心得になっておるのか。起債はただで補助としていただいておるのではなくして、完全なる借金ではないか。こういうことをおやりになることが、まず矛盾するのではないか。

○総務部長（関康之）　御意見ごもっともでありますが、当局としてはこの責任は国にあると。従ってその費用は国が負担してもらわなければならないという基本線においては、（渡辺議員の意見と）少しも変わりないわけであります。しかし現実の情勢からみて、とりあえずこれを予算化して実行していく上においては、最も手近な可能であると思われる現在の国のやり方、国の予算編成の点、そういったものを勘案して、とりあえずやっていこうと（いうことであります）。しかしながら基本的なこの負担という面については、はっきりした上でさらに予算化し

ていこう。こういった気持であります。

○四番（渡辺茂）　三十八番議員からもお尋ねがありましたけれども、最初の起債についても、水道の起債六千万円と。これが汚染源の拡大のため八千万円になり、その六千万円すらも本当は確定財源として計上すべきものであるかどうかということのほどは、当局において自信がないのではないか。実際にこれは自信がない。さらにこれが二千万円を超えている。（後略）

○助役（阿部源蔵）　小森議員の御質問に対する答弁の門の浦問題と関連して、渡辺議員から御質問のありました問題についてお答えいたします。

まず歳入、起債の問題であるが、これは全く御意見の通り今回のこうした軍の後始末というか、天災地変というか、私どもとしては、これは国の出資によって賄うべきものであるという固い信念を持っております。それに基づいて先般参議院の社労委員会に陳情したときに強くお願いし、関係省庁に対して強く要望をした次第である。しかし補助ということとなると、なかなか時日もかかるし、法的に考えるなら具体的に当てはまる法がなかなか今のところは見つからないので、私としてはとりあえず急ぐ問題であるから、起債として上げ、またその間のつなぎとして三千数百万円を出すことにした。政府においても、とにかく起債を一応出す、金額はまだはっきりせぬが、とにかくこれについては相当考慮しようという約束ができており、予算に一応八千万円という起債を計上した次第である。

なお給水の問題についても、先般対策本部ができて市長室にみんなが寄って、検討を加えて改善をする方向でやっている。今のところ一律に一人当たり七リットルというような程度になっているが、まだまだこれでは不十分なので、この点についても改良を加えたいと思っている。（中略）汚染源の追及の問題も、御承知の通り自衛隊も発掘等について十分協力するということを申されているので、そういう段階になればよくお願いをして協力いただきたいと思う。ただ（終戦から）年数がたっており付近の地形も非常に変わっている。かつまた現地関係が非常に複雑な関係があるので、それらの点の調査・調整も市当局でやらなければいけないのではないだろうか、と考えている。

四エチル鉛汚染地区への応急措置としての給水対策や、抜本対策としての上水道の敷設、旧日本軍の後始末である汚染対策経費を市の起債で賄うことに対する疑問、旧軍が埋蔵していた航空機燃料が汚染源であることを特定するための発掘調査の継続などが、議会と市当局の議論の中心であった。

本会議での質疑応答は夕方の約一時間の休憩を挟んでその後も続いた。

○十五番（藤岡祥三）　今、南部一帯を襲っている四エチル鉛の問題について、まず厚生部長にお伺いしたい。（中略）鉛毒があることが県の衛生部で確認され、第一回の（地下水の）検査を三十二世帯行って、四月二十五日に水質検査（の結果）が出ている。ここで私が質問するのは、この問題が新聞紙上で大きな話題になったので、私たちは五月十八日に厚生委員会を開いてもらって当局からその経過と検査結果につい

て説明を受けた。そのときの説明では、（健康）被害が考えられるのは大体（四エチル鉛を）十ガンマ以上含んでいるということだった。私たちが十ガンマ以上含んでおる家庭は何軒かと質問したところ十軒で、これに対する応急の対策として四カ所に（上水道の）共用栓を作るから、後は水道を引くまでは大体これで間に合うということだった。軒数にしても十軒だから大したことはない。だから五月十八日の厚生委員会では、これは大したことはないのだからというように、みんなは思ったわけである。しかも時の衛生課長は私たちにこういう答弁をしている。多少水を飲んでもこれは身体に害はないのだと。十ガンマ以下のときは飲んでも身体に害はない、三十五ガンマ以下のときは雑用水、洗たく、こういうことに使っても被害はないのだ。こういう説明を私たちにしたわけである。私たちには専門的な知識がないので、そういう人々のいわゆる当局の発言を、そのまま信じ込んでいたわけである。

そこで伺いたいのは、私たちに説明した十ガンマ以上は十世帯しかないという説明の根拠は、どこからなされたのか承りたい。

○厚生部長（角田幸七）　最初、野間本町だけの検査をした三十二世帯、その三十二のうち十軒が十ガンマ以上の含有量が出ていた。それを厚生委員会の席で係の者が数えて申し上げたわけであります。

○十五番（藤岡祥三）　三十二戸を検査して十ガンマ以上が十軒と、この表ではそうなっておる。しかしこれは抽出検査であるということを、私たちに対して一言も説明してくれなかった。二百戸か三百戸の中で三十二戸だけ検査してこうなったのだということは、委員会であなたは一言も説明してくれなかった。

この問題が単に野間本町だけでなくして、周辺にもあるであろうということは、県の衛生部長から第一回通告があった五月八日には、相当拡大されるであろうということを分かっておったにもかかわらず、十八日には委員会に対してわずか十戸しか被害者はないのだ、この十戸だけで一応終っているのだという、そういう説明をしたわけである。ここで問題にしたいのは、私たち福岡市議会議員は一体どういう存在であるのかということである。福岡市議会議員は福岡市政における最高の議決権を持っておるということである。にもかかわらず当局の考え方は、議員のやつが委員会や議会でガタガタ言うときだけ黙って聞いておれば、辛抱して聞いておればいいのだというような考え方が、あなた方の中に一貫しておるのだということを私は指摘しておきたい。（拍手する者あり）（後略）

こうした議論を経て市議会は六月二十日の本会議で、四エチル鉛毒汚染地域への上水道配水管増設工事費としての八千万円の起債承認議案、同汚染対策費等二千二百万円余の市補正予算への追加計上、水道事業会計予算案への汚染地域の上水道配水管敷設費として八千八十万円の追加を、いずれも原案通り可決した。

昭和三十二年議案第百八十七号
昭和三十二年度起債について

右の議案を提出する。

昭和三十二年六月十七日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理由

本件起債は、四エチル鉛毒汚染井水地区に対する上水道配水管増設工事費に充当するものであって、地方自治法第二百二十六条の規定により議会の議決を求めるものである。

昭和三十二年度起債について

一　起債目的　起債金額及び償還期限

起債目的	起債金額	償還期限	
		償還期間	据置期間
配水管増設工事費	八〇、〇〇〇、〇〇〇円以内	二五年以内	上記の内五年以内

二　起債方法　証書借入又は証券発行の方法による。

証券発行の場合における発行価格は、額面百円につき九十八円五十銭以上とする。

三　利　率　年八分五厘以内

四　借入先　資金運用部、郵政省簡易保険局、銀行その他

五　借入時期　昭和三十二年度。但し、工事又は市財政の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰り越し借り入れることができる。

六　償還方法　起債年度の翌年度から第一項の償還期限に基き元利金を半年賦均等又は不均等により償還する。

但し、償還方法については融通条件により変更することができる。

なお、市財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借換をすることができる。

七　償還財源　事業収益、一般歳入その他

2　汚染対策費用の国家賠償求める

市議会が可決した汚染地区の上水道敷設費八千万円の起債については、六月二十二日に汚染地域の被害状況視察に福岡市を訪れた田中伊三次自治庁長官が視察後に「一日も早い上水道敷設着工のため福岡市が申請した八千万円の起債はこの場で認める」と、直ちに起債を認可するとの趣旨の発言を行った。

起債認可を受けて、市は塩原浄水場からの水道管敷設工事を急ぎ、八月初めまでに野間―大橋間が完成、その他の幹線・支線工事も順調に進み、全体の四〇％以上の進捗率を示した。九月初めには三分の二程度の配水管敷設が終わり、九月十七日の塩原地区通水を皮切りに汚染被害地区への給水が順次開始され、住民の不安も徐々に薄らいでいった。

四エチル鉛汚染被害の発生以来、心配された重症中毒患者の発生報告はなかったが、市は住民不安を解消するため九月初めから地区ごとに説明会を開き、地区内住民の健康状態調査を実施した。その結果、何らかの自覚症状があると答えた住民が二千八百六人（約一三％）に上り、このうち二百六十二人が健康診断を申し込み、九月下旬から南保健所、日本赤十字福岡病院および国立筑紫病院で健康診断が行われた。

汚染原因については、筑紫丘中学校を中心として発掘作業やボーリングによる調査が続けられたが、年月の経過による地形の変化もあって確定的な汚染源の発見には至らなかった。しかし、四エチル鉛は旧日本軍が終戦時に貯蔵していた航空機燃料から漏出したものとしか考えられず、福岡市は市議会の要請もあって、国に対して汚染対策に要した費用全額約一億百万円を国家賠償するよう求めたが、汚染源の特定に至らなかったため国からは約三千八百万円が国庫補助として支出されるにとどまった。

汚染対策費用の全額国家賠償を求める市と市議会、これに対する政府の対応について、同年十月の市議会協議会会議録は、市幹部と市議会代表の上京陳情の結果報告の形で概要次のように記している。

昭和三十二年十月二十九日市議会協議会

十二、四エチル鉛災害対策の結果報告について

当局より次の報告があった。

「四エチル鉛の問題に関しては非常に危惧していた。応急給水もしておるし水道敷設工事も順調に進み、来月早々には完成する段階にある。原因の発掘については能う限りのことをしておるが、一方これらに要した経費の国庫支出金をいただきたいという問題については、非常に難航しておる。さかのぼって説明すると、八月臨時議会の開かれる前までの状況としては、市としては国家賠償をしてもらいたいということを陳情しておったが、それに対して政府としては、国家賠償というものは事実関係がはっきりしなければいけない、国も調査をする、その結果によってはっきりしたいということであったが、どうも八月臨時議会の前後の情勢としては現在の国の調査の状況、市の発掘の状況からみて、到底国家賠償という線は成立しない。市があくまで国家賠償と言えば政府としても研究するとは言っておるが、市は訴訟でも起こさなければしようがないという膠着状態にあった。それでは福岡市も困るだろうということで、厚生省の水道課で、こういう状況下にあるから福岡市としては国家賠償というものを国庫補助というものに方針を切り替える必要があるのではないかという注意もあったが、当局としてはいずれにしても膠着し

た状況を打開して軌道に乗せたいということで、臨時議会が終了して四エチル対策委員会を開き、その結果に基づいて当局からは阿部（源蔵）助役、水道局長、総務部長、議会側として平野（清）、小森（俊雄）、北岡（幸太郎）議員、それに（井上政雄）議長が九月十二日から十八日にわたり上京運動をした。

その結果、地元衆参両院議員に非常に援助していただき、国家賠償は難しいことだと、だからその精神によるところの高率の国庫補助というものに切り替える必要がある。これは市として国家賠償をお願いしておるので、早急に参議院の社会労働委員会を開き、どういうわけでできないか、また後はどうするかということを社労委に取り上げてもらい、その線に沿うて政府当局に当たり、この問題を軌道に乗せようという話を聞き、我々喜んで帰ってきたわけである。

ところが政府関係各省の一致した意見としては、この四エチル鉛対策に対して市が支出したところの応急対策費並びに水道敷設工事費、これら市の出した行政経費に対しては国家賠償は成立しない、こういう結論に政府当局の意見が一致した。原因がはっきりすれば個人に対する賠償という問題は成立するが、市当局が出した経費に対しては国家賠償は成立しない。代わりに必要があるならば、国庫補助とか、あるいは特別交付税とか国の行政費目をもって市の行政費目に措置すべきである。こういう理論的な結論が出たわけである。

その線で社会労働委員会が開かれ、政府側の説明があった。それに対して委員側として、今日までそういう問題がはっきりせずにおることは遺憾である。これは事件の経過からして、要するに国家が責任を取り、国が世話をしなければならぬ問題である。地方公共団体の福岡市に財政的負担をさすべきでない。また国家賠償を遅延しておるのは甚だ遺憾である等の圧倒的な意見があった。（厚生省の）山口公衆衛生局長としては、早急に大蔵省その他の関係各省と打ち合わせをして善処をしたいと答弁があった。さらに厚生大臣としては、こういう問題をいつまでも解決せずに福岡市に迷惑をかけておるのは済まない、早急にこの問題解決に努力する。自分としては十一月一日に開かれる臨時国会前までには解決したいと思う、と力強い答弁を得た。

そして翌々日さらに厚生大臣に会った。大臣は局長を呼び、これは本日中に大体の線を出してしまえという命令があった。その後局長と話をした結果、市が出した応急対策費、給水の費用が大体三千三百万円あるが、それに対してはトラックその他の残存価値のあるもの等、当然市が出さなければならぬと思われる人件費その他を差し引いた残りについては全額国庫補助を出そうと、こういったような話になった。水道敷設工事については災害とみなして国庫補助を出そう。ただ補助の率をどれだけにするかということについては水道の詳細な資料を検討して決めるということであった。

それで早速十八日に資料を整えて大蔵省と折衝したが、立川市の例があるから十分の六しか出せない。補助の対象としては三千三百万円の中からトラック十三台及び人件費を差し引き、一千万円が補助の対象になる。このうち三百万円、これはあの地域の市営住宅とか養老院、これを上水道に切り替えるための施設費であるから、上水道の八千万円の方に持って行くべきだ。だから七百七十万円が補助の対象となり、その十分の六、四百六十二万円が補助額であるということであった。水道敷設工事が八千三百万円になるが、七千七百万円に査定され、これも立川市の例で、二分の一の三千八百五十万円の補助額となる。

関係住民に対する（水道の）引込線の援助、これを五千万円と計算しておったが、これが三千三百万円に査定され、十分の六の一千九百八十万円、合計六千二百九十二万円を厚生省としては大蔵省に要求をするということに話がついた。

それで大蔵省の一次査定の結果を仄聞するところによると、応急対策費については出さない、水道敷設費にしてもやらない、ただ住民の引込線の援助、これについては一千万円だけ認める。結局、合計一千万円ということになった。厚生省としては、それでは話にならないということで、大蔵省に突き返しており、現在なお折衝を重ねておるというのが現状である

結局、本件については議員立法という線に持って行くべきにしても、強力な運動が必要であり、また訴訟という方法もあるが、これはなお考慮しなければならぬ問題である。そういった点について、四エチル鉛の対策本部もあるわけであるから、その方に審議を譲りたい。」

こうした市当局と市議会が一体となった厚生省、大蔵省、地元選出の衆参両院議員らへの陳情によって実現した国庫補助は総額三千八百万円で、市が支出した対策費総額の四割以下であった。その補助率の内訳は運搬給水等応急対策費（補助率二分の一）、水道敷設工事費（同四分の一）、各戸の給水装置工事費（同二分の一）であった。

× × ×

井戸水汚染地区への上水道配水管敷設工事は昭和三十二年十二月二十日までに完了し、同年四月の四エチル鉛検出以来、市が続けてきた給水業務も同日をもって終了した。これにより野間、向野地区の井戸水汚染から始まり、本市南部地域の住民を八カ月余の間、不安と恐怖に陥れた「四エチル鉛汚染事件」はようやく終息した。

第十一章　都市計画事業と道路・下水道整備

第一節　戦災復興と都市計画

戦災で焼失・焼損した市街地の復旧と都市の復興に向けて、福岡市の行政と議会が動き出したのは、終戦から約一カ月後の昭和二十年九月であった。市会が市街地復旧と市民生活再建に向けた対応を協議するための機関として、市当局と議会代表による復興委員会をそれぞれ設置することを決め、市に提案したのである。これを受けて市は同月十五日、関係部局による戦災地復興対策委員会を設置し、市街地復旧事業の実施と都市復興計画づくりの調査研究に着手した。

市会側の復興委員会も市当局の委員会と同時発足の予定であったが、終戦の混乱等で九月中に市会協議会が開催できず、十月十六日の市会協議会で設置を決定、同月十九日に委員二十人構成で発足した。市会復興委員会はその後、市当局と連携して戦災者援護や戦災地の復旧、福岡市再生に向けた復興事業の立案や実施に当たり、その役割を終えた昭和二十七年に廃止された。

終戦直後に素早く復興対策委員会を立ち上げ、がれきの撤去や上水道漏水箇所の修復、焼け出された市民への応急簡易住宅建設など戦災復旧作業に当たった市当局と、それを後押しした市会の活動ぶりについては、本編第一章の「戦災復旧から復興へ」の各節に記しているので、本章では福岡市再生を目指して実施された戦後十五年間の都市復興事業の経緯と、事業推進に取り組んだ市と市議会の対応を中心に記すことにする。

1　戦災復興都市計画事業に着手

戦災に見舞われた福岡市内の計画的な都市復興は昭和二十年十月、福岡県と本市が合同で実施した被災地域実測調査でスタートした。多くの建造物が焼失し、道路や橋、電気や上水道の施設が焼損した市街地の復興・再生計画を立てるための調査である。

戦災復興計画が必要な状況は福岡市だけでなく、米軍の空襲を受けた全国の戦災都市に共通するものであった。このため政府は二十年十一月、戦災復興計画を推進するための内閣直属の「戦災復興院」を設置し、同年十二月三十日に「戦災地復興計画基本方針」を閣議決定した。この方針に基づいて戦災都市の復興計画目標と土地区画整理事業の指針が示された。

これを受けて福岡市は翌二十一年一月九日、市の復興事業を推進するため復興部を設置し、県の福岡復興事務所から事業を引き継いで市の復興事業執行体制を整えた。従来の工務部工営課を改組して設置された復興部（計画課と建築課の二課体制）は、政府が示した復興計画基本方針に基づいて市の戦災復興都市計画（五カ年計画）の策定と復興事業予算の編成に着手した。

復興計画に基づく事業の予算化は二十一年度予算からになるが、畑山四男美市長は二十一年一月二十八日に招集した戦後初めての臨時市会に、緊急措置として住宅建設費と戦災学校復旧費を中心とした戦災復興費四百六十二万円余を含む総額六百七万円余の追加予算を計上した二十年度追加更正予算案を提出した。畑山市長の予算案提案理由説明における戦災復興費に関する発言の要旨は次の通りである。

昭和二十一年一月二十八日臨時市会

○市長（畑山四男美）　ただ今上程せられました市会議案第一号昭和二十年度歳入歳出追加更正予算につきまして御説明申し上げます。今回の予算におきましては、まず四百六十二万円余に上る戦災復興費をはじめ風水害復旧費といたしまして百二十五万九千円余、さらに食糧増産土木事業費として三十一万一千円余等、いずれも刻下緊要の諸経費を追加計上いたしたのであります。（中略）

本予算に計上いたしました戦災復興費のうち、応急住宅建設費二百十万五千円余に関しましては、すでに復興委員会を通じ各位の御了承を得ました通り、市内須崎裏運動場、博多部所在の大浜国民学校移転予定地及び東公園内動植物園跡の三カ所に分散建設せんとする戦災者用市営簡易住宅三百戸の建設費でありまして、本工事はすでに昨年来執行を開始し、これが急速なる完成に懸命の努力を払いつつあるのであります。（中略）

同じく急速なる復旧の必要を痛感せられますのは戦災学校再建の問題でありまして、これが復旧計画につきましては本市学務委員会におきましても慎重なる調査協議を重ねられ、他面、地元学校後援会においても学校の再建に対しては相当の犠牲と協力とを辞さない熱意を披歴して、多大の関心を寄せられておりますことは、当局といたしまして感激に堪えないところであります。戦災後の各学校における事情の変化、あるいは建設資材の関係、その他本市の財政事情など各般の状況を勘案顧慮しまして、ここに御供所国民学校ほか十校に及ぶ戦災学校の復旧費二百二十七万円余を計上し、新文化興隆の基盤たる教育の振作に支障なからしめんことを期したものであります。（後略）

緊急を要する住宅と学校の再建などを戦災復興費として初めて計上した市の追加予算案は、策定作業が進む戦災復興都市計画に伴う土地買収などについて磯田秀雄議員が市当局の方針をただしただけで、一月二十八日の本会議で原案通り可決された。

戦災復興都市計画に基づく福岡市再興に向けた復興事業費は二十一年三月十五日に招集された通常市会に提出されたが、二十

一年度予算案の特別会計都市計画費に復興事業費二十六万円を対象事業が特定されていない、いわゆる「仮置き予算」として計上された。畑山市長は「仮置き予算」とした事情について、通常市会冒頭の予算案提案理由説明の中で「復興事業の正式決定の上は、あらためてこれが所要経費を追加し、本市の全能力を結集して鋭意その遂行にまい進する」と述べている。

第一章第五節の「戦災復興事業と区画整理」で引用した畑山市長の二十一年度当初予算案の提案理由説明と重複する部分もあるが、本節の主題である復興都市計画事業に関する発言の要点を以下に抄録する。

昭和二十一年三月十五日通常市会

○市長（畑山四男美）　（前略）いわゆる本市再建の基盤を構成する総合的復興事業は、いよいよ本年度をもって開始することにいたしたのであります。而してこれが計画につきましては、先般来復興委員会を通じ議員各位の御協議を経まして、既に成案もまとまっておりまするので、大臣認可のあるとともに事業に着手すべく、万般の準備を整えることにし、特別会計都市計画費において二十六万円の復興事業費を計上したのであります。追って復興事業の正式決定の上は、あらためてこれが所要経費を追加し、本市の全能力を結集して鋭意その遂行にまい進する所存であります。（後略）

二十一年度からの戦災復興都市計画事業の実施を表明した畑山市長の説明に対し、三月通常市会では議会側から復興事業計画の策定と認可申請を急ぐよう求める質疑が交わされたが、三月二十二日の本会議では常岡卯兵衛議員と市復興部長との間で、戦災復興事業の対象範囲をめぐって概要次のような質疑応答も行われた。

昭和二十一年三月二十二日通常市会

○二十八番（常岡卯兵衛）　私は戦災復興事業に関して質問いたします。

軍の力によって戦争中に破壊を被ったというのは戦災とみるべきである。支出の臨時部の第二款第二項に計上されている（席田雀居道路改良費）一万八千円、これは飛行場のための道であるから戦災と申しても過言ではない。相当の難工事であり一万八千円で果たしてできるかということをお尋ねしたい。

次に、席田飛行場周辺の耕作道路は飛行場建設のためにつぶされたものであり、これは戦災復興計画で認めるのが相当と思う。この修復を戦災復興事業として許可するかどうかを当局に質問する。これは単なる耕作道路ではなく、多くの役割を果たした道路である。しかも市会の要望を無視しておるという点が不快に堪えない。（後略）

○復興部長（本田一郎）　二十八番議員にお答えいたします。
　飛行場関係において戦災と同様に復興事業に入れ込んで一応やれないか。こういう要望のようでありましたが、ごもっともとは思いますが、都市の復興事業も国の財政を考えて現在は当初の要望とは違い非常に消極的なようで、対象事業の詳細は隠されている。我々はできるだけ、この際やりたいという考えを持っているが、現在のところは今言ったような状態であります。政府がそういう状態ですから、補助などもあまり来ないのではないかと思っております。従って復興事業の具体的な計画も第二次、第三次ということになり、ただ今は飛行場（関係の事業）などは相当困難と考えます。
　（中略）
○復興部長（本田一郎）　二十八番議員がお尋ねになった（耕作）道路の関係ですが、これは戦災と解釈することはできないと考えております。（中略）当飛行場の周りの道路については、我々は早く完成しなければならぬという考えを持っているが、財政上の都合もあるので現在は農業方面の事業としてできるだけのことをやって、さらに今後努力したいと思っております。
○二十八番（常岡夘兵衛）　ただ今の本田部長の話によると、焼け跡被害のほかは戦災と認めないということであるが、これについては断じて戦争のためであるから、私は戦災と断じてはばからない。この道路等の改良費用については何とか方策を講じてやることを要望する。（後略）

　こうした議論も経て市は市会復興委員会の意見を聴きながら、戦災復興事業計画の策定作業を進め、二十一年六月に事業計画の成案を得て、戦災復興院に「福岡市復興都市計画事業」（昭和二十一年度～同二十五年度）の施行認可申請書を提出した。
　認可申請書に添付された市の事業計画によると、事業区域面積は市内の空襲り災地全域の約七二％に当たる市街地約百六十万坪（約五百三十ヘクタール）、総事業費は二億八千六百八十万円余で、昭和二十一年度から五カ年計画で実施するというものであった。
　復興都市計画事業の認可申請に先立って、市は二十一年四月二十日に復興都市計画の「骨格」となる復興都市計画街路四十八路線（第一章の表4参照）を決定した。この都市計画街路は、都心部の主要幹線道路三路線（博多駅築港線、渡辺通線、博多姪浜線）を最大幅員五十メートルに拡幅し、この三本の主要幹線を縦軸（通称、大博通と渡辺通）横軸（通称、昭和通）として主要街路を縦横に連絡させるというもので、市はこれらの都市計画街路を「骨格」にして区画整理等によって新しい市街地づくりを進めることになった。
　復興都市計画の策定と事業の施行認可申請を終えた福岡市は、同年十月に招集した臨時市会に戦災都市復興事業費百七十六万円余を計上した二十一年度一般会計追加予算案と、その事業費を確保するための起債（四十九万六千円）議案を提出した。復興

事業費百七十六万円余の内訳は、土地区画整理費として百五万円余、幹線道路など都市計画街路費二十九万円余、上水道敷設費十五万円、下水道敷設費二十七万円であった。

この予算措置について、二十一年八月に福岡市長に就任した三好弥六市長は、就任後初の議会となる同年十月七日の臨時市会本会議で次のように説明し、「太閤の町割り」に負けない決意をもって市街地の戦災都市復興事業に取り組む考えを表明した。

昭和二十一年十月七日臨時市会

○市長（三好弥六）　（前略）さてここに提案しました本年度一般会計追加予算は総額百九十七万九千七百七十九円であり、うち戦災都市復興事業として百七十六万七千二百円を計上いたしております。昨年六月の戦災以来、本市復興の計画については復興委員会を通じ議員各位の慎重なる調査研究を相煩わしてまいったのでありますが、一面、関係当局ともしばしば協議折衝を重ねてきた結果、昨年末の閣議決定により戦災地復興計画方針にのっとって復興計画の大綱が樹立し、本年度より昭和二十五年度にわたり福岡市復興の歴史的事業が執行せられることに相成ったのであります。郷土史を飾っている太閤の博多再興にも勝る意義を持つほどの重要なる事業がここに着手されるに至ったことは、誠に欣快に堪えないところであります。

もっとも本年度の事業費は財政上の都合により必ずしも大なるものではありません。これが財源については国庫補助百二十七万円余、市債四十九万六千円をもって充当したのであります。事業内容は博多区における戦災地四万七千坪の土地区画整理を行い、並びにここに付議した街路の設定並びに上水道下水等の敷設事業を施工することになったのであります。当局におきましては本事業の重要性に鑑み、いやしくも本市の将来に汚点を残さざらんことを希求し、併せて事業の完遂にまい進いたす所存であります。（後略）

三好市長の提案説明と決意表明に対し、同臨時市会では概要次のような質疑応答が交わされた。

○四十六番（吉村光次郎）　（前略）最後に予算について一言伺いたい。説明にもあったが、戦災復興の予算は百七十万円余である。もちろん福岡市の戦災からみると、一部分の復興にすぎないと思う。これによると、上水道下水道の予算に街路の整備という非常に微々たるものである。しかし、この計画は微々であるが、予算総額は百七十万円余、相当額の予算が計上されている。この事業を今年度内に実行できるかどうか、何日ごろまでに実行できる自信があるか。大体、福岡市の事業は繰越事業が通例になっている。本年度の事業ができ上がらず、次の予算市会に繰り越されるのが習慣になっている。いかに予算を組んでも実際実行力のない予算は、議員にしても市民にしても喜ばない。予算を組むときは実際に実行できる予算を組んでいただきたい。水道の事業についても同様である。

今回提出になった予算は本年度内にどの程度まで事業が進捗するか、どの程度に予算が咀嚼できるかお伺いしたい。

（中略）

○復興部長（本田一郎）　四十六番議員にお答えいたします。復興事業の百七十六万七千円、これは復興事業としては額は少ないと思うが、従来の例によれば工事を繰り越しするが、これに対する見通しはどうかという御質問と思いますが、大体復興事業はもっと大きな巨額の費用を要すると考えております。今回上程した百七十六万七千円の事業の内容は上下水道の施設を除いては、資材の要るものはありません。従って年度内には十分完成できるものと考えております。

（中略）

○二十七番（山本与三郎）　本日上程になった戦災復興費に関連して要望を申し上げておきたい。百七十六万円余に達する額の予算が計上されているが、私は戦災復興事業が三年ないし四年の継続事業として大福岡市生々発展のための計画が着々と実行に移されていくことを疑わない。一日もその実現の速やかならんことを願うものである。しかし、これだけの大都市の生々発展ということは経済面の裏付けがなくてはならない。本日ここに百七十六万七千円の上程を見たのは誠に結構であるが、この予算の編成は既に遅きに失する、なぜもっと早く具体的に進められなかったかと遺憾に思う次第である。

特に今後三年ないし四年継続事業として、この大都市計画及び区画整理が行われることについては一言声を大にして、福岡市民として切に市長はじめ復興部長に要望しておきたい。過ぐる大正十二年のあの関東大震災の直後、日本で名高い故後藤新平伯が大都市の復興計画を立案されたのである。しかしながら当時、政府及び東京都が（この復興計画を）大風呂敷なりとして縮小に縮小を重ねて当初の設計の十分の一に削減された。その現実が今回の大戦での爆撃の大損害の原因となっている。私はあの当時大風呂敷といわれた一大先覚者・故後藤新平伯があれだけの膨大な大都市計画、区画整理を実行され、実現に向けて一丸となってやっていたならば、よしんば敗戦の原因となった焼夷弾爆撃を受けても、その被害は今回被害の何分の一かにくい止めることができたと信じて疑わない。

であるから、今後継続事業に着手するこの機会に、種々の歴史と伝統と由緒を持っておる豊太閤以来の区画整理を受けた福岡市・博多市街であるので、九州第一の先進都市としての大福岡生々発展のため大所高所より見た立派な区画整理をしていただきたい、と要望するものである。

先般札幌の都市計画の事実を見てきたが、大火のため灰じんに帰したのを一つの転機として立派な都市計画をやっておる。整然たる碁盤目の道路網が造成されている。福岡市街も札幌のようにしていただきたいとは申さないが、少なくともそのくらいの熱心と信念を捧げもって、大福岡市復興事業にまい進されんことをお願いするものである。

（中略）

○四十三番（竹若啓次郎）　戦災都市復興事業費が上程されているので、これに関連して小さな問題ではあるが市当局にお尋ねしたい。

戦災復興とともに福岡市の街路網が縦横に大幹線から中幹線というものができるが、その大幹線の道路の名称がまだ市当局から何ら提案がない。先般の都市計画において完成した博多駅築港の道路に対しては（当時の）福岡日日新聞が募集して大博通りという名称が付された。今

回計画されている福岡市を東西に貫く五十メートルの幹線道路に対しては、うわさ社が募集して福博大通りという名称が付されるような状態になっている。しかしながら、これらは一新聞社、一雑誌社が募集してできた名前である。その審査員の中には市の当事者の方々もおられたようだが、これをもって市の道路の名称を決定されるのか。こうした幹線道路は年度別にその区画、区画が完成していくので、今後相当の年月を要して全部が完成した暁に市として初めて名前を付するのか、あるいは完成しない前に適当な名前を付しておって市民一般にその名前を知らせるのか。市当局としては初めに名称を付せられておる方が便宜ではないかと、私はかように思っているのである。現在付せられている名前を採られるのか、また他の街路に対しても適当な名前を市当局において付せられるかどうか、お伺いしたい。

○復興部長（本田一郎）　四十三番議員にお答えいたします。道路の名称については、ただ今のお説の通りでありますが、区画整理を完成して町名区域等すべて変えなければならぬと思います。ただ今までに募集して選定した名前はいわゆる俗称であります。今後、道路の名称を付するかどうかは、もう少し考えてみたいと思います。町名についても必ず定めます。その際、これと道路とにらみ合わせて町名にするかどうか、その点はただ今お話のように区画整理後にこれをなしたいと考えております。

こうした議論を経て、市会は二十一年十月七日の本会議で追加予算案と起債議案をいずれも原案通り可決した。この財政措置により、福岡市は年度当初の対象事業を特定しない「仮置き予算」から、博多部市街地の区画整理など具体的に事業の着手に向けての第一歩を踏み出したのである。

×　　×　　×

福岡市が申請した戦災復興都市計画事業は翌二十二年一月二十七日、戦災復興院の告示をもって事業施行が認可された。市はこれを受けて施行区域百六十万坪という市街地の大半を網羅する広大な特別都市計画復興土地区画整理事業に着手することになった。

政府の事業認可を受けて、市は二十二年度一般会計当初予算案に五千二百五万円余の戦災復興事業費を計上し、二十二年三月の定例市会に同予算案を提出した。復興事業予算額は市の一般会計予算の歳出総額九千三百八万円余の五六％を占め、当時の本市の予算規模からみれば巨額な予算であったが、市会は戦災復興計画の重要性と事業の緊急性を考慮して、巨額予算計上による財政運営上の注文を付ける質疑にとどめ、同予算案および復興事業費の起債議案を同年三月二十四日の本会議で原案通り可決した。

市の将来を見据えた都市計画街路網の構築と大規模な土地区画整理事業を核とした福岡市の五カ年計画による戦災都市復興事業は、こうして昭和二十二年度から本格的に動き出すことになった。

2　事業施行区域を四割縮小

しかし、戦災都市復興事業はその後、政府の財政事情悪化やインフレによる資材高騰で計画再検討の方針が示され、福岡市も事業の遅滞や事業施行区域の縮小を余儀なくされることになった。資金、資材、労力がいずれも十分でなく復興事業は所期の目標通りには進捗せず、市は予算の編成に際して事業の厳選と財源の重点配分を迫られた。

五カ年計画で開始された戦災復興都市計画の事業が折り返し点を過ぎた昭和二十四年の三月定例市議会における三好弥六市長の予算案提案理由説明と、それに対する本会議における質疑応答が、そうした当時の状況を伝えている。

昭和二十四年三月九日市議会定例会

○市長（三好弥六）　（前略）まず戦災都市復興事業は、前年に引き続き取り上げられるべき重要案件であり、あたかも本年はいわゆる復興五カ年計画の第四年を迎えたのでありますが、既往三カ年にわたる本事業の進捗状況は、懸命の努力にもかかわらず、資金、資材、労力等各般の隘路（あいろ）に阻まれまして、遺憾ながら所期の目標に達せず、現在事業計画において約四割、事業費においておよそ二割程度の業績を挙げ得たにすぎないのであります。しかしながら復興事業の基盤をなす土地区画整理事業においては、第一次施行区域九十五万坪の全域にわたる換地計画の決定もおよそ終結を告げるに至ったのでありまして、本年度におきましては土地の評価清算事務を開始しこれと相並行して住宅約五百戸の移転、二十七カ所に及ぶ墓地の移設、これに伴う郊外地二カ所の墓苑造成等を企画いたしますとともに、街路、広場、公園等、一連の付帯事業につきましても鋭意事業の進捗を図らんとし、一般会計において約一億五百八十万円に上る戦災都市復興事業費を計上いたしたのであります。これと相並んで復興事業の一翼を担ってまいりました特別会計都市計画費におきましても、博多部五十メートル道路の築造、天神町東西路線の整備、東中島橋の架設等いずれも懸案の重要事業を速やかに執行して、もって本市都市建設の有機的構成に遺憾なきを期したのであります。もっとも復興事業費は御承知のごとく、もっぱら政府の決定にまつもの多く、従って後日変更の余儀なきに立ち至るかとも考えられるのでありますが、これが事業認可の獲得等につきましては、さらに一層の努力を重ねる覚悟であります。（後略）

×　×　×

昭和二十四年三月十四日市議会定例会

○議長（高丘稔）　（前略）それでは日程に入り各派の代表質問を開始いたします。

○四十四番（川島亥勇夫）　（前略）戦災都市復興事業費一億円の予算は国庫補助を根本条件としているが、国庫補助五千三百万円は果たしてこれを獲得し得る自信と熱意があるのか。上下水道も戦災復興と関連して一大築造工事に乗り出さねばならない時期である。一千万円そこそこの少ない工事費でいかに仕事をなさろうとするのか。（後略）

○市長（三好弥六）　（前略）都市計画復興事業の五千万円の起債認可は自信あるかどうかは、これは御承知のごとく当初五カ年継続事業として本年度が四年度であり、その当時の予算総工事を二億八千万円、うち県費補助、国庫補助が約八割、これが実現不可能でありました。私の方では一向に差し支えなくいつ何時でもやるはずでしたが、御承知のごとく中央が計画した予算が中央の財政上の都合からガラリと外れ、思い任せなかったのであります。五カ年継続事業をにらみ合わせると本年度はどうしても五千万円、これも遠慮がちな額ですが、この起債は極力やるつもりであります。しかし我々の期待に沿うように果たして認可があるかどうか。予算編成当時まではドッジ旋風は吹きまくっておりませんでしたが、進行するにつれて暗礁に乗り上げるかも分からないと思っております。

市としては極力起債認可に全力を注いでみる予定であります。これくらいの起債認可は当初の中央の約束で当然やっていただかなければならぬ義理合いもあるかと思っています。この額の起債認可の自信を持って編成したことは、はっきり申し上げておきます。（後略）

（中略）

○二十番（柴田源蔵）　（前略）戦災都市の復興事業は五年で完了することに計画されて、ここに第四年目を迎えた。過去三年間において事業計画で約四割、事業費で約二割程度の実績しか上がっていないが、残余の事業年度に果たして所期の目的を達成し得る見込みがあるかどうか。これに関連して現在博多部の中心区域は幾分急速度の復興をみているように感じるが、福岡部に至ってはいまだに復興が遅々として進まない、何ら見るものがないような感がしてならない。これが原因は奈辺にありや。我々の察するところでは換地の決定が遅々として進まない。よって福岡部の復興が非常に遅れておるのじゃないかと、こう杞憂（きゆう）するものである。この福岡部並びに博多部全面的にわたる換地処分の発表が何日ごろになるか、その時期を明示していただきたい。確か昨年の予算市会で我が党の友杉（次三郎）議員がこれらの質問をしたが、当局は二十三年度中に換地処分も終了するごとく言明しながら、いまだにもって全面の完了はしていない。どうか前段の質問に対して曖昧な答弁を避けて確実な答弁を要求いたす次第である。（後略）

○助役（三原久）　（前略）次に復興事業の進捗面白くないということについて、常に私らもその答えに苦しむものでありますが、この五年計画のうちにすでに四年を経ているのに仕事が進まない。遺憾千万であるが、御承知の通り財源の関係が大部分国費に仰いでいる関係から、この敗戦国の惨めな国の財政から、ことに占領軍が復興に対する認識がないため始終この予算を抑えている。そのためにどうも思うように進みかねている。

何日までに完成し得るか、その時期を言えというお尋ねですが、今の国の財政から到底どう進むか測り得ない。ことに最近東京からの新聞、ラジオで聞きますと、いわゆるドッジ旋風のために非常な大嵐が吹いており、こんな状態では何日完成するか見込みが立ちかねるとお答えするよりほかないことを御承知願いたい。

次に区画整理の点ですが、おとがめの通り私らもこれは換地を先にせねばならない、区画整理が先着だ、街路等は後回しでよいと、その要点に着眼して専任を決めてやりましたが、何ぶんにも当初は百六十万坪、次に百二十万坪、こういうふうに国から減らされて今日九十万坪を目標とした政府の指定で進んでおります。いかんせん種々の関係で運びかねて今福岡部の西の端方面は、県の方に委託して県も進んで助力し

てくれています。今は東の方から進んできた関係から福岡の方が後に残ったわけです。西公園付近で完了しますが、実は二十三年度中ということをお約束申し上げていましたが、いかんせん従来の国の費用等の関係で遅れていきますが、ぜひ遅くとも六月中には完成せしめたいという覚悟でいることを御承知願います。（後略）

ここに引用した二十四年三月定例市議会における戦災復興事業をめぐる質疑応答には、国が計画見直しを指示する中で前年度当初予算（約四千八百万円）を二倍以上上回る一億五百万円余の戦災復興事業費を計上し、都市復興の骨格となる主要幹線道路（最大幅員五十メートル）など都市計画街路の早期完成を最重点に事業進捗を図ることに意欲を示す市当局と、国庫補助や起債に頼る事業予算が果たして予算案計上額通り満額確保され、事業が計画通り進捗するかどうかに懸念を示す市議会という構図がはからずも表れている。

二十四年度当初予算案は市議会において賛成多数で可決されたが、こうした議論の背景には、戦後の超インフレによって財政立て直しを迫られていた政府が戦災復興事業の計画を縮小する方向で再検討を始めたことがある。被災市街地の大半を含む市中心部百六十万坪を区画整理事業の対象とした本市の復興計画も事業規模見直しの対象となり、二十三年十二月には事業施行区域を計画より約四割減の九十五万坪に縮小するよう指示されていたのである。

政府の計画再検討指示を受けて、本市の戦災復興都市計画の事業規模や事業内容について調査研究していた市議会の復興委員会は、当初予算案を可決した約一カ月後の二十四年四月二十八日に開かれた定例市議会で、宮田隆好委員長が事業施行面積の縮小とそれに伴う主要幹線道路の拡張区間の変更等について、復興委員会の意向を次のように報告した。

昭和二十四年四月二十八日市議会定例会
○三十六番（宮田隆好）　復興委員会を代表して問題になった幹線道路のことについて御報告申し上げます。
この幹線道路は昭和二十一年四月に決定されたのであります。すなわち東西両公園を幅員五十メートルをもって連絡するという極めて理想的な計画でありますが、そのうち石堂川から東部と上名島町及び東西職人町、この二カ所は焼けていない区域なので、これが事業遂行の実施について果たしてできるかどうかということは、多少の疑問を持っていたのでございます。
また区画整理の区域においても、戦災区域が百十四万坪であるにもかかわらず、百六十万坪ということになった。これが果たして敗戦の時局に完全に施行することができるかどうかということも、私どもは深い関心を持っていたのでございます。たまたま昨年の三月に復興事業補助額の増額陳情のため小野（栄）副委員長とともに上京して、県市当局とともに本省関係方面に折衝するときに、すでに事業があまりにも過

大であるということを察知し、この理想計画に固執するときには、ついにこの復興事業の完成期を遅延せしめはしないか、あるいは事業の中絶を余儀なくされはしないかということを多少考えていたのであります。そこで早速、門司、八幡などの戦災五都市の実情をも等しく調査して、本市のため最善の努力をなしてきた次第であります。

果たせるかな昨年の八月、区画整理区域は百六十万坪を百二十万坪に、また十二月にはさらに九十五万坪に縮小され、必要最小限をもって施行せよという本省の指令があった次第でございます。このため前述の東西幹線の一部、石堂川以東の区域は一応除外され、残るのは上名島町地内をいかにするかということになっている。この区域を除外することは本市焼失区域の復興事業にとって、交通網の根本を誤るものであり、ぜひ幹線の貫通は万難を排して決行しなければならないと信じる次第であります。（後略）

市議会復興委員会のこうした意向を受けて、市も戦後間もない昭和二十一年六月に策定した戦災復興都市計画（二十一年度～二十五年度の五カ年計画）の再検討に着手、二十四年六月に政府が閣議決定した「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」を踏まえ、厳しい財政経済状況の中で遅れた事業の規模や工期の見直しを行った。

その結果、市は既定の戦災復興五カ年計画の対象事業区域から、東部は石堂川（御笠川）以東の千代地区、西部は舞鶴公園、六本松、鳥飼地区を第二次区域として将来に保留するなどの区域変更を行い、事業施行区域を百六十万坪から約四割縮小して約九十五万坪とする新たな五カ年計画（昭和二十五年度～二十九年度）を策定した。市は二十四年十一月、新たな五カ年計画を「事業執行年度割変更」として建設省に申請し、戦災復興都市計画事業は二十五年度以降も継続実施した。

3　「三十六米道路」に関する声明書

戦災復興都市計画事業の施行区域や事業内容の再検討に伴って、復興計画の「骨格」として昭和二十一年四月二十日に決定された都市計画街路についても財政上の理由等から一部見直されることになった。

本市の都市計画街路では、東西を貫通する主要幹線街路として計画決定されていた博多姪浜線の幅員五十メートル区間（通称・昭和通、上市小路―天神―荒戸町）の天神以西の幅員を三十六メートルに狭める計画変更が行われた。この計画変更に対し、地元沿線の住民や関係市民は一万九千六百七十九人の署名を添えて、計画変更に反対し再議を求める次の請願書を二十四年十月の定例市議会に提出した。

昭和二十四年十月二十七日市議会定例会

○議長（高丘稔）　（前略）次に私の手元に前田（幸作）議員の紹介で西職人町二十一番地、衣笠守氏を代表者として一万九千六百七十九名の連署をもって幹線街路の件に関し、県審議会の答申した変更案はこれを再議に付せられたいとの意見書を提出されたい旨の請願書が提出されております。書記に朗読させます。

請願書

昭和二十一年内閣告示第六号をもって決定した福岡市の幹線街路五〇米（メートル）は「旧松屋前より西は三六米に狭めて上名島町へ十五度の曲線で連絡することに変更する」と縣の都市計画審議會が答申しましたが、それは「本市百年の大計」を誤るものでありますので、私等市民は絶対反対いたします。

私等市民の要求は、五〇米街路の全線北側を基点としての直線三六米（下名島町より東西職人町を利用）を要求するものであります。縣の審議會は二対二十六の多数で変更案が通過したとはいえ、それは市民の納得できないところであります。即ち曲線は九百万円の経済であることを理由としていますが、その九百万円の数字に相当の誤差のあることを、厳正な市の監査委員が指摘していますことによっても明白なように、私等市民は曲線には幾多の疑念をもっているのであります。ついては市議會に請願いたしますことは、地方自治法第九十九條により行政廳に対し「縣審議會の答申した曲線案は、都市計画審議會令第五條により、これを再議に附せられたい」との意見書を提出されるよう地方自治法第百二十四條に基き議員前田幸作氏の紹介をもって福岡市民一九、六七九名が署名捺印（なついん）をして請願いたします。

昭和二十四年十月二十六日

右代表者
福岡市西職人町二十一番地
衣笠守

紹介者
福岡市議會議員
前田幸作

福岡市議會議長
高丘稔　殿

この請願書は、市議会に請願調査特別委員会を設置して審査されることになったが、調査特別委員会は請願内容に一部事実誤認があるとして不採択とした。このため十月二十八日に開かれた市議会本会議では、三十六メートル道路への計画変更案をめ

ぐって、沿線住民や関係者の声を背景に賛否両方の立場から激しい議論が戦わされた。その結果、次の定例市議会で五十メートル幹線道路を三十六メートル道路に計画変更することを市議会が認める理由、および認めるに至った経緯を「声明書」として市民に公表することになった。

市民に対して議会が「声明書」の形で議決理由等を説明するのは当時としては異例であり、福岡市議会の「三十六米道路に関する声明書」の発表は、将来にわたって市街地形成の「骨格」となる主要幹線街路への福岡市民の関心の高さを示すものでもあったといえよう。

「声明書」の案文は二十四年十二月二十四日の定例市議会本会議で提案され、それに対する賛否の意見表明が行われたあと賛成多数で決定された。別府規・起草委員長による声明書の提案と意見表明の概略は次の通りであった。

昭和二十四年十二月二十四日市議会定例会

○議長（高丘稔）　（前略）次に前の市議会において幹線街路問題に関し、本市議会の声明書を発表することに決定して、これが文案の起草を委員にお願いしておりましたので、起草委員長より文案の御発表をお願いいたします。

○十一番（別府規）　去る十月の定例市議会において決議しました三十六メートル幹線道路に関する声明書は、その後私ども起草委員会において、次に読み上げるごとき案文を得たのであります。もとよりこれは粗筆悪文のそしりを免れることはできないと思うのでありますが、御審議いただいて満場の御賛同をお願いする次第であります。

幹線道路に関する草案

五十米幹線道路の変更、並びにその後に来った三十六米道路の問題については、巷間種々取沙汰され、真偽入り乱れ、ために市民各位の判断を迷わせたことと存じます。これについては福岡市議會も、十月定例市議會において

福岡市議會は各種問題の施策については、常に市民各位の福祉を念願し、公正妥当を期し、とくにこの問題はことの重要性に鑑み、市當局と協力し、その決定には慎重を期したるものなること

を明白にし、市民各位の誤解を一掃することを決議いたしたのでありますが、幸い十一月八日、主務官廳たる建設省も市案を建設省告示第八百九十一号を以て内閣認可の公示を致しましたので、この機會を藉り市案決定に至る迄の経緯を左の如く公表し、以て市民各位の公正なる判断の資に供するため、ここに市議會は声明書を発表する次第であります。

三十六米道路に関する声明書

福岡市議會は市當局と慎重協議の結果、左の如き理由をもって三十六米路線を承認したのである。

五十米道路が三十六米道路に変更になった理由

大福岡市百年の大計のためには、當然道路は五十米とすることを可とするものであるが、現在の住宅難の時にあって、非焼失区域の家屋の撤去は、できるだけこれを少くするとの見地より、橋口町以西の中、大名校区域は非焼失区域に當たるので、橋口町以西の道路を三十六米とした。即ち大名校区内にある非戦災区域には移転を要する家屋が多いが、これ等の敷地は買収するのではなく、換地操作によって生ずるのであり、五十米ではその沿道宅地の減り方が激しいので、技術上の困難と市民負担の軽減のため、その幅員を三十六米にすることが最も妥当と思考される。しかし最低三十六米は大都市の幹線としては必要不可缺と思われるので、諸般の事情並びに政府の意向を斟酌してこれを決定した。

一、市案三十六米線に決定の理由

道路の幅員は三十六米に決定したが、その経路には左の三案があった。

イ、五十米道路の中心線を動かさず三十六米とする線

ロ、イ線の北側線（一部地元の陳情書案）

ハ、イ線の南側線（市の採択案）

右三線は図面の示す通り曲線ではあるが、いずれも交通上支障はなく、一部伝えられるが如きハ線は殺人カーブなるかの如き言は虚構も甚しいと言わねばならない。

右三線中ハ線とイ、ロ線を比較すれば

一、換地技術上ハ線は容易である

二、移転家屋数がハ線に比し、ロ線は五十余戸、イ線はそれ以上多数である

三、経費においてハ線に比し、ロ線は約壱千万円増加となる（政府補助が順当に行けば市負担はその四分の一）、イ線は五十米路線の場合と略同一額に等しい厖大な経費を必要とする

四、既存道路及び疎開跡地利用程度において、ハ線はイ、ロ線に比し、甚だ大なるものがある

以上の理由を以て市當局はハ線を選定し、これを市議會協議會に諮り、市議會協議會またこれを数度に亘り研究し、これを承認することにした。又その結果、都市計画福岡地方審議會は政府の諮問に應じ、この案を審議可決し、その答申に基き、今回建設大臣の決定するところとなり、前記の如く公示されたのである。

この間市議會復興委員會は、市議會協議會提出以前において、十数度に亘り委員會を開き、真摯その研究検討を重ねたものであり、三十六米道路施行に當り、区域地元民にてその遅延等により、多大の迷惑を相掛けたることを深謝すると共に、右幹線道路施行完遂のため、市議會は従来通り公明を旨とし、市當局を鞭撻援助し、大福岡市建設のため、その完成の一日も早からんことを期することをここに声明する。

市民各位の絶大の援助を期待するものである。

昭和二十四年十二月　　福岡市議會

以上であります。　（拍手）

○議長（高丘稔）　ただ今起草委員長より朗読されました起草文案によって声明書を発表することに異議はありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○二十七番（古川初雄）　二十七番議員は、こと決まりました以上は速やかに決行することには賛成します。しかしながら我々議会人が議会で討論し、究めるところは究め、しかも本省の認可を得てここに施行することに至ったことを、なおかつ福岡市議会の名においてこれを発表するということについては、あまり面白くないと存じます。何ら価値はないものではないか。もはや議会において議論を尽くし、しかも、おのおのの信ずるところにおいて、これを研究したのである。ただ今朗読された文案によると、本員が申し上げたものとは大変相違しておるところがある。従って私はそれは公表すべきものではない。もはやことは済んでおるから、決議によって又、認可に従って執行することには賛成します。しかしながら、その文案は今少し研究する必要があると思う。本員の今日まで主張してきた事柄とは大変な差があるということを申し上げておく。

○二番（前田幸作）　ただ今起草委員長から文案として発表された内容を聞くに、なかなか蘊蓄（うんちく）のある、良く研究されていて中には多とするところもあります。（しかし）一部においては肯定しかねるところもあって、ためにそのままの賛成はいたしかねる。即ち私が主張していたのは五十メートル道路の北側を基点としたいわゆる直線案であって、今日まで審議をしてきたのであるが、県都市計画審議会では二十五対二で敗れた。（北側線案賛成は）私と古川（初雄）氏の二人だけで敗れた。従ってその結果、建設大臣は審議会の答申を尊重することになって、一昨日復興委員長が報告されたように十一月八日付官報をもって南側線を告示したのであります。告示された以上、もはや何をかいわんや、であります。即ち葬式済んで医者話は政治家の最も心すべきことである。これ以上論ずべき事件が解消した。議論すべき事件が解消してしまった今日、新たなる事態が生ぜぬ限り、議論は差し控えるべきものである。しかし、ただ今の草案をそのままうのみに賛成もいたしかねる。従って、ただ今の草案が移転家屋数字などでわずかに数字が違うので、この点その他について反対する。よって反対することを表明する。

（後略）

○三十六番（宮田隆好）　ただ今朗読の文案を承ったが、当時の責任者（復興委員長）である私は、あの文章をもって誠に歯がゆいと思う。今前田（幸作）君は、数字において違うということを言われたが、数字については絶対に違わない。当時私どもはいろんな悪名を受けて、しかもある議員の無責任な放言によって多大の迷惑を被った。しかし一応済んだ現在、どうしようとは思わないが、もう少し具体的な事実を（声明書の中で）はっきりしていただきたい。現在の文案では不賛成である。

○議長（高丘稔）　ただ今の起草委員長の報告の案文には反対ですか。

○三十六番（宮田隆好）　もう少し具体的に事実をさらけ出してもらいたい。

○議長（高丘稔）　一応採決いたします。ただ今の文案によって声明書を発表することに御賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手する者大多数）

御賛成の方が大多数と認めまして、ただ今の文案によって声明書を発表することに決定いたします。
なお本声明書の発表の方法は議長と起草委員にお任せをお願いいたしたいと思います。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

旧博多部から西公園そばまで福博市街地を東西に貫く五十メートル道路（通称・昭和通）はこうして計画変更され、天神地区以西は幅員三十六メートルに縮小されたのである。

4　昭和三十七年まで事業継続

昭和二十五年度から再スタートした福岡市の戦災復興都市計画事業の新五カ年計画である「事業執行年度割変更」が建設省から承認されたのは二十七年四月であったが、市はそれまでの間も二十九年度までの戦災復興事業完了を目指して事業執行の努力を重ねた。しかし、この間も資材等の諸物価上昇に加え、市の財政が二十八年六月の豪雨水害などにより赤字に転落するなど、復興事業推進を取り巻く財政経済状況は一層厳しくなった。加えて施行区域内の換地分合等の処分が土地所有者の利害も絡み予定通り進まず、復興事業の進捗は依然として計画より遅れがちだった。

このため計画最終年度を迎えても完了していない事業が相当量残り、市は二十九年に計画事業年度の三年間延長を申請、同年十一月二十日に建設省の認可を得て戦災復興事業は三十二年度まで延長して継続実施されることになった。この延長の際に市は再び事業施行区域および事業計画内容の変更や削除を行い、戦災都市復興事業の施行区域は最終的には九十九万坪余となった。

二十五年度から計画変更された戦災復興事業新五カ年計画の最終年度となる二十九年度事業予算を審議する二十九年三月定例市議会における安倍正人議員の質問と、それに対する小西春雄市長の答弁が、本市の戦災復興都市計画事業再延長の事情と経緯を示している。

昭和二十九年三月十七日市議会定例会
○十七番（安倍正人）　（前略）我が国はあの悲惨なる戦災を被ってから、数えてついに十年と相成る。本市においても九十五万坪を戦災復興の対象区域として、二十五年度から五カ年計画を進めており、本二十九年度はいよいよ仕上げの最終年度である。にもかかわらず計画は遅々として進まず、加えるに換地分合が市民間に無用のトラブルを生じて本計画完成の大きながんとなっておる現状である。この戦災復興計画の完成によって本市がいかに発展し、いかに市民に希望を与え得るかは明々白々たる事実であるが、これの完成にはいかほどの年月がかか

り、これからいかほどの経費が要るものか、具体的な数字を併せて説明を承りたい。（後略）

（中略）

○市長（小西春雄）　（前略）それから戦災都市（復興）計画は実現には今後何年くらいかかるのか、これはまだはっきりしたことが申し上げられないが、例の戦災都市復興計画は二十九年度で政府は打ち切ることになっていたのである。ところが換地等まだ残事業がたくさんあるので、国会方面とも連絡を取って極力運動いたした結果、二十九年度で打ち切るやつを三十年、三十一年まで二カ年間は延長することになった。ところが延長してもらっても福岡市としては二十九年度で査定されていた金額は一応全部使い尽くすという形になる。後に残った仕事がどのくらいあるかということになると、なお十億見当の金が要ると、こういう見通しを持っている。

そこで政府においても、戦災都市の復興と、もう戦災でもあるまい、もう七年も八年もたつのだから戦災々々というよりも、という観点から重要都市整備法というのが本国会に法案として出るようになっている。多分それが実施されるように（法案が）通過するのは間違いないと思っている。今後はこの重要都市整備法によって、この復興事業の残った分を継続してやりたい。こんなふうに考えている。（後略）

終戦直後の二十一年度から開始された福岡市の戦災復興都市計画事業は、事業の規模、内容の見直しを経て、こうして二十九年度に延長されて昭和三十年代に入っても継続された。復興事業はその後も復興事業計画区域内の建物移転工事等の遅れから、三十三年三月にも再延長（執行年度割変更）され、昭和三十七年度に終了することになる。

この間、復興計画事業の施行区域の見直しと事業期間の延長によって、事業施行区域から外された市内東部地域や西部地域では主要幹線道路（市中心部では通称昭和通）の五十メートル拡幅が見送られたが、新たに都心部の今泉地区を事業施行区域に編入することによって、幅員十八メートルだった薬院新川以北の渡辺通の五十メートル拡幅が実施されることになり、西鉄大牟田線の西側移設とその後の高架化（西鉄大牟田線と国体道路の立体交差、昭和三十六年十一月一日完成）が実現した。

三十一年度には戦前にあった都市計画税が復活し、「地方税」として新たに創設され、各地方都市の復興都市計画事業の自主財源となった。都市計画税の導入と当時の地方財政の状況については、第五章「市税財政の推移」の第五節「赤字財政と自主再建」の中で触れているので参照されたい。

×　　×　　×

総工事費約十一億円、二十年六月の空襲で焦土と化した市街地約百万坪を蘇らせた戦災復興事業は、福岡市のその後の近代的市街地形成の礎となった。

市街地再生の「骨格」として最大幅員五十メートルに拡幅された大博通、昭和通、渡辺通の主要三幹線道路や天神地区の西鉄

大牟田線の高架移設による国体道路との立体交差の実現は、当時としては画期的な都市計画事業であった。第八章「博多駅の移転改良」で記した博多駅の移転に伴う土地区画整理事業による新都心づくりとともに、戦災で疲弊した福博市街地を再生させた事業として記憶にとどめておきたい。

第二節　道路の補修と改良

福岡市は昭和二十一年四月二十日、戦災復興都市計画の策定に先立ち「都市の骨格」となる復興都市計画街路四十八路線（戦災復興院告示第六号、第一章表4参照）を決定した。このことについては前節でも述べたが、この復興都市計画街路は、本市が昭和六年に計画決定（同十三年に改定）して整備を進めてきた都市計画の街路計画を全面的に見直して決定したものである。

その結果、新たな都市計画街路は二十年六月の空襲で大半が灰じんと帰した市街地を再生するための「骨格」として都心部の主要三路線（大博通、渡辺通、昭和通）を最大幅員五十メートルに拡幅し、幅員が比較的狭かったその他の街路も、将来の市勢発展と交通量増大を見据えて幅員を市街地においては概ね二十～三十六メートルに拡大することになった。

この計画に沿って、都市計画街路はその後、戦災都市復興事業の一環として拡幅用地取得や道路補修、舗装改良などが行われていくことになるが、戦後のインフレによる資材や労賃の高騰に加え市財政の窮乏も重なって、市内の街路は路面の整備や改良が予定通り進まない状態が続いた。このため、市議会では市内の街路整備の進捗状況や劣悪な道路をめぐって昭和三十年代半ばまで頻繁に質疑が交わされた。

1　「悪道路」の汚名返上に全力

昭和二十一年四月に計画決定された市内の復興都市計画街路は、戦災復興都市計画事業の既定計画をそのまま維持して遂行することが財政上困難となり、施行区域や事業規模の縮小を余儀なくされたのに伴い、二十四年十一月に主要幹線街路の博多姪浜線（都心部は通称・昭和通）などの幅員や経路が縮小変更された。その経緯および背景については前節の第3項「三十六米道路に関する声明書」の中で述べた。

翌二十五年には都市計画街路全般にわたり再検討が加えられ、福岡市は同年十二月に博多姪浜線のほか都市計画街路十四路線

の幅員縮小や拡幅区間を変更した。計画変更の主な理由は市財政の窮迫によるものだが、もう一つの理由は財政難の下で市街地復興の「骨格」となる都市計画街路を多少縮小しても早期完成を目指すことにあった。そこには、道路予算を優先的に劣悪な道路の補修改良費に充て、福岡市内の街路に冠された「日本一の悪道路」の汚名を一刻も早く返上したいという市当局と市議会、福岡市民の思いがあった。

「悪道路」の汚名返上に向けて、道路の舗装など路面の改良を求める質疑は、深刻だった食糧事情と住居の確保が一段落した昭和二十年代半ばから、市議会で頻繁に交わされるようになった。シャウプ勧告に基づく税制改革の途上で税収など財源確保の見通しが立たず、年度予算編成が四月の統一地方選挙後にずれ込んだ二十六年度の七月臨時市議会における道路をめぐる質疑応答の一部（概要）を以下に抄録する。

昭和二十六年七月十三日市議会臨時会

○三十番（深沢充）　（前略）前議会において論議された三十六メートルの重要幹線街路の問題であるが、これはいまだに未完成のままで、福岡部発展の一大障害となっておる。これに対する復興部長の答弁をお願いしたい。（中略）

次に観光都市としての形態を整えるために、まず道路の整備、下水道の完備が必要である。これがため水利地益税等の目的税を徴収し事業を起こす意思はないか。土木部長にお尋ねしたい。（後略）

（中略）

○土木部長（浜本斉粛）　ただ今深沢議員の御質問による道路と下水の問題についてお答えします。ただ今市長からも話がありましたように、福岡市はこの道路の悪いので非常にお叱りを被っております。それは御承知の通り人口の急激な増加もありますけれども、交通量の非常な発達に伴う路面の損傷が大きな原因になっております。御承知のように市道は僅々わずか四％しか舗装はできておりません。しかも、その舗装も簡易舗装程度のものが多く、永久舗装というものはほとんど見受けられない程度のものです。これを早く舗装に移さないと、重い荷重のトラックに対しては、砂利等では到底持たない所が相当あるので、これは早く改修することが我々の任務と心得ております。何分財政上の問題があるので、できる範囲内でも進めてまいりたいと考えている次第であります。（後略）

○復興部長（宮崎幾馬）　（前略）この三十六メートル重要幹線街路については、市議会におかれても特に重要視になって、去る議会において努力して執行するようにという御要求の御決議を承ったのであります。それ以前からでも非常に重要な道路である関係上、我々としては常に深い関心を持って施行しつつあります。御承知のごとく呉服町以西においては二十五年度にほぼ完成しかかっている状況であります。さらに橋口町から呉服町の、いわゆる非焼失区域の部分において、まず多数の家の移転をしていただいて、その次に工事をやるという実情でありま

す。たまたま本年においては、ただ今上程されている予算書のごとく相当増額を本省の方でお認めを願ったのであります。金額の増額というのは単価の増額でなくて、戸数を増やすという増額なので、これを一つ有効に最も早く最善の努力をもって執行するという考えでおります。

×　　×　　×

昭和二十六年七月十六日市議会臨時会

○二十三番（常岡卯兵衛）　（前略）土木費について土木部長及び市の金庫の金を握っておる総務部長に質問する。

本市の（二十六年度）一般会計予算十七億九百万円に対して、土木費がわずか三千二百六十万円という最も少額であるのは遺憾である。一般会計予算の五十分の一にしか当たらない。一昨年の昭和二十四年度の八億四千数百万円の予算に対して二十五年度の予算が十四億六千四百万円、一躍（予算額が）増加したのは諸物価の高騰や人件費が高くなった結果であると思う。これからみると、すべての予算（費目）が平等に三、四割上がるのが本当であるにもかかわらず、昨年の予算では土木費と都市計画費だけが下がり、その他は全部三割ないし四割増加されておる。それに本年の予算はかてて加えて六百三十数万円を減額されておる。この内容を調査してみると、どうも土木事業の減額が甚だしい。都市の建設は道路にあると思う。道路が広くなり立派な道路があったならば、その付近はトタンぶきの家も建たなければ、かやぶきの家も建たない。バラックも建たない。道路に相当する家が建つことは当然である。さようなことから予算の内容を見てみると、昨年の道路修理費は四百三十万円、本年は三百八十万円、砂利代においては昨年が七百二十万円、本年が五百二十万円かように減額しておる。（中略）五百二十万円のバラス（砂利）代では福岡市の市道の三十分の一にバラスを散布すれば、それで終わりである。

かようなことで大雄都・福岡市の管理ができるのか。土木部長は予算についてこのことを考慮して提案したかどうか、意見をお伺いしたい。同時に、土木部長がこれを提案したとするならば、総務部長がこれをこぎったとするならば、こぎった理由をはっきり明示してもらいたい。

（後略）

○土木部長（浜本斉粛）　ただ今の常岡議員の御質問にお答えします。

御説の通りに土木事業費が非常に少ないことは、私も非常に遺憾に存じております。しかしながら、これもいろいろ市の財政等ともにらみ合わせて考えなければならない問題であり、私はより以上の仕事をしたいのはやまやまであります。けれども何分申し上げたように、市の財政状況とにらみ合わせて財務当局と打ち合わせた結果、かような予算が生まれてきたのであります。事実、非常に少ない予算でありますが、最も有効に使うと同時に失業対策事業費からある程度の労力及び資材等も手に入る関係になっているので、失業対策費の要員を使って砂利等の足らない所は河川等からこれを採取して現物を散布し、非常に乏しいながら何とか切り抜けて、来るべき財政の融通のつく場合に、まず第一に土木費を、特に道路の改修に専念したいと考えております。甚だ御質問の通り、我々事業の面といたしましては非常に不本意に思っておりますけれども、財政のやむを得ない点があると思って我慢しておる次第であります。その点をどうぞ御了承をお願いいたします。

○総務部長（藤田信次）　ただ今土木部長から答弁があったように、ひとり土木費のみならず各部からそれぞれの事業費の要求があり、御承知のような財政窮迫のためやむを得ずこうした緊縮予算を編成せざるを得なかったのであります。御意見の通りに道路橋梁（きょうりょう）というものが都市

の発展のために重要な役割を演じておることは重々承知しておりますが、土木部の方とも話し合いをして本年度はこの程度でひとつ御辛抱願いたいということになったのであります。終戦後の荒廃した道路等の改修には相当経費が掛かることは承知しておりますが、予算説明書にも述べてあるように今後、財政の余裕がつきますならば、大いにこの方面に力を入れたいと考えております。どうぞよろしく御了承を願います。

（中略）

○二十三番（常岡卯兵衛）　（他都市の）今年の一般会計土木費の歩合を調べた範囲では、ほとんどが一般会計の二十分の一ないし三十分の一くらいが他都市の一般会計に対する土木費の予算であり、福岡市は最も少額であるということが、ここにはっきり表れておることを申し上げておく。（中略）

さらに今の福岡市の状態からいうと、現下の復興事業が進捗してあの大きな道路が徐々に市道に移されることになる。その場合は五十メートルとか三十六メートルの大きな道路は一つ数百万円（の維持管理費を）要する。そうするとその他の市道は（この予算額では）何もできぬことになりはしないか。かように考えておる。もう少し研究して答弁してもらいたい。ただ金額の「〇」を転がすようなことではいけない。実際にやるということをはっきり考えてもらわなければならない。現在の（道路予算の）状態からいうと、福岡市の市道というものは完全にできないということをもって私の質問を終わりたい。

雨が降れば「ぬかるみ」になる劣悪な道路の補修や舗装を求める市民の声を受けた市議会の道路予算増額を求める質疑は厳しく、鋭かった。

2　道路補修予算の増額求める

その後の市議会でも「悪道路」返上に向けた道路補修予算の増額を求める活発な質疑が続いた。年度予算案を審議する翌二十七年三月の定例市議会では、同月十九日の本会議における川口曽根吉議員の道路予算の追加計上を求める質問と、それに対する小西春雄市長と浜本斉粛土木部長の答弁が、劣悪な道路状況に補修改良工事が追いつかない当時の実情を浮き彫りにしている。

昭和二十七年三月十九日市議会定例会

○四十五番（川口曽根吉）　（前略）歳出予算中第五款土木費及び下水費があまりに少額なことを遺憾に思う。西日本の雄都として文化都市と称しておる我が福岡市が、何をもって名実ともに文化都市と応えることができるでありましょうか。この凸凹道路、また下水道の不完備のために、少量の雨でも路面に汚水が氾濫しておる状態を眺めて、市民はもとより他都市の来福者は口々に非難の声を高くしておるのであります。福岡市の市道は総面積四百三十六万余平方メートルある。そのうち舗装道路で大々的補修を要する箇所は三万余平方メートル、工事費にして

約二千万円を要する。砂利道として一年間に百十平方メートルに対し一立方メートルの砂利を散布して、材料費四千三百万円を要する。橋梁では一般交通止め、車両交通止め、重量制限等をしている箇所が十二橋あり、架け替えを要する橋梁が十二橋、補修を要する橋が八橋ある。工事費にして三千五百万円を要するのであります。

次に下水道の不完備のために少量の雨でも市内各所の路面に汚水が氾濫しておるありさまで、これまた多額の費用を要する。市長さんは昨年市内各所で市民懇談会を催され、市民の声を直接耳にされた。そのときも道路の補修、下水の施設等を強く叫ばれました。市民にしてもその声が直接市長さんの耳に入っておるから、二十七年度こそはかなりの予算の計上があると期待している。（しかし）この当初予算においては、わずかばかりの予算で、道の維持補修費にも満たない。この事業は他の事業と異なって全市民が朝夕迷惑している。この道路、下水の補修施設事業は一日遅れれば遅れるほど補修の箇所が増え、予算もまた加重するのである。市長さんはこの土木事業をいかにお考えになっておるか、この点を質問します。（後略）

○市長（小西春雄）　下水費の増額、道路の問題、橋の問題、いちいちごもっともであります。私はぜひこの道路補修に対しては追加の問題を多少考えております。まだ中央との交渉の点においてまとまっていない点があるので、当初予算に計上し得なかった点があります。で、今の当初予算で満足しておるわけではございません。（後略）

○土木部長（浜本斉粛）　道路の舗装問題についてお答えいたします。お話の通りにだいぶ交通量が増えて、もう舗装しなければ砂利道では持てないという路線が、かなり市道内にも多くなってきました。それで、その舗装の施設をやろうとすると、現在ではまだ政府の認証事項になっており、補助をもらうとか起債を仰ぐ場合には、政府の認証を得なければできないことになっているので、できるだけその方に入れてもらうように奔走はしておりますけれども、まだ思うようにいかないのは残念に思っております。実を申し上げますと、早くそういう重要路線を舗装して、そうして散布砂利は年々減るというようになるのが順当な行き方であります。非常に交通量の多い所に毎年々々砂利をまいても、ある場所はほとんど消耗品のようになっておる形の所もあります。非常に遺憾に思っております。できるだけ早く舗装に替えたいと思います。御了承願います。

○四十五番（川口曽根吉）　道路、下水の問題については、市民四十万の朝夕迷惑しておる問題であって、現在、土木下水問題について毎日陳情ではなく、苦情がたびたびあっておる。この後一層の追加のほどをお願いします。（後略）

戦災復興事業の進捗によって都市計画街路の整備は進んだが、それらを含む市内の道路の補修・改良は、財政的な事情から砂利をまいたり、路面の凸凹を平らにするなどの応急的な措置が精いっぱいで、舗装にまで手が回らないのが実情であった。

このため、市は二十八年度予算に地ならし用建設機械グレーダーの購入費として四百三十万円を計上し、砂利採取のための砂利山購入費百三十七万円などとともに道路の維持補修費として同年三月の定例市議会に提案した。

昭和二十八年三月十日市議会定例会

○市長（小西春雄）　本日開会されました定例市議会に昭和二十八年度予算案を提出するに当たって、その概要について御説明申し上げますとともに、市政の運営方針に関していささか所見を披歴して議員各位の御了解と御賛同を賜りたいと存じます。（中略）

第五款土木費中道路橋梁費に計上しました三千七百七十二万円は昨年度当初予算に比し約二千百二十三万円の増となっておりますが、悪道路整備のためグレーダー一台を購入し、機械化による道路の整備に当たるとともに、一方本年度においては砂利山を求め自営で砂利を採取し、砂利の大量散布の実現を期したいと思っております。（中略）

第七款都市復興事業費一億一千四百三十五万円は昨年度当初予算に比し、これまた八千四百万円の増となっており、本年度は新五カ年計画の第四年目に当たり重点地区事業施行に伴う建物移転並びに道路築造費約一億八百万円が主なるものであります。（後略）

小西春雄市長のグレーダーおよび砂利山の購入提案に対し、同年三月十七日の本会議一般質疑では概略次のような質疑応答が交わされた。

昭和二十八年三月十七日市議会定例会

○三十五番（松永幸四郎）　（前略）まず第一点は第五款土木費、二項道路維持補修費についてお伺いしたい。福岡市に一歩足を踏み入れた他都市の観光客あるいは旅客が福岡市は道路が悪いと口走るほど本市の悪道路は有名でありますが、市長は日本一の悪道路の汚名雪辱のため云々（うんぬん）と高らかに掲げておられますが、（道路維持補修費は）昨年度の当初予算と比較して本年はわずかに百六万円が増加されているにすぎない。その内容はグレーダーの購入費として四百三十万円、これを事新しく砂利の市営採取のため採取費として百三十七万円を新規計上しているが、機械化による成否は了とするも、今から砂利山を探し求め砂利を採取して散布したいという手ぬるさには、まったく嘆ぜざるを得ない。砂利の購入費としてわずかに五百七十万円を計上しているが、この少額をもって本市の道路維持補修費に充てることは絶対に望み得ない。市長は本予算をもって悪道路の整備云々と豪語しているが、空念仏を唱えておるのではないか。果たして確信あるか否か、市長の所信をお伺いしたい。（後略）

○土木課長（岩永俊彦）　道路の維持補修費についてお答え申し上げます。お話のように実に福岡市の道路は悪い。それでこの道路を維持補修するためには交通量、あるいは道路の幅員そういうものから考え、年間に最小限度一万五千立方メートルの砂利が必要であります。もちろん交通量の多い所、これは舗装しなくてはかえって不経済であります。しかし現在の市の財政事情からいきまして、なかなか交通量が多い所を全面的に舗装することは非常に困難であります。それでなるべく市費を有効に使うという意味で、十分ではありませんけれども二十八年度に

グレーダーを購入、これによって道路の凸凹をできるだけ直して、砂利を少しでも節約できるように、そういうような考えで予算を組んでおります。まず来年度に道路を良くすることの第一歩を振り出し、さらに第二歩と、こういうふうに次第に道路を良くしていきたい。こう考えております。

市の財政事情から「悪道路」の汚名返上に必要かつ十分な道路維持補修費を予算計上できない市土木当局の苦悩を象徴する課長答弁であった。

×　　×　　×

福岡市内の道路は戦後、戦災復興事業や都市計画事業によって、道路の新設、拡幅等を行ってきたが、市財政の窮迫とインフレが重なって進行した昭和二十年代は道路の整備・改良が思うように進まなかった。昭和二十七年七月一日発行の「市政だより」に掲載された市建設部長のインタビュー記事によると、二十七年時点では市道の舗装率はわずか二・六％で、ほとんどの道路が未舗装という状態であった。

さらに、戦災で壊滅的な被害を受けた下水道施設の修復や整備の遅れから、道路の排水が十分でなく、市内の道路はひとたび雨が降ればぬかるみと化し、晴天が続けば車両による砂ぼこりで市民の日常生活に少なからぬ不便と不快を与えていた。このため、本節で引用した会議録にしばしば登場するように、市は舗装までのつなぎ措置の路面補修として砂利を散布してきた。

その後、国内景気の拡大によって市の財政が好転した昭和三十二年度から、前年の都市計画税導入もあって道路予算のための財源がある程度確保できるようになり、市内の主要道路の路面舗装が積極的に進められた。同時にその他の生活道路も簡易舗装やアスファルト舗装などで漸次改良されていったが、福岡市の「悪道路」の汚名返上には、昭和三十二年度を初年度とする下水道事業十カ年計画による下水道の整備が軌道に乗る三十年代後半までかかった。

戦局悪化で整備が中断し、終戦間際の戦災による焼損で打撃を受けた福岡市の下水道網の戦後の整備拡充の経緯については、本章の第六節「下水道の整備拡充」で詳述する。

第三節　橋梁の架設と改良

1　財政難で「永久橋化」進まず

戦後の復興都市計画街路の整備は、道路をつなぐ橋の架け替えや新設を促した。昭和二十四、二十五年ごろになっても福岡市の市道に架かる橋はほとんどが戦前からの木橋であった。それらの橋は老朽化と戦災で損傷が著しいうえ、戦後の戦災復興事業で市街地のほとんどの道路が拡幅されたこともあって、市内の多くの橋が架け替えの必要に迫られていた。

しかし、橋の新設や架け替えは道路の整備・改良に比べると多額の費用を要する。当時の福岡市の財政事情では、木橋のままでの補修や架け替えが精いっぱいで、戦後しばらくの間は、福岡市の将来の交通量増加を見通したコンクリート製の永久構造橋の架設は財政的に困難な状況にあった。

そうした財政ひっ迫状況の下でも、道路の維持補修と併せて橋の架け替えや永久橋化を求める議論が市議会で交わされている。二十六年三月の定例市議会では、市中心部の市道に架かる橋の架け替えをめぐって概要次のような質疑応答があった。

昭和二十六年三月十五日市議会定例会

○三十八番（宮田隆好）　（前略）次に都市計画に対してお尋ねしますが、この予算案には復興事業に対して何ら見るべきものはない。これは四月から七月までの暫定予算であるという理由の下に、あるいは出ていないのかもしれないが、大体において市の復興事業もあらかた完成に近づきつつある。しかし、それは道路だけの問題であって、道路をつなぐ橋は一向に実現していない。昨年も二、三カ所から橋を架けてくれと言われた。それは、春吉橋、もう一カ所は麹町筋と中島町とをつなぐあの橋。しかし、春吉橋一番町のあの橋は本省において相当補助の見通しがつけられておるからいいとして、麹町方面筋から中島町に通ずるあの橋は最も急を要する橋である。こういう急を要する橋なんかの問題に対しては（この予算案は）一つも触れていないが、当局は一体どんな考えを持っているのか。この点についてお尋ねしたい。

（中略）

○復興部長（宮崎幾馬）　市内の橋梁（きょうりょう）について事業の進捗が悪いではないかという御趣旨と思います。なるほどお説の通り橋梁の方は遅々として進行しない点は、誠に相済まぬことと思っております。市内の復興事業を中心とした橋梁は大体十三本であります。そのうち新しく道ができた関係上、架けなければならないという橋梁が十一橋であります。この新設架橋については、市の財政の都合により、なるべく建設省方面の補助金をもらって、これを架設したい。しかしながら本市においては、橋梁は短い工事期間で非常に多額の経費が掛かり、ややもすると

（予定通りに）工事を竣工することができ得ないような状況であります。しかしながら、ならぬ中でも財政のつく限り、十三橋のうち、ようやく七橋新設もしくは架け替えをしたのであります。

残る六橋について、今後木橋、わずか六メートルあるいは十メートルという貧弱な木橋を架けるとしても、経費およそ四千万円を要するのであります。四千万円といえば御承知のことと思いますが、復興事業の約一年分以上の経費を、ただ六本の木橋で要することになります。こういう経費が多額に掛かるのであります。

なお今後においては、でき得べくんば、これを永久構造にしなければならぬ時期も来ております。その点についても、ますます経費を食うような事情であります。しかしながら、お示しの通り相当事業も遅れておるので、極力それを推進することに努力いたしたい。

質疑の中で、博多部と福岡部をつなぐ二つの橋の架け替え工事費の予算計上を求める宮田隆好議員に対し、市の復興部長は永久橋への架け替えを急ぎたいとする一方で、財政事情の厳しさを訴えて早期実現の難しさを強調している。架け替えが必要であっても財政難から橋の架け替えが思うように進まない当時の福岡市の実情が伝わってくる質疑応答である。

2　橋梁改良事業五カ年計画

戦災復興事業によって都市計画街路等の道路の整備が進むにつれ、昭和二十年代後半には道路をつなぐ橋の整備・改良を求める声も高まっていった。二十七年三月には、市内の川端町と東中洲の間を流れる博多川の国道二〇二号線に架かる「博多大橋」が県営工事によってコンクリート橋（橋長三十二メートル、幅員二十四・二メートル）に架け替えられたが、市道に架かる橋は本市財政のさらなる悪化もあって永久構造橋への架け替えは進まなかった。

昭和二十年代の市営工事による主要な橋の架設としては、二十八年四月二十五日に完成した那珂川の「春吉橋」（橋長六十一メートル、幅員七・五メートル）があるが、コンクリート製の永久橋化ではなく木橋の修復架け替えであった。それでも、福博の繁華街である春吉と東中洲をつなぐ同橋の工事完成を祝う渡り初め式は小西春雄市長夫妻も参列して大々的に行われ、地元新聞も写真付きで次のように報じている。

賑やかに春吉橋渡り初め

一昨年十二月総工費千三百五十万円で着工、工事中の那珂川の架橋、春吉橋は、このほど完工、二十五日午前十一時半から竣工渡り初め式を行った。

ポンポン打ちあげる慶祝爆竹とともに十二時住吉神社横田宮司を先頭に小西市長夫妻、つづいて古式に則り、橋両側の住民を代表、春吉側舟木久太郎、同卯一郎、同久一の三代の夫妻六名、東中洲側太田綏三、同雅尚の二代の夫妻四名、工事関係者、来賓多数がにぎやかに橋を渡り、完工を祝った。同橋は延長六十一㍍、幅員七・五㍍、とくに橋下腹部に水管を挿入した最新式のもの。

（昭和二十八年四月二十五日　西日本新聞夕刊）

しかし、木橋では戦後の自動車交通量の激増や車両の大型化に耐えられず、安全性の面からも永久構造の橋への架け替えが求められていた。市当局も、木橋では事故の危険性や交通制限による経済的損失のほか、強度補修等の維持経費がかさむことなどからコンクリート製や鋼鉄製の永久橋を建設した方が得策として、永久橋化に向けた橋梁改良事業五カ年計画（表1参照）を作成して、三十二年度から市内の主要な橋のコンクリート橋への架け替えを計画的に進めていくことになった。

この改良事業計画に基づいて、先に述べた「春吉橋」が木橋の修復架け替えから八年後の三十六年三月、木橋からコンクリート橋（橋長六十一メートル、幅員十八メートル）に架け替えられた。同じく那珂川に架かる西中島橋（橋長七十六メートル、幅員二十八・五メートル）、博多川に架かる東中島橋（橋長三十四メートル、幅員二十八・五メートル）も、県営工事によって同年三月に永久橋に架け替えられた。

市営工事による主要な橋としては、那珂川の河口近くの市内下須崎町に永久橋の架設が計画され、三十四年十月の定例市議会に「下須崎橋」（仮称、橋長百二十四メートル、幅員十九メートル）として工事請負契約の締結議案が提出された。市議会は同年十一月一日の本会議で同議案を原案通り可決、市は同年十一月、市制施行以来最長となる橋の新設工事に着手した。

第11章〈表1〉　　橋梁改良事業五か年計画

年度別	橋数	橋長	橋面積	金額
32年度	2	144.0m	702.0㎡	12,100千円
33年度	4	236.7	1,073.5	18,270
34年度	4	196.2	755.2	18,644
35年度	5	113.4	544.4	15,965
36年度	2	120.5	918.2	40,641
計	17	810.8	3,993.3	105,620

資料：土木局道路建設課

昭和三十四年議案第二百八十三号

下須崎橋新設工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

昭和三十四年十月二十二日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理由

本件工事は、都市計画に基き下須崎橋を新設するものであるが、この予定価格が一千万円をこえるので、福岡市契約条例第七条の規定により議会の議決を求めるものである。

下須崎橋新設工事請負契約の締結について

下須崎橋新設工事請負契約を次のように締結する。

一　契約の相手方　福岡市大名町百五番地
株式会社　大林組
取締役福岡支店長　牧　毅

二　契約の目的　下須崎橋新設工事

三　予定価格　二千七百十八万九千円

四　契約価格　二千六百九十万円

五　工事地　福岡市下須崎町地内

六　工期　昭和三十五年三月三十一日まで

七　契約保証金　免除

八　保証期間　受渡完了の日から一年間

新設された橋は「那の津大橋」と命名され、三十七年三月に完工し同年六月に渡橋式が行われる。この橋の完成によって、那珂川河口で中断されていた都市計画街路・新博多駅黒門線（その後千鳥町唐人線）がつながり、国道三号線方面から西新方面に至る市内を東西に走る主要路線が一本増えて、市中心部の交通事情が緩和されることになった。

昭和三十年代前半にはこのほか、路面電車が走る国道二〇二号線に架かる室見橋（室見川）が三十二年三月に軌道併用コンク

リート橋に架け替えられるなど、路面電車が通る石堂大橋（御笠川）、今川橋（樋井川）、飛石橋（金屑川）が三十四年三月までにいずれも県営事業として永久橋に架け替えられた。戦後、三十年代半ばまでに永久橋への架け替え工事が完成または着工した市内の主要な橋の架設状況は「表2」の通りである。

×　　×　　×

市は三十年代に入って橋梁改良五カ年計画に基づいて永久橋への架け替えを実施してきたが、自動車交通量の増大で加速する道路網の整備に対応するため、橋梁改良事業五カ年計画を延長して第二次橋梁整備五カ年計画を策定、三十六年度から市内の橋のコンクリート橋への架け替えをさらに強力に推進していくことになる。

第11章〈表2〉　　福岡市内の主要橋梁架設状況

（戦後～昭和35年度着工分）

橋名	橋長	幅員	架設年月	河川名
博多大橋	32.0m	24.2m	昭和27年3月	博多川
中洲新橋	35.0	18.0	32年3月	〃
室見橋	112.8	16.5	32年3月	室見川
石堂大橋	64.4	27.5	34年3月	御笠川
今川橋	38.5	16.5	34年3月	樋井川
飛石橋	54.3	22.0	34年3月	金屑川
東中島橋	34.0	28.5	36年3月	博多川
西中島橋	76.0	28.5	36年3月	那珂川
春吉橋	61.0	18.0	36年3月	〃
今津大橋	160.0	6.0	36年3月	今津湾
香椎跨線橋	225.1	4.7	36年3月	鉄道
那の津大橋	124.0	19.0	37年3月	那珂川
比恵大橋	39.0	22.0	38年3月	御笠川

※資料：市土木局　　（注）橋長、幅員は架設時の事実による。

第四節　区画整理による宅地開発

昭和二十年六月十九日の米軍機の空襲による戦災で、建物や道路、上下水道施設等が焼失・焼損した福岡市の市街地は、戦後直ちに着手した戦災復興事業によって着々と復旧が進んだが、同市内の人口は疎開者の復帰や復員者、海外引揚者の帰還等による増加が著しく、食糧の確保とともに住宅確保が市政の大きな課題となっていた。

終戦時に約二十五万人にまで減少した市内の人口は終戦直後から急増し、二十二年ごろからは毎年平均約三万人ずつ増えていき、昭和二十五年の人口は戦前のピーク時を上回る約四十万人に達し、既成の市街地への住宅建設は飽和状態の観を呈していた。このため市当局は住宅用地を市街地周辺の林野や丘陵地に求め、区画整理事業によって宅地を造成して新たな住宅用地を確保することになった。（表3参照）

こうした状況下、市施行の宅地開発区画整理事業の第一号となったのが昭和二十六年度から着手された平尾土地区画整理事業である。

1　平尾土地区画整理事業

戦後の人口急増で福岡市は昭和二十二、三年ごろから新たな住宅用地の確保を迫られ、市街地周辺での土地区画整理による宅地造成を検討していた、その対象として白羽の矢が立てられたのが、交通の便、水利面などを考慮して住宅地に適した小笹―平尾間の丘陵および山林地域であった。

区画整理事業の対象となった小笹―平尾地区は、都心部から南西三キロメートル前後で、国鉄筑肥線小笹駅の南側に位置し、東方約一キロメートルには西鉄大

第11章〈表3〉　戦後の土地区画整理事業一覧表

土地区画整理名	法律上の分類	施行者	認可年月日	換地処分年月日	施行面積(㎡)	事業費(千円)
警弥郷第２区	旧法	組合	昭和21年９月30日	昭和25年５月17日	36,782	18
香椎	〃	県	25年10月27日	31年３月31日	1,378,839	96,685
平尾	３条３項	市	28年７月８日	39年11月12日	1,627,226	306,431
夕陽ヶ丘	３条２項	組合	31年２月11日	37年11月22日	181,059	45,561
寺塚	３条３項	市	36年３月30日	42年度以降～	1,805,179	978,500
長尾	３条の２	住宅公団	36年５月10日	39年11月２日	826,654	622,000

資料：都市開発局区画整理課
(注) 1. 戦後から昭和36年末までの事業認可によるもので、戦災復興事業および博多駅地区土地区画整理事業を除く。
2. 旧法とは耕地整理法を準用して施行された事業をいう。

牟田線の平尾駅があり、市内電車城南線の練塀町停留所（後の市営地下鉄七隈線・桜坂付近）から筑肥線小笹駅を通り桧原に至る都市計画街路（当時は一部開通）のルートに当たるなど、都心に至る交通が極めて便利なことから、当時から住宅専用地域としての開発が期待されていた。

市は、当時戦災復興事業で既に造成工事中の平尾霊園造成区域を含めて復興都市計画事業として平尾、小笹、高宮、長尾にまたがる一帯を土地区画整理事業の対象とする計画を策定して建設省に認可申請、二十五年七月五日付の建設省告示によって区画整理の施行対象区域約五十万坪（約百六十万平方メートル）が決定された。

施行対象区域が決まったあと、翌二十六年十月二十五日に建設大臣から事業施行命令を受け、市は旧都市計画法第一三条に基づく都市計画事業として区域内の整地や街路造成など区画整理関連工事に着手した。

当時の平尾土地区画整理設計認可申請書によると、工事完了予定は昭和三十年度で事業費総額は九千六百二十五万円。その財源は替費地売却代六千七百三十七万五千円、市負担金二千八百八十七万五千円を予定していた。

本市にとっては宅地の開発造成を目的とした初めての土地区画整理事業である。完成時には一万数千戸の住宅用地を生み出す当時としては大事業ではあったが、約一年後の二十七年三月の定例市議会では、平尾・小笹を中心とした地域百六十万平方メートルの区画整理だけでは宅地の供給が人口の増加ペースに追いつかないとして、市勢発展による将来の百万都市を見込んだ新たな宅地開発を求める次のような質疑が交わされた。

昭和二十七年三月二十日市議会定例会

○三十番（深沢充）　歳出の面について四項目挙げて質問したい。

まず第一に歳出第六款都市計画事業費の問題についてお尋ねする。昭和二十五年七月五日付をもって建設省告示第六百五十七号をもって決定した平尾土地区画整理事業は二十六年度予算で二百二十九万四千円、今回提出された二十七年度予算案においては百八十万円を計上し、事業は着々と進行している。この事業は三好（弥六）前市長の残した建設的な事業の一つとして特筆大書すべき事業である。この事業は小笹、練塀町間の道路の開通と相まって、今後伸び行く福岡市の人口を包含する最適地であると思う。だがしかし、最近一カ年における我が福岡市人口の増加は約三万人といわれている。この三万人の増加は、今後累進的に人口は増加していくものと考えなければならない。市当局としてはこの不足がちである住宅地をどこに求めるべきであるかということについては、十分御研究になってあると思う。そこで当局のこれに対するお考えをお聞きしたい。（後略）

○復興部長（宮崎幾馬）　人口の増加に伴って住宅の政策どう考えるかというお尋ねに対してお答えします。

御承知の通り人口は年々増加して、市制施行の当時の五万八百何人というのが、現在では四十一万になっております。その四十一万も、戦前三十五万八千程度が戦争のため疎開、あるいは戦災のため、ちょうど十万人ほど減ったのであります。戦後直ちに三十五万になり、ちょうど戦前の飽和状態とほぼ一致したかのように見えたのでありますが、その後ぐんぐん激増して現在では四十一万、あるいは昭和三十三年という考えを持っておったこともありますが、こういう事情では昭和三十一年、三十二年くらいには五十万人の人口を包含する都市になるという考えを持っております。一面、住宅の方は戦災のため焼け、あるいは疎開したという関係で、現在で一万七、八千程度は足らないのであります。その足りない住宅敷地をどこに求めるかという点は、本市の住宅政策、あるいは人口という点において最も重大な問題と考えております。従いまして、住宅の位置をなるべく都心部を離れた周辺に求めるにしても、区画整理によって、いわゆる宅地としての利用増進を図る目的で、既に区画整理で施行している面積が四百二十万坪ほどあります。その大半は農耕地であるために戦争後の食糧事情から推して、これを住宅化することができないという実情に迫られたのであります。

従って市としては、なるべく原野、山林という方面に向かって住宅地を求めなければならない、しかしながらその原野、山林であっても住宅地とするについて、水利の便あるいは交通の便というものは無統制ではいかない。それを極めて合理的にやるために、先刻のお話の小笹、平尾間の区画整理を五十万坪計画したのであります。しかし五十万坪では、この一万八千戸を入れるに、仮に一戸百坪としても百七、八十万坪の土地が要るわけであります。従いまして、五十万坪を中心としてその付近一帯を推進し、今後どうしても住宅地を増加していきたいという気持ちでおります。

（中略）

○三十番（深沢充）　都市計画事業に関して復興部長が答弁されたので、さらに私の考えを申し上げたい。

福岡市が百万の人口を擁するためには、神戸の六甲山の裾のごとく油山の中腹辺りに赤い灯、青い灯がともらなければ、福岡市は百万の人口を包含することはできない。現在行われている平尾の土地区画整理事業より先に行わねばならなかった地方があることを見逃してはならない。それは筑肥線鳥飼駅の西南に当たる別府、弓の馬場、田島さらに友泉亭の一部を含めた約五十万坪にわたる土地区画整理が今にしてなされなければ、現在立て込んでおる状況をみると後に悔いを残すのではないか。そこで当局にこの方面の土地区画整理事業というものを立案研究していただくことを強く要望しておく。（後略）

平尾地区の区画整理は、旧都市計画法に基づく建設大臣の事業施行命令によって、二十六年度から都市計画事業および失業対策事業として区域内の整地や街路工事が進められていたが、事業の進捗に伴い都市計画法施行令第十七条の規定により土地区画整理設計書および施行規程の認可申請をあらためて行うことになり、市は二十八年五月に福岡県知事宛てに認可申請を行った。市は同年七月八日、福岡県知事より設計認可を受けて八月一日付で「福岡都市計画事業平尾土地区画整理施行規則」を制定し、

同規則に基づいて区画整理事業を行うことになった。こうして平尾地区の区画整理事業は法的根拠を持つ土地区画整理事業として正式にスタートしたのである。

昭和二十八年福岡市規則第三十六号

福岡都市計画事業平尾土地区画整理施行規則

第一章　総則

第一條　この規則は、建設大臣の命令により都市計画事業として、福岡市が施行する平尾土地区画整理に関し、都市計画法施行令（大正八年勅令第四百八十二号）第十七條の規定による費用負担方法及び耕地整理法に基く規約に代る必要事項を定めることを目的とする。

第二條　この規則による土地区画整理事業の施行区域は、平尾土地区画整理地区という。

第二章　地積、評定価格、及び換地予定地

第三條　換地交付及び費用負担の基準となる従前の土地の各地の各筆の地積は、昭和二十五年七月五日（平尾土地区画整理地区決定の日）現在の土地台帳地積とする。但し、市長が必要と認める場合は、適当な区域について実測した地積を、その区域内の土地台帳各筆の地積に按分した地積とする。

第四條　従前の土地及び整理後の土地の各筆の評定価格は、その位置、地目、地積、形質、収益、交通の便否、利用状況等を参考として市長が定める。

第五條　市長は事業施行のため必要があるときは、その必要と認める区域毎に第十五條の規定に準じて従前の土地に対する換地予定地を指定することができる。

2　換地予定地を指定したときは、現地にこれを表示し、土地所有者及び関係人に通知する。これを変更したときも同じである。

3　前項の規定により換地予定地を指定した場合において、市長が必要と認めるときは、第十七條の規定に準じて仮精算をすることができる。

第六條　従前の土地の所有者及び関係人は、前條第二項の通知を受けた日の翌日から、耕地整理法第三十條第一項の規定による換地処分が効力を生ずるまで、換地予定地の全部又は一部について従前の土地に存ずる権利の内容たる使用収益と同じ使用収益をすることができるが従前の土地についてはその使用収益をすることができない。

2　従前の土地の関係人が前項の規定による使用収益をすることのできる換地予定地の範囲は、前條第二項の規定による通知と併せてこれらの関係人にこれを通知する。

3　第一項の場合に換地予定地に建物その他の工作物が存するとき、その他特別の事情があるときは、換地予定地について別に使用開始の日を定めることができる。

この場合には従前の土地又は換地予定地の所有者及び関係人にその旨を通知する。

第七條　市長は、換地予定地指定前に事業施行のため必要な土地は、これを使用し又は使用させることができる。

2　前項の規定により使用し又は使用させる場合は市長は、予め土地所有者及び関係人に、その旨を通知しなければならない。

第八條　換地予定地について異議がある土地所有者及び関係人は、その理由を具して市長に申出ることができる。

2　前二項の申出期間は第五條の規定による換地予定地指定、又はその変更の通知をうけた日から二十一日以内とする。

第三章　土地の使用制限及び損失の補償

第九條　土地所有者又は関係人が従前の土地又は換地予定地につき、土地の形質の変更、又は建物若しくは工作物の新築、改築、増築、移転その他大変更をしようとするとき又は他人にさせようとするときは、予め市長の承認をうけなければならない。

2　土地所有者又は関係人が市長の承認をうけないで前項の行爲をしたとき又は他人にさせたときは、市長はその土地所有者、又は関係人に対し、原狀回復又は損害賠償を命じ、又は除却若しくは破毀することができる。

第十條　事業施行のため必要があるときは、本地区内に存する建築物木石、その他の工作物について、その所有者又は占有者に対し市長は相当の期限を定めて移転、除却、又は破毀を命ずることができる。

2　前項の移転、除却、又は破毀により損害を受けたときは、通常生ずる損害に限り、これを補償する。但し、法令又は本規則に違反したものに関しては、此の限りでない。

第十一條　耕地整理法第十八條第二項、及び第二十一條第二項の規定による損害の補償金額は、市長が定める。

2　市長は、前項の損害の補償金、及び第十二條の規定による補償金については、賃貸人又は土地所有者に求償することができる。

第十二條　第六條第三項の規定により、換地予定地の使用開始の日を別に定めたときは、市長はその土地の借賃に相当する金額を見積り、補償する。

第十三條　市長は、第七條の規定により、土地を使用し、又は使用させたときは、その土地の所有者、又は関係人に対し、使用期間中の借賃に相当する金額を見積り、補償する。

第四章　換地処分

第十四條　換地処分は、耕地整理法第三十一條の規定にかかわらず市長の適当と認める時期に行うことができる。

第十五條　換地は従前の土地の位置、地目、地積、評定価格を標準として交付する。

2　換地として交付する土地の地積が過少で建築敷地とするに不適当と認められるものは増換地を交付し、又は換地を交付せず金銭で精算することができる。

3　特別の事情、又は本人の申出等があった場合は換地を交付せず金銭を以て精算することができる。

第十六條　換地交付に関し、徴収又は交付する精算金額は従前の土地の評定価格総額の比を従前の土地の評定価格に乗じた額と換地の評定価格

の差額とする。但し、第十八條の規定により替費地を設けた場合は、整理後の土地の評定価格総額から費用総額を控除した額と従前の土地の評定価格総額の比を従前の土地の評定価格に乗じた額と、換地の評定価格との差額とする。

第五章　費用負担

第十七條　本事業に要する費用は事業施行による土地の価格増進率を標準として、土地所有者又は関係人に分賦させる。但し、耕地整理法第四十三條第一項第一号乃至第七号の土地については減免することができる。

2　農地其の他特別の事情がある土地については、前項の費用負担を軽減することができる。

第十八條　市長は、費用の分賦にかえて替費地を設け、これを処分して前條の費用に充てることができる。

第六章　雑則

第十九條　第五條第三項の仮精算金、第十一條第二項の求償金、第十六條の精算金、及び第十七條の費用の徴収金納付の期限並びに場所は市長が定め、十日前に土地所有者、又は関係人に通知する。

2　前項の納付金を期限内に納付しないときは、納付期限の翌日から納付、又は滞納処分の日までの日数により日歩四銭延滞金を徴する。

若し督促をしたときは一通について三十円の督促手数料を徴収し、督促状の指定期限の翌日から納入完納の日までの日数により日歩四銭の割合によって計算した延滞加算金額を徴収する。但し、市長は必要があると認めるものに限り減免することができる。

第二十條　本事業の会計年度は、本市の例による。

第二十一條　土地所有者及び関係人で福岡市、又はその隣接町村に住所又は居所を有しないものは、整理施行に関する通知又は書類送達を受けるため、福岡市又は隣接町村内に代理人を選定して、予め市長に届け出なければならない。代理人を変更したときもまた同じである。

2　前項の届け出をなさないために、生じた損害については、異議を述べることができない。

第二十二條　この規則施行の後に土地又は建物若しくは工作物に関する権利について異動を生じたときは、関係人連署又は権利を証する書類を添付して市長にその旨を届け出なければならない。

2　前項の届出をなさないために生じた損害については、異議を述べることができない。

第二十三條　この規則の施行その他必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

区画整理施行規則の制定を機に、市は平尾区画整理の設計を一部変更し、区画整理事業の完了予定年度を当初予定の三十年度から三十四年度に延長するとともに、区域内の国有地についても旧耕地整理法を準用して事業施行区域に編入し、住宅用地だけ

でなく学校等の公共施設、公園を配した本格的な区画整理を実施することにした。これにより平尾土地区画整理事業は、当初の目的であった戦後の住宅政策の一環としての宅地開発のための区画整理から、新たな市街地形成の一環としての区画整理という性格を帯びることになった。

平尾地区の区画整理施行区域に編入されることになった国有地の主たるものは、施行区域のほぼ中央部に位置する旧陸軍の射撃場跡地（約十九万五千平方メートル）であった。市はここに小学校（小笹小学校）、中学校（平尾中学校）のほか県警察学校、公務員宿舎等を建設する予定で、国有地を管理する北九州財務局から区画整理区域編入の承認を受けたが、当時は駐留米軍が警察予備隊（その後は自衛隊）とともに射撃場として使用していたため、実際の区画整理施行は射撃場移転問題が解決し、米軍による接収が解除される昭和三十六年九月まで待たなければならなかった。

この間、二十九年に土地区画整理法が制定されたことで、旧都市計画法に基づいて施行中であった平尾区画整理事業は昭和三十五年三月末をもって廃止されることになった。平尾地区の区画整理事業は三十四年度で完了の予定であったが、自衛隊平尾射撃場の移転問題が未解決で、事業を再延長せざるを得ない状態であった。このため市は同事業を土地区画整理法に基づく事業として引き続き施行することにし、三十五年三月の定例市議会に「福岡都市計画平尾土地区画整理事業施行条例案」を提出した。市議会は施行中の平尾土地区画整理事業の法的根拠が失効する直前の同年三月三十日の本会議で、同条例案を原案通り可決した。可決された条例案の提出理由と概要は次の通り。

昭和三十五年議案第四十三号

福岡都市計画平尾土地区画整理事業施行条例案

右の議案を提出する。

昭和三十五年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

この条例案を提出したのは、都市計画法により施行中の福岡都市計画事業平尾土地区画整理は、昭和二十九年の土地区画整理法制定により昭和三十五年三月三十一日をもって廃止されることとなるが、同事業は、まだ終了していないので引き続いてこれを土地区画整理法第三条第三項による事業として施行する必要があるによる。

福岡都市計画平尾土地区画整理事業施行条例

目　次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　保留地の処分方法（第八条―第十一条）
第三章　土地区画整理審議会（第十二条―第十九条）
第四章　従前の宅地の地積の確定（第二十条・第二十一条）
第五章　清算（第二十二条―第三十一条）
第六章　雑則（第三十二条―第三十五条）
附　則
（各章の条文は省略）
附　則
（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（旧規定に基づく行為の効力）

2　この条例の施行前に福岡都市計画事業平尾土地区画整理施行規則（昭和二十八年福岡市規則第三十六号）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の適用については、この条例中これに相当する規定がある場合は、この条例によってしたものとみなす。

別　表

福岡都市計画平尾土地区画整理事業施行地区

福岡市大字平尾字市崎、同八反田、同隈田浦、同水下し、同大浦、同横田、同脇田、同道の手、同栗谷
以上全部
福岡市平和町、市崎町、上高宮町、山荘通三丁目
大字平尾字迎原、同池の頭
大字高宮字広浦
大字下長尾字小笹
以上各一部

土地区画整理法に基づく事業施行条例の公布・施行によって、三十四年度で完了予定だった平尾土地区画整理事業は三十五年

度以降も継続実施された。懸案となっていた平尾射撃場も市外に移転することで解決し、翌三十六年九月の射撃場の接収解除後、小中学校や公務員住宅用地等に予定した同地区の仮換地の指定が行われ、平尾土地区画整理事業は三十七年度中に施行区域の全工事、全地区の仮換地の指定を終える。

その後、市は区画整理の最後の締めくくりとなる清算事務および区画整理区域内の町界町名地番の整理に入り、三十九年十一月に全事業を完了することになる。ちなみに、このとき定められた新町界に伴う町名は市崎町、平和一丁目～五丁目、小笹一丁目～三丁目、東田島一丁目、山荘通三丁目であった。

こうして、本市が戦後最初の区画整理事業として手掛けた平尾土地区画整理事業は、総事業費約三億円と十余年の歳月を要して事業を完了し幕を閉じることになるが、この事業の施行によって住宅用地開発のための区画整理事業が隣接の寺塚地区、長尾地区へと広がり、福岡市西南部が一大住宅地として発展していくことになった。

2　寺塚土地区画整理事業

福岡市の人口は、昭和三十年代に入っても市勢の伸展と隣接町村の合併などによって増え続け、住宅用地が不足する状態が続いていた。このため、市が施行中であった平尾地区の土地区画整理事業の進捗に伴い、その周辺地域である市西南部を中心に市内の各地域で民間や個人による宅地開発が相次いだ。

こうした宅地開発をそのまま放置すれば、無秩序な住宅建設によって都市計画上障害となるような住宅地や市街地が形成される恐れも出てきたことから、市議会でも概要次のような質疑が交わされるようになった。

昭和三十二年三月十一日市議会定例会

○四十三番（中村次郎）　（前略）周辺地区では土地区画整理ができていないので、道路の幅を狭くするような家の建て方をしているところが多い。居住者とトラブルを起こしている話をよく聞く。今のうちに整理しておかなければ、諸車の通行にも支障があり、今度道を広げようとするときは大変な苦労をすることになりはしないか。（後略）

（中略）

○助役（藤田信次）　土木・都市計画に関する周辺地区における区画整理の問題ですが、御承知の平尾土地区画整理に続いて長尾地区の区画整理の調査を予定しております。さらに博多駅の区画整理もあるので、その関係もにらみ合わせて、周辺地区の区画整理は研究を進めたいと存

じます。（後略）

三十二年三月定例市議会のこの質疑応答の中で、藤田信次助役が明らかにしているように、市は三十一年度に長尾、田島、寺塚地区の約百万坪（約三百三十万平方メートル）に及ぶ区域で区画整理を実施するための基礎調査を行い、三十二年度から区画整理の設計のための実施調査を始めた。同地域は平尾土地区画整理事業施行区域の南側、西側に隣接する地区で、このうち長尾、寺塚地区の丘陵地には日本住宅公団が区画整理を計画している大団地（後の長住団地）の建設予定地約二十四万坪（約八十万平方メートル）があるため、市はこの区域を除いた地域の区画整理計画を申請、三十四年二月二十一日の建設省告示によって、長尾、寺塚、高宮、野間にまたがる約五十六万坪（約百八十万平方メートル）の施行区域が決定された。

施行区域の決定を受けて、奥村茂敏市長は三十四年三月の定例市議会に提出した三十四年度当初予算案に、平尾地区に続いて寺塚地区の土地区画整理事業に着手するための調査費を計上した。

昭和三十四年三月六日市議会定例会

○市長（奥村茂敏）　（前略）土地区画整理事業については、戦災復興事業もいよいよ終末に近づきましたので、在来地区の残事業に加えて今泉地区を行うため、五千万円余を計上したほか、一方急速な発展をみつつある周辺地の土地区画整理については、平尾地区が本年度完了いたしますので、引き続いて隣接寺塚地区五十六万坪を施行すべく所要の調査費を計上し、なお土地区画整理事業助成条例によって、組合施行が推進され、周辺地の計画的開発に寄与されることを期待いたしております。（後略）

そして、市は三十五年三月の定例市議会に寺塚地区土地区画整理事業を実施するための施行条例案と特別会計の設置を求める議案を提出し、奥村市長が提案理由説明で本市南部地域の区画整理による宅地開発の意義と今後の進め方について次のように述べた。

昭和三十五年三月四日市議会定例会

○市長（奥村茂敏）　（前略）南部への市勢発展に応えて実施中の平尾地区四十七万坪の土地区画整理事業は、射撃場の市外移転が決定し、本年度で事業が完了しますので、引き続き隣接地寺塚地区五十六万坪の土地区画整理を総工費二億八千万円、五カ年計画をもって実施するために、本年度予算三千四百万円を計上いたしました。これによって、その隣接地長尾地区に日本住宅公団が実施中の二十四万坪の土地区画整理

事業とも関連し、南部地域の一大宅地開発を行わんとするものであります。（後略）

×　　×　　×

昭和三十五年議案第四十四号

福岡都市計画寺塚地区土地区画整理事業施行条例案

右の議案を提出する。

昭和三十五年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

この条例案を提出したのは、野間、寺塚及び長尾地区の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業を施行する必要があるによる。

福岡都市計画寺塚地区土地区画整理事業施行条例

目　次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　保留地の処分方法（第八条―第十一条）
第三章　土地区画整理審議会（第十二条ー第十九条）
第四章　従前の宅地の地積の確定（第二十条―第二十二条）
第五章　清算（第二十三条―第三十二条）
第六章　雑則（第三十三条―第三十六条）
附　則
（各章の条文は省略）
附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別　表

福岡都市計画寺塚地区土地区画整理事業施行地区

福岡市大字下長尾字前牟田、同大谷、同笹尾、同千原、同藤浦、同丸隈

以上全部

福岡市大字上長尾字藤次郎池、同大牟田、同井牟田浦、同丸隈、同西北原

大字下長尾字奥牟田、同四反田、同水谷、同忠四郎、同戸井
大字野間字脇田、同野添、同畠田、同寺塚、同柳河内
大字高宮字本南、同広浦
本南町、上高宮町、野間新町七丁目、野間新町八丁目
以上各一部

×　×　×

昭和三十五年議案第五十七号
特別会計の設置について
右の議案を提出する。
昭和三十五年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

本件は、寺塚地区土地区画整理事業に関する歳入歳出について特別会計を設けて経理を行なうため、地方自治法第二百三十九条の規定により議会の議決を求めるものである。

特別会計の設置について

寺塚地区土地区画整理事業の宅地造成に関する才入才出を経理するため、昭和三十五年四月一日から特別会計として福岡県福岡市特別会計寺塚地区土地区画整理事業費を設置する。

寺塚地区の土地区画整理事業を行うための施行条例案と特別会計の設置議案および三十五年度の事業費予算案（三千四百五十四万円余）は、同年三月三十日の市議会本会議でいずれも原案通り可決された。

平尾・小笹地区に続いて宅地造成を目的に市が施行する土地区画整理事業となった寺塚地区土地区画整理事業は、昭和三十六年三月三十日に福岡県知事の認可を受け、三十六年度から五カ年計画で事業に着手した。昭和四十年度に当初の計画を一応完了するが、保留地処分金の増収が見込まれたため、さらに工事内容の向上を図るための設計変更を行い、事業年度を延長して昭和四十二年度まで区画整理事業を続行することになる。

市が施行した平尾、寺塚両地区の宅地造成のための土地区画整理事業と、日本住宅公団が団地建設のために実施した長尾地区の区画整理によって、福岡市の南部に広がっていた丘陵地帯は一大住宅街に変身し、住宅と学校、公園、街路が整備され、住宅

地に公共施設や商業施設が混在する近郊市街地として発展していくことになる。

3　区画整理事業助成条例を制定

人口増加に伴う福岡市の住宅需要は増え続け、市内の周辺地域では土地所有者らが自ら宅地造成を行う事例がみられるようになった。このため市は無秩序な宅地開発の防止と地域の組合施行による区画整理事業の促進を図る目的で、計画的な宅地開発による市街地造成を図る目的で設立された土地区画整理組合に対して、補助金交付や技術指導など財政的、技術的な助成を行う条例の制定を検討することになった。

昭和三十二年三月十二日市議会定例会

○十二番（宮副丈助）　（前略）昨日の代表質問にもありましたように、周辺地域の区画整理が計画されていないということは誠に残念である。福岡市の都市計画を振り返ってみると、常に後を追っている姿であり、しかもそれは、いくら追っかけても追っつかない姿で行われている。商店、住宅が密集し、後で道路を拡張したり新設したりしているので、市民にいろいろな摩擦を生ずる上に、地価の値上げ、移転補償費の増加等により多大の経費を投資しながらも、その実施地域は極めて少ない範囲になり、実に不経済な結果をもたらしている。

私は、区画整理は住宅街ができる前に実施すべきであると思う。常に一歩も二歩も先んじて執行すべきであると思う。当局は十分御承知の通り市街地、住宅地は周辺地域に向かって驚異的に伸展している。もっと経済的に都市計画を立てようというのならば、即刻周辺地区の都市計画に取り掛かるべきだと思っている。当局はいかなる計画を持っているのかお尋ねしたい。（後略）

（中略）

○建設部長（黒田正七郎）　周辺地区の区画整理ついては、現在御承知の通り平尾、博多駅及び住宅建設の点からもみても区画整理しなければならない所はやっておりますが、財政上のこともあって速急にはこいつをやるわけにはなかなかいかないのじゃないか。昨年度の予算化についで、今年度は平尾の五十万坪の区画整理をやっておるわけであります。また今後としては区画整理法ができて、区画整理が特に中央方面、あるいは組合、個人でできるようになったので、こういった個人とか組合にも助長政策によって、これを広げていきたいという考えを持っております。今日では、東京、名古屋においては、技術面の援助あるいは財政的な援助をして区画整理をしております。私の方も市でやる以外に組合、個人等の区画整理も助長していきたいと、こういうふうに考えております。

こうした市議会の議論を経て、市は昭和三十三年三月の定例市議会に「福岡市土地区画整理事業助成条例案」を提出した。市

議会は同年三月二十六日の本会議で同条例案を可決し、専門的知識を持つ職員による技術指導や事業費総額の十分の三以内で補助金を交付することなど次のような内容を定めた区画整理助成条例は翌月四月一日に公布、同日施行された。

昭和三十三年議案第五十四号

福岡市土地区画整理事業助成条例案

右の議案を提出する。

昭和三十三年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

この条例案を提出したのは、本市周辺地区の市街化に伴い、組合施行の土地区画整理事業が今後各地域に出現することが予想されるので本市の助成態勢を確立し事業の促進を図る必要があるによる。

福岡市土地区画整理事業助成条例

（目的）

第一条　この条例は、福岡市内において土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定により土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を助成し、もって近代的市街地の形成を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　この条例の規定による助成措置を受けることができる事業は、当該事業の施行面積が規則で定める面積以上であるものとする。

（助成措置）

第三条　第一条に規定する事業の助成は、次の各号に掲げる措置によって行う。

一　事業に関する専門的知識を有する職員による技術指導

二　補助金の交付

2　前項第二号の補助金の額は、当該事業費の十分の三以内とし、予算の範囲内で市長が定める。

（助成申請者）

第四条　助成措置を受けようとする組合は、規則で定めるところにより市長に申請し、その指定を受けなければならない。

（事業の審査）

第五条　市長は、前条の指定を受けた組合について、必要があると認めたときは、事業内容の審査をすることができる。

（助成措置の取消等）
第六条　市長は、第四条の指定を受けた組合が次の各号の一に該当するときは、その助成措置の全部又は一部を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
一　正当な理由なく事業の施行を著しく遅延させたとき。
二　事業を中止又は廃止したとき。
三　この条例及びこの条例に基く規則に違反したとき。
四　前各号に定めるもののほか、市長が助成に関する申請、補助金の使用等について不正の行為があったと認めたとき。
（事業計画変更の承認）
第七条　この条例の助成措置を受ける組合が、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
（規則への委任）
第八条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

土地所有者らによる区画整理事業を促進する目的で助成条例が制定されたものの、組合設立や助成の条件が厳しく、地域の現実に合わないケースもあって組合設立の機運が醸成されず、地域の組合による区画整理事業はなかなか思うように広がらなかった。このため市は設立準備中の組合にも助成を適用できるよう三十五年度に条例や規則を改正し、組合施行による地域の土地区画整理事業の促進を図った。

その結果、昭和三十七年度以降は、室見、箱崎南部、玉川、警弥郷、有田、小田部など市内の周辺部に地域組合が施行する土地区画整理事業による住宅地が広がっていくことになる。

第五節　福岡刑務所の移転

明治期に福岡市須崎浜に設置された「福岡監獄」（大正十一年「福岡刑務所」と改称）が大正二年、早良郡西新町藤崎に移転

してきた当時、西新地区は海岸と松林沿いの農村地帯に集落が点在し、小学校と中学校が各一校ある福岡市近郊のありふれた田舎町であった。その後大正十一年の福岡市との合併により、西新地区は早良、糸島両郡の各町村と福岡市都心部を中継する市西部の中心的な町として発展していった。

戦後は小中学校のほかに高校や大学などの文教施設、国や県の出先機関や研修施設、公務員住宅や一般住宅が次々に建設され、一帯の人口は加速度的に増加していった。町の中心部には人口の増加に伴い商店街が形成され、昭和三十年ごろには、小中学校六校と公私立の高校各一校、私立大学のある文教地区に住宅地と商業地域がバランスよく隣接する町に生まれ変わった。

福岡市西部地域の中心市街地となった地区の一角に、広大な敷地を占有する刑務所がそのまま存置され続けることは、西新地区はもとより福岡市の西部方面への発展を阻害しかねない。そうした地域住民の声は、戦後十年たった昭和三十年ごろから大きくなっていった。その声を受けて、市当局だけでなく福岡市議会も福岡刑務所の移転を求めて動き出した。

1　移転実現を要望する決議

市議会が福岡刑務所の移転実現に積極的に取り組み始めたのは、法務省が昭和三十三年十二月に全国各都市の市街地にある刑務所の郊外への移転新築を計画していることを明らかにしたのがきっかけであった。市当局による情報収集の結果、戦後市街地化した地区にある福岡刑務所も名古屋刑務所などとともに「環境不適当」を理由にした移転新築の検討対象に含まれていることが判明したのである。

しかも、その三十三年度には山形市と愛知県岡崎市の両刑務所が老朽化などの理由から戦後第一号の刑務所移転として新築工事に着手したこともあり、福岡市は法務省など関係行政機関に福岡刑務所の早期移転の実現を働きかける一方で、移転用地の選定や新刑務所建設財源等の検討を開始した。

市当局の刑務所移転要請活動を支援・協力するため、市議会は三十四年十一月一日の定例市議会本会議で、福岡刑務所等の移転問題を研究調査する各会派選出議員による「法務施設移転促進協議会」を設置した。市議会は同日の本会議で直ちに古川初雄、渡辺茂、妹尾憲介、中村次郎、藤野正人、中井寅雄、伊藤武、津田敬一郎、高丘稔、松永幸四郎、安東ヨ子、今村正元の十二議員を委員に選任し、会長には古川初雄議員、副会長には渡辺茂議員が就任した。

活動を開始した市議会の法務施設移転促進協議会は早速、同年十一月二十一日に開いた会議で、福岡刑務所の早期移転の必要性を訴える次の意見書を取りまとめ、法務省など関係行政庁に提出した。

福岡刑務所移転促進について

福岡刑務所は、大正二年福岡市の西端に位置した当時純農村地帯であり、また文教施設もわずかに小学校及び中学校（旧制）各一校にすぎない早良郡西新町に設置され、大正十一年に本市と合併し、現在に及んでいるのであります。

しかるに当時人口九万余の小都市にすぎなかった本市は、西日本の経済、文化、交通の中心地として発展し、特に最近における人口の膨張は著しく、六十万を超えるに至り、福岡刑務所設置当時農村地帯であった西新町は、現在本市の西部地域の中心として日々発展を続け、商店街一般住宅街を形成し、かつ教育施設も小中学校は六校、その生徒数約七千名の多きに達し、公立高校、私立大学、高校も数校に及ぶに至っております。

また戦後本市市勢の伸張の方向をみると、概ね西南部を指向して大きく伸張している現状でもあり、今後当該地域が益々発展することは何人もいなめない事実であります。このように設置当時とその立地的条件、環境は、著しく異なり、今や市街地の中心に位置している状況となっているのであります。

このように都心部に広大な敷地を有し、かつ高い塀をもって四囲する刑務所が存置することは、該地域の伸展は勿論のこと、本市の効率的な発展を阻害する大きな要因となり、なおかつ学童、一般住民に与える教育的、社会的影響は深く憂慮されるところであります。

もとより、この施設は受刑者を収容し、正常な社会活動を営むことができるよう、諸般の矯正教育を行う場として、重要な意義を有するものであることは充分理解しているところであります。

以上の次第で、国費多端の折柄種々困難もあろうかと存じますが、事情御賢察の上、行刑上、恒久的抜本的に刑務所を、最も相応しい地へ一日も早く移転方御配慮下さるよう、ここに要望いたします。

移転促進協議会は続いて同年十二月十八日の定例市議会本会議に、昭和三十五年度から福岡刑務所移転に着手するよう求める決議案を提出、市議会は同決議案を即日可決し、刑務所早期移転の実現を目指して市当局と連携していく決意を示した。

昭和三十四年十二月十八日市議会定例会

○議長（副田直規）　（前略）お諮りいたします。ただいま古川初雄君ほか十一人から「福岡刑務所移転の早期実現を要望する決議案」が提案されました。この際これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（副田直規）　御異議なしと認めます。よってこの際「福岡刑務所移転の早期実現を要望する決議案」を日程に追加し議題とすることに

決しました。本決議案を議題といたします。職員をして案文を朗読いたさせます。

福岡刑務所移転の早期実現を要望する決議

かねて本市議会は、福岡刑務所の移転につき関係行政庁に意見書を提出し、あるいは法務施設移転促進協議会を設置して強力に運動を推進するなど、その実現に努力を傾けてきた。このたび法務当局においては、昭和三十五年度から国庫債務負担行為の方法により移転を行う計画がある由である。本市議会は、福岡市民多年懸案の重要事件が解決の緒につかんとするこのときに当り、執行機関と相携えて及ぶ限りの協力と援助を惜しまない決意をますます固めている。法務当局においても、六十余万福岡市民の熱願に応えられ、移転の早期実現のため是非とも昭和三十五年度から着手せられるよう格別の配慮方を要望する。

右決議する。

昭和三十四年十二月十八日

福岡市議会

○議長（副田直規）　お諮りいたします。本案については会議規則第三十七条第二項の規定により提案理由の説明、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（副田直規）　御異議なしと認めます。よって本案については提案理由の説明、委員会の付託を省略することに決しました。本案について質疑討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（副田直規）　別に御発言がないので質疑討論を終結いたします。本決議案を採決いたします。本決議案は原案の通り決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（副田直規）　御異議なしと認めます。よって本決議案は原案の通り可決せられました。（後略）

市議会の決議を受けて、市当局は奥村茂敏市長名で同じ三十四年十二月十八日、法務大臣宛てに三十五年度からの刑務所移転工事の着手と新刑務所建設財源に関する協議を求める次の要請書を提出した。

福企第一二二号
昭和三十四年十二月十八日

法務大臣　井野碩哉　殿

福岡市長　奥村茂敏

福岡刑務所移転について

かねてご要望いたしております右のことについては、種々御配慮いただき感謝いたしております。

このたび法務御当局におきまして、昭和三十五年度から国庫債務負担行為の方法により、移転を行う御計画の旨拝承しておりますが、これについては地方自治法、地方財政法等の関係もあり、その実施については、建設のための財源措置及び最終年度の精算の結果においては本市の負担とならないこと等検討を要する次第でありますので、なお、これら細部の事項については御協議申し上げることになると思いますが、本市といたしましては、かねてからの念願でもあり、右に関し特別の努力をいたす所存でありますので、是非共来年度から移転を実現せられるよう特別の御配慮をお願いいたします。

本市のこの要請に対し、法務省から同年十二月二十二日付で次の回答文が寄せられ、三十五年度からの刑務所移転建設工事の着手を目指して、移転先の用地確保や移転建設費用の財政措置などについて福岡市と法務省の間で具体的な協議が開始されることになった。

法務省経甲（営）第六、五二二号
昭和三十四年十二月二十二日

福岡市長　奥村茂敏　殿

法務大臣官房経理部長　大沢一郎

福岡刑務所の移転について

標記について、昭和三十四年十二月十八日付法務大臣あて書面を頂戴し、感謝致しております。

当省におきましても、昭和三十五年度より実施すべく極力努力致しておりますが、大蔵省との折衝の都合もありますので、左記について貴意を得たくお伺い致します。

記

一、貴市における刑務所移転に関する昭和三十五年度予算計上の見通し

二、実施計画期間

三、移転候補地及びその決定時期

その後、法務省は福岡、名古屋両刑務所の移転について、昭和三十五年度から国庫債務負担行為方式によって財源を確保し五カ年継続事業として移転工事を進めることとし、国会に国庫債務負担行為の承認を求めた。国会は同年三月、三十五年度から五カ年間にわたる国庫債務負担行為を議決した。これによって福岡刑務所の移転工事着手が事実上決定し、以降、福岡市と法務省の刑務所移転をめぐる協議が促進されることになった。

2　宇美町移転で国と協定締結

法務省との移転協議では、移転用地の選定と新刑務所建設に伴う費用に関する協定（契約）の締結内容をめぐる折衝が主要な議題となった。

移転用地の選定に当たっては、刑務所建設誘致の陳情があった宗像郡宗像町、糸島郡前原町、福岡市大字野方の広石地区などを対象に立地条件等を検討した結果、市は宗像町を第一候補地、広石を第二候補地として法務省に最終的な選定を要請する方針で、新刑務所建設の用地購入予算として三千万円の起債を計上、市議会も三十五年三月三十日の定例市議会本会議で同起債議案を原案通り承認していた。

法務省も本市が第一候補地として要請した宗像町を移転先に選定する方向で最終調整に入っていたが、同年十月に宗像町側が刑務所誘致方針を取り下げたため、三十五年度中の新刑務所用地の決定を目指していた市は、新たに刑務所移転の候補地を選定する必要に迫られることになった。

次に引用する三十五年十二月の定例市議会本会議における刑務所移転に関する質疑応答が、移転先選定をめぐる当時の状況を示している。

昭和三十五年十二月十五日市議会定例会

○三十番（藤進）　（前略）項目だけを申し上げますので、そういう点について御答弁願いたい。まず第一に刑務所の移転については現在どういう状況にあるか。なおこの後どういうような処置を取られるかという問題。（後略）

（中略）

○総務局次長（林満喜雄）　刑務所移転の進捗状況ですが、本年度用地の買収費を御議決願っておるわけで、この候補地については法務施設移転促進協議会に諮りまして、一応数カ所の候補地の中から広石地区と宗像郡宗像町の両敷地を一応選定して、法務省の方にその選定方をお願いしておったのですが、法務省としては広石地区については地形上その他に問題がある、率直に言って不適地であるということでした。それから宗像の方にようやく決まらんとしているときに、宗像町の方で客観情勢が変わって、刑務所用地には反対であるという結論が町当局より市の方にもたらされました。これで二つとも候補地から脱落したわけであります。従って市としては法務施設委員会でその旨報告して、糟屋郡宇美町その他二カ所の地区より誘致の問題等もありますし、法務省ともども現地調査等をやっておる状況であります。それと並行して実際に法務施設を移転する場合には、法務省と県市との間にその問題に関する協定を行わなければならないわけで、その第一回の予備交渉を過日の九日に行ったのですが、第二回をまた近く行う予定であります。状況をありのままに申し上げると以上であります。

（中略）

○三十番（藤進）　（前略）刑務所の問題については今、林次長さんからお話がありましたが、（中略）今さっき安東（ヨ子議員）さんからもお話があったように、何にしても全部百人が百人ながら刑務所を歓迎する所は恐らくないと思います。宗像にしてもみんなで歓迎しておりましたけれども、しまい方には返上してしまった。こういうような時勢なので、私の所でも賛成の人もおれば、反対の人もおる。こういうときにはある程度正しいところを（地元議員が）知っていないと下から突き上げられてきた。これは致し方ないと思う。こういう点は新聞の発表も正しくやっていただきたい。（後略）

宗像町の誘致撤回によって移転候補地選定はいったん白紙に戻った形になったが、新たに糟屋郡宇美町、糸島郡周船寺村（三十六年四月に福岡市に合併編入）などから誘致の申し出があり、市は現地調査などを行ったうえで法務省とあらためて協議した結果、福岡刑務所の移転建設用地を宇美町とすることに決定した。

×　×　×

刑務所移転地の選定と並行して、市は新刑務所の用地購入費や建設費など移転費用の財源確保および負担の方法に関して、法務省との協議で、移転完成後に市が取得し国に売却する「新刑務所の敷地および施設」と、移転後に市が国から購入する「現刑務所跡地等」とを、国と市の双方が事業着手前に契約により交換取得（市有財産の売却および購入）することを取り決めておく「双務契約」方式を提案した。法務省は当初この方式に難色を示したが、最終的には本市の主張が受け入れられ、市は国との間

で同方式による刑務所移転に伴う契約を移転協定として締結することになった。
当面の財源確保とその後の財政安定のために、事業着手前の時点で財産の交換契約を締結するというこの福岡方式はこの後、名古屋刑務所の移転協定でも採用されることになった。
刑務所移転に伴う費用等の契約交渉が決着したのを受けて、市は昭和三十六年三月三十一日、会期末の定例市議会本会議に「福岡刑務所移転に伴う契約の締結並びにこれに伴う予算外義務負担について」の承認議案を緊急上程、市議会は阿部源蔵市長による提案趣旨の説明の後、委員会付託を省略してこれを賛成多数で即日可決した。

昭和三十六年三月三十一日市議会定例会
○議長（石村貞雄）　（前略）これより日程に入ります。日程第一議案第百四十四号（福岡刑務所移転に伴う契約の締結並びにこれに伴う予算外義務負担について）を議題といたします。この際市長の提案理由の説明を求めます。市長、阿部源蔵君。
○市長（阿部源蔵）　ただ今上程になりました議案第百四十四号の提案の趣旨を説明いたします。
福岡刑務所は本市の西部地域の中心的地位にあり、付近は近年急速な発展を示しておりますので、この刑務所を他に移転させ、その跡地を宅地として高度利用を図り、地域の発展を促進するため刑務所の移転計画を進めたものであります。この計画につきましては法務施設移転促進協議会の御協力を得まして、関係各機関と折衝を重ねてまいったのでありますが、法務省も現刑務所の老朽化、及び狭隘（きょうあい）のため移転を計画いたしまして、国会に提案して昭和三十五年三月、国庫債務負担行為の方法により、昭和三十九年度までに移転し、現刑務所の施設を処分する契約を本年度中に締結するよう決定したのであります。この国会の議決後契約の具体的事項について、市は法務省、大蔵省と折衝を続けてまいりましたが、このほどようやく三者の意見の一致をみるに至りましたので、ここに提案の運びとなった次第であります。なお現刑務所に代わる施設の建設に要した経費は国より買い受ける跡地の処分代金をもってこれに充当することにしております。よろしく御審議の上満場の御賛同をお願いいたします。
○議長（石村貞雄）　お諮りいたします。本件については会議規則第三十七条第二項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石村貞雄）　（前略）これより質疑討論に入ります。質疑討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石村貞雄）　それでは質疑討論を終結いたします。
これより議案第百四十四号を採決いたします。本件については契約条例第七条の規定により出席議員の三分の二以上の同意を必要といたし

ます。本件は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（石村貞雄）　賛成者所定数以上であります。よって本件は原案の通り可決せられました。（後略）

昭和三十六年議案第百四十四号　×　×　×

福岡刑務所移転に伴う契約の締結並びにこれに伴う予算外義務負担について

右の議案を提出する

昭和三十六年三月二十八日

福岡市長　阿　部　源　蔵

理　由

本件は、福岡刑務所移転に関連して、市有財産の売却及び購入の契約を締結するものであるが、その地積がそれぞれ一千坪以上であり、売却予定価格が二百万円、購入予定価格が三百万円をこえ、かつ、予算外の義務を負担するため、福岡市財産条例第四条、福岡市契約条例第七条並びに地方自治法第九十六条第一項（第八号該当）の規定により、議会の議決を求めるものである。

福岡刑務所移転に伴う契約の締結並びにこれに伴う予算外義務負担について

福岡刑務所の移転に関し、本市は、国と次の要項により契約を締結し、予算外の義務を負担する。

一、売却及び購入する物件は、次のとおりとする。

(1)　福岡市（以下「乙」という。）が国（法務省、以下「甲」という。）に売却する物件

所在地	区分	数量
福岡県粕屋郡宇美町大字宇美二、二三六番地の五外	土地	五四、五八八坪
	建物等	別紙（略）のとおり

(2)　乙が国（大蔵省、以下「丙」という。）から購入する物件

所在地	区分	数量	摘要
福岡市西新町八〇七番地	土地	二三、六一二坪二九	
	建物等	三九六坪	（略）
福岡市土手町九番地の一外一筆のうち	土地	六三四坪七七	

二、物件の売却及び購入代金は、それぞれ次のとおりとする。

(1)　乙が甲に売却する物件　五億五千万円（土地の取得及び整備費並びに地質その他調査費を含む）

(2)　乙が丙から購入する物件　五億五千万円

三、乙は、その負担において本契約締結後、すみやかに、現刑務所にかわる施設（職員宿舎を含む）として、第一項第一号にかかげる土地を取得整備して、同項同号にかかげる建物等の建設工事に着手し、昭和三十九年八月末日までにこれを完成するものとする。

四、乙は、建物等の完成後甲の検査をうけ、合格の通知を受けたときは、なるべくすみやかに甲に対し当該物件を引き渡さなければならない。

2　甲が前項の規定により物件の引き渡しを受けたときは、丙は、第一項第二号にかかげる物件を遅滞なく乙に引き渡さなければならない。

五、甲は、第三項の規定による建設工事の一部が完成した場合において、その部分の検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て無償で使用することができる。

2　甲は、建設工事の未完成の部分についても、乙の同意を得てこれを無償で使用することができる。

六、乙は、第三項に定める期限によることができないときは、その期限前に、その理由を詳記して、期限の延期を請求することができる。この場合、甲は、その事務事業の遂行に支障がないと認められる場合に限り、丙と協議のうえ、延期を承諾することができる。

こうして市は昭和三十五年度中に福岡刑務所の市内西新町藤崎から糟屋郡宇美町への移転手続きを完了し、三十六年五月の臨時市議会に移転用地取得のための議案を提出、同年五月三十日の本会議で宇美町宇美の約十八万平方メートルの土地取得議案を可決、承認した。

昭和三十六年議案第百四十七号

福岡刑務所移転用地の取得について

右の議案を提出する。

昭和三十六年五月二十六日

福岡市長　阿　部　源　蔵

理　由

本件は、福岡刑務所の移転用地として取得するものであるが、その地積が一千坪をこえるので、福岡市財産条例第四条の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡刑務所移転用地の取得について

福岡刑務所移転用地として次の土地を取得する。
一、所在地　福岡県粕屋郡宇美町大字宇美二千二百三十六番地の五外百四十六筆
二、地　目　田、畑、山林、原野、墓地
三、地　積　五万四千五百八十八坪（換算十八万四百五十七平方メートル）

市議会の承認を得て福岡市は地元との用地取得交渉に入り、三十六年七月までに刑務所移転用地として十八万四百五十七平方メートルの土地の取得を完了する。農地、山林等の取得価格は約一千五百二十七万円余だった。

市は三十七年四月に陸上自衛隊第二施設群に委託して整地工事に着手、三十九年度中に刑務所施設が完成し、昭和四十年三月十日に法務省への引き渡しを終える。福岡刑務所は同年四月十九日から宇美町への移転作業を開始し、同年秋の移転完了に伴い、市が国から受領した旧刑務所は同年十一月に解体される。大正二年の西新町藤崎への刑務所設置から満五十二年がたっていた。

本市が国から取得した西新町藤崎の刑務所（拘置所を含む）跡地にはその後、高度利用が図られ、住宅公団の高層住宅や区役所、市民ホール、郵政省の研修施設、警察署、税務署等が建設されていくことになる。

第六節　下水道の整備拡充

1　戦争前後の下水道整備状況

福岡市は、大正十二年に曲渕貯水池が完成して上水道事業を開始した。同十四年には近代的な都市づくりに向けた都市計画区域が指定された。その福岡市にとって、市勢発展の条件として次に必要なのは系統的な下水道施設の構築であった。

上水道と下水道は人体における動脈と静脈の関係にある。市が事業として上水道の給水事業を行うならば、その排水施設となる下水道の整備は不可欠である。本市の上水道事業開始に向けて貯水池や浄水場、給配水管等の工事が本格化した大正中期以降、市会でも下水溝に代わる下水道の整備を求める議論が活発に交わされるようになった。（福岡市議会史第二巻「大正編」参照）

そうした議論を経て、本市の下水道事業が始動するのは、下水道の築造を合併条件の一つに挙げていた千代町、堅粕町との合併を終えた翌年の昭和四年の予算市会であった。

市は合併を機会に千代部だけでなく市中心部の博多部も併せて下水道法に基づく改良下水道施設を五年継続事業で整備することにし、昭和四年三月の市会に、その事業費九十九万五千円の継続年度ごとの支出額等を定める議案を提出、市会は同年三月三十一日に同議案を原案通り可決した。議案内容および市会における質疑応答は福岡市議会史第三巻「昭和編㈠」に詳しいので、ここでは、その中から福岡市で下水道築造計画が動き出した当時の状況の一端をうかがわせる時實秋穂市長の提案理由説明の一部を再録しておく。

昭和四年三月十一日市会

○市長（時實秋穂）　千代町の下水は不完全で本市との合併時にも、五年間で千代町の下水道を完成してほしいという注文がついていた。同時に本市全体の下水計画も大体のまとまりがつき、中でも博多部は実行してよいほどの調査ができたので、この二つを同時に実行することにした。その工費は旧千代町分が約十八万円、博多部が約八十一万円であり、これを五カ年の継続事業として実行する計画である。

市は大正十五年から都市計画の一環として市街地の下水道整備計画づくりを進めてきたが、昭和四年までに計画の策定を終えた千代、博多部の下水道施設の構築事業について、国と県に対して事業費補助申請を行った。その一方で、翌五年一月の市会に下水道敷設費の財源確保のための「市起債及償還規程」と工事費の追加予算案を提出、市会は同月二十七日の本会議で両議案を原案通り可決するなど、下水道敷設事業施行のための財政措置を整えた。

こうして福岡市にとって初めての系統的な下水道施設となる千代、博多部の下水道敷設（施行区域約二百四十六ヘクタール）は、昭和五年三月八日に国の事業認可を受けて、工事に着手する体制が整った。しかし千代、博多部の下水道敷設事業はその後、失業救済事業から土木事業に事業種目が変わって、起債や補助額等の変更に伴う新たな議決が必要となるなどして、最終的に工事施行認可を受けたのは昭和七年十二月で、下水道施設の築造工事に着手したのは翌昭和八年二月五日であった。

当初予定より二年遅れで昭和七年度に五カ年継続事業として着工した千代、博多部の下水道築造工事は、その後も事業種別による認可や起債、国庫補助関係で変転を重ねたうえ、博多川改修も絡んで工事は計画通り進まず、昭和十七年三月にようやく完成した。

千代、博多部地区に続き、市は昭和九年度に福岡部（事業区域六百六十ヘクタール、昭和二十年までの十二カ年継続事業）、同十一年度には住吉部（同百二ヘクタール、同十九年度までの九カ年継続事業）の下水道新設工事に着手するが、福岡部、住吉

部とも昭和十八年に計画の二〇％程度を築造した時点で、戦況悪化に伴う財政経済のひっ迫などを理由に不急事業として中止された。

それでも、福岡市の下水道敷設区域は終戦前までに都心部を中心に約四百七十ヘクタールに達していた。しかし、終戦間際の昭和二十年六月、米軍による大空襲でその区域の三五％に当たる約百六十五ヘクタールが被災し下水管や排水ポンプなどが焼失あるいは焼損し、始動したばかりの下水道施設は機能停止の状態で終戦を迎えた。

×　×　×

戦後の福岡市の下水道事業は、戦災で機能がマヒした下水道を機能させる作業から始まった。まず、被災した下水道施設の応急復旧措置として、市民の協力を得て埋没した下水溝の清掃から始めるという、いわば「一からの再出発」であった。被災した下水道施設の中でも壊滅的な被害を受けたのがポンプ場である。とりわけ博多川の浄化と将来の汚水処理のための中継ポンプ場として那珂川の突端に築造されたポンプ場については、復旧を急がなければ博多地区の都心部を流れる博多川の深刻な汚染を引き起こすことになるため、市は昭和二十年度に電動機（モーター）とポンプの応急修復を行った。

翌二十一年度には下水道の移設および整備が戦災復興都市計画の対象事業に盛り込まれることになったため、市は二十一年度予算の戦災復興都市計画事業費に下水道復旧のための予算を追加計上し、同年十一月に開いた臨時市会に追加予算案二十万三千五百円とポンプ場復旧のための起債十六万三千円の承認を求める議案を提出した。

昭和二十一年十一月六日臨時市会

○二十七番（山本与三郎）　（前略）次に戦災下水道喞筒（ポンプ）場復旧費に新たに二十万三千五百円が計上されておりますが、これが内容を一応お知らせください。（後略）

（中略）

○復興局長（本田一郎）　御質問にお答えいたします。喞筒場の復旧内容を申し上げます。御承知のように那珂川の突端にある喞筒場は戦災によりまして灰燼に帰しました。この喞筒場の復旧のうち今回御調査を願いますのは喞筒の上屋の建築でございます。五十七坪ございます。これが建築の復旧の予算であります。左様御承知を願います。

×　×　×

昭和二十一年市會議案第七九號

戰災下水道喞筒場復旧費起債及償還方法ノ件

一、起債金額　拾六萬參千円也
二、起債ノ目的　昭和二十一年度戰災下水道喞筒場復旧費充當ノタメ
三、利　　率　年四分三厘以内
四、借　入　先　大藏省預金部、逓信省貯金保険局、銀行其他
五、借入時期　昭和二十一年度但シ工事又ハ市財政ノ都合ニ依其ノ全部又ハ一部ヲ翌年度ヘ繰越借入ルコトヲ得
六、据置期間　昭和二十三年度迄
七、償還方法　自昭和二十四年度至昭和四十年度十七ヶ年間ニ毎年度元利金壹萬參千六百拾四円貳拾四銭也ヲ償還スルモノトス（償還期日ノ定メアルモノハ其ノ定メニ據ル）但シ市財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ為シ又ハ償還年期ヲ短縮シ若クハ低利債ニ借替ヲ為スコトヲ得
八、償還財源　一般歳入
昭和二十一年十一月五日提出

福岡市長　三　好　弥　六

下水道施設復旧費を計上した追加予算案とポンプ場修復費の起債議案は、同年十一月七日の市会本会議で原案通り可決された。これ以降、下水道施設の復旧・整備は戦災復興都市計画事業としての位置を占めることになったが、当時はまだ市民の多くがその日その日を生きていくための「食と住」の確保に追われていた時代で、市も下水やごみ処理など生活環境の整備にまでは、なかなか手が回らないのが現実であった。

昭和二十一年度から二十四年度までの下水道の復旧および整備・改良費など下水道事業関連予算は、福岡市史第六巻「昭和編」後編(二)によると、二十一年度が七十五万円、二十二年度七十二万円、二十三年度は四百八十万円余、二十四年度百三十八万円余で、四年間の予算総額は七百七十万円余であった。

昭和二十三年八月九日の定例市議会本会議における御田工、上野長吉、前田幸作議員の質疑と、それに対する三好弥六市長や市当局の答弁が、当時の福岡市の劣悪な下水道事情と行政の対応ぶりを物語っている。質疑と市側の答弁の概要は次の通り。

昭和二十三年八月九日市議会定例会
○十三番（御田工）　（前略）第一に議案一三五号に関する下水道の問題であります。特に引揚者住宅並びに庶民住宅についてでありますが、

特に私の校区の転用住宅の施設については、すでに三月以前にいろいろ希望を申し上げておったのであります。厚生部においても調査していただいたが、市内の施設で最も悲惨であるという汚名をいただいておるのであります。当局に希望するのは、早速この施設について手をつけていただきたい。特に排水工事について、いかなる方針をもって臨まれるのか、将来善処するというような言葉では時期がすでに遅い。その点お含みの上、御答弁をお願いしたい。（後略）

○厚生部長（西園富吉）　御質問にお答えいたします。

箱崎の公会堂を転用した（住宅の）ことについての御質問と思いますが、あの公会堂を転用したのは住宅としては非常に都合が悪いのであります。しかし戦災後の福岡市にとっては、何でも転用住宅として充当せねば住宅困窮者が多くて、これを収容する道として非常に無理をしてあれを転用した次第であります。つきましては部屋の間仕切り等もうまくいっておりません。便所設備その他用水の設備等もどうかこうか、ただ住めるだけになっておるわけで、従って排水の点については十分な設備をすることができなかったのであります。これについては、あそこに住居しておられる方々に対して、どうも申し訳ないと常々存じておる次第であります。

排水工事については技術的なことは分かりませんが、できるだけうまく排水工事をしていただくよう、土木課の方にお願いしています。資材その他のことで遅れて申し訳ないと思っておりますが、新課長さんとも相談して早急にできるように打ち合わせしたいと思います。どうぞ、その点よろしく御了承願います。

（中略）

○四十七番（上野長吉）　私は市長にお願いする次第である。前議会の時申し上げた下水が雨によってあふれておるのであります。土木課とか復興部に任せておるから、こういう現状を呈するのであって、ぜひとも下水課を作っていただきたい。

○助役（三原久）　四十七番議員に私からお答えいたしますが、下水課の問題は（厚生）委員会からも議会からも御要求があったようでありますが、復興部の中の企画課の中に下水係があります。下水はここで本式にやっておりますが、下水課の新設も近いうちに機構改革のときに考えたいと思っております。

（中略）

○二番（前田幸作）　本日以来十三番、四十七番の同僚各議員より汚水排水の件について熱心な質問があったが、当局は問題が派手でない性質であるため、答弁が具体的でなかったと甚だ遺憾に思います。ここは衛生面を担当しその末席を汚す一員として、第三回目の質問をいたすことにする。

大体、汚水処分ということをあまりにも当局がおざなり的に考えておるのじゃないか。その大きな証拠として市が庶民住宅を建設しても、予算の関係もあるだろうが、電灯および畳、建具を入れて坪当たり幾らと、いわゆる工事について建設費というものは中に含まれておるが、（汚水排水施設は）実際上高くてできないのが実情ではあろうが、市自体が汚水排水について法律を無視しているのではないか。明治三十三年三月七日法律第三十一号をもって公布された汚物（掃除）法は、その第一条、第二条において汚水というものは土地の占有者及び市が全体

の責任を持つとの明文（義務規定）がある。さらに汚物掃除法施行規則第四条には溝渠の汚水はこれを公共または適当の場所に排泄すべし、かように規則の法律が命じておる。自ら法律を施行せねばならない者が、その法律を無視して予算がないという建前の説明で、下水管なるものを等閑に付してその場逃れのことで今日まで流してきたのである。今、厚生面から市民各位の市民団体から下水に対する処理方を切なる陳情がなされているが、その陳情の席に（市当局から）誰が出るかといえば、清掃課が出る、衛生課が出る、近く（県から）市に移管される模範保健所などであり、これらが実情を実地視察している。さて下水管の工事は誰が実際に処理するかといえば、本市の機構で工営部の土木課関係に属し、しかも失業対策人夫費によって賄っておるという実態であり、市民の切なる声は肝心の施工する人の耳に入らないのが実態である、従って、その方面に熱心な上野（長吉）議員が独立した課を設けてはいかんという発言も当然のことであり、これらは厚生委員会としても全体の声である。そうした実情を把握することに困難な実情に置かれておる。ここに無理がある。過去の下水課を仮に作っても、下水を受け入れる根本の下水（道）工事がないと排泄できないのである。（中略）

これは総体論として申し上げたのであり、清掃課、土木課で汚水の処理をするところに無理がある。（市当局は）これに対していかなる考えを持っておられるのか。先ほど第二助役（三原久助役）の答弁があったようであるが、いまだ了解できない。とくに汚物法の法規に照らして、占領統治下であるだけに衛生問題について（ＧＨＱから）注意を賜っておる本市の実体に鑑み、市当局は（汚水の処理に対して）いかなる考え持っておられるのか、責任者である部長及び市長の御意見を承りたい。

○市長（三好弥六）　（前略）私が市政に就きまして最も就任以来心を痛めましたのは下水道問題であります。疎開前おりました住宅も下水を持ちませんで、今回みなさんの御好意により市公舎を頂きましたが、これまた吸い込みです。いつかは市議会から必ず痛烈な御鞭撻、御叱責の言葉に接するものなりと約二年間待ちもうけておった次第であります。当時第一助役の坂村（明）助役にも数回このことを申し上げました。当時、厚生省、内務省より相当高位の機関がこちらにまいりまして言うことは、水道のみ下水道のことは言わない。しかしながら私は特に考えております。前田（幸作）議員よりお叱りのごとく市の最近の復興の面から見ましても、（下水道は）必要欠くべからざる要件であります。しかも市民生活、厚生部内の面から見ましても絶対必要不可欠な条件であります。私はこれまで「空谷の跫音を資む」がごとく、いつ叱られるか、私の下水道に関する関心をいつ鞭撻せしめられるか、実はずるい話でありますが、市民全体としての世論として起こってこそ新生面が開かれます。なぜならば吸い込み下水で市民は大分甘んじてきた、こんなことで文化都市を目指してきた、因習の久しき、かくのごとき考え方ではいきません。

例えば私考えております。病院にまいりまして各科あるいは歯科というような施設は十分整っておっても、もし泌尿科の設備がなければ、これは入口のみを見て尻掃除を忘れた考えである。私は水道をやかましく言うくらいならば、これに付随して下水道を考えねば文化的ではない、絶対に文化的でない。昨年でしたか春ごろ（福岡県の）西岡（広吉）知事と私とウィキンズ少佐から呼ばれ、大変なお叱り、大部分は水道のお叱りでしたが、これに併せて、下水道を市は閑却しておる、地下水を使用しているとき下水を閑却しておる、病気はそこから入る。私は例によって例のごとく直ちにやれということで軍政部を通して命令がくるのじゃないか、実は非常に恐縮したのであります。

（前田議員の）御説、御質問の趣旨ごもっとも千万、ことごとく私の肺腑をつきます。私がかねて考えておりますところと一致いたします。（中略）今申し上げましたこの仕事はひとり厚生部内だけでなく、警察側その他復興部も関係あります。先日来、両助役とも練っております。両助役及びこのすべての関係部課を統合いたします。結局この機会において立ち上がらなければうそだと思います。立ち上がります。ただ無論、公共事業でありますから起債が不可能でないと思いますが、資材面においてやや苦難の面があると技術屋は言っております。せっかく市議会から御鞭撻、尻をたたかれたのであります。ここに翻然立ち上がりまして、関係部課長は申すまでもなく両助役全て一体となりまして御期待に沿うよう具体的な案を練りたいと思います。（後略）

市議会では保健・衛生面から汚水の排水、処理の必要性から下水道の早期整備を求めるこのような議論が展開されていたが、上水道の修復、住まいの確保など「食と住」が最優先された時代状況の中では、戦災復興事業の対象ではあっても、国庫補助を含む財源の確保が難しく、戦後数年間は既存施設の応急的な修復が精いっぱいであった。このため、戦前に着手された本市の系統的な都市下水道構築の工事再開までには至らなかった。

2　住吉、福岡部の下水道築造再開

上水道の修復と人口増に対応した水源拡張、都市計画街路の拡幅および延長、市営住宅の建設、住宅用地確保のための区画整理事業の開始など戦災復興事業が一段落した昭和二十年代半ばになると、市議会でも戦時中断したままになっている市中心部（福岡部と住吉部）の改良下水道築造工事の再開や汚水排水のため新たな下水道の整備を求める議論が交わされるようになった。背景には、終戦直後の荒廃と疲弊から生活の落ち着きを取り戻した市民の目が、保健衛生や福祉などの生活環境の整備改善にも向けられ始めたことがある。

そうした時代の要請もあって、市は二十五年度から改良下水道築造工事を再開するため同年度当初予算案に下水道増補改良事業費一千二百万円を計上、そのための財源として八百万円の起債承認を求める議案、工事費の継続年期と支出方法変更を求める議案二件とともに二十五年二月二十七日に招集された定例市議会に提出した。市議会は同年三月二十二日の本会議で予算案および起債議案など関連三議案をいずれも原案通り可決したが、二十五年度は国庫補助事業の認可が得られず、下水道改良事業は再開できなかった。

このため市は翌二十六年度には、統一地方選挙後に編成した年度予算を審議するために開かれた七月臨時市議会に、国庫補助

事業として認可された事業費三百六十万円を予算計上し起債議案等とともに提出、市議会は次のような議論を経て、予算案と起債議案等をいずれも原案通り可決した。

昭和二十六年七月十三日市議会臨時会

○十九番（小野栄）　（前略）次に保健衛生においては、結核予防対策に並行して公衆衛生にまた一段の思いをはせ、特に文化都市建設の前提をなす下水道事業においては、本市下水の主流でありながら未完成のまま数年間放置された三大幹線に対し、昨年度初めて予算通過を見たるにかかわらず、いずれも市財政の都合により遺憾ながらこれが事業着手を見るに至らずして、本市下水道事業の不振を暴露したのである。本年度予算において、ようやく住吉幹線下水道改良事業費に三百六十万円を計上せられたやにすぎずして、天神及び薬院の二大下水幹線の予算上程を見ざるは、誠に寂寥に堪えません。市長は本市下水道完成に対して果たして確固たる信念ありや、お伺いしたい。（後略）

○市長（小西春雄）　（前略）それから下水道のお話。ごもっとも千万であります。昨年度は起債の認可がなかったために仕事が行われなかった。今年度の分は許可になっている金額だけを、許可になっておるその額を計上しておるようなわけでございます。なお、これに対する考え方につきましては三原助役から補足することにいたします。（後略）

○助役（三原久）　（前略）なお下水の問題がありますが、この下水の問題は戦争中にストップの命令が出たのであります。それまでに計画ができておる部分をいま執行せんとしつつあるのでありますが、これに対する国庫の補助等がどうも思わしくないのであります。それで先月でありましたか、全国各市連合いたしまして本省に下水道の必要性を説きまして、できるだけの本省の予算化を促したのであります。それでいまは下水道の計画が戦争前に完成していないところは、着々これから調査して研究を進めております。幸いに本年度も三百六十万円ありましたから、まず既定計画の住吉に持っていこうというような次第であります。さよう御承知おきを願います。

昭和二十六年七月十六日市議会臨時会

○二番（平野清）　（前略）それから下水の問題が出ておるが、堅粕、吉塚、馬出というような東部の周辺地区においては、この下水の施設がない。ほとんど市の中央部にはあるが、東部周辺部においては、こういう面が置き忘れられており、衛生問題と並行して紛々たる臭気をたたえながら、そのままになっておるというような現状である。これに対して、どういうような改修の意思を持っておられるのか。

（中略）

○土木部長（浜本斉粛）　二番議員の御質問に対して、下水道に関してお答えいたします。お話の通り堅粕、馬出あの市の裏側はまだ本当の下水幹線は通っておりません。ただ今できておるのは千代区と博多区それから住吉区の一部、福岡部が一部だけでございます。その他の周辺部は全部昨年から下水調査費というものを頂いて、今度の予算では十三万七千五百円程度の予算を提出して、御承認願えれば引き続き調査をい

たして、一貫した一つの方式の下に毎年できる分ずつその方式に従って下水の本管を敷設していくという方針を持っております。（後略）

× × ×

昭和二十六年議案第一三三號

昭和二十六年度下水道改良事業費起債及び償還方法について

一、起債金額　弐百四十萬圓

二、起債目的　昭和二十六年度下水道改良事業費に充当のため

三、利　率　年一割以内

四、借入先　大藏省資金運用部、郵政省簡易保険局、銀行その他

五、借入時期　昭和二十六年度　但し工事又は市財政の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰越し借入れることができる。

六、償還方法　昭和二十九年度まで据置。自昭和三十年度至昭和四十二年度十三ヶ年間に毎年度元利金三十三萬三千九百八圓を償還する。（償還方法の定めあるものはその定めによる。）但し市財政の都合により、繰上げ償還をなし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換をなすことができる。

七、償還財源　市税その他一般歳入

昭和二十六年七月九日提出

福岡市長　小　西　春　雄

この市議会では、戦時中断されたまま放置されていた市内の福岡部（天神、薬院地区など）と住吉部の下水道築造工事の促進と下水道が未整備の市内周辺部の下水道整備を求める質疑と同時に、河川や低地に汚水が流れ込み、生活環境汚染が深刻になってきた「ふん尿」等の汚物処理をめぐる議論も活発に交わされた。その中から、戦前戦中の汚物処理議論の経緯を知る山本与三郎議員と三原久助役の質疑応答を次に抄録しておく。

昭和二十六年七月十七日市議会臨時会

○十五番（山本与三郎）　（前略）昨日も本日ただ今も、ふん尿処理の問題が論議せられましたが、今から二期前の八年前に私は一般質問を代表して、やがて福岡市が四十万ないし五十万の西日本の雄都として、文化、保健、衛生、社会すべてにおいて優れた都市を実現しなければならぬし、また実現することは事実である（と述べた）。

当時、福岡市には豊橋（愛知県）の汚物処理場を完成させて名を成し、一見識を持った下水道事業のエキスパートであった本田（一郎）氏

を下水課長に招聘していたので、汚物処理場を造られるかどうかという質問をしたのである。これは今から二期前である。「紺屋のあさって言葉」ということはあるが、二期八年前に私は三原助役に真剣にこの問題を取り上げて質問したところ、三原助役も誠意を披歴して、立派なエキスパートを持っている関係上、将来四十万ないし五十万の人口になることを見越して、汚物処理場を造るということをおっしゃっておる事実がある。昨日、本日と非常にふん尿の問題が論議せられておるが、この汚物処理場の問題に関して三原助役はいかなる御所見と御決心をお持ちでありますや。残念ながら（本年度の）当初予算にない。従来の福岡市は、戦時中は統制によって縛られ、終戦後は（復興事業の）建設によって慌ただしかったけれども、ぼつぼつ建設が完成すると同時に、保健衛生の方面からでも一応畳替えをしていっても決して悪くないと、かように考えるのである。従って当初予算にでも、これの調査費なり、あるいは何がしかの予算が計上せられてよろしきものだと考えるが、その片鱗すら見えないので、三原助役に御所見をお伺いしたい。幸い（三原助役は）再任されたので、その引出物としてでも、三カ年くらいの継続事業で東西二カ所に汚物処理場を計画するようにしていただいたらどうか。御所見をお伺いいたしたい。（後略）

○助役（三原久）　（前略）その次に汚物処分場の問題でありますが、今お言葉をいただけば我々も確かに記憶があります。汚水処分場はどうしても海岸に持っていくほかないので、これも東西に長い我が福岡市としては、やはり西と東の二カ所はどうしても汚水処分場を造らざるを得ないのではないかという考えを持っております。それと同時に本格的に下水（道）を完了するということと相まって、両方に下水処分場を造って早くし尿問題を解決したいというのが、我々の考えであるということを申し上げておきます。

×　　×　　×

戦時中に工事が中断されたままになっていた市内中心部の下水道築造事業はこうして八年ぶりに再開され、昭和二十六年度以降、工事が継続されていくことになった。

しかし、当時はまだ市民の間では教育、道路、住宅など「目に見える施設」の早急な整備を求める声が強く、市財政も小中学校の二部授業解消のための学校の建設や校舎の増築、劣悪な道路事情の改善などを優先し、巨額の費用と時間を要する下水道施設の整備が一気に進捗する状況にはなかった。

二十八年三月の定例市議会における下水道の早期整備の必要性を求める議員と、下水道整備予算の確保に苦悩する市当局との質疑応答が、財政難の下での本市の下水道行政の実情を物語っている。同市議会本会議における下水道行政に関する議論の中から、当時の実態を象徴する二つの質疑応答の概要を以下に引用する。

昭和二十八年三月十六日市議会定例会

○二十九番（禅院美幸）　（前略）明年度の予算上の事業の重点は大体この都市復興と港湾、教育に市長は置いておるようであるが、この中で

も我が福岡市としての喫緊事はこの際、悪道路福岡の汚名を速やかに追放することである。この悪道路を追放するには道路費だけでは駄目である。下水排水を行わなければ、いくら路面を改良しても一度雨が降れば路面は崩れる。下水排水の予算が僅少である。この点直ちに追加予算計上方を要求いたしたい。

かく見るとき市長の予算説明における「厳に抑制し…」の厳という字は取り消してもらいたいと思う。本市の下水は自然流下に依存することはもうできない。我が福岡市はだんだんと平坦部に広がっていく。それで市内要所要所に下水地下ダムを築造し、これをポンプアップして押し流す現代装置を施さなければ、もう福岡の下水はいけない。それを何ぞや、予算上に天神幹線下水を千五十万円かけて築造すると書いてある。あれは戦時中に造りかけて止めておるのであるが、かくのごとき大きな鼎で下水を造る必要はない。すべからく下水は現代装置に代えるように、当局は本気で進んでもらいたい。

特に我が福岡市の南進の重要拠点であり、現在殷盛を極めておる渡辺通一丁目を中心とする南部一帯は排水が悪く、常にじめじめして雨が降れば下水の水が炊事中に逆流するという状態にある。これは独り渡辺通一丁目に限らない。市内随所にかくのごとき所がある。数限りないが、当局は臭い所には蓋をして一向本気にやっていない。下水当局は場当たり式でなく、系統的に事業計画を立ててもらいたい。私は天神町のあの戦時中の遺物をほじくることは場当たり式だと思うのである。（後略）

○市長（小西春雄）　（前略）それから下水についていろいろ御意見がありました。ごもっともであります。先だって昨年築石に禅院（美幸）議員と一緒にあちらに博覧会施設視察にまいりましたときに、あそこでいわゆるポンプアップの設備も御一緒に見てまいったのであります。この自然流下は、長崎とか門司というような土地に高低のある場所と違った平坦な福岡市としては、いずれはこの（ポンプアップ）方法を取らなくてはならないのではないかと思っております。いずれにしても今の調査によると、周辺部を除いた都心部、市街部だけの下水工事を完全にやるのは一億ないし二億の金が要るということを聞いておるのであります。差し当たっては、今度の予算では天神（下水道）幹線をやることにしたわけであります。（後略）

昭和二十八年三月十七日市議会定例会

○三十五番（松永幸四郎）　（前略）悪道路の一大起因は一に下水道の不完備にあると思料される。本年度においては、天神幹線の未完成部分は二百五十五メートル、一千五十万円をもって築造するほか、百万円をもって機械化による下水管掃除の促進を図ることになっておるが、これによって市の下水管はどれほどの完備をなすのか。

下水道維持費のうち原材料費としてわずかに五十九万六千円が計上されているのみで、実に心細い。この五十九万六千円のうち十九万五千円が下水道の維持費となっているが、これについてお伺いしたい。

現在至る所に道路の真ん中に（マンホールの蓋が盗まれて）大穴があいて、まったく危険極まりない状態にある。直接市民の生命に対する不慮の災害が憂慮される。現実これに落ちて重傷を負うた例も少なくない。先に応急処置として十八万円の追加予算によって百三十枚の木蓋

でもって、これを償ったが、本年度はわずか十九万円余しか計上されていない。仄聞するところによると、我が福岡市のマンホールの数は五千五百二十八個、汚水升あるいは雨水升を合計すると、実に四万一千七百七十個という多きに上っている。そのうちマンホールの不足分が一〇%の五百五十個とすると、雨水升、汚水升を合わせて大体一万八千個の不足になってくる。この不足数の蓋の購入費が概算すると最少額百八十二万円となるのに、わずか十分の一の予算ではあまりにも僅少すぎる。果たして本予算をもって市長は市民の人命の保障ができるか否かということを併せてお伺いしたい。（後略）

（中略）

○下水課長（二ノ上哲雄）　下水道は現在非常に維持管理が不十分であります。これは私としても甚だ残念に思っています。元進駐軍に使われていた千代田生命ビルの横で現在、下水管の掃除をやっていますが、掘り上げると八割くらい詰まっております。万事がこの調子で非常に維持が不十分なので、今年は機械を一組購入して、今の千代田ビルの例のようにならぬ前に、少しでも維持管理をやっていきたい。こんなふうに思っております。

それから原材料費がわずかしか計上されていませんが、これももちろん不十分でありますので、失業対策事業費を最大限に利用して原材料費とかみ合わせてやっていきたいと思っております。

それから下水道蓋費ですが、御質問のように確かに現在、木蓋あるいは全然ないものが非常に多い。ただ今計上している十九万五千円はほとんどその十分の一にも満たないという状況ですが、その中でも（下水溝の）マンホールの蓋の不足分だけは何とか解消するのではないかと思っております。

二十八年三月定例市議会でのこうした議論は、当時の下水道事業が厳しい財政事情で認可区域の下水道整備や改良工事が思うように進まないのに加え、下水溝マンホールの蓋の盗難が横行するなど維持管理にも苦労が絶えなかったことをうかがわせるものである。

ところが、この議論から約三カ月後、福岡市は下水道事業にとって一つの転機となる未曽有の天災に襲われることになる。

3　「天神町下水幹線」が完工

昭和二十八年六月、九州地方に降り続いた雨は、同月四日から六日と同二十五日から二十八日の二度にわたって北部九州各地に豪雨被害をもたらした。福岡市では二度の大雨で市内の半分以上の地域が浸水し、被害総額は約九億五千万円に上った。とくに薬院、今泉、警固方面、および比恵、堅粕方面など改良下水道未完成区域や、下水道が未整備の西新、百道、鳥飼地区のほか、

六本松、高宮方面の浸水被害が著しかった。

この豪雨災害では予想を超える大雨による河川の溢水、堤防の決壊等に加え、下水道の不備・未整備が被害を増幅したと各方面から指摘され、市にとって改良下水道施設の早期整備が急務となった。福岡市下水道局が平成八年に刊行した「福岡市下水道史」は二十八年六月の大雨がもたらした「水害の状況」を次のように記している。

「福岡市下水道史」第三編・戦後初期の下水道

第五章「災害下水道改良事業」　―第三節「水害状況」

三　下水道施設面から見た水害の影響

二回に亘る豪雨は下水道認可区域一〇〇九・二二ヘクタール及び計画区域二二一六・七五ヘクタール、計三二二五・九七ヘクタールの内、浸水面積はその四三％の一三九八ヘクタールに及び床上浸水三八一五戸、床下浸水一万一七八〇戸の多数の罹災者を生ずるに至った。

㈠　改良下水道完成区域の浸水状況

改良下水道施設状況は千代部、博多部（東中洲を含む）及び住吉部、福岡部の一部であって認可区域の三八％であるが、これら完成区域は二次に亘る豪雨の被害もほとんどなく、木蓋の流出、土砂の流入、路面排水の不完備により川端通りなど部分的に浸水したに止まった。

㈡　改良下水道未完成区域の浸水状況

福岡市の中枢地域を貫く中部幹線下水渠は薬院出口六つ角まで完成していたが、その上流部分が未完成であり、更に旧泥川を埋立てて築造した天神下水幹線は肝心の吐口部分及中央部が未完成のために数回に亘り薬院、警固、今泉一帯の浸水を招いた。下水幹線の早期完成が望まれた。

㈢　下水道計画区域の浸水状況

周辺計画区域内は系統的排水の下水渠がなく、在来渠によって附近の溝渠又は河川支流に放流している現状であったので被害箇所もまた多く生じている。

イ　博多駅裏においては毎年数回浸水をする処であったが、鉢の底川の自然流下以外排水路がなく、那珂川の増水のため鉢の底川が高水位となり旧博多駅裏は床上浸水三九九戸、床下浸水二、四七六戸の多きに達した。

これが対応としてはポンプ排水施設の完備が望まれた。

ロ　堅粕新川流域浸水については、御笠川の増水により福岡空港放水路より逆流し、また宇美川の氾濫により東西堅粕部が浸水した。

これが対応としては堅粕新川は断面狭小であり護岸は種々複雑であるため土砂の堆積が甚だしく、下水幹線として築造するか、あるいは徹底的な河川の改修が望まれた。

ハ　西新、百道、防塁町は下水道の設備がなく深度六十センチまで浸水し、豪雨中水路を開墾するのやむなきに至った。
　また鳥飼及び西の庄一帯の浸水は七隈川及び金屑川上流である、庄原地内の堤防決壊によるものである。
㈣　管渠の被害
　豪雨のため入孔木蓋が流出し、道路及び宅地の土砂は管渠内並びに用悪水路に流入し、渠底高を生じ、管渠延長一万二千メートル、堆土高平均六十メートルが堆積しその土量は六千立方メートルに達した。
　この排土、掃除は多くの日時を要した。

「福岡市下水道史」は水害の状況をこう報告するとともに、市内ほぼ全域に浸水被害が出た要因について、①既に地表が雨水に対して飽和状態であったこと、②河底が浅くなっていたこと、③大雨が裏作の穫入期や苗作作りと重複していたこと、④底地において浸水防止措置が十分講ぜられていなかったこと―を挙げたうえで、「下水道の不備による被害の増大が如実に現れ、下水道の早急な完成が望まれた」と総括している。

大水害の復旧を急ぐ福岡市は、水害発生から約三週間後の同年七月二十一日に臨時市議会を招集し、災害復旧の費用として総額約一億八千万円を計上した追加予算案を提出した。このうち下水道関係は災害下水道改良復旧費として三千万円余が計上され、この中に浸水被害拡大の要因の一つと指摘された下水道への流入土砂の排除等処理費に加え、財政難で築造工事が予定より遅れていた天神町下水幹線など市中心部十八カ所の下水道の工事費が盛り込まれた。

同臨時市議会の本会議では早急な災害復旧を求める質疑だけでなく、下水道整備の必要性に関して活発な議論が交わされた。その中で平野清、岩田重蔵両議員が浸水被害の大きかった堅粕・東住吉および（旧）博多駅裏の下水道整備を求めたのに対し、市下水課長と小西春雄市長は下水道整備の緊急性、重要性を認め、まず都心部の排水を担う天神町下水幹線の築造を急ぎ、市内各地域の下水道は年次計画を立てて順次整備していくとの方針を表明した。同本会議での質疑応答の概要は次の通り。

昭和二十八年七月二十二日市議会臨時会
○二番（平野清）　（前略）市当局の災害調査表によると、堅粕・東住吉は地理的にみて下水のはけが悪いためか、床上浸水が堅粕校区六百八十一戸、東住吉校区八百十四戸と市内で一番多いが、今度の災害復旧予算において堅粕・吉塚の間を流れる新川及び東住吉・犬飼―比恵方面より駅裏犬飼というか、こういう地点での下水道改良費は計上されておるのかどうか、お伺いしたい。その点については当局にも（答弁を）お尋ねしたいが、委員長報告で委員長に対する質問となっておるので（委員長に答弁を）お願いする。

○二十三番（常岡夘兵衛＝厚生委員長）　堅粕それから明治町一帯、警固城南線付近の問題、陳情に対しては昨日（の委員会で）私の方で報告したつもりだが、詳細については当局から答弁していただきたい。

○二番（平野清）　委員長から当局に対して答弁せよということなので当局の御意見を。

○下水課長（二ノ上哲雄）　平野議員が御指摘になった堅粕新川一帯と鉢の底川一帯に対する下水道改良費は今回は計上してないのであります。下水道施設がない、あるいは不十分なため今までも再三浸水を繰り返し、将来も浸水を繰り返す箇所に対して、ぜひ今回解消したい解決したいと思い、種々研究したのですが、今回の場合どうしても金額の面で計上した予算に盛り込めなかったのであります。これは甚だ残念でありますが、事実は非常な水害を被っておりますし、将来も被る箇所であります。しかしながら市単独（の財政力）では到底この解決ができないのではないかと思われるので、災害直後に建設省及び厚生省の水道課の係官が来られたときに現地を案内し、いま申した二カ所に対しては何か国家的な援助が求められるのではないかということをお話申し上げたのであります。そういう方法で解決する以外に、現在の市の財政面では無理ではなかろうかということで、今後強力に国家に対して補助その他の御協力援助を願うように努力するということで、今回は計上できなかったのであります。

○二番（平野清）　警察当局及び市の厚生関係が調べた災害一覧表によると、市内で最も床上浸水がひどい所が東住吉、堅粕と吉塚の一部にまたがっている新川流域の一帯である。ほかの所（校区）では、高宮の七百八戸、警固の六百二十戸というのがあるが、その他の所はほとんど百戸以下で、最もひどい箇所に対して市は何ら手を打ってくださっていない。これは我々市民として一番ひどい所には何ら手が打たれていない予算措置である。これが果たして災害復旧予算であるかどうか疑わざるを得ない。下水課長は国家の費用、国庫補助においてやりたいと答えたが、市長はじめ当局においては国庫補助という点において万全の策を用いて、一番ひどい地区に対して今回は予算措置をしていない。この面について将来努力していただきたいということを重ねて強く要望しておく。

（中略）

○四十四番（岩田重蔵）　（前略）博多駅裏の東住吉地帯が一番福岡市で被害を被っておる。これは床上浸水ということで（先ほど）二番議員（平野清議員）が表現されたが、（この地帯では）相当の農作物が犠牲を受けておる。私どもの畑でも三十万円ないし四十万円の蔬菜の犠牲が出ておるだろう。駅裏にあっては（農作物の犠牲は）単に今回の水害のみではない。年に二、三回の水害を受けておる。御承知の通り駅裏は区画整理が完成していない一番下（の低地）に放水路がない。比恵の山王付近には放水路ができておるが、一番下に放水路がない。そのため博多駅裏一帯は少量の雨が降っても詰まってしまう。今度のような災害では調査にも出ているように、（この一帯が）膨大な被害を受けておるわけである。当局がこういうような被害のときに漫然とした態度を取っておるかということについて、私は先の水害のときにも、堅粕小学校の溝が埋まっておる、一番下に放水路がない、こうしたことで当局に要望したが、昨日の議会においてもこうした土木予算について詳細な説明がない。そのために必要な所が審議する資料がないので議会ではうやむやに済まされてしまう。

実際被害を被って実際迷惑をしておる所にまず案を作って、災害予算においてそこを重点的にやるということが、この災害対策に対する市

政の重点的な行き方ではないか。駅裏地区が、博多駅が後退するということで、こうした犠牲を何回も被りながら、博多駅のできるまで犠牲を被らなければならないのか。そうした時期まで犠牲を被らなければならぬという気持ちで蓋をかぶせて（下水対策等の）仕事をされないのであるか。そうした点を当局側からはっきりと承っておきたい。

○市長（小西春雄）　ただ今取り上げられた堅粕地方の水害に対する処置。これは実は一番大きな問題だと考えたのであります。それでまず今度の対策として下水の問題を取り上げて一つ解決に乗り出したい、こういうふうに考えまして、一番に天神幹線の問題とこの堅粕の問題とを検討にかかったのであります。この二つはぜひ着手したいというのが私の考え方であったのであります。

ところが堅粕の方はどういう方法によってやるか、ポンプアップ云々（うんぬん）というような意見も出ました。その下水を施工するについてまだまだ技術的に検討の余地がある、こういう結論になったのであります。また一面には金額の面において三千三百万円以上四千万円近くはどうしてもかかるだろう、大体においてそういう見通しである。堅粕の方だけでそれだけかかるのでは、天神幹線及び一般のこの水害に対する処置ということを考えると、七、八千万円か一億円近いものを即時考えなくてはならないことになるわけであります。水害の復旧であるから起債に財源を求めていくらでも計画してやるかという問題になってくるわけであります。これを取り上げると、多数の一千何百カ所の方に向かって、いろいろ支障を生じてきはせぬか、金額の限度は別に規定も何もないようなものであるが、財政の運営の致し方としては、やはりある程度の実行力を持った見込みのある金額によって予算を編成しなければいけないのではないか、こういう根本的な考えがあるのであります。

一面、建設省及び厚生省、そういう方面にも堅粕方面の下水の処置についての意見も、いろいろと連絡いたさせたのであります。（しかし）今申し上げたように、まだはっきりした線も出ませんので技術的にも今後研究をして、別に博多駅の後退の時期まで待つというような考えは毛頭ないのであります。

今度の予算で初めて実は下水の問題に手をつけた、こういうことになるわけで、今までは下水に対して実はわずかな金額しか支出してなかったのであります。やりたいのはやまやまで、御指摘のような実情にあることは十分承知しております。もう少し研究を積んで、これが一年度に三千万円、四千万円を投じなくてはいけないのか、あるいは分割して方針を立てて何年かで割って年度割りでやれる事業か、そういう点も実ははっきりいたしません。

ところが一方、天神幹線の方は相当研究が積んでおります。そういう点について、こちらの方は直ちに実行が着手できるという面もあったのであります。それで、今一つ堅粕方面に対しては、根本的の問題はそういうふうに考えたのであります。現在使っておるものを疎通させる、あるいは壊れておるものを直すとかいうものは、これは計上してあるはずと私は思っております。これらのことを専ら考えて処置したのであります。

二十八年六月の未曽有の大水害を契機に、下水道は重要な都市基幹施設として再認識され、本市の下水道事業は同年以降、本

格的な整備が進められることになった。

同年九月には本市都心部の幹線下水道となる天神町下水幹線工事（橋口町～因幡町、延長二百三十四・五メートル）が起工し、総工費千三百七十二万円余を投じて翌二十九年五月に完成した。同下水幹線の完成で市役所や県庁を含む市中心部約十一ヘクタールは、排水の悩みから解放されることになった。同工事は本市の災害下水道改良復旧工事としては戦後最大規模のものであった。同じく二十九年度には浸水常襲地帯の一つであった鉢の底川流域の比恵排水区一帯の排水を担う鉢の底喞筒（ポンプ）場が完成し運転を開始した。

水害対策としての排水機能強化のための施設と並行して、二十八年水害をきっかけに、戦前に計画された市中心部の下水渠の改良や新たな下水道の築造が進み、貧弱だった本市の下水道施設は市内周辺地区にも順次、整備拡大されていくことになった。

4　下水道使用料条例の制定

昭和二十八年の水害を機に下水道整備の必要性があらためて認識されたとはいえ、多額の費用と時間を要する下水道整備が市内周辺部で一気に進んだわけではなかった。昭和三十年代に入ると、市議会には周辺地区の住民から下水道施設の早期整備を求める請願や陳情が相次いだ。そうした請願、陳情の一例として、三十年十月三十一日の定例市議会で採択された西新町住民による「請願書」を以下に引用する。

下水道施設についての請願書

紹介議員　渡辺　茂
　　中村次郎

請願書

西新本通五丁目西の地点は、別紙見取図（省略）の通り旧住宅営団が終戦後引揚者庶民住宅として建設（二十二年十月完成）したものと、去る昭和二十六年福岡市が復員引揚者住宅として建設したものでありますが、何れも応急措置のもので水道がないため、A地区（別紙見取図）にあっては全区域中最も低地であり、周囲の雨水汚水が総て流れ込み、殆ど年中沼地の有様で悪臭を放ち、特にⒶ地区（別紙見取図）にあっては降雨により年間数度の床下浸水を蒙る狀態で、居住者の悩は深刻なるのみならず蚊蝿黴菌の発生の因をなし、延いては悪疫の原因ともなって眞に憂慮に堪えません。

つきましては事情篤と御賢察の上、何卒下水道の施設方御願いいたしたく地元民連署を以て御願申し上ぐる次第であります。

昭和三十年七月二十六日

福岡市西新町本通五丁目西
代表者　赤　松　カ　ツ　ノ
外四十六名

福岡市議会議長　高　丘　稔　殿

下水道整備の工事費は、その財源の多くを国の補助や起債などに依存しており、大水害後の赤字財政の下では整備計画を立てても財源調達ができず、施工を先延ばししなければならないケースがあるのが現実であった。このため、市は下水道にも上水道と同様に受益者負担の原則を適用して、下水道使用料を徴収して下水道の整備拡張や維持管理財源に充てることにし、三十年十月三十一日に招集した定例市議会に下水道使用料条例案を上程した。

市議会は下水道使用料の徴収が九州では初めての事例となることから、同条例案を建設委員会で審査した後、二日にわたって委員総会に諮るなど、慎重な審議を経て市当局が提案した使用料を引き下げ修正して同年十一月八日の本会議で可決した。市議会の委員総会における下水道使用料をめぐる建設委員長の報告要旨と議論、および本会議で修正可決された条例案は次の通りである。

昭和三十年十一月七日市議会委員総会

○建設委員長　関係議案については議案第二百三十七号下水道使用料条例を除き全部無修正で承認することにした。

「下水道使用料条例については、九州でも初めてのものであり、二重課税のうらみもあるので議会でも問題になっているが、先進各都市の視察の上検討の結果、当局の原案をそのまま認めるわけにはいかないので、料金の引き下げをしてこれを認めたいという委員会の結論である。その内容については、条例案の四条まではそのまま了承。五条の下水料率の給水料金の十分の三とあるのを十分の二・五、次の普通家庭一立方メートル三円三十銭とあるのを二円五十銭、湯屋は同じく三円を二円、その他四円を三円に引き下げることに決定している。」

（中略）

○委員　下水料金の執行部が提案していたその収入見込みと委員会で（修正）したものとの誤差はどのくらいの減収になるか。

○建設委員長　（前略）原案四千二百七十六万円、修正案三千四百六十一万円。結論として予定しておったよりも八百万円の減収となる。

この問題については、各議員より種々意見があり、結局、部屋会議を開いて検討の上、再度委員総会において審議することになった。

昭和三十年十一月八日市議会委員総会

二、下水道使用料条例について

建設委員長の次の報告を了承した。

「下水道使用料条例については慎重審議を重ねた結果、左のような結論を得た。即ち第五条の水道については汚水給水料金の十分の三とあるのを、昨日二・五の線を打ち出しておったが、これをさらに二・二に修正、井戸汚水その他の汚水については昨日の報告と同様とする。結局、原案より一千万円の減収となる。」

× × × ×

昭和三十年議案第二百三十七号

福岡市下水道使用料条例案

右の議案を提出する。

昭和三十年十月三十一日

福岡市長　小西春雄

理由

この条例案を提出したのは、下水道の使用料を徴収するため、条例を制定する必要があるによる。

福岡市下水道使用料条例

（目的）

第一条　この条例は、下水道使用料（以下「使用料」という。）の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　下水道　下水道法（明治三十三年法律第三十二号）に基き市が築造した排水施設（開渠を除く。）をいう。

二　使用者　下水道法第三条の施設により汚水を下水道に排出する者をいう。

（使用料の徴収区域）

第三条　使用料を徴収する区域は、市長が告示する。

（使用料徴収の対象）

第四条　使用料は、前条の規定による区域内の使用者から徴収する。

（使用料の額）

第五条　使用料は、次のとおりとする。

一　水道汚水　給水料金の十分の二・二。ただし、水道の使用水量と汚水排出量とが著しく相違するときは、市長の定めるところによる。

二　井戸汚水及びその他汚水

イ　普通家庭　一立方メートルにつき　二円五〇銭

ロ　湯　屋　一立方メートルにつき　二円

ハ　その他　一立方メートルにつき　三円

2　前項の汚水排出量は、市長が認定する。

3　市長は、排出汚水の濃度に応じ第一項の規定により算出した金額の二分の一以上三倍以下の範囲内において使用料を決定することができる。

（使用料の徴収方法）

第六条　使用料は、二箇月ごとに前二箇月分を徴収する。ただし、市長において必要と認める場合は、一箇月ごとに徴収し又は前納させることができる。

2　一時的使用については、下水道使用開始のとき二箇月分以内の使用料に相当する金額を前納させ、使用廃止又は休止のとき精算する。

（使用の開始、休止、廃止の届出）

第七条　下水道の使用を開始し、又は休止し若しくは廃止しようとするときは、使用者は、下水道法第三条に規定する義務者の承諾を得て市長に届け出なければならない。

（無届使用の場合の措置）

第八条　使用者が所定の届出をしないで下水道を使用した場合は、使用開始の日にさかのぼって使用料を徴収する。

（使用料算定資料の要求）

第九条　市長は、使用者に、使用料の算定に必要な資料の提出を求めることができる。

（使用料の減免）

第十条　市長は、公益その他特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる。

（罰則）

第十一条　詐偽その他不正行為によって使用料の徴収を免れた者に対しては、正規の金額を徴収するほか、その金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

（委任）
第十二条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。
附　則
この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

この条例案の提出に際して、小西春雄市長は市議会本会議の提案理由説明で「下水道使用料の創設に当たりまして、今後大いに下水道の整備に意を用いたいと存ずるのであります」と述べ、使用料収入を財源に今後、本市の下水道整備を積極的に進める考えを表明した。

使用料条例の制定によって、翌三十一年四月から下水道が整備された地域の下水道使用者から使用料の徴収が開始された。使用料は条例規定により上水道使用者の場合は給水料金の二二％が課せられたが、その後、昭和三十七年度の水道料金改定を機に、下水道使用料条例も同年八月の定例市議会で改正案が可決（同年十二月一日施行）され、下水道独自の立場から使用形態にかかわりなく汚水の量によって使用料を徴収する料金制度となる。

5　下水道事業十カ年計画

福岡市は、下水道使用料を創設する一方で、戦前に認可された市中心部の既定の下水道整備区域（博多・千代、福岡、住吉の三地域）の残事業の完成を急ぐため、福岡都市計画下水道事業十カ年計画を策定し、昭和三十二年六月に建設大臣に事業認可を申請した。同計画によれば、総事業費は六億九百三十二万円で、線路延長十万五千六百十八メートル、ポンプ場一カ所を建設するというもので、計画は同年十一月二十日付建設省告示によって認可された。

この計画によって、各地域にはそれぞれ河川によって区切られた排水区が設けられることになり、博多千代部排水区（博多部約百六十五ヘクタール、千代部約八十ヘクタール）、福岡部排水区（第一～第八排水区、約六百六十ヘクタール）、住吉部排水区（約百二ヘクタール）の排水区ごとに下水道の幹線・支線、汚水排除方法などに関する整備計画が立てられた。工事費については、三十二年度から四十一年度までの年度ごとの予定事業費と財源内訳を示した年度別資金計画が策定された。（表4―1参照）

その後、市街地や住宅街の拡大によって公団の集合住宅や商店街の建設が続く西新や草ヶ江地区、古くからの市街地で下水道未整備区域として残っていた春吉地区の三地区について、市は二十八年水害時の浸水被害実態やその後の調査から下水道の早期

構築が必要と判断し、三十三年度から十カ年継続事業として実施するための下水道設置計画の承認を求める次の議案を三十三年七月二十九日の定例市議会本会議に提出した。

昭和三十三年議案第二百八号

下水道事業施設の設置について

右の議案を提出する。

昭和三十三年七月二十九日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

本件は、下水道設置計画に基き下水道を設置するものであり、福岡市財産条例第四条の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道事業施設の設置について

左記のとおり下水道事業施設を設置する。

記

一　排水区域及び面積

春吉部排水区	一二二・四三九ヘクタール
草ヶ江部排水区	四九・三〇五ヘクタール
西新部排水区	二二九・九〇〇ヘクタール
計	四〇一・六四四ヘクタール

（別紙図面表示のとおり＝略）

二　施設内容

線路延長	六九、三七〇メートル
ポンプ場	三箇所

三　予定工事費　六億三百二十三万円

四　予定工事期間　昭和三十三年度から昭和四十二年度まで十年度間

西新、草ヶ江、春吉地区に既存の下水溝に代わる下水道を整備するためのこの議案は、建設消防委員会に審査を付託され同年八月一日の本会議で、平野清委員長が審査結果を次の通り報告した。

昭和三十三年八月一日市議会定例会

○八番（平野清＝建設消防委員長）　去る二十九日の本会議において建設消防委員会に付託された予算議案をはじめとする議案件につき、本委員会が二日間にわたり慎重かつ熱心に審査した経過並びに結果につき報告申し上げます。

第一に下水道事業関係議案第二百八号及び二百十二号に関連して、特に審議の焦点となったことは、下水道が都市計画の根本であり、現在本市が著しい発展をしている現況にあるにもかかわらず、これが整備は甚だ立ち遅れていると言わざるを得ない。すなわち現在認可されている地域の五三％、全地域においてはわずか一五％が整備されている程度である。これではいつまでたっても本市の進展に平衡しないことは論をまたない。

百年たって福岡市の下水道が完成できるであろうかと委員の中には心配する方もいるのである。（「その通り」と呼ぶ者あり）かかる意味において本委員会は当局に対し下水道の予算額を増やし、全地域的にこれが整備の促進方を強く要望して、原案を可決することといたしました。

（後略）

この委員長報告に対し、本会議では本市の下水道整備計画の実施をめぐって概要次のような質疑応答が行われた後、下水道施設の設置案は委員長報告通り賛成多数で可決された。

○三十番（北岡幸太郎）　第四委員会（建設消防委員会）の委員長にお尋ねするが、下水道の問題について現在の下水道が非常に不備不完で、この点について指摘されておられた。恐らく福岡市が理想的なものになるためには、下水道の管理は百年かかるのではないかということも言われておったようである。岩田（重蔵）議員からのお話のように（本市には）河川に流れ込んでいる下水路が相当数ある。御笠川、博多川、那珂川、こういうふうな所にも相当数の汚水が流れ込んでおる。（下水道が）不完備のためにそういうふうな結果なっておると考えるわけだが、こういうふうな点について今度（の予算に）積極的な予算の措置が含まれておるのかどうか。

○八番（平野清）　今御指摘があったように、この問題が下水としては一番の悩みの種で、現在河川として下水が流れているのは、今申されたように東の方から言えば、吉塚の大溝川、堅粕の新川、それから石堂川（県営河川）。博多川、それからいつも問題になる蒲川、樋井川、それから十郎川の一部であります。河川の汚染は非常に問題であり、この件については建設委員会においても、委員各位が慎重に審議し、当局が一年間一億円の予算を入れて確定いたしました。福岡市の下水道を完備するには百億円の予算が要る、それで（先ほど）百年という言葉に

出たのですが、この点については過去に下水地区の指定という議案が出ており、補償起債を仰いで指定地区（の下水道整備）に集中するのでなく、全体的機構でやると二本立てになっておる。この件については特に議員諸氏の関心が深いので、委員長に代わり当局に一つ（答弁を）お願いいたしたい。

○技術長（塩塚重蔵）　福岡市の河川に下水を放流していることについては、我々としても非常に困ったことだという気持ちを持っております。市の下水の現状からして、まず市街地の完全下水の促進を図ることが先決問題ではなかろうかと思っております。従いまして完全整備をある程度努めた上で、いわゆる下水終末処理場という、こういう問題を取り上げていかなければならぬと思っております。そのためにも二、三年前からも調査費を取って調査をしておりますが、本年も予算を計上しております。これらはある程度下水道を完全に整備した上で処理場を造っていきたい。（それまでの）暫定期間として、不本意ですけれども今しばらく辛抱を願って、河川に放流させていただきたいと考えております。

○三十番（北岡幸太郎）　技術長から今しばらくという話があったが、今しばらく待ってもらえれば解決するというのは、甚だ私は納得いきがたい。

それからもう一つ下水道の問題に関連して、河川の汚染をしておるという問題にも、下水道も下水の問題も、今の技術長の答弁のように根本的な対策を立てるために相当な費用が要るでしょう。経費の問題あるいは技術的な問題からも、いろいろ研究されなければならぬと思う。とりあえず市が積極的にやればできないことはないということは問題があると思う。御笠川の汚染の問題である。これはずっと以前に友杉（次三郎）議員が本会議場で言われたように、ずっと昔はあそこでソーメンをさらして食われよった。そんなにきれいだったのが、現在は真っ黒な水が流れておる。あれを見て何とも思わないのか、私は心外に思うのである。厚生部の責任ではないと思う。のうのうと構えておられるかどうか知らぬが、経済部関係も大いに反省してもらいたい。工場を作る過程において浄化槽を整備するならば、あんなにならぬと思う。そういう点において経済部は何ら措置をしなかったのか。

○産業局長（角田幸七）　御笠川の上流のパルプ工場の汚水の問題については、市もそうですが、県でも衛生と建設の方で取り上げて対策を講じておりますが、施設完成に二千万円以上の金を要することで、会社の方にその資力がない、そうかといって早急に（操業を）停止させるのもどうかということで、今まで問題が片付かないで残っているのであります。県になお連絡しまして、そういう対策を進めていかなければならぬと思います。

○三十番（北岡幸太郎）　今の当局の経済部の答弁は、前の状態がよく分かっていないのではないか。この問題について友杉議員から積極的な問題（提起）が出たのは二年前である。二年後の今日に至るまで放置しておるということは当局の怠慢である。会社に資金がないから今のところできないといったような説明があったが、市当局が本当にやる気があるなら何とかなる。こういう点においてもう少し積極的に、いま技術長が言われたような問題、下水の問題は根本的に直さなければならぬ。これは当局の誠意一つによって、直せば直されるような個所はこれだけではない、いくつもあると思う。例を挙げれば博多川の上流。当局の積極的な熱意を要望して質問を終わります。

○議長（新宮大三郎副議長）　ほかに質疑もなければ、委員長報告に対する質疑を終わります。これより討論を行います。別に御発言もなければ以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。（中略）本件に対する委員長報告はいずれも原案通り可決でございます。本件はいずれも委員長報告通り決するに賛成の諸君の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（新宮大三郎副議長）　賛成多数であります。よって本件はいずれも原案通り可決せられました。（後略）

市議会の可決後、市は直ちに福岡都市計画下水道事業に西新、草ヶ江、春吉排水区の下水道整備計画を追加するため、事業内容の追加と執行年度割の変更（表4―2参照）を建設大臣に申請し、翌三十四年七月二十七日建設省告示により認可を受けて西新、草ヶ江、春吉地区の下水道整備に着手した。

三排水区の追加により本市の下水道事業認可区域は、戦前の昭和十二年までに決定された博多千代部、福岡部、住吉部の計約一千九ヘクタールから二十一年ぶりに約一千四百十ヘクタールに拡大されることになった。

昭和三十三年には、旧下水道法に代わり「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的とした新たな下水道法が制定され、それを受けた政府の「下水道整備十カ年計画」の策定によって、我が国の下水道は本格的な整備期を迎えることになった。以降、他都市より遅れていた福岡市の下水道整備も進捗していくことになる。

第11章〈表4-1〉　　年度別資金計画

年度別	事業費(千円)	財源内訳（千円）					
		国庫補助	起債	都市計画税	下水道使用料	市費	執行年度別
							%
昭和32年度	79,580	24,500	15,900	10,300	16,700	12,180	13.1
33	76,940	25,600	15,400	10,000	16,200	9,740	12.6
34	68,600	22,800	13,700	8,900	14,400	8,860	11.3
35	102,450	34,200	20,500	13,300	21,500	12,950	16.8
36	109,360	36,400	21,900	14,200	23,000	13,860	17.9
37	60,250	20,000	12,000	7,800	12,600	7,850	10.0
38	50,230	16,700	10,000	6,500	10,500	6,530	8.2
39	30,450	10,100	6,200	4,000	6,500	3,630	5.0
40	16,730	5,580	3,300	2,200	3,500	2,150	2.7
41	14,720	4,970	2,900	1,900	3,100	1,850	2.4
合計	609,320	200,850	121,800	79,100	128,000	79,570	100

（福岡市下水道史より）

第11章〈表4-2〉　　年度別資金計画(変更後)　　(千円)

年度	事業費	財源内訳				
		国庫補助	起債	都市計画税	下水道使用料	市費
昭和32	76,408	26,000	—	20,000	20,500	9,908
〃 33	136,955	18,500	50,000	20,000	20,000	28,455
〃 34	188,877	35,000	80,000	20,000	25,000	28,877
〃 35	181,857	35,000	80,000	20,000	25,000	21,857
〃 36	172,196	35,000	70,000	20,000	25,000	22,196
〃 37	173,704	37,000	70,000	20,000	25,000	21,704
〃 38	115,000	20,000	50,000	10,000	25,000	10,000
〃 39	50,000	10,000	15,000	10,000	10,000	5,000
〃 40	53,236	10,000	15,000	10,000	10,000	8,236
〃 41	50,000	10,000	15,000	10,000	10,000	5,000
〃 42	14,317	4,000	—	5,000	5,000	317
計	1,212,550	240,500	445,000	165,000	200,500	161,550

（福岡市下水道史より）

6　下水処理場建設議案を可決

下水道設置計画の策定によって、本市の下水道整備区域が拡大されるめどがついたことで、本市でも、し尿を含む下水の終末処理問題がクローズアップされていくことになった。

本市の下水道も本来、下水処理場建設を目標として設計されたものだが、戦後の財政難と二十八年大水害で下水管等の敷設が遅れ、その整備に追われてきたため、昭和三十年代に入っても下水処理施設の建設にまで手が回らなかったのが実情であった。

しかしながら、人口の増加と産業の発展による都市の膨張に伴い、し尿を含む汚水による河川や沿岸海域の汚染が保健衛生面だけでなく都市美観面からも社会問題化し、本市でも下水処理場建設は環境衛生施設として欠かせないものとなり、市議会でも先進他都市の下水処理施設の視察や調査・研究を行い、し尿処理を含めた下水終末処理場の早期建設を求める概要次のような議論がしばしば交わされるようになった。

昭和三十三年三月十四日市議会定例会

○九番（藤広八）　（前略）第三点の下水の処理場の件について、私が市議会に出た（昭和三十年）七月の議会に、下水料を徴収するか否かという委員会があったのですが、そのときの当局の説明では、前議会の専門委員会において何回も委員会が開かれ（下水道使用料徴収問題を検討したが）市民に二重の課税になりはしないかということで、どうしても結論が出なかったということだった。私ら委員会はもう少し研究の余地がありはしないかということになり、また（下水道使用料の徴収を）延期するようになりかかったのであります。そのとき私は、福岡市の将来市民の福祉のためになることであるならば、ぜひともこれを実行するようにしろということを申し上げて、委員会として今一度視察研究調査をして腹を固めようということで、八月の初旬に各都市を視察したのであります。そのときに私は、各都市の処理場を見学視察したのですが、市街地の美化ということには非常にこれ（処理場）の必要性を感じたのであります。鹿児島は三十一年度には処理（場）ができて、水洗式便所を奨励して一カ所五千円の補助までしております。（中略）

福岡市でも大分水洗式便所がありますが、全部浄化槽が完備しておるか否かということを疑うのであります。完備していない、これは下水を通って河川に流れ込んでいる。衛生上非常に憂慮するところであります。（三十一年四月から）下水料金を徴収するときには、この処理場（建設）の問題が非常に問題に出ておったが、近ごろは処理場の問題は全然影を潜めておる。下水料を徴収しておるからには改良下水道（の整備）、また大福岡市建設のために本当にこれ（下水処理場の建設）を着々準備していかなければならないと、私は考えておる。この点について当局はいかように考えているか、お尋ねしたい。（後略）

○建設部次長（筧一郎）　第三点の下水処理場をどう進めておるかという御質問ですが、これはすでに三十二年度に職員を五名増員して、その調査費五十五万円を計上した上、本格的な調査に入っております。なお三十三年度も引き続き六十万円の調査費を計上して、御審議をお願いしております。できるだけ早い機会に、具体的な計画を樹立して、下水処理の万全を期したいと考えております。

こうした論議を経て、三十四年十月の定例市議会本会議で、先進都市の下水処理施設視察を踏まえて本市の下水処理計画についてただした妹尾憲介議員の質問に対し、市当局は三十五年度から下水処理場の建設に着手する方針を初めて明確に表明した。

昭和三十四年十月二十七日市議会定例会

○十九番（妹尾憲介）　（前略）最後に下水道の処理についてお尋ねしておきたい。福岡市の下水道処理の計画は、いつどういう形式で計画されておるのか。私は岐阜市を見てきた。岐阜市は昭和十二年よりやっておる立派なものです。このごろではし尿を混入しておる。隣には学校がある。それからメタンガスが発生して給食の燃料としてその学校に供給しておる。学校は非常に喜んでおる。隣にある学校はちっとも臭くない。福岡市は将来文化を考えて、もう水洗便所にしなければならない。（そういうこと）全部を合わせて下水道の処理を考えておるのか。神戸でもすでに着工しているが、処理施設に五億三千万円を投じた立派な工場である。行ってみたら処理場とかいうものではない。工場である。こういう状態を見て、福岡市は情けないながら一つもこういう立派な施設がない。どうするつもりであるかということをまず聞いておきたい。（拍手）

（中略）

○技術長（塩塚重蔵）　下水道関係の質問にお答えします。文化都市、近代都市といった半面には、当然しなければならない問題は下水の処理の問題でありますが、下水の処理は終末的には処理場の問題があります。そうすると、昨日来いろいろとご意見がありました河川の汚濁という問題も相当な覚悟がいるのではないか、こういった考え方を持っているわけであります。しかしながら処理場だけを造っても、これを処理する下水（道）の整備をしなければならないわけであります。従来から水道局としては、こういった下水管理の促進といったことで努力していったわけであります。しかしながら、これがある程度整備された今日、早く下水の処理場を造るようにという声もあります。そういった観点から、できますならば来年度あたりは処理場ができるよう努力をしたい。かように考えておるわけであります。

現在私どもが持っております構想としては、福岡市の全人口そのままを差し当たりやるということでなくて、一応総額十三億円程度になりますが、これを十カ年程度でやりたい。それではあまり待ち長いので、一次計画として約五割、そのまた（二次計画として残りの）五割約七億円程度の処理場の構想を持ったのであります。これでできますならば来年度にはひとつ実現できるように努力していきたいわけであります。

こうして長年の懸案であった本市の下水処理場建設計画が具体的に動き出した。市は直ちに下水処理場の建設計画案をまとめ、翌三十五年二月二十九日に招集された定例市議会に下水処理場建設に必要な議案「下水道事業施設の設置について」を提出した。

昭和三十五年議案第五号

下水道事業施設の設置について

右の議案を提出する。

昭和三十五年二月二十九日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

本件は、下水道設置計画に基き下水処理場等を設置するものであり、福岡市財産条例第四条の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道事業施設の設置について

下水道事業施設を次のように設置する。

一　施設内容

1　下水処理場

建設位置	福岡市荒津町一三番地地先
計画処理区域面積	一、八一九・三一ヘクタール
計画処理人口	三四〇、五一八人
計画処理水量	一〇二、三五八立方メートル／日

2　遮集汚水幹線

線路延長	三、五九〇・二メートル
中継ポンプ場	二カ所

二　予定事業費

総事業費	十五億八百七十一万七千円
1　下水処理場	十一億四千三百二十二万円
2　幹線	三億六千五百四十九万七千円

三　予定工事期間　　昭和三十五年度から昭和四十二年度まで八年間

この下水道事業施設設置を求める議案は同日、建設消防委員会に付託され、同委員会で審査の結果、三月三日の本会議で「原案を可決すべき」とした委員長報告のとおり可決された。同本会議における広田弥三郎建設消防委員長の審査結果報告と関連質疑の概要は次の通りであった。

昭和三十五年三月三日市議会定例会

○二十七番（広田弥三郎）　（前略）去る二月二十九日の本会議において本委員会に付託を受けました議案は、予算議案二件、一般議案五件、以上七件でありますが、本委員会では終始熱心に審査を行い、各委員から活発かつ積極的な意見の開陳が行われ、慎重に検討を重ねた結果いずれも原案を可決すべきものと決しました。

審査過程において特に論議され、かつ要望が付されたものは次の四点でありました。第一点、下水道事業施設の設置について、本市の発展に比し、都市の基幹施設である下水処理場の完備した下水施設が著しく立ち遅れていることは、全国的にもその名を連ね、長い間その解決が望まれていたものであります。これがここに本案の提出を見るに至ったことは誠に当を得た措置で、理事者の並々ならぬ努力と積極性に対して深甚なる敬意を表するものであります。すなわち本案は総事業費十五億円余を投じ、第一期工事が（昭和）三十五年より三十八年まで、第二期工事が三十九年より四十二年まで、通算八年間をもって本市の中心部、東は石堂川、西は西新町、南は住吉、平尾一帯、千八百十九・三一ヘクタールで、これは本市面積一万八千五十七ヘクタールの十分の一に相当し、その対象人口は三十四万五百十八人となっている。これが完成の暁には、現在問題となっておる汚水の河川、海岸への放流、し尿の海上投棄、農村還元等が衛生上、都市美観上、限界点に達している現況に対し解決の糸口を見出したこと、さらにまた処理された水は工業用水に転用できるということは、まさに一石二鳥的効果を狙った積極的にして、かつ効率的施策ということができる。願わくば、理事者においてはこの有意義な機を期して、ますます膨張する人口に対処するため、残されたこの種の問題について一日も早く完備し、もって本市が西日本文化の中心として与えられている地位に対して、恥ずかしからぬ品位と市民の福祉増進、さらに生活改善に役立てるよう積極的にその施策の遂行を希望してやまない。（後略）

○議長（板屋猛副議長）　委員長報告は終わりました。ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。十四番、藤野文市君。

○十四番（藤野文市）　議案第五号（下水道事業施設の設置について）の委員長報告について当局より御答弁をお願いしたい。下水道施設の場所、荒津町十三番地地先という所はどの付近かということをお尋ねします。

○建設局長（筧一郎）　下水道処理場の位置ですが、荒津町十三番地というのは、現在オイルセンターがある西側の西公園下と申してよいかと思います。

○十四番（藤野文市）　今そこに土地があるのでしょうか、また海面でしょうか。
○建設局長（筧一郎）　ただ今は海面になっておりまして、まだ埋立てもなされていない土地でございます。
○十四番（藤野文市）　当局の答弁によって大体分かりました。下水道事業施設については市に必要なことで、私としては賛成するものである。しかし埋立てについては荒津町地先はもちろん博多湾に広大な埋立ての計画もあり、水産業者としては反対するものである。御承知のごとく沿岸漁民は祖先伝来より漁場を守り漁具の研究をして、現在年間数億円の水揚げをなしておる。また、ほかに転職のできないものでもあり（下水処理場建設のための海面埋立ては）湾内漁民の死活問題であるので、強く反対するものである。この点、当局は十分に検討の上、処置していただきたい。（拍手）
○議長（板屋猛副議長）　ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
以上で委員長報告に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。三十九番、藤岡祥三君。
○三十九番（藤岡祥三）　まず第一点の議案第五号については、ただ今藤野（文市）議員からも質問があったように、本下水道事業の処理場を造るということについては賛成をするが、しかしながら地元の人たち、特に漁民との関係が非常に密接不可分であるにもかかわらず、ここに提案されている議案については、いまだなお漁民との話し合いも行われないまま提案されている。こういう点については、私は本件に反対するものである。（後略）
（中略）
○議長（板屋猛副議長）　ほかに討論はありませんか。以上で討論を終結いたします。
これより採決に入ります。まず議案第五号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
○議長（板屋猛副議長）　賛成多数であります。よって本件は原案の通り可決せられました。（後略）

下水処理場の設置が市議会で承認されたのを受けて、奥村茂敏市長は翌三月四日の定例市議会本会議における三十五年度当初予算案の提案理由説明で、本市の下水処理施設の整備について次のように述べた。

昭和三十五年三月四日市議会定例会
○市長（奥村茂敏）　（前略）市民の生活環境を改善して都市に清潔さを保持することは、近代都市の形成に当たって基礎的要件をなすものと

信じます。従って下水道施設は、ここ数年来重点を指向してまいっておりますが、本年度は下水処理場の建設に着手し、これによってし尿処理の基本的解決と、海面の汚染防止に取り組みたいと考えております。本年度は予算千五百万円を計上しておりますが、第一期工事だけで六億八千五百万円を要する事業なので、国庫補助と起債の許可については政府とも十分交渉の上、さらにその獲得については格別の努力を致したいと考えております。（後略）

こうして福岡市の下水処理場建設計画は、三十五年三月三十一日付で建設省の築造認可を得て、市は三十五年度から西公園下の処理場用地約二万坪の埋立て造成工事に着手した。また、これと並行して西春吉、菰川、草ヶ江、藤崎等の主要幹線下水道工事が実施され、本市の下水道施設の整備もようやく市内全域に拡大していくことが可能な状況になった。

× × ×

それでも、福岡市の下水道普及率（下水道による排水面積が市街地面積に占める割合）は、昭和三十四年度末時点で一八・七％で、名古屋市の五〇・五％、大阪市の三七・二％、京都市二三・三％などに比べると、下水道整備は極めて立ち遅れていた。

このため、市は三十三年度を初年度とした従来の下水道整備計画を根本的に見直して、三十六年度から向こう十年間に七十三億円を投入して既成市街地の六一％の区域に都市下水路を整備することを目標とする「福岡市下水道整備十箇年計画案」を作成し、国に対して建設省の下水道整備十箇年計画の一環として採択されるよう働きかけた。

同時に、地方財政法施行令の一部改正により三十六年度から公共下水道事業が準公営企業として扱われることになったため、市は一般会計から分離して特別会計を設け、下水道整備費として当初予算に三億九千百万円を計上して市街地の下水道、処理施設の建設促進を図ることにした。

こうして福岡市は昭和三十年代後半以降、近代的な文化都市に欠かせない公共下水道の市街地全域敷設を目指して、整備拡充を進めていくことになる。

第七節　都市計画公園の整備

昭和二十年六月の空襲で市中心部が焦土と化した福岡市の復興には、新たな都市計画に基づく道路や橋の改良や新設、戦災市

街地の復旧や住宅用地確保のための土地区画整理事業、上下水道の整備と並んで、市民の憩いの場を造成する公園緑地の整備も欠かせない都市計画上の課題であった。

1　特別都市計画公園二十三カ所を決定

終戦直後の昭和二十一年十月、福岡市は特別都市計画法に基づく戦災復興土地区画整理事業の一環として、市内の公園緑地計画を立案した。戦前（昭和十年二月）に指定された風致地区（千代の松原、東公園、鴻巣山、西公園、百道松原など十カ所）の保存整備や、戦前から戦中にかけて整備が進められてきた都市計画公園（南公園、山王公園、小戸公園、須崎公園、箱崎公園、麁原（そはら）公園）などの造成計画を引き継ぐとともに、市民の保健、レクリエーション、保安、市街地の配分、都市の美観などを考慮して、新たな公園緑地の整備計画を策定したものである。

それによると、普通公園として大濠公園、西公園、南公園、東公園、須崎公園、山王公園、箱崎浜、百道松原、愛宕山嶺、小戸海岸の十カ所、近隣公園として麁原公園、城西公園、警固公園、中島公園、清流公園、奈良浜公園、冷泉公園の七カ所が計画され、このほかに児童公園十一カ所を市内に整備する計画であった。

これらの公園緑地事業は、二十一年度に戦災復興事業による国庫補助を受け、空閑地利用整備事業として既設公園のがれき撤去や清掃、および新たに造成する公園の整地を行うことから始まった。同年度の特別会計都市計画費予算に計上された公園費は七万五千円であった。

翌二十二年度には、市は特別会計都市計画費予算に南公園、山王公園、麁原公園などの施設の整備および維持管理、小戸公園の風水害復旧のために公園費として三十九万円余を計上したほか、同年十月に開催する市民運動会に向けて舞鶴公園（福岡城跡内）に市民大運動場（後の平和台陸上競技場）を建設するための基礎工事費用十七万円を都市計画復興事業費として計上し、同年三月の市会定例会に提出した。市会は三好市長の市民運動会の開催と舞鶴公園（城内）の運動公園化を支持し、三月二十四日の本会議で同特別会計予算案を原案通り可決した。

昭和二十二年三月十四日市会定例会

○市長（三好弥六）　（前略）また明朗豁達（かったつ）なる気分を醸成し、併せて体力の向上を図るため市民運動会費を計上いたしまするほか、市民大運動場を城内に建設する計画を立てまして、特別会計都市計画費に十七万円の所要額を計上いたしました。（後略）

昭和二十二年三月十八日市会定例会

○四十六番（吉村光次郎）　（前略）次に、市長は市民大運動場を城内に建設する計画を立てられた。極めて結構なことであります。文化福岡市の建設において体育を奨励する意味からも、福岡市が平和的に伸びゆく表徴として、最もよき施設として大賛成をするものであります。しかしながら、この計画に十七万円程度の予算では何ができるかということを非常に憂慮するものであります。これは基礎的計画（の部分）を十万円で造って、後はあるいは西鉄であるとか、あるいはその他の大会社なり財閥というものから寄付あるいは県からの補助で、市が主体となって造るのであるかもしれないが、もっと積極的に予算を組んで一日も早くこの市民大運動場の建設を果たしていただきたいと思う。（後略）

この市民運動会は、戦災で打ちひしがれた市民に復興への意欲と希望を持ってもらうと同時に、市民の体力向上に資することを目的で開催されたもので、同運動会の「成功」が翌二十三年秋の国民体育大会の福岡への誘致運動および舞鶴公園内の平和台総合運動場整備につながり、戦災都市では全国初めての国民体育大会（京都、金沢に次ぐ第三回国体）が福岡で開催されることになった。舞鶴公園の「平和台総合運動場」整備と国体誘致の経緯と、三好弥六市長と当時の市議会の積極的な対応については、後の第十九章「スポーツと市民」で詳述する。

×　　×　　×

戦後、福岡市の公園緑地事業が本格化するのは、昭和二十三年度から公園整備事業が国庫補助の対象となり、建設省が同年十一月二十九日付で特別都市計画公園として、福岡市内の二十三カ所約百三十四ヘクタールの公園整備計画を認可・決定してからである。（表5参照）

このとき都市計画公園として決定されたのは、「大公園」が南公園、小戸公園（以上、自然公園）、舞鶴公園（運動公園）の三カ所、「小公園」は須崎公園、清流公園、中島公園、警固公園、山王公園、麁原公園など二十カ所であった。

その後、南公園とその隣接地域には市立動物園、小戸公園にはヨットハーバー等の海浜レジャー施設、舞鶴公園には陸上競技場や野球場、ラグビー場など総合運動施設、須崎公園には市民会館等の文化施設、警固公園には屋内スポーツ施設が、それぞれ立地条件を生かして造成あるいは建設され、戦後の福岡市民のレクリエーションの場として活用されることになった。

特別都市計画公園調書

（昭和23年11月29日 建設省告示第199号）

種別	公園の種別	公園名	位置	計画決定面積(ha)
大公園の部	自然公園	南公園	平尾、御所ケ谷、井原ケ谷、高頭、赤坂山地内	20.15
	運動公園	舞鶴公園	大名町地内	52.73
	自然公園	小戸公園	姪浜町地内	32.50
			小計	105.38
小公園の部	近隣公園	須崎公園	須崎裏町地内	5.03
	児童公園	中島公園	築地町、中島町地内	0.27
	〃	奈良浜公園	下鰯町、下洲崎町地内	1.24
	〃	中浜口公園	上浜口町、中浜口町地内	0.28
	〃	冷泉公園	大乗寺前町、川口町、上土居町地内	1.18
	〃	清流公園	東中洲地内	0.79
	〃	記念公園	西中洲地内	0.16
	運動公園	箱崎公園	箱崎町地内	6.61
	〃	山王公園	大字比恵地内	5.96
	児童公園	六軒屋公園	大字春吉字久恵地内	0.11
	〃	花園公園	大字春吉字春吉地内	0.41
	近隣公園	警固公園	薬院堀端、小烏馬場地内	1.48
	児童公園	今泉公園	今泉3丁目地内	0.33
	〃	長浜公園	長浜町2丁目、船町地内	0.53
	〃	浜の町公園	浜町地内	0.66
	〃	簀子公園	簀子町地内	0.60
	〃	地行公園	鳥飼一、二丁目、西町地内	0.41
	〃	鳥飼公園	鳥飼四丁目地内	0.46
	近隣公園	鹿原公園	鹿原二番丁、昭代町三丁目地内	2.20
	児童公園	春吉公園	大字春吉久恵地内	0.09
			小計	28.80
			合計	134.18

資料：都市計画局都市計画課

2　福岡市公園条例を制定

昭和三十年代に入ると、福岡市は戦災復興事業が一段落し、厳しかった財政事情もやや緩和されたことで、世論の市政に対する要望も、終戦直後から続いた生活基盤の整備から、市民の保健衛生福祉の増進や近代的な文化都市形成のための政策に移っていった。

そうした世論の要請を背景に、市議会の論議も鉄道や空港、港湾などの交通基盤の整備促進、ごみ処理や下水道、医療施設の整備など市民の保健衛生に関する問題、レクリエーション施設や公園緑地の整備など生活環境向上に関する問題などが中心となった。

本市は戦後、戦災都市計画事業の一環として戦災復興事業、失業対策事業等の予算で都市公園の整備および市街地の緑化を行ってきたが、昭和三十一年十月に都市公園法が施行されたのを契機に、市の公園緑地事業関連の事務を一元化するため、三十二年七月一日に建設局に公園緑地課を新設し、都市公園の造成や整備とともに、「清潔な緑の都市」を目指して市街地の緑化事業を積極的に推進した。

昭和三十三年三月三日市議会定例会

○市長（奥村茂敏）　（前略）清掃に次いで必要なものに都市の緑化があります。本年度も街路樹の植え付けを前年度に引き続き行いますとともに、舞鶴公園をはじめ主要公園の整備に所要の予算を計上して、市民の日常生活に潤いを与え、憩いの場を造り、「清潔な緑の都市」の理想実現に努力を続けてまいりたい。（後略）

奥村茂敏市長の公園整備および市街地緑化に関する予算説明に対し、三月十日の代表質問では次のような質疑応答があった。

昭和三十三年三月十日市議会定例会

○八番（平野清）　（前略）次は市長が常に言っている緑化問題について五百万円、あるいは公園造成に一千二十八万円を計上しているが、この（都市緑化）問題について本省より優秀な課長を迎えておるのに、この予算ではお粗末でないだろうか。この点の御見解もお尋ねいたしたい。

（中略）

○助役（藤田信次）　（前略）それから都市緑化については、五百万円の予算では少ないではないかというようなお話でしたけれども、仮に動物園なり平尾霊園なりをのけまして、なお公園施設として約二千二百万円の経費を計上しておりますので、合計すると二千八百万円程度の公園緑地経費になります。これをもって、かねて念願の美しい緑の町の形成に進んでいきたいと考えております。（後略）

公園の維持管理および整備事業が公園緑地課に一元化されたのに伴い、市は三十三年三月の定例市議会に市が設置する公園の維持管理、使用料などの調整をするため「福岡市公園条例」の制定案を提出、市議会は同年三月二十六日の本会議で同条例案を原案通り可決した。同条例の制定により福岡市動物園条例や福岡平和台総合運動場使用料条例、福岡市公園使用条例など、それまで公園ごとに定められていた使用料等に関する条例は廃止された。

また、同定例市議会では、前年の公園緑地課新設および市公園条例の制定によって、大濠公園や西公園、東公園の三県営公園の市への移管を求める概要次のような議論も交わされた。

昭和三十三年三月十二日市議会定例会

○三十三番（松永幸四郎）　（前略）最後に公園条例についてお尋ねしたい。風致地区として当然公園条例は必要であり、これらの趣旨もよく分かるが、福岡市はせっかく立派な公園を持ちながら、それらの管理が非常にできていない。ようやく昨年度あたりより大濠公園周囲の舗装、あるいは西公園の舗装もできたが、前段申し上げた南公園にしろ、あるいは東公園にしろ、十分でない。特に昨年、一昨年から叫ばれておる東公園、西公園、大濠公園の市営移譲の問題について、県とのその後の話し合いはどういうふうになっておるのか。仄聞するところによると、市が公園課を設置し公園行政に熱意を示されたならいつでも市にお譲りします、こういうことである。その当時、市長は一通り舗装等も出来上がったら、一つ市で管理し市の公園行政の一段の確立を図りたいというような御答弁があったと記憶しております。その後のお考えをお聞きしたい。（後略）

（中略）

○建設部次長（覧一郎）　（前略）県の三公園を公園条例ができたのを機会に早く市の方に移管してもらってはどうかというお話ですが、現在県の経営している東公園、大濠公園、西公園、三公園合わせて面積は二十五万七千（平方メートル）でございます。三十二年度において県はこの三公園に対し失業対策と県単独事業を入れて、約四千万円を支出しております。それに対して収入は、三つの公園全体で合わせて貸しボート、あるいは運動施設の使用料こういったものを入れて約七百三十五万円という結果になっております。さりとて、かなり赤字を出しておるから市の方に移管するのはどうかという問題を申し上げたわけではありません。現在三公園はかなり道路（の整備）をしなければ公園の形態が完備しないのではないかという過渡期にあるので、これを県で完成した三公園を市の緑地課に抱き込んでしまうこと自体も多少疑問が

あります。早晩これ（三公園）はこちらに移管されて、市の公園になすべきだという基本の線は持っておりますが、この点について現在具体的にいつどういう形で移管するか、見込みまではつけておりません。交渉は継続しております。

○三十三番（松永幸四郎）　（前略）東西、大濠公園の市営移管という問題については、県は四千万円からの支出をしておるということですが、こういった昨年の支出の主なものは舗装だったと思われる。舗装が終わればどうかということを私はお尋ねしております。一応舗装費としてこれだけのものが使われておるということは了承する。これも早急に（市に移管）するというわけにはいくまいと思うが、一応福岡市営の公園として観光施設として大きな役割を果たすものであり、地元の方々はやはり市営にして早く立派な公園施設にしてもらいたいという希望を持っております。その点を十分研究されるよう要望しておきます。

×　　×　　×

昭和三十三年議案第五十五号

福岡市公園条例案

右の議案を提出する。

昭和三十三年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

この条例案を提出したのは、都市公園法の施行に伴い福岡市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めるため、及び使用料の一部を調整する必要があるによる。

福岡市公園条例

目　次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　公園の管理（第四条―第六条）
第三章　有料公園施設の使用（第七条―第十条）
第四章　市以外の者の公園施設の設置等（第十一条―第十五条）
第五章　公園の占用（第十六条―第十八条）
第六章　雑則（第十九条―第二十四条）
第七章　罰則（第二十五条―第二十七条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基く命令に定めるもののほか、福岡市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、「公園」又は「公園施設」とは、法第二条第一項に規定する都市公園又は同条第二項に規定する公園施設をいう。

（設置、区域の変更及び廃止）

第三条　公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止するときは、市長は、当該公園の名称、所在地、区域（廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を公示しなければならない。

2　前項の場合において公園の区域の全部又は一部を廃止するときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

第二章　公園の管理

（行為の制限）

第四条　公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

一　行商、募金その他これらに類する行為をすること。

二　業として写真又は映画を撮影すること。

三　興行を行うこと。

四　野球試合、運動会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

五　公園をその用途外に使用すること。

六　前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

2　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3　第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4　市長は、第一項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第一項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に該当する者には第一項の許可をすることができない。

一　伝染性の疾患又は精神に異常があると認める者

二　他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
三　他人に不快の感情を与えるような奇異又は不潔の容相をした者
四　公益を害するおそれがあると認める者
五　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者
5　市長は、第一項又は第三項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。
（行為の禁止）
第五条　公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一　公園を損傷し、又は汚損すること。
二　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
三　土地の形質を変更すること。
四　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
五　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
六　立入禁止区域に立ち入ること。
七　指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めおくこと。
八　たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊ぎをすること。
九　風致を害すること。
（利用の禁止又は制限）
第六条　市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第三章　有料公園施設の使用

（有料公園施設）
第七条　有料で使用させる公園施設（以下「有料公園施設」という。）は、規則で定める。
（使用の承認）
第八条　有料公園施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。
（開園時間等）
第九条　有料公園施設の開園時間又は使用時間は、規則で定める。
（使用料）

第十条　第八条の承認を受けた者は、別表第一に定める金額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2　有料公園施設（平和台野球場を除く。）の使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合において、その総収入が使用料の額をこえるときは、使用料はそのこえた額の一割を増すものとする。

3　平和台野球場を職業野球団以外の者が使用する場合及び野球以外の目的に使用する場合において、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収するときの使用料の額は、第一項の使用料の額の五割増とし、二万五千円を加算する。ただし、使用者が学生であるときは、二万五千円は加算しない。

4　第一項から前項までの使用料の納入方法は、規則で定める。

第四章　市以外の者の公園施設の設置等

（資格）

第十一条　法第五条第一項の規定により公園において公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

（許可申請者の記載事項）

第十二条　法第五条第二項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

一　公園施設の設置の許可申請の場合

イ　申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

ロ　公園施設を設置する公園の名称

ハ　公園施設の設置場所

ニ　公園施設の種類及び数量

ホ　公園施設の設置目的

ヘ　公園施設の設置期間

ト　公園施設の管理組織

チ　公園施設の管理規則及び経理計画

リ　公園施設の構造及び規模

ヌ　公園施設の設置工事費の調達計画

ル　公園施設の設置工事の期間

ヲ　その他市長が指示する事項

二　公園施設の管理の許可申請の場合

イ　申請者の住所、氏名及び職業
ロ　公園施設の所在地、種類及び数量
ハ　公園施設の管理目的
ニ　公園施設の管理期間
ホ　公園施設の管理組織
ヘ　公園施設の管理規則及び経理計画
ト　その他市長が指示する事項
三　許可を受けた事項を変更する許可申請の場合
イ　申請者の住所、氏名及び職業
ロ　変更する事項
ハ　変更する理由
ニ　その他市長が指示する事項

（許可手数料）

第十三条　公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可の更新の申請者からは、申請の際に、三千円以内で規則で定める額の手数料を徴収する。

（土地又は公園施設の使用料）

第十四条　公園施設を設置し、又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第二に定める金額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

2　前項の使用料の徴収方法は、規則で定める。

（公園施設の設置又は管理の休止及び廃止）

第十五条　公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2　公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、廃止の日前十日までに理由を附して市長に届け出なければならない。

第五章　公園の占用

（占用許可申請書の記載事項）

第十六条　法第六条第二項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者の住所、氏名及び職業

二　工作物その他の物件又は施設（以下「物件」という。）の種類及び数量
三　物件の管理組織
四　物件の設置工事の計画
五　公園の復旧方法
六　前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

（軽易な変更事項）

第十七条　法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、公園の風致に影響を与えない程度の軽微な改装等で規則で定めるものとする。

（占用料）

第十八条　公園を占用する者からは、別表第三に定める金額の範囲内において規則で定める額の占用料を徴収する。

2　前項の占用料の徴収方法は、規則で定める。

第六章　雑則

（権利の譲渡禁止等）

第十九条　公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（使用料等の不還付）

第二十条　既納の使用料、手数料及び占用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することがある。

（使用料等の減免）

第二十一条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料又は占用料を減免することができる。

（監督処分）

第二十二条　市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

一　この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者
二　この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
三　偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2　市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規

定する必要な措置を命ずることができる。

一　公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二　公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

（公園予定地等についての準用）

第二十三条　第四条から前条までの規定は、法第二十三条第一項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。

（委任）

第二十四条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第七章　罰則

第二十五条　次の各号の一に該当する者に対しては、二千円以下の過料を科する。

一　第四条第一項又は第三項の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

二　第五条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

三　第二十二条第一項又は第二項の規定による市長の命令に違反した者

第二十六条　偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた額の五倍に相当する額以下の過料を科する。

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（既存条例の廃止）

2　次の条例は、廃止する。

一　福岡市公園使用条例（昭和三十一年福岡市条例第二十号）

二　福岡市動物園条例（昭和二十八年福岡市条例第六十四号）

三　福岡平和台総合運動場使用料条例（昭和二十四年福岡市条例第一号）

四　福岡市平和台野球場使用条例（昭和二十九年福岡市条例第三十五号）

（経過措置）

3　この条例施行の際現に権原に基いて公園において第四条第一項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基いてなお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により当該行為をすることについて第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

（行為の禁止の特例）

4　この条例施行の際現に権原に基いて公園において第五条第五号に掲げる行為をしている者は、その権原に基いてなお当該行為をすることができるものとされている期間、同条の規定にかかわらず、従前と同様の条件により当該行為をすることができるものとする。

5　平和台野球場においては、第五条の規定にかかわらず、当分の間市長の許可を受けて同条第五号に掲げる行為をすることができるものとする。

（福岡市財産条例の一部改正）

6　福岡市財産条例（昭和二十三年福岡市条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一　削除

第十二条第一号を次のように改める。

一　削除

第十二条第六号中「運動場」の下に「（公園施設として設置されたものを除く。）」を加える。

別表第一　有料公園施設使用料　（略）

別表第二　公園施設設置等使用料（略）

別表第三　公園占用料　（略）

市が設置した都市計画公園は、その後それぞれの用途に応じて区域や使用目的等の変更が行われ、昭和三十六年以降は同年六月に策定された「福岡市総合基本計画（市マスタープラン）」による公園緑地の整備計画に沿って、「大公園」の舞鶴公園、南公園、小戸公園、「小公園」では須崎公園、山王公園に重点を置いた整備が進むことになる。

第八節　都市計画用途地域の指定

法に基づいて都市の建築物を使用目的別に計画的に配置するための土地利用計画の基本となる「用途地域」が、福岡市で初め

て指定されたのは昭和六年である。市街地建築物法により市内の約四千五百ヘクタール（未指定地域約四百二十二ヘクタールを含む）が住居地域（約二千四百二十二ヘクタール）、商業地域（約四百六十三ヘクタール）、工業地域（約一千百九十三ヘクタール）にそれぞれ指定された。（表6参照）

戦後は昭和二十一年四月に戦災復興計画に基づいて土地利用計画を進めるための「地域計画」が立案され、同二十五年からは旧市街地建築物法に代わって建築基準法に基づく用途地域指定となった。しかし指定地域は、市域の拡大や工場進出等の地域状況の変化を受けて戦前の昭和十三年四月に指定された「用途地域」がそのまま継続された。

その後、戦後の急速な産業の復興、近隣町村との合併による市域の拡大、流入とベビーブームによる人口の増大、それに伴う商業施設の集積、交通通信網の発達などにより、福岡市の地域状況は戦前と大きく変わった。市はこうした状況に対処するため三十五年八月、都市計画用途地域を全面的に見直し、用途地域の追加と指定変更を行った。

三十五年に追加変更された本市の用途地域指定によると、指定地域は約八千百八十三ヘクタールで、その約七割にあたる五千六百六十七ヘクタールが住居地域に指定された。このときの指定追加変更で市は、すでに相当純粋な住宅地を形成しており、生活環境の面で住宅施設以外のものの混在を積極的に防止する必要がある地区七カ所五百七十一ヘクタールを初めて住居地域の中で「住居専用地区」として指定した。住居専用地区に指定された七地区は百道・地行、南公園、平尾・高宮、緑ヶ丘、若久、香山、香住ケ丘であった。

また、このときの用途地域の指定変更で商業地域がそれまでの約四百八十二ヘクタール（昭和十三年の追加指定）から一気に一千二百三十一ヘクタールに拡大し、逆に工業地域は同じく約一千六百十五ヘクタールから、準工業地域約七百五十ヘクター

第11章〈表6〉　用途地域の変遷

告示年月日	単位	住居地域	(住居専用地区)	商業地域	準工業地域	工業地域	未指定地域	合計
昭和6年10月1日	ha	2,422.7	——	463.3	——	1,193.1	421.3	4,500.4
	%	53.8		10.5		26.4	9.3	100.0
13年4月21日	ha	2,908.1	——	482.5	——	1,615.9	421.3	5,427.8
	%	53.6		8.9		29.8	7.7	100.0
35年8月24日	ha	5,667.0	571.0	1,231.0	750.1	535.4	——	8,183.5
	%	69.2	10.1	15.1	9.2	6.5		100.0

資料：都市計画局都市計画課

ルと工業地域五百三十五ヘクタール合わせて約一千二百八十五ヘクタールに縮小した。

商業地域の拡大は、戦前に指定された博多部と天神地区に加え、駅移転に伴う区画整理が進む博多駅地区、博多港周辺および簀子地区、商店等の集積が進む高宮、大橋、雑餉隈、小笹、六本松、西新、箱崎、香椎などが追加されたことによるものだった。

住居地域と商業地域を大幅に拡大した昭和三十五年の用途地域見直しによって、「住みやすい商業都市」を目指すという福岡市の街づくりの方向性が固まった。それは、それぞれ表現は違っても三好弥六、小西春雄、奥村茂敏の三代の福岡市長と、戦後の福岡市議会が戦災からの復興―大福岡市建設に向けて掲げてきた都市計画の目標でもあった。

昭和三十年代後半以降、三十五年に変更した用途地域指定に住居地域をさらに追加しながら、「総合基本計画」に基づいて「住みやすい商業都市」づくりに向けた都市機能と生活環境の整備を進めていくことになる。

第十二章　住宅建設と供給促進

昭和二十年六月十九日の米軍機による空襲で、福岡市内では約三・七七平方キロメートルが被災し、被災戸数は市内全戸数の二割近い一万二千六百九十三戸に上った。空襲が激しかった市中心部に限れば、市街地の約三分の一に当たる三・二平方キロメートルが焼失し、そこに住む市民の約四四％、四万七千五百人余が家を失った。（第一章の表1参照）

空襲で家を失った市民の中には、市内周辺部や市外の親類、知人宅に家族で避難した人々が多かったが、焼け跡で土管や防空壕の「穴倉生活」で雨露をしのぐ人々も少なからず見られた。こうした空襲被災者に加え、戦時中に防空防災上の理由から家を取り壊されて強制疎開させられていた人々が終戦とともに市内に戻ってきたことや、海外から帰還してくる引き揚げ者や復員者で市内の人口は急増し、福岡市域は終戦直後から深刻な住宅不足に陥った。

博多部の商店地域などでは、焼け跡にバラックを建て店舗や住居、工場とする市民も出始めてはいたが、一般住宅の建設は資金と資材が不足して、個人はもちろん市当局にとっても独力での建設は意のままにならない状態にあった。

こうした状況は空襲を受けた全国の戦災都市に共通するもので、放置すれば社会不安を増大させかねない要因になっていた。このため政府は終戦から約一カ月後の昭和二十年九月に「罹災（りさい）都市応急簡易住宅建設要綱」を閣議決定し、戦災を受けた各都市に戦災者越冬用の応急簡易住宅三十万戸を建設するための予算措置を講じた。

福岡市も「戦災都市」に指定され、国からの建設資材等の供給を受けて同年十月から市内須崎裏運動場（後の須崎公園）、東公園の動植物園跡、小金町（大浜国民学校移転予定地）の三カ所で応急簡易住宅三百戸（一戸当たり二部屋で、建坪は六・二五坪＝約二十・六平方メートル）の建設に着手した。応急住宅建設費（市負担分二百十万五千円）は二十年度追加更正予算に計上され、二カ月後の昭和二十一年一月二十八日に招集した戦後初めての市会に提出され、市会は同追加予算案を即日可決した。

市内の三カ所に建設された応急簡易住宅三百戸は二十一年三月までに順次完成し、住む家がなく入居を待ちかねていた戦災者に貸与された。家賃は一カ月五十円であった。

こうして本市で戦災者のための市営住宅の建設と供給が始まった。戦後初めての市会における畑山四男美市長の応急住宅建設予算の提案理由説明、終戦直後の市内の住宅事情と市の応急的な住宅供給政策（余裕住宅への入居斡旋（あっせん）、公会堂や市場、幼稚園

を改造して活用した転用住宅の設置、引揚者住宅の貸与等）の経緯、市議会の対応については、本編の第一章「戦災復旧から復興へ」の第二節「住宅不足と建設促進」で既述した。本章では昭和二十年代半ば以降も続いた住宅難時代の住宅政策をめぐる市議会の対応を中心に述べていく。

第一節　国庫補助市営住宅

戦災都市の住宅建設は昭和二十一年度から「日本公共事業計画原則」（昭和二十一年五月連合国総司令部命令）に基づいて、公共事業として実施されることとなり、指定を受けた戦災都市が建設する市営住宅には建設費の二分の一の国庫補助が割り当てられることになった。住宅の規模も戦災者の越冬用として建てられた応急簡易住宅の六・二五坪から十坪（三十三平方メートル）に引き上げられ、戦災者だけでなく一般勤労者も貸与の対象となった。

市はこの制度を受けて二十一年度に百十二戸、翌二十二年度九十戸、二十三年度百七十三戸、二十四年度以降は毎年三百戸前後の国庫補助市営住宅を建設していった。（表1参照）しかし二十年代半ば以降も、市の財政困窮や建設資材の不足および高騰、それに加えて市内人口の急増もあって、住宅の供給は市民の

第12章〈表1〉

市営住宅の建設戸数

（昭和35年度末現在）

年度別	構造別（戸）			
	木造	簡易耐火	耐火	合計
昭20	300	—	—	300
21	112	—	—	112
22	90	—	—	90
23	173	—	—	173
24	284	—	—	284
25	351	—	48	399
26	235	—	40	275
27	207	24	—	231
28	265	24	—	289
29	220	52	18	290
30	164	180	32	376
31	158	217	24	399
32	200	168	24	392
33	246	152	32	430
34	219	95	50	364
35	232	102	16	350
合計	3,456	1,014	284	4,754

（資料：建築局住宅管理課）

需要に追いつかない状況であった。

戦災者以外も入居できる市営庶民住宅の入居申し込みは、入居募集戸数百戸に対し百四十倍を超える一万四千六百三十四件の申し込みが殺到した昭和二十二年度がピークだった。その後、県や営団や、一部に民間の住宅建設が加わったこともあって住宅事情は幾分緩和されたが、市営の庶民住宅への入居申し込みは終戦から五年たった二十五年度になっても、入居募集戸数三百五十八戸に対し約四倍の千四百三十一件あり、住宅不足の状況は依然続いていた。

1　建設財源に「住宅復興宝くじ」

福岡県は昭和二十四年十月、県内各市の住宅不足を少しでも緩和しようと、「福岡県住宅復興宝くじ発売要領」を定め、宝くじを発行してその収益を住宅建設費に充てることにした。宝くじを発行することによって広く一般県民から財源を求めて住宅を建設するというもので、二十五年二月に県下各市の協力を得て実施された。福岡市には県から三十七万五千枚の宝くじ発行が割り当てられ、その発売収益が本市の住宅建設財源として提供されることになった。

国庫補助による庶民住宅のほかにも少しでも多くの住宅を市民に提供するため、市議会も「住宅復興宝くじ」の割り当て消化を目指す市当局に積極的に協力した。次に引用するのは、二十五年二月の定例市議会本会議の常任委員長報告で、市議会と市民に対して住宅宝くじの割り当て消化への協力を求める友杉次三郎厚生委員長の発言である。

昭和二十五年二月二十七日市議会定例会

○十八番（友杉次三郎）　厚生常任委員会として報告いたしたい。（中略）一言申し上げたいのは、住宅が非常にひっ迫した際であるから、県庁から住宅宝くじの割り当てがあって、福岡市は三十七万五千枚を消化すべきであったが、当局の非常なる努力と市民の御協力によって大部分は消化したが、あと一万枚ばかり残っておる。これも三月三日の抽せんを前にして三月二日までにはぜひとも消化せなければならない。市長さんも非常に努力されて、病後の体も意とせず街頭に立たれて明日、明後日、この消化に努力いたされるそうである。我々厚生委員会としても非常に感銘いたす次第であるが、どうか一つ市議会の諸君も、市民の皆様も、歳費などで十分努力はしていただいたが、その上ながら消化をしていただくよう御努力願いたい。

これができると、我が福岡市には二十六戸の県の割り当てと、別に抽せんによってどなたか四戸だけの住宅が当てられれば合計三十戸の住宅が福岡市に建つことになる。二、三日前の夕刊フクニチであったか、市民の声として、自分は住宅を持っておるにもかかわらずこんなものを割り当てるのは甚だ不都合だということが書いてあったが、これは大いなる誤りである。住宅を持っておる人も、このくじを買って持たな

い人を助けることが我々市民の行き方であると思うから、住宅を持っておる人もどしどし買っていただきたい。

こうした努力もあって本市は二十五年度に月見町に十戸、室見町に二十戸、計三十戸の「宝くじ住宅」を建設した。宝くじ住宅は一棟二戸建てで、一戸当たり二部屋（七・五坪、六畳と三畳）の狭い住宅ではあったが、月見町の住宅十戸には三百五十六件（三十五・六倍）の入居申し込みがあった。

2　需要に追いつかぬ住宅建設

それでも、市内の住宅不足は急速な人口の増加に加え、昭和二十五年六月に勃発した朝鮮戦争による特需景気で建設用資材の高騰や入手困難が重なって、二十年代後半も市営住宅の建設が遅延し、市議会でしばしば住宅建設の促進を求める次のような質疑が交わされた。

昭和二十六年七月十三日市議会臨時会

○三十番（深沢充）　（前略）第四に市営住宅の問題。終戦後一時に襲いかかった衣食住の悩みと悪性インフレの荒波は、まったく悪夢であった。今日ではどうにか衣食の問題は解決したような気がするが、住宅問題に関しては、その進捗度の遅きことは実に残念なことである。この住宅問題の解決は現在市としても十分な手を打っていると思うが、今後ますますこういう方面に対する当局の一段の努力をお願いしたい。福博商店街のネオンの明滅華やかな店頭装飾を見ると、福博がいかに発展したかということを他都市から来た人には見えるかもしれないが、しかし社会政策の面についての住宅はあまり進捗していない。華やかな商店街を往来する市民の何割かは明日への活力を培う安住の家に恵まれていない人である。そこに社会悪が胚胎し家庭不和を醸し出す原因があるので、一日も早くこの住宅の復興を希望するものである。

福岡市の今日まで市営住宅として建設した住宅はその数千三百四十八戸である。今年度に二千七百万円をもって二百三十戸を建設するという趣旨であるが、私は昨二十五年度予算をもって目下建築中の三百十戸の市営住宅の問題に対してお尋ねしたい。この三百十戸の市営住宅は友泉亭、桜ヶ丘、宮ヶ丘、若久に建築中であり、昨年末工事請負契約を締結し、本年三月末竣工の予定であったにもかかわらず、七月中旬の今日に至っても完成していない。入居者はすでに住宅委員会において決定され、その竣工の日を一日千秋の思いで待っている。私の聞き及んだところによると、八月のお盆を過ぎ秋風が吹くころになっても完成する見込みがないのではないかということである。この住宅建設工事が遅延した理由と竣工対策について当面の責任者である建築課長にお尋ねしたい。（後略）

（中略）

○助役（三原久）　二十五年度の三百十戸の住宅の進捗状況についてのお尋ねですが、御説の通り昨年十二月と記憶しているが友泉亭、桜ヶ丘、若久等の入札に付して、（施行業者が）朝鮮動乱の結果、物価の高騰を受けて尻を割る（仕事を投げ出す）ものが二名あり、（工事が）意のごとく進み得なかったというのは申し訳なく考えております。近々完成させるつもりでありますが、（入居が）今日まで進まないということを我々一同非常に遺憾に存じております。右のような次第でございますので、さよう御承知おきを願いたいと思います。

（中略）

○三十番（深沢充）　私の代表質問に対しては、ただ今当局の御説明により一応了解するが、ただ一点住宅問題に関して再質問する。三百十戸の市営住宅はいつごろ完成するのか。大体の当局の見通しを伺いたい。

○建築課長（上原顕吉）　三百十戸のうち約半数は七月の下旬、七月末、残りは八月出来上がるということを目標としております。なお、このことについて、ちょっと申し述べさしていただきますが、もともと昨年は市の財源があれこれのために工事は十一月から十二月に延ばしました。一月から材木が三割から五割値上がりしたばかりでなく、材木が特需景気で入手できない、あるいは輸送がきかぬというようなことが生じまして、材木入手のブランクがありました。もっとも、この請負に関しては、材木を使った建物はこれを主体、屋根の瓦とか畳と建具は別途工事にしておりますので、材木が入ればほとんど五割から七割はできたような状態であります。ようやく材木も大分入りましたので、材木が入れば今申しましたように半数は七月末、あとの半数は八月中旬を待たずして完成の確信を持っております。どうぞ御了承お願いいたします。

資材の高騰や入手難によって、建設請負業者の中には、三原久助役の答弁にもあるように、既決予算額（工事請負額）では採算割れを起こして工事を続行できないとして投げ出す業者も出て、完成の見込みが立たない住宅や完成予定期限が過ぎても未完成の住宅が相次いだ。

3　建設遅延で市の責任を追及

市が発注した住宅建設工事の大幅な遅延が生じたことに対し、市議会は関係常任委員会や市議会協議会で、工事請負契約を締結した市当局に対し住宅建設の遅延や工事放棄という事態に至った原因の説明を求めるとともに、予算の追加計上や請負業者の変更をせざるを得なかった市当局の見通しの甘さと責任を追及した。

二十七年二月四日に開かれた市議会協議会の会議録は、住宅建設の遅延の経過および原因に関する市当局の詳細な説明と、市議会側と市当局の質疑応答の要旨を次のように記している。

昭和二十七年二月四日市議会協議会

八、市営住宅建築進捗状況について

（厚生委員長である）友杉次三郎議員より本件を協議会に諮ることになった事情をまず説明した。

「友泉亭、桜ヶ丘、宮ヶ丘、若久の市営住宅百二十七戸中百戸が未竣工で立ち腐れのままになっている。決算委員会では、金は全部支払っているのに竣工しないことがあるかとつついたというが、複雑な事情が山積しているようである。詳細説明を要求したところ、厚生委員会で報告するということで、委員会を開催して一応事情を聴取したが、微妙な問題があって、厚生委員会だけで承認することは荷が重過ぎる。それで協議会にかけて説明を聞くことにしたわけである。一番疑問の点は、未竣工が百戸ある、請負人から未受領のものが台風で破損しているものをも、国から補助金八十万円を取るということも言っている。これは政府を欺瞞（ぎまん）することになり、また、これを取らぬとすれば委員会としてはジレンマに陥る。また、歳入予算にも八十万円が書いてないこともおかしい。決算委員会としても監査委員がこれらの点に一つも触れていないことはおかしい気がする。」

大要以上の説明があり、次に（上原顕吉）建築課長より今までの経過を大要次のように報告した。

「元来、二十五年度の本市住宅建設は、市財政から見れば無理であった。市財政窮乏下できるだけ市費を要せぬよう、なるべく安く土地を買えるようにと、四万坪を坪平均四十五円で買収した。これを平地にするのに二万坪の工事が必要であり、坪当たり五百円として一千万円を要し、ここに約八百万円の差額ができる。また、一面山地であるため、付帯工事（道路、電気、給水等）に非常に（工事費が）かかり、基準予算坪当たり四百九十六円のものが九百七十円を要し、四百七十四円の余分の経費が必要となった。これらのものが基本建築費に食い込んだ。従って、もともと基準の国庫補助と市の既定の予算では無理であった。それも八月、九月頃の設計であって、その予算であればできるはずであったが、資金計画の関係で入札も十一月末になった。ところが、その当時、予算が相当切り詰められているので、一流業者に持っていくと、どうしても建築費が高くなり、入札をしても落札しない。やむなく三百十戸の住宅を十八戸から二十八戸に分けて、畳、瓦、建具は別途工事として、主体工事を小さい業者に入札、予算以内で落札した。

工事にかかるようになって、だんだん材料が高くなり、朝鮮動乱に逢着（ほうちゃく）し、材木は平均八百三十五円のものが一千二百円になった。これではどうにもならんのではないかと思ったが、督励してやっていたが、二月になって二組の業者が投げ出してきた。戸数六十九戸である。三月過ぎて投げ出したものが五十一戸である。十人の業者中三人が投げ出したので、もうこれではどうにもならんのではないかと思ったが、事務費から少々融資して、あとは引き受けてもらった。その間、業者も共に苦しいが、投げ出されては市の損害も大きいので、ぜひ完成させて市の損害を小さくしたいと考えていた折から、友杉議員から十二月の厚生委員会であらためて市費をもらわねばできないのではないか、十二月に解約したらどうかとの話があったが、その時は予算措置も追い付かない、また、もう一歩で出来上がるものが約五十戸あったので、残りの分も一月に完成するように進める、それでできないならば解約すると約束した。その約束もうまくいかず、当時百三十五戸の未完成中三十五戸しかできず、

あと百戸未完成のものが残っているわけである。
今日の事態に立ち至ったことについては深く責任を感じているが、この上うまくいかぬと将来の市の住宅行政に重大な影響があるので、追加予算を計上し完成をしたい。」
（中略）
本問題については次のような意見が議員より出された。
「入札制度に欠陥がある。経済力のない請負人に指名したことが最大の原因である。公入札あるいは保証金制度、保証人制度を取るべきではないか。」
「出来高払いに欠陥がある。出来高払いはなれ合い政策の温床である。それで出来高払いに対して監査機関を当局に設置してもらいたい。」
第一の意見に対して三原久助役より
「一般公入札にするのが原則である。ところが、そうすると欠陥も生じてくるので、事業に慣れた人を数名指名して、その間で競争して予定価格から落札するのが良くはないかというのが一つの説である。公入札の欠陥は、とんでもない者が飛び込んできて非常に難儀に遭うことがある。保証金については、一割以上を取って没収するのが、今までの契約の建前である。ところが戦争中、戦時特例という意味で保証金を免除した。これがずっと続いている。それについて二十四年の四月かに新しく建設業法ができて、それによって今、中央の審議会と各府県の地方の審議会が詮議し、あくまで契約保証金を取るという建前で進んでいる。」
また小西春雄市長よりは「しばらく時日の猶予をもらい、研究して至急に処置したいと考えている」と答弁があった。
また、今回の追加（予算）をもって確実にやり上げられると確約できるかとの質問に対しては、建築課長は「できる」と確約した。
次に、（建築課内部に）公私混同、乱脈があるにもかかわらず、これに担当せしめてできるか否かとの質問に対し、小西春雄市長は第二助役（三原久助役）に十分聞いてみて、調査してもらってから判断したいと答弁した。

市は同協議会で二十六年度予算の新築賃貸住宅建設費に完成が大幅に遅れている市営住宅の工事請負費として二百七十六万円余を追加計上することを説明し、二十七年二月五日に招集された臨時市議会に二十六年度追加更正予算案を上程した。そこでも市営住宅建設工事の大幅な遅延や工事請負をめぐる見通しの甘さや失態、疑惑に関して、市議会は市当局および担当者の責任を厳しく追及した。二月五日の市議会本会議で交わされた質疑応答の概要は次の通りであった。

昭和二十七年二月五日市議会臨時会
○六番（渡辺茂）　議案第一号の住宅建設費二百七十六万百円、これは市営住宅の分であると思うけれども、このことについては昨日の協議会

において相当詳細な説明を受けたのであります。しかし、これを承認する上で当局にただしておきたいことがあります。畢竟（ひっきょう）これの原因というものは、執行機関たる理事者の職務に対する責任と知識が欠けていたから、こういう問題が生じたのではないかと勘案できる。故に、機構の欠陥や条例の不備等は第二義的なものであると信じます。なにさま短時日に知識の向上も精神の入れ替えもでき難いとするならば、一応条例の改正によって、かくのごとき損失や失態を招かざるように措置することが、適正妥当ではないか。すなわち巷間（こうかん）伝わるところによると、ひとりこれは建築工事のみならず、土木工事ないしは物品の購入においても然りと仄聞（そくぶん）するのであります。（中略）

また、本年度の某建築工事においても補助機関たる職員が業者の中に介在して、談合の斡旋（あっせん）をなした疑いすらある。こういう点から考えて条例の改正というものは当然やらなければならない。また、前の議会においても、請負に関する条例の改正ということに対しては、要望があったはずである。それをどういう理由か本日まで実現されなかったということについて、お答えを願いたい。本当に当局が市政に対する熱情を、市民を思う愛情があるならば、かくのごとき条例を提案されることは速やかであらねばならない。かく信ずるのであります。

○助役（阿部源蔵）　ただ今お話がありました通り、請負に関します条例については、昨日の協議会でもいろいろ承りまして、非常に不備な点があるのではないかと、私どもも感じておる次第であります。将来のことを考えまして、条例の改正等について研究等進めてみたい、至急に手を付けてみたいと考えておる次第であります。

○六番（渡辺茂）　現在、当局ではどういう方法をもってやるかという心組みがあるか。それも承りたい。例えば保証金制度でやるか。身元保証でやるかというような具体的なことは、もう分かっているはずだと思う。

○助役（三原久）　その点については、土木建築等の建設業法関係の事項はいま県の審議会で研究中でありますが、今回の案としては十中の九分九厘までは、やはり保証人制度を設け、かつまた契約保証金等を取るということに、（つまり）戦前に復活するということになると思います。建設業法に関係してない他の物品の購入等のごときも、市の条例を定める場合はやはり建設業法でやったものに準じて、同じ条例の中に加味したい。こういう気持ちでおります。さよう御承知おき願いたい。

（中略）

○十七番（安倍正人）　新築賃貸住宅建設費とこの予算には明細がないが、これは住宅の未完成になっておるところの追加更正予算であるかどうか、答弁願いたい。

○助役（三原久）　ただ今十七番議員の御質問は仰せの通り二百万以上の金は、住宅未竣工になっている分の完成に要する資金であるという理由で（審議を）お願いしておるのであります。

○十七番（安倍正人）　私はこの市営住宅の完成の追加更正予算二百七十六万百円の追加予算について、第二助役である三原さんと建築課長にお伺いしたい。

第一は三原さんにお願いしたい。市当局は百十戸の市営住宅を建設するに当たり、当時早くも入居者の抽選を華々しく記念館で行って、住宅に非常に困難している市民を喜ばせたということは、宣伝的には甚だ良かったと思うが、朝鮮戦乱の結果、物価騰貴による理由によって

（工事が遅延し）、昨年七月議会の民主党代表質問である深沢（充）議員の質問に対しても、今日に（完成が）遅れておることは一同遺憾に思っておる、近日中に完成すると助役が答弁している。また十月議会では吉永（稔）議員の質問に対しても、建築課長は、今月中にほとんど出来上がるように、縷々熱意のこもった答弁であったように聞いておる。その後、非常に努力されておることとは思うが、ついに完成を見ず、投げ出しのやむなきに至って、ここに二百七十六万百円の追加予算の提出と相成ったものと、私は思うのであります。

責任感の強い三原さんのことですから、自動車で行けば二十分もすれば到着する市内のことですから、必ずや現場の工事の実際の進捗状況を御視察になり、この追加予算の提出と相成ったものと思うが、工事現場を御視察になったのならば、実際その工事の進捗率が何パーセント完成して何パーセントが未完成であるかによって、この予算を出しておるかという、視察結果のパーセンテージをはっきりお伺いしたい。

次に上原（顕吉）建築課長にごく簡単にお伺いしたい。建築課長は同じく（昨年七月議会で）深沢議員の党代表質問に対して、畳、建具、瓦などは別途購入してあるから、材木が入ればほとんど五割から七割はできたようなものである、材木が大分入ったので、材木が入りさえすれば七月末には半数、八月中旬を待たずして完成できる確信を持っておる、と答弁している。しかし、本員が決算特別委員として建築課長に質問したところによると、既に尻を割っておる請負業者に、何ら仕事もほとんどしていない業者に対して、二十六年の三月二十六日、三月十九日に百六十三万円を、その既に尻を割って（工事を）やっていない工事請負者の名前によって、これ（百六十三万円）を会計より受け取って材木の購入をしている。かような実情が判然といたしておる。

よって、（昨年七月の）深沢議員の党代表質問への答弁そのものが真実であるか、決算特別委員の私に対する答弁が真実であるか。どちらが欺瞞で、どちらが真実であるか。かようなことを承りたい。

○助役（三原久）　十七番（議員）の当の責任者である私に対しての御質問は、平に恐縮いたしております。実は、この問題について（追加予算の）提案前に現地を一度視察すべく予定したのでありますが、いろいろな事情で、つい予定したような日に雨が降ったというようなことで、提案前に現場を視察していないという不都合の点は、ここではっきりおわび申し上げます。

○建築課長（上原顕吉）　出来高について平均八〇％と認めています。それからたびたび議会の質問に対して、いつまでにやりますということを約束して、それに違背しましたことは何ともこれは答弁のしようもないのであります。（いつまでに）やらせたいと思いながら、それができませんで、今日の最悪の場合に立ち至ったのであります。

それから第三の御質問の、外の業者の名前でもって材木代を取り下げた。これはある会社が二つの工事を請け負っていて、その一つの方の工事には福銀の工事出来高取下人が付いている、ところが三月過ぎでもこの工事が遅々として進まないから、何をさておいても材木の値が上がるから一日も早く買い取らなければならないというので、片一方の一の方（の工事）がいま申したように取下人が付いて、それの方の金は出せないために、二の方の請負工事費から材木を買って、その一部を一の工事に持っていく、甚だこれは違法なやり方でありますが、年度末を越えると正式に解約ということができません。解約できなければ銀行の取下人の委任状を取り消してくれない。そこに非常に困りまして、窮余のあまり、そういう違法な取り扱いをした点は誠に不都合なことであったと思いますけれども、当時材木の値上がりが非常に激しい折か

ら、何とかしてこの工事を早く仕上げねばならぬというつもりで、こういう手段を取った次第であります。

○十七番（安倍正人）　第二助役さんに質問したい。今お聞きすると、どうも視察もしていない。実際の工事進捗は何パーセントかもほとんど分からない。こういうことなら、建築当局の（言う）進捗率そのものを信用して、その上で支出したということなるが、そうすると、ここに出ておる友泉亭北１（の市営住宅建設を請け負っている）八媛建設の二十八戸（竣工戸数は五戸、未竣工二十三戸）の建築ではすでに九八％できたことによって金を支出しておる。その上に同情したかどうか分からないが、完成した上で二割は渡すことになっておる。この十分の二よりも更に四十万円を追加して出しておる。こういうことに相成っておるが、助役が机上で書類のみを信用してこの追加予算は妥当ということで提出したということになると、工事は九八％必ず竣工しておらないといかぬのであるが、これに追加予算として四十五万六千円を出しておる。以下、かようなことに全部（の住宅建設）が相成っておるのだが、工事請負の規制そのものはかように自由自在に、また建築課長の答弁のように、違法ではあるけれども材木が上がるからといって、尻を割った業者の名前で金を取って材木を買うて、完成させんがための熱意の上かもしれないけれども、かようなことを助役さんは認めての上か、これをお尋ねしたい。（後略）

○助役（三原久）　ただ今のお尋ねについては、部下として信用しておる建築課長の取り扱いを全部信用して（追加予算の）提出を認めたということにお答えする外にないのであります。なぜかなれば、建築課の微細に至る事務にまで、私従事する暇はありませんでしたので、申しましたように部下として信用しておる建築課長の取った処置を全部信用して提案申し上げた。こうお答えする外にないのであります。さよう御承知願います。

○十七番（安倍正人）　部下を信用して認めたという以外にはないと申されるが、私は（工事進捗の）パーセンテージのことをお聞きしたんですが、これに対する答弁がない。これは机上で当然と認めて、市の規則そのものなどはとにかく問題外だ、仕事さえ進めばよい、部下を信用したんだから、何パーセントができて金はいくら渡そうがいいというような、部下を信用すれば処置としては誤っていないのだという考えであるかどうか、はっきりお答え願いたい。

○助役（三原久）　右申しましたように、部下の取った処置を是として認めたのでありまして、申し上げましたように細部にわたってその適否を審査してない。それで認めたということを追及されれば、私はおわびするよりほかないのであります。全部部下を信用した、部下の取った処置は私の責任であります。

渡辺茂議員の不適正業者参入の再発を防止するための工事請負条例の改正提案、安倍正人議員の市営住宅建設担当助役および建築課長に対する責任追及に続いて、同日の本会議では吉永稔議員、友杉次三郎議員、石田純一議員からも、完成予定が大幅に遅れた上に工事費の追加予算を提案しなければならなくなった市担当者の見通しの甘さと責任が厳しく追及された。

○十八番（吉永稔）　ただ今助役がおわびをしていたが、この追加予算は市民を一日も早く入居せしめるという点から認めざるを得ないと思う。昨日の新聞報道で信用していいやら悪いやら分からないが、助役が三月に出来上がらなかったら辞めるとか、建築課長が辞表を出されたとか（言われております）。

（問題となっている住宅は）金額から計算しても十カ月遅れて（完成しても）一軒（の家賃が）千円とみて百戸で十カ月間に約百万円の損失を市に与えておる。のみならず、入居者を昨年の三月に決めて（いるので）、入居者はもう入られるものだと信じて、転宅する先もないにかかわらず大家に五月には入れます、当選しておりますからと言って、違約金を出したり、我が家を負債のために売って、もう（新しい市営住宅に）入るべく計画をしておった人のごときは、我が家に家賃を払っておるという、こういう悲劇が市内にたくさん起こっております。それにもかかわらず、ただ出来上がらなかったから辞表を出す、辞めるということは、もし新聞報道が事実とするならば不都合千万だと思う。市内にこれだけの迷惑をかけておるのだから、私は助役の椅子を退いてでも、この住宅に立てこもり建て上がるまで命を賭して私はやりますという、建築課長、助役の（市民の）皆さんに対する誓約のない限りは、この追加予算に私一人でも反対いたします。

（中略）

○二十五番（友杉次三郎）　私、安倍（正人）議員の質問に対する助役の答弁に全面的に不平を持っておる。何であるかと申しますと、この住宅の問題はすでに昨年の七月からたびたび問題になって、市議会においても一般質問、代表質問または個人質問でたびたび追及されておる。それにもかかわらず、今まで一度も現地視察したことがない、忙しいからそんな些細（ささい）なことまで行かれん、というようなごとき答弁、これにはあきれてしまう。（「その通り」と言う者あり）こういう大きな問題を一度も見ずしてやる。

次に、安倍議員は時計屋さんであって、建築は素人である。それに何パーセントこうなっておるという数字をもってあなたが出された議案に質問になっておる。これを部下を信頼してただ自分は認めたということであるが、何ということであろうか。あきれてしまう。些細な問題であれば助役、市長の耳に入らぬ、目にとまらぬことは当たり前である。（しかし）この大問題を見もせん、聞きもせん、ただ部下を信頼してこんな説明書を出して、見てもおらん、責任を持つからというような態度であるから、私は非常に不平と不満を持っておる。遺憾の意を持っておることを表明いたします。

○三十三番（石田純一）　ただ今の問題に関連して、昨日の協議会で建築課長は自分の失態であるということを明らかに言われた。それじゃから、あの追加予算を認めていただいて、ぜひ私にさしてくださいという熱意あふれた言葉は快く思っている。そうでなくてはならぬ。自分の非を非と認めた上に立って、それを善処しなければならないということは、本当に感心なお方だと褒めてやります。ぜひやっていただきたいと思うが、一方、我が市行政の責任を持っておる三原（久）助役は如何（いかん）。部下だけ責めるような気分を持っておるかどうか知らぬけれども、昨日（の協議会で）あまりおかしかったから三原助役も責任を考えなさいと、私はたった一口言った。そうしたらどうですか。「私は辞めます」。確かにそういう言葉であったと思うが、何という暴言か。深い話は昨日のこと（協議会での説明）で分かっておるが、あなたは「最近その内情を知りました」と、確かにおっしゃった。そのときにもあなたは平野（清）議員から十月にこの内容を忠告を受けたということも言

われたが、今おっしゃることは、我が部下を信じておるから云々と、抜けようとなさることは部下をいじめるだけの話である。

昨年あなたが任期満了のときに、我々はあなたを再選した。私らはあなたを信じ切って再選した。その通りに信じておった方が、投げやり式の辞めさえすれば事は済むというような、それで技術方面の最高責任者としての任務が務まるのか。もっての外だ。私は本来、労働組合関係から立っておる者として、不当馘首あるいは職を奪う、追放するというようなことは絶対反対する男であるが、（助役が）そうしたおかしな立場の考え方をされるなら、我々はあなたの個人的意思を尊重して、あなたがいつ辞表を出されるのか一応見てみたい。私は好んで辞めろとか辞めるなとか申し上げるものではないけれども、あなたが自ら一切を放棄されるものなら、ひとつお手際を見てみたいと思う。

市議会から続く厳しい責任追及に、小西春雄市長が登壇して市の最高責任者として住宅建設の遅延と責任問題について見解を表明した。続いて三原久助役も再度答弁に立ち、自らの対応および責任問題発言について釈明した。

○市長（小西春雄）　住宅の追加予算に関連して、いろいろとご議論を承ったわけであります。ごもっとも千万と思う点も多々あります。私の心情としては、問題となっておる住宅が昨年八月には出来上がる、それが十二月議会では少なくとも来年一月には出来上がるというようなことを、数次にわたって執行部としてお約束しておりながら、現実は遅々として進んでいない。現場の一部は私も見てまいりました。見ました。これは困難に面しておる市民の住宅（事情）を緩和せんがために、二十五年度において企てた事業であります。一日も早くこの住宅を仕上げて最初の目的を完成することが今日の義務であります。これをもしそのままにしておけば、立ち腐れのままになってしまう。今まで使った金は全部死ぬということになるわけであります。でありますから、なんぼの追加予算をすれば、これの完成ができるかという点を、いろいろと内部的に念を押した結果、この予算案によって必ずできる。これだけの追加をすれば後の完成ができるということになったので、この案の提出を私としては決裁いたしたわけであります。で、念願するところは立ち腐れになっておるものを、ぜひ早くこれだけの金額によって完成して、この住宅難を緩和したい。最初予算を決定していただいた趣意を貫徹したい。こういう心境であります。

それから、それに関連する辞職論について、いろいろ御意見を承っております。この問題に対しては、恐れ多い話でありますけれども、かつて明治天皇が伊藤（博文）公に対して、伊藤は政治がうまくいかなければ私は辞職いたします、問題の性質は忘れましたが、ある問題で「私は辞めます」ということを申し上げときに、陛下は「伊藤はうらやましい、俺は辞めることはできないんだ。お前は辞めればそれで責任は解消するのだ。しかし俺は辞めるわけにはいかないのだ」というお言葉があったということを聞いております。何か責任を取れば、もう辞めさえすればそれで責任が解消してしまうかのごとき考え方は、大きな間違いだと私は思います。辞めたからといって責任が解消するような考えでやっておっては済まないと思います。この点が、三井や三菱や、あるいは住友というような財閥がありますが、とにかくああいうところでは、やはり目先の三カ年間、五カ年間の事業さえうまくいけば、俺の任期中だけうまくいけばいいというような考え方で仕事をしており

ません。三井なり三菱でも、住友でも百年後のことまで考えて、すべての責任を持って仕事をやっておる。ところが、今の政府機関である会社みたいなものとして、いろいろ財団とか種々雑多なものがありますが、ああいうところでは自分の任期間さえうまくいけばよろしい。あるいは自分の任期間に株の値が上がれば、それで目的は達するのだというような考え方であって、十年後にはどうなるかというような考え方は薄い点がある。これは甚だ遺憾なことであります。我々はいやしくも負託を受けて責任を持ってやる以上は、辞めさえすればそれで済むんだという考えであっては困ると思う。やはり本当に仕事をする以上は、いわゆる責任はどこどこまでも、辞めただけで済むのではない。辞表を出せばそれでいいんだというような観念で仕事をしてもらわないように、私としてはしたいと思っております。職員にはそういうふうに希望したいと思います。

○助役（三原久）　十七番、二十五番（両議員）に対しては、おとがめの筋、当初から見に行き得なかった点をおわび申し上げております。

なお三十三番（議員）の、ちょっと昨日の経緯について多少弁明申し上げたいと思います。建築課長が辞表を手元に出しました。こういうことを申し上げましたけれども、仰せの通り再三私は建築課長に僕に預けたまえ、辞めるということでは駄目だ。やり上げるという気持ちになっていかなければならぬので僕が預かっておく、こう言いましたが、本人はやはり責任感上私の意のあるところは皆さんにご伝達願う。こう言いますから、なるほどもっともだと存じまして、その点を御披露申し上げたところが、（三十三番議員から）あなたが助役の責任を取らぬかという意味のお言葉がありました。仕事を完成せずして辞めるということは申し上げてないと思います。部下である建築課長が責任を取るというときならば私も取りますと、こういう意味で申し上げた次第であります。仕事をうっちゃらかして辞めるということは、建築課長に差し止めております。差し止めておる（私）自身がそういう気持ちでないということは御了解願いたい。今の市長のお言葉の通り、ことに技術家として、ものをうっちゃらかして辞めるということで、責任を果たせるという気持ちは毛頭持っておりません。

（中略）

○議長（高丘稔）　ほかに質問ないですか。

それでは本日は以上をもって質疑を打ち切り、全議員を特別委員とする議案審査特別委員会を設け、慎重審議いたしたいと思いますが、御異議はありませんですか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは全員御異議がないと認めまして、議案審査特別委員会に付託することにいたします。

二十五年度に着工した市営住宅の未完成分の建設費追加として二百七十六万円余を計上した二十六年度追加更正予算案は、市担当者の責任追及を含む厳しい議論を経て、議案審査特別委員会（全議員で構成）に審査を付託された。同特別委員会は審査の結果、二十六年度内（二十七年三月三十一日まで）に必ず完成させることを条件に追加予算案を承認、市議会は翌二月六日の本

会議で「原案通り承認する」とした議案審査特別委員長の報告どおり追加予算案を全員起立で可決した。

昭和二十七年二月六日市議会臨時会

○議長（高丘稔）　ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに議事に入りまして、昨日の本会議におきまして議案審査特別委員会に付託いたしました議案第一号より第八号まで以上八件につきまして、特別委員長より特別委員会における審査の経過並びに結果の御報告を承ることにいたします。

○二十九番（禅院美幸）　（前略）今回審議した八件はいずれも緊急やむを得ざるものばかりで、なかんずく住宅関係の予算については、すでに本年度当初予算市議会以来、各派議員から再三再四、竣工促進方を当局に迫ってまいりましたが、当局はその都度、早急竣工を約しながら一向に実現せずついに今日に至り、追加予算二百七十六万円をやむなく計上しなければならない事態に立ち至ったのであります。議会側としては、本件が直接市民に重大関係を有し、当局の放漫は実に遺憾とするところでありますが、本委員会において、今回の追加予算により必ず所定の期日、すなわち本年度、来る三月三十一日まで、これをいっぱいとして竣工するか否かと厳重にただしたところ、当局は必ず竣工させると固い決意を披歴したので、委員会としても当局の決意を了として議案第一号（二十六年度追加更正予算案）を原案通り承認することにしたのであります。（後略）

（中略）

○議長（高丘稔）　ほかに御意見はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは第三号議案については異議があるようですから、異議のない議案第一号、第二号及び第四号ないし第八号まで、以上七件は特別委員長の報告通り決定することに御賛成の方は御起立を願います。

（全員起立）

全員起立と認めまして、議案第一号、議案第二号及び議案第四号ないし議案第八号まで、以上七件は特別委員長の御報告通り可決決定いたしました。（後略）

少々長い引用となったが、昭和二十年代半ばにおける福岡市のひっ迫した住宅事情と、住宅建設をめぐる当時の厳しい財政事情、資材の高騰および入手難等の状況を象徴する市議会の議論として書きとどめておく。

×　　×　　×

本市の住宅不足は、その後も市勢の発展や市域の拡大に伴う人口増によって慢性化し、供給が需要に追いつかない状況が続くが、市は二十六年度から宅地開発を目的とした土地区画整理事業に着手、二十七年度からは公営住宅法（昭和二十六年七月一日

施行）に基づく政府の「公営住宅建設三カ年計画」に沿って市営住宅建設を計画的に推進していくことになる。

第二節　宅地開発と区画整理事業

1　平尾、寺塚で土地区画整理

終戦に伴う市内への帰還および流入による人口の急激な増加は、戦災で焼失した住宅地の再建に加え新たな住宅需要を生み、既存の市街地以外に新たな住宅用地を確保することも、戦後の福岡市政の大きな課題となった。

このため、市は昭和二十二、二十三年ごろから新たな住宅地の開発を検討し、その適地として小笹―平尾間の丘陵地および山林地域に白羽の矢を立て、同地域一帯を土地区画整理事業の対象とする計画を策定した。市は昭和二十五年に建設省に対し同地域の土地区画整理事業の認可を申請、同年七月五日付の建設省告示によって小笹・平尾地域の区画整理事業の施行対象区域約五十万坪（約百六十万平方メートル）が決定された。

区画整理事業対象区域の決定を受けて、市は翌二十六年十月二十五日の建設大臣による施行命令を待って、旧都市計画法に基づく都市計画事業として区域内の整地や街路造成などの区画整理関連工事に着手、二十八年度には「福岡都市計画事業平尾土地区画整理施行規則」を制定して同地域の区画整理事業を正式にスタートさせた。

平尾地区の区画整理事業は、福岡市にとっては宅地の開発造成を目的とした初めての土地区画整理であり、最終的には総事業費約三億円と十年余の歳月をかけて本市の中心部に近い地域に一万数千戸の住宅用地を生み出した戦後の復興期における一大事業であった。市は平尾地区土地区画整理事業に続いて、昭和三十年半ばからは平尾・小笹地区の南側に隣接する寺塚・長尾地区の土地区画整理事業を進めていった。

これら市施行の宅地開発のための区画整理事業の経緯および市当局と市議会の議論や対応については、第十一章第四節「区画整理による宅地開発」に詳述しているので、ここでは住宅不足の緩和に向けて宅地開発を目的とした区画整理事業を行うために市が制定した条例および施行規則、それらの制定の「理由」および「目的」を列記するにとどめる。

昭和二十八年福岡市規則第三十六号

福岡都市計画事業平尾土地区画整理施行規則を制定し、ここに公布する。

昭和二十八年八月一日

福岡市長　小　西　春　雄

福岡市規則第三十六号

福岡都市計画事業平尾土地区画整理施行規則

第一條　この規則は、建設大臣の命令により都市計画事業として、福岡市が施行する平尾土地区画整理に関し、都市計画法施行令（大正八年勅令第四百八十二号）第十七條の規定による費用負担方法及び耕地整理法に基く規約に代る必要事項を定めることを目的とする。

（以下略＝全六章二十三條）

×　×　×

昭和三十五年議案第四十三号

福岡都市計画平尾土地区画整理事業施行条例案

右の議案を提出する。

昭和三十五年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

この条例案を提出したのは、都市計画法により施行中の福岡都市計画事業平尾土地区画整理は、昭和二十九年の土地区画整理法制定により昭和三十五年三月三十一日をもって廃止されることとなるが、同事業は、まだ終了していないので引き続いてこれを土地区画整理法第三条第三項による事業として施行する必要があるによる。

福岡都市計画平尾土地区画整理事業施行条例

（目的）

第一条　この条例は、土地区画整理法施行法（昭和二十九年法律第百二十号）第十条の規定による改正前の都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十三条の規定により福岡市が施行する福岡都市計画事業平尾土地区画整理事業を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。）第三条第三項による事業として施行するため、法第五十三条第二項に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（以下略＝全六章三十五條、昭和三十五年三月三十日原案可決）

×　×　×

昭和三十五年議案第四十四号

福岡都市計画寺塚地区土地区画整理事業施行条例案
右の議案を提出する。
昭和三十五年三月三日
福岡市長　奥　村　茂　敏
理　由
この条例案を提出したのは、野間、寺塚及び長尾地区の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業を施行する必要があるによる。
福岡都市計画寺塚地区土地区画整理事業施行条例
（目的）
第一条　この条例は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。）第三条第三項の規定に基き、野間、寺塚及び長尾地区の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、福岡市が施行する土地区画整理事業に関し、法第五十三条第二項に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。
（以下略＝全六章三十六條、昭和三十五年三月三十日原案可決）

2　宅地開発と区画整理事業助成条例

区画整理による既存市街地の周辺部における住宅用地の開発造成は、市が施行した平尾・小笹地区、寺塚・長尾地区合わせて約百万坪（約三百三十万平方メートル）を超える。市はその一方で、市内の住宅適地の土地所有者らが組合方式で行う区画整理事業を財政面、技術面で支援するため、「福岡市土地区画整理事業助成条例案」を三十三年三月の定例市議会に提出した。市議会は周辺地域の宅地造成や住宅建設を計画的に行うよう求める次のような質疑を行ったあと、三月二十六日の本会議で助成条例案を原案通り可決した。
区画整理事業助成条例の制定により、市は地元の土地所有者らによる地域組合が施行する区画整理事業を側面支援し、市内周辺部において民間による計画的で秩序ある宅地開発を目指すことが可能になった。
昭和三十三年三月十日市議会定例会
○八番（平野清）　（前略）住宅問題については、福岡市は現在まで市営住宅三千戸を所有しておるが、一つの系統というものがあるか。あす

こに五十戸、ここに三十戸と細切れ式に、あたかも竜の落とし子のような建築状態ではなかったでしょうか。ここに一つの計画性というものがあって、市営住宅が建っても、泥んこ道で、下水はない、水道はない、ガスもない、バスの停留所もないというように、すべてが（住宅を）追いかけていくというような現状を呈しておる。市は三カ年または五カ年の計画を持って、一大住宅団地の重要性を感じておるのか。

（後略）

○助役（藤田信次）　（前略）それから住宅建設の計画性ということについては、我々もすでに考えておる点であります。特に市街周辺地については、本予算説明にも書いておりますように、土地区画整理の助成といったことも、実は宅地の計画的形成を狙っておる次第であります。そういうようにまず適地の中に一団地を形成いたす場合には、必ず五百戸以上の隣郊地域というか、そういうものを求めていきたい。あるいは、ただ建設の場合に通勤者の関係、日常生活者の利便等の関係に制約されて、こちらが図面に描いておるような計画等、プラン通りにできない点もありますが、御指摘のようにできるだけ計画性をもって、都市形成に進んでいきたいと考えております。（後略）

昭和三十三年議案第五十四号

福岡市土地区画整理事業助成条例案

右の議案を提出する。

昭和三十三年三月三日

福岡市長　奥　村　茂　敏

理　由

この条例案を提出したのは、本市周辺地区の市街化に伴い、組合施行の土地区画整理事業が今後各地域に出現することが予想されるので本市の助成態勢を確立し事業の促進を図る必要があるによる。

福岡市土地区画整理事業助成条例

（目的）

第一条　この条例は、福岡市内において土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定により土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を助成し、もって近代的市街地の形成を図ることを目的とする。

（以下略＝全八条、昭和三十三年三月二十六日原案可決）

地域の土地所有者らによる区画整理事業を促進する目的で制定された助成条例だったが、無秩序な宅地開発を防止する目的もあって組合設立や補助金交付の条件は厳しかった。このため、地域の組合施行による区画整理事業は思うようには広がらず、市

は三十五年度に条例の施行規則を改正して組合設立や補助金交付の条件を緩和した。

その結果、昭和三十年代後半には市内西部地域の室見や小田部、南部地域の玉川や警弥郷、東部地域の箱崎南部など市内の周辺部に地域組合が施行する土地区画整理事業による住宅地が広がっていくことになった。

× × ×

地域組合による土地区画整理事業で宅地開発の促進を図る一方で、市自らも昭和三十五年から住宅金融公庫融資による宅地造成を開始し、飯倉、唐木、長尾地区などに宅地約六百区画を造成した。終戦直後以来の国庫補助市営住宅の建設とともに、市が造成した宅地を市民に供給することで、三十年代半ばになっても続く本市の住宅不足の解消に一役買った。

第三節　住宅建設三カ年計画

1　「公営住宅法」の施行

公営住宅は終戦直後の昭和二十一年度から公共事業として国庫補助によって建設されてきたが、これらの建設は法律に基づいて行われてきたものでなく、戦後の住宅不足を緩和するため国庫補助金の支出という形で市民に住宅を供給するための予算措置であった。つまり、国の恒久的な住宅政策として法制度的に確立されたものではなかった。

国庫補助公営住宅の供給が法律に基づく国の政策となったのは、昭和二十六年五月十二日に衆議院の田中角栄議員ほか十六名が議員立法として国会に提出した公営住宅法案が制定（昭和二十六年五月二十八日成立、同年七月一日施行）されてからであった。同法に基づいて二十七年度を初年度とする政府の「公営住宅建設三カ年計画」が策定され、国庫補助公営住宅が計画的に建設、供給されるようになった。

福岡市でも二十七年八月の定例市議会で、公営住宅法に基づく市営住宅建設に関し、建設候補地の選定等をめぐって概要次のような質疑が交わされた。

昭和二十七年八月四日市議会定例会

〇四十三番（木原新）　（前略）本年度もまた大枚四千八百七万円という巨額な費用で、百六十戸とルース台風（の被害）によって十戸、計百

七十戸（の市営住宅）をお建てになる。これは私の考えでは、当局が（建設地を）無理無体に山の中に開墾して持っておいでになるようなお気持ちではなかったかと思っておりますが、要は適当な所に地所がなかったんじゃないか。それについては、今少し積極性をもって候補地を選定する必要がありはしないか。本年度も余すところ約七カ月ばかり。このままでいきよりますと昨年度の（水利が悪く問題になった友泉亭や桜ヶ丘のように）ああいうふうな結果を繰り返さなければならない。結論から申し上げると、そう考えざるを得ないのであります。（中略）

この住宅建設地の候補地選定は、いかなる条件を加味してなさっておられるか。私の意見を申し上げておきます。水利の便が最も良い所ということを条件にしていただきたい。さらに交通の便、市民の足の緩和策。約二十分から三十分程度。毎日勤務して歩いて一時間もあるいは四十分も（かかる）という所では、（住宅に）お入りになった方が、毎日の通勤に超過勤務より以上の苦労になりはしないかということも、一応考慮していただきたい。

さらに、この百七十戸は一括して建てて、面倒くさいからいっぺんに片付けようということも結構だが、私はあくまでも福岡市全般を対象として分散的に―　これも一戸、二戸と建ててもらっては困るけれども、二十戸あるいは二十五戸という程度で、地域とにらみ合わせて分散的に建設していただきたいという考えを持っておりますが、これに対する当局の責任ある御所見をお聞きしたい。

（中略）

○建築課長（村上敏信）　二十七年度における公営住宅の建設用地の選定について、その概略を申し上げます。公営住宅法に基づいて、住宅は相当数の団地を設けること、次に水質・水量並びに文化あるいは共同の施設に便利であること、第三に通勤等においても中小都市であれば三十分以内で交通できること、大体以上の観点に基づいて本年度の建設予定地を選定いたしたのであります。

まず第一種公営住宅の八十六戸、第二種公営住宅の二十五戸、合計百十一戸を桧原大平寺に持っていく計画を立てております。この敷地、この土地は東斜面にあって、比較的緩勾配になっておる、住宅適地としては、まず普通の所だと思います。ただ都心に幾分遠いのですが、その地域約三百メートルを離れれば、市内に通ずるバスが一日二十九回ほど往復していて、交通にはなるほど不便ではないのであります。

文化あるいは教育施設においては、約三百メートル以内に花畑小学校があります。現在、中等学校は三宅中学校に通学しておりますが、これは早晩あの地区に、花畑校区に中学校が誘致されると聞いております。

次に保安関係においては、付近に交番派出所があり、風紀また良好であるので、大体水質・水量とも十分であり、該地域は住宅適地としては良い所ではないかと考えております。

次に本年度のブロック二十四戸及び五戸の第二種公営住宅は、昨年度建設した月見町の方に建設を予定しております。もっとも福岡市の東の方の多々良川に面しており、排水関係において若干懸念しておりましたが、実地調査の結果、排水も多々良川の方に約七十センチほどの勾配で落差があるので、大体排水もできると思っております。

次に姪浜の市有地、これは二十五戸の建設予定ですが、差し当たり十五戸をそこに持ってきて、次にあと十戸を持ってくる予定であります。それからあとの五戸、これは今津であります。福岡市より大分離れていますが、同地区にもやはり市民としておられる方々は住宅に困窮し

ておられるので、至急に保安林を開放していただいて、その地区に五戸を持っていく予定にしております。（中略）
それから団地を各所に分散させるという案もありますが、一応五十戸以上をできるだけ持っていけば、児童遊園地その他住居としての環境を維持するために、それぞれの施設が相当できる可能性があると考えます。小住宅を小団地に分散させることは人員の少ない現在、あるいは監督員の少ない現在、あるいは市民としての環境を維持するためにも不適当と考え、できるだけ五十戸以上を持っていきたい希望であります。悪しからず御了承願いたいと思います。

公営住宅法に基づく市営住宅の建設計画に関して、その後も市議会では前記の建設地選定をめぐる質疑のほかに、①国の建設計画戸数（三カ年間で十八万戸、本市への割り当ては一千戸）からすれば本市の建設戸数は少なすぎる、②都心から近い地区の建設用地入手が困難なら住宅を高層化して高度利用を図るべきである―などと指摘する質疑も交わされた。その代表的な例として二十八年三月定例市議会本会議における井上吉左衛門議員の一般質問の関連部分の概要を次に引用する。

昭和二十八年三月十七日市議会定例会
○二十七番（井上吉左衛門）　（前略）それから住宅政策、公営住宅の問題ですが、二十七年度から公営住宅法によって（福岡市には）三カ年計画で一千戸を建てるということに相成っておると私は了承しております。しかしながら、本年度においても（予算は）四千八百十三万六千円余、依然として百五十戸分を計上してあるが、この予算は三カ年計画と並行して考えておられるかどうか。これをお尋ねします。
なお、この本年度（予算）において百五十戸（の住宅建設費）を計上されたことに対しては、市長さんに感謝をいたすものでありますが、今度は中共（中華人民共和国）から引揚者が引き揚げてきます。その上に人口の増加もある。で、私はこの三カ年計画が、公営住宅法の在り方からしても、この程度で十分であるかどうか。十分でないとは御承知と思いますが、他都市においては今般の中共引揚者に対しては相当額の予算を組んでおる。東京都においては引揚者のみに対して五百戸別個に計上しておるというのが現在の状態であります。この点については、福岡市当局としていかなる政策を講ぜられておるか。
なお終戦後都市計画は、都市復興五カ年計画によって着々と緒に就いておりますが、公営住宅建設についても市当局としては都市計画道路、あるいは公園の造成、あるいは都市計画の在り方によって並行してこの宅地を求めるべきである。当然、復興計画に入れるべきであって、この宅地の入手には隣接町村を合併しなければ、入手がますます困難になっておるような状態をみると、将来における当局の腹案で、市街地の中に高層建築によるアパート、鉄筋によるアパートをもって宅地の高度利用を図っていただきたいことを当局にお願いしたい。（当局に）その意思があるかどうか。（後略）

井上吉左衛門議員の指摘に対し、市側は担当課長が市の考え方をそれぞれ次のように答弁した。

○建築課長（村上敏信）　御答弁申し上げます。公営住宅法によりますと、公営住宅（建設）第一次三カ年計画として、国家においては十八万戸計上したのであります。この十八万戸のうち当市に割り当てられたものが先ほど御指摘の一千戸であります。この一千戸の計画に基づいて昨年及び二十七年度、二十八年度にその計画の一環として予算を計上し、将来この住宅難を解消のために、なお一層の努力をしたいと思っております。

（中略）

○民生課長（高田巌）　中共引揚者についての住宅のことについて御答弁いたします。本市としては昭和二十七年度の予算として十戸だけの予算を取りまして、ただ今建築中であります。大体今次の引き揚げ対象世帯は百世帯とみておりますが、戦後中共より通信のありました七十二世帯が、ただ今その対象として考えておりまして、これに対して住宅の調査をしたところ、住宅のあるという通知のものが二十六、同居し得るといったものが三十三、全く（住む所が）ないと言ってきているものが十三世帯で、その他不明が十一となっております。それで、こういった状態によってみても現在の福岡市において引揚者に対する住宅は、まず十戸で間に合うと一応考えておるわけであります。さらに国から引揚者住宅で追加が近くくることになっておりますので、その際においては、さらにこれを申請して建築をする方針であります。

○建築課長（村上敏信）　住宅計画については御説明申し上げましたが、なお建設予定地について、都市計画の施設としてやれという御意見ですが、この点については建設省の方とこういったような行方でもって、都市計画の施設として要求されている住居地域等においてこの建築をいたしたいと思って、今後についてもそういう方針でおります。

なお市街地における高層建築というような考え方は、重点的に国家も取り上げておりますし、福岡市においてもアパート式の建築を考えておったのですが、住宅不足の解消と建築費の関係等により、本年度はアパートは二階建てのアパート程度しか考えておりません。将来については都市の構成と宅地の高度利用という観点から、できるだけ市街地に近い所にはそういったアパート等の建築も考えていきたいと思っております。（後略）

市建築課長は本市への住宅建設割り当て戸数を実現すべく、市街地に近い所へのアパート形式の住宅建設にも努力する考えは示したものの、当時の財政事情や資材の入手価格状況等から、現実には市営住宅の高層化は進まなかった。このため隣接五町村（早良郡田隈村、筑紫郡曰佐村、那珂町、糟屋郡多々良町、香椎町）の合併編入が行われた昭和二十九年から三十年にかけては、福岡市に編入したこれらの地域に相当数の市営住宅が建設された。

2　住宅二万五千戸が不足

福岡市内では昭和二十年から三十年までの間に国庫補助市営住宅約三千戸をはじめ、金融公庫住宅約三千戸、自己資金による個人住宅約一万二千戸、その他約四千八百戸、合計で推定約二万二千八百戸の住宅が建設された。しかし、三十年八月一日に市が実施した住宅事情調査によれば、それでもなお約二万五千五百六十戸の住宅が不足していると推定され、住宅不足は昭和三十年代に入っても依然として深刻な状況にあった。

こうした状況を解消するため、市は本章第二節で述べたように市街地周辺地域の区画整理による宅地造成や、地元が組合方式で施行する土地区画整理事業の助成などを行い、計画的な宅地形成と住宅建設を推進していった。三十三年三月十日の定例市議会本会議における平野清議員の質問に対する藤田信次助役の「適地の中に一団地を形成いたす場合には、必ず五百戸以上の隣郊地域というか、そういうものを求めていきたい」との答弁（本章第二節を参照）が、市街地周辺部に計画的な住宅団地形成を目指した当時の本市の住宅政策を物語っている。

計画的な住宅の建設と供給を進めるため、三十三年七月一日付で市の行政組織を「部制」から「局制」に改編する機構改革を機に、市はそれまで建築課と厚生部民生課でそれぞれ行ってきた市営住宅の建設および管理業務と入居および維持管理業務を、建設局住宅課に一元化することになった。

福岡市事務分掌条例案など機構改革関連議案が提出された同年六月の臨時市議会では、建設局住宅課に住宅行政を一元化する改編の是非について概要次のような質疑応答が交わされた。

昭和三十三年六月二日市議会臨時会

○十七番（藤岡祥三）　私は提案されておる議案の第一点として機構改革の問題について質問します。機構改革をするに当たっての根本的な態度についてお尋ねしたい。（中略）

一部この住宅という仕事は機構（改革）の案によれば、建設局の中に入っておるが、住宅という問題は人間の衣、食、住の問題で当然社会保障の性格を持っておると思う。基本的な住宅の建設が、住宅課に入るということになると、どういう問題が引き起こってくるかで、今後の低家賃の問題、あるいは無断建築の問題、こういう問題について、積極的に解決していこうという意思がなかなか市当局にないのだということを裏書きしておるのじゃないか。そういうことを適当と考えられておるならば、当然住宅政策は民生局か厚生局の中に入らなければならな

い。そういうことから問題を出していけば、庁舎の建築をやる場合に、建築課は設計と現場の監督をやる、しかしながら庁舎を造るという案については、やはり総務部の管財課がやる。住宅の問題についてもそうだと思う。議案はそれを進めていくというのだ、担当課でなくてはできぬと思う。建築（課）というのはあくまでもそれを設計し、建築がうまくいくかどうかということについて監督していく、これが建築の仕事であって、そういう住宅政策を決めるのは建築の仕事ではない。住宅政策というのは社会保障の仕事である。そうすると、先ほどから総務部長さんは、一生懸命やっておると言われたが、その点について私たちは矛盾しておると思う。そういう考えが具体的にあるのか、住宅政策が本当にそういう形で進んでいく、機構改革に際してこういう形で建築課に仕事を回すということは、私はどうしてもふに落ちない。その点について御答弁願いたい。

（中略）

○企画室長（田代典雄）　答弁いたします。機構改革の進め方について非民主的であるという、要約してみると、そういう質問であったと思います。（中略）

最後に住宅の問題ですが、これは機構改革と関連があるので、お答えいたします。住宅は現在、（厚生部）民生課で住宅の入居者の選定、あるいは市営住宅の維持管理をやっております。この際、建築行政は、先ほどの質問にありましたように、県から受け入れる体制を作るとともに、住宅の建築と管理は一元化しなければならない、両者が分かれているということは運営上良くないということは、監査委員の方からも御指摘があり、我々も一元化することは行政組織としては大切であるということであるので、住宅課を作って一元化することにしたわけであります。

その際、（住宅課を）開設された厚生局に置く気はないかという御意見でありましたが、これは建設局に（移管）されても、現在の市民に対してどのような住宅をどういう人たちが望んでおるかということを基本にして（住宅は）建てるべきであり、将来福岡市が建てていく四百から五百（戸）について、今御指摘になりましたことは十分考えて建てるべきで、それは建設局に入っておりましても、そういうことを十分考えて進めておるわけであります。なお建設局（の仕事）に入れている例として、そのほかに市内に五、六千戸建てられるので、そういう住宅は、都市計画を行い区画整理を行い、住宅団地を形成していき、そして快適な市民住宅（街）を作っていく。公営住宅を団地ごとに作っていくと、都市建設における関連性も十分にあり、住宅行政を受け入れるという面についても、そういう形の方が望まれる。以上によりまして建設局の中に住宅課とこの際民生課を置く、そして建築の行政をやり建築課を作る考えであります。お考えの点は、民生行政として大事な点ということで十分考え、市営住宅の建設をやっていくということも考えております。

市は、こうして計画的かつ効率的な住宅供給に向けて行政の体制を整えたが、市内の住宅不足はこれで直ちに解消に向かったわけではなかった。

昭和三十年代に入って日本住宅公団による住宅団地の建設が開始され、住宅金融公庫融資による民間住宅の建設も本格化した。これにより市営住宅と自己資金等による住宅建設に頼っていた市内の住宅供給数は大きく増えた。しかし低廉な家賃の市営住宅に対する需要は根強く、新たに建設される市営住宅への入居申し込み数は増加し、競争率はむしろ激化していった。昭和三十五年に新築された松ヶ枝団地の入居申込みは平均六十三倍、有田団地は同じく五十一倍の高い競争率であった。

×　　×　　×

住宅の絶対数不足は人口の増加もあってその後も一向に緩和されず、市は三十六年八月、建設局の中に設けた建築部門および住宅行政部門を「建築局」として独立させ、市営賃貸住宅の建設だけでなく、市による宅地の造成分譲、分譲住宅建設をも推進するなど、住宅行政の一層充実強化を図ることになる。

三十六年三月定例市議会における三十六年度当初予算案の提案理由説明の中で、阿部源蔵市長が述べた住宅関係予算についての説明が、住宅需要に供給が依然として追いつかない当時の福岡市の住宅事情を物語ると同時に、賃貸住宅の建設だけでなく分譲住宅の供給をも視野に入れた本市の住宅政策の方向性を示している。

昭和三十六年三月四日市議会定例会

○市長（阿部源蔵）　（前略）まず住宅対策でありますが、本年度は公営住宅三百三十戸、分譲住宅八十戸、分譲宅地八千五百坪（百区画）の建設分譲を計画いたしております。そのほか本年度は公営住宅の払い下げについて考慮し、適格団地につきましては、順次払い下げを行う方針で、その財源をもって公営住宅、特に低家賃の公営住宅の建設を促進いたしまして、市民の要請に応えてまいりたいと考える次第であります。また、公営住宅の住宅保証金を原資として特別会計を設け、公営住宅用地の早期取得による早期建設を期する等、あたう限り住宅政策の前進に考慮を払った次第でありまして、住宅関係予算三億四百万円を計上いたしました。（後略）

こうした住宅不足の解消には計画的、積極的な施策が求められるため、福岡市は昭和三十六年度以降、過去の住宅建設および需給実績や市の財政事情を考慮した住宅供給の中期的計画の検討を進め、「一世帯一住宅」の実現をめざして三十九年度を初年度とする現実的かつ具体的な住宅建設七カ年計画を策定することになる。

市の住宅建設七カ年計画の内容および同計画を推進することになる市住宅供給公社設立（四十年十一月一日）の経緯など、その後の本市の住宅事情と住宅政策については、続編である「福岡市議会史第五巻昭和編㈢」に譲る。

第四節　団地建設と分譲住宅

福岡市内の住宅難の解消は、ひとり市当局に負わされたわけではない。政府が設立した機関である住宅金融公庫や日本住宅公団、福岡県も協力して昭和二十年代半ばから四十年代にかけて住宅不足の解消に取り組んだ。

1　住宅金融公庫と住宅公団

昭和二十五年六月には民間住宅建設等の資金を長期低利で融資する住宅金融公庫が福岡支所を開設し、九州域内で住宅建設の資金融資を始めた。福岡市も同公庫融資を受けて三十一年度から分譲住宅の建設を開始、同年十一月には市による初めての公庫融資分譲住宅として田島団地三十一戸、飯倉団地三十九戸の入居者募集を開始した。

同じく二十五年七月には、福岡県が本市など県内の八市と福岡県住宅協会（福岡県住宅供給公社の前身）を設立し、戦災と戦後の人口流入などで住宅不足にあえぐ県内各市における住宅の建設および供給の協力体制を取った。

昭和三十年七月には日本住宅公団が設立され、東京、名古屋、大阪、福岡で住宅に困窮する勤労者のため集合住宅団地や市街地住宅の建設・供給業務を開始した。九州七県と山口県を所管区域とする福岡支所は同年九月十三日、市内春吉に開設され、同年度から福岡市内の曙、梅光園両団地計二百九十六戸の建設に着手した。

三十一年五月には福岡市内初めての公団住宅となる曙団地二百四十戸が完成し、応募した市民の入居が始まった。梅光園団地も建設予定の五百六十戸のうち一期工事分の五十六戸が同年に完成した。

福岡市内では曙、梅光園両団地を皮切りに貝塚、友泉、別府、城西、香椎、大橋、若久、荒江、長住などに団地住宅が次々に建設され、昭和四十年度末までにその数は七千八百十九戸に達する。（表2参照）

若久、荒江、長住の三団地は一千戸を超す大団地で、山林や丘陵、農地だった地域の風景を一変させた。このうち長住団地

第12章〈表2〉

一般団地住宅建設戸数

（昭和41年3月31日現在）

団地名	戸数
曙	240
光	560
園	463
塚	84
尻	174
岡	268
泉	48
浜	726
府	360
西	986
椎	631
橋	1,046
久	1,014
江	1,219
住	
梅	
貝	
井	
諸	
友	
長	
別	
城	
香	
大	
若	
荒	
長	
計	7,819

資料：日本住宅公団福岡支所

は、本市では住宅公団による初めての土地区画整理事業として三十六年から三十九年にかけて約八十万平方メートルの宅地が造成され、四十年度末までに一千二百戸以上の当時としては市内最大規模の大住宅団地の建設が行われた。

住宅公団による宅地の造成と住宅団地の建設が始まったことで、低所得者を主な対象とした公営賃貸住宅の建設・供給と住宅金融公庫の資金融資による融資住宅の建設分譲の二本立てで進められてきた戦後の本市の住宅政策に、もう一本大きな柱が加わり、昭和三十年代から四十年代半ばにかけて本市の住宅不足の緩和に大きな役割を果たしていくことになる。

2　市営住宅の払い下げ要求

昭和二十六年七月の公営住宅法施行によって、国庫補助で建設した市営住宅のうち庶民住宅については、一定の年限と条件が整えば入居者等への払い下げによる分譲が可能になった。同法が施行された直後の同年七月の本市議会においても早速、市営住宅の払い下げをめぐって次のような質疑応答があった。

昭和二十六年七月十七日市議会臨時会

○三十番（深沢充）　（前略）庶民住宅払い下げという問題についてお尋ねします。今回制定された公営住宅法の第二十四条によれば、耐用年限の四分の一を経過した公営住宅は、その居住者に対して、建設大臣の認可により払い下げることができると規定されている。我が福岡市においては、戦後六カ年に千三百四十八戸の住宅を建設している。そこでこの住宅、この千三百四十八戸の市営住宅中、すでに払い下げを行っていいものがあると存ずる。そこでこれに対する厚生部長の御方針を承りたい。（後略）

○厚生部長（城戸諦蔵）　ただ今三十番議員の庶民住宅の払い下げ関係について、お答え申し上げます。お話のように昭和二十年度に三百戸、二十一年度に百戸、二十二年度に九十一戸、それから二十三年度には百七十三戸というものが建設されておりますが、これが国庫補助関係の庶民住宅については、御承知のように緑樹地帯であるとか、あるいは公共用地の空き地の関係に建設されてきております。昭和二十四年度においては今川橋の借地関係に九十戸、その次に建築した野多目の住宅以降は、すべて買収地に建設をしております。それで昭和二十年度から以降の分については、国庫補助の関係において、その財源が起債によるものについては、償還年限の三分の一を経過すれば、すなわち十五年（償還）の起債であれば、五年を過ぎれば本省の承認を得て払い下げをしてもよろしいと、こういうことに相成っております。

しかしながら先ほど申し上げましたように、二十年度以降二十二年度までがその年限を過ぎておるので、目下払い下げをしてもいい時期には達しておりますが、その敷地が緑樹地帯であるとか、あるいは借地の関係があるとかいうことで、まだ払い下げの実施をするようにしていないのであります。これらの点については土地の関係が非常に微妙で、今後いかにするかということは十分研究して、できることならば、こ

れをおのおのその入居者等の関係の方に一日も早く払い下げをしたい。かように考えて目下研究中であります。

市営住宅の払い下げ問題は、その後もしばしば市議会で取り上げられ、払い下げ分譲を可能にした公営住宅法の施行から五年近くが経過した三十一年三月十五日の定例市議会本会議では、市当局に市営住宅払い下げの早期実施を促す次のような質疑があった。

昭和三十一年三月十五日市議会定例会
○二十二番（木原新）　（前略）また、老朽市営住宅の分譲について、本市でも昭和二十四年以降に建設された九百三十戸については、分譲について鋭意研究中とのことであるが、どの程度までこれが進んでいるか。我々としては地方自治の面からみても、基本的人権尊重の角度からみても、多くの人に合法的に、しかも一軒の家でも多く与えて、個人の安心のでき得る住宅を与えてもらいたいと思うのであります。

市営住宅の譲渡（払い下げ）の促進を求める木原新議員のこの質問に対し、市の角田幸七厚生部長は翌三月十六日の本会議で、二十四年度以降に建築した住宅についても入居者の意向をまとめるなどして、「特別な事情」として建設省と払い下げ交渉をしていきたいと、譲渡に積極的な姿勢を示し概要次のような答弁を行った。

昭和三十一年三月十六日市議会定例会
○厚生部長（角田幸七）　（前略）その次は市営住宅の分譲の問題ですが、住宅は一定の年限を経ると本省の承認を得て入居者またはその組合等に払い下げることができるのであります。しかしながら、（建設省は）二十三年までにできたものは払い下げてよろしい、二十四年以降にできたものは当分払い下げるのは認めない方針である、こう申しております。この点は、私どもは全面的に分譲できるようにしてもらいたいと希望しておりますが、現在のところは、二十四年以後のものは特別の事情がない限り払い下げを認めないという方針のようであります。
　今その払い下げが認められる二十三年以前の建築は、本市の場合六百二十八戸あります。ところが、この六百二十八戸の敷地は緑地とか公園とか、あるいはそういう公共用に供するものであって、入居者に分譲することができない。
　また、（しかし一方では）長く賃貸のままでおくことも良くないという事情のものが多いのであります。その他としては借地というものがある。借地（に建てられた）ものは、分譲に当たっては地主の意向が入ってくるので地主と相談する必要があります。（相談の結果）払い下げができるということになれば、私どもは大賛成なので（払い下げ分譲を）どんどん進めていきたい。これについては団地（の人々の意向）がまとまっていないと後の管理が困るので、団地の人たちの意向をまとめていきたいと思っております。そういうふうにして（団地としての

意向が）まとまれば、本省が認めない方針としている二十四年度以降の分についても、本省にこれこれの特別の事情だと言って交渉したいと思っております。今までそういったようなものはありませんが、ただ今一つ申し込みが出ております。入居者の意向がまとまるならば払い下げてもらいたい請願が、議会に最近出されておりますので、近く御審議いただくことになると思います。そういうことで、私どもは分譲に大変賛成でありますので、（市営住宅の払い下げを）進めたいと思っております。（後略）

三十年代に入ると市営住宅団地等の入居者住民からの請願が市や市議会に提出され、市営住宅の譲渡（払い下げ）要望が高まっていった。友泉亭団地の住民は三十三年八月、市営住宅払い下げを求める委員会を組織して、奥村茂敏市長宛てに次のような請願書を提出した。（福岡市史第六巻「昭和編後編(二)」から転載）

請願書

昭和三十三年八月二十六日

福岡市友泉亭市営住宅払下委員会

代表者　宮　崎　徳　三　郎

福岡市長　奥　村　茂　敏　殿

当友泉亭団地は、昭和二十六年八月十一日入居以来現在に至っております。

気澄みて緑濃き住宅の立地条件に併せて、市当局の家屋や各種施設に対する適切な御配慮等により、七か年余りの歳月を愉しく過させていただいておりましたが、時の経過と共に社会情勢も当時に較べて相当に変化し、加えますに子息の成長や増員等から、設置時の居住条件との間に大きな差違を感じる頃となりました。

特に市条例による増築の制約や朝鮮動乱当時の困難な建築条件によったことなどから、現家屋の狭小及び改修の問題等で、直接日常生活に大きな支障を来しております。

このようなことで、最近入居者の間に当局に対する払下げ請願の声が頓に高まり、我々多年の希望実現への要望に充ちております。

茲に私共は左記の様な払下げ対策委員会を結成し、全居住者の代表として払下げ方の請願となりましたので、右格別の御詮議いただきますよう御願いいたします。

委員　宮崎徳三郎　　委員　吉瀬　修平

〃　平井　正美　　〃　八木　謙一

〃　佐伯　利六　　〃　安河内愛子

このような住民からの要望を背景に、市議会では市営住宅の払い下げを求めるだけでなく、住民側の意向がまとまっているのに譲渡が実現しない理由などを問いただす次のような質疑も交わされるようになった。

昭和三十五年三月十五日市議会定例会
○四十九番（柴田邦晴）　（前略）次に市営住宅の払い下げ問題についてでありますが、前にも述べたように三千七百にも及ぶ住宅のうち、すでに談合によって払い下げできる戸数はどれくらいあるものでしょうか。入居以来家族の数が増加し、建て増しするにも厳格な規制があってできず、困っている世帯も数多くあると聞き及んでいるが、当局は払い下げ問題についていかに考慮されているか。まだ払い下げをされた事例を聞いていないが、どんな問題点があるのでしょうか。（後略）
（中略）
○建設局長（筧一郎）　市営住宅の払い下げについて、耐用年数の四分の一を過ぎれば払い下げてもいいのではないかという御質問でしたが、現在までに払い下げた戸数はありません。と、申しますのは現在建っておる古い家屋が、かなり市の中心部に近い所に多くあること、それから次に管理費が非常に高く要するものであれば払い下げた方がむしろいいのではないかという点もありますが、この点についても十分研究していきたい。それから、こうした住宅を高層建築にもっていったらどうかということも考えられるので、そういった点を比較検討の上この結論を出していきたいと考えております。
（中略）
○四十九番（柴田邦晴）　（前略）住宅政策については払い下げるような随分古い住宅があるようですが、こういうものは私の考えでは払い下げた方がいいのではないかと、また市民もそれを望んでおるのではないかと思うのですが、これについての御返事を願いたい、御回答を願いたいと思います。
（中略）
○建設局長（筧一郎）　住宅払い下げ問題ですが、これは個人の意思は払い下げてもらいたいという意思が強いかもしれませんが、私の方としては、この古い住宅は今後どういう改造の面にもっていくかと十分考慮しておいて方針を立てたいと考えております。

払い下げを受けて狭い家屋の建て替えや建て増しを望む市営住宅入居者たちの思いを代弁する柴田邦晴議員の質問に対し、筧

〃　原田　勝秋　〃　久良木正義
〃　安武平三郎　〃　高武　久雄

一郎建設局長の答弁は「譲渡、改造のどちらがいいのか両面から検討して方針を立てたい」というもので、市営住宅の払い下げに関する市当局の慎重な姿勢を示すにとどまった。

3　市営住宅譲渡条例制定へ

本市の市営住宅の入居者等への譲渡が可能になったのは、耐用年限の四分の一を経過した住宅の譲渡を可能とした公営住宅法の制定（昭和二十六年七月施行）から十年以上たった昭和三十六年十一月八日の定例市議会本会議で可決される「福岡市営住宅譲渡条例」の制定によってである。この条例によって譲渡方法が定められ、入居者等と市が譲渡契約を締結して市営住宅の払い下げができるようになった。

その第一号として友泉亭団地（昭和二十五年度建設、一戸当たり建築面積十・五坪）の九十戸が同条例第二条の規定に基づき譲渡を認められるのは、条例施行から約一年後の三十七年十二月十八日の定例市議会本会議における議決まで待たなければならなかった。

三十六年十一月制定の福岡市営住宅譲渡条例は、戦後の本市住宅事情の経緯を示す象徴的な事例の一つであるので、参考として市議会で可決された条例を本編に収録しておく。

昭和三十六年議案第二百三十七号

福岡市営住宅譲渡条例案

右の議案を提出する。

昭和三十六年十月三十日

福岡市長　阿　部　源　蔵

理　由

この条例案を提出したのは、本市住宅建設の推進を図るため、公営住宅法第二十四条の規定により譲渡することが適当である市営住宅を処分することについて、その譲渡方法を定める必要があるによる。

福岡市営住宅譲渡条例

（この条例の目的）

第一条　福岡市営住宅管理条例（昭和三十五年福岡市条例第三十一号）第二条に規定する市営住宅（第三種市営住宅を除く。以下同じ。）の譲渡については、法令に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（譲渡物件）

第二条　市営住宅又は共同施設及びこれらの敷地（以下「譲渡物件」という。）について公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二十四条第一項及び公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第七条の規定により譲渡を適当と認められるものについては、市長は議会の議決を経てこれを譲渡することができる。

2　前項の譲渡は、市長の定めるところにより市営住宅の団地ごとに行なうものとする。

（譲受人の資格）

第三条　譲渡物件の譲渡は、次に掲げる者のうち市長が適当と認めるものに対して行なう。

一　許可を受け現にその住宅に居住するもの

二　前号の居住者をもって組織する団体

三　営利を目的としない法人

（譲渡価格）

第四条　譲渡物件の譲渡価格は、令第七条の規定により住宅又は共同施設についてはその復成価格、敷地についてはその時価を基準として市長が定める。

（譲渡代金の納入方法）

第五条　譲渡代金の納入方法は、全額一時払によるほか、規則で定める条件により分割払によることができる。

2　前項の分割払の期間は、五年以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、十年以内においてこれを延長することができる。

3　災害その他特別の事情により譲受人の分割賦金の支払いが困難であると認められるときは、市長は、譲受人の申請により、分割賦金の支払期限及び分割払の期間を延長することができる。

4　前二項の分割払による場合は、年六分五厘の利子を付するものとする。

（所有権の移転）

第六条　譲渡物件の所有権移転の時期は、次によることとする。

一　全額一時払については、譲渡代金の納入があったとき。

二　分割払については、第一回の納入金の納入があったとき。

（連帯保証人）

第七条　分割払による譲受人（第三条第二号及び第三号に掲げる者を除く。）は、譲渡代金債務を担保するため、規則で定めるところにより連帯保証人二人をたてなければならない。

（抵当権の設定）

第八条　分割払による譲受人は、第六条の規定により所有権の移転を受けたときは、譲渡を受けた物件（以下「譲受物件」という。）の対価につき本市が有する債権を担保するため、当該譲受物件の上に第一順位の抵当権を設定しなければならない。

（公正証書の作成）

第九条　分割払による譲受人及びその連帯保証人は、譲渡代金債務の弁済につき市長の指定する方法による公正証書を作成するため必要な手続きをしなければならない。

（費用の負担）

第十条　譲渡契約の締結、登記及び公正証書の作成に必要な費用は、譲受人の負担とする。

（火災保険契約）

第十一条　分割払による譲受人（相続又は遺贈を受けた者を含む。以下次条、第十三条及び第十五条において同じ。）は、残額債務完済に至るまで譲り受けた住宅を保険の目的として、残額債務をこえる額（住宅の価格が残額債務に達しない場合には、その住宅の価額の全額）の保険金額をもって火災保険契約を締結し、本市のために保険金債権上に質権を設定しなければならない。

（承認事項）

第十二条　分割払による譲受人は、残額債務完済に至るまで、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

一　譲受物件の所有権の移転（相続及び遺贈を除く。）、貸付け、担保権の設定その他の処分をすること。

二　譲受物件の用途を変更すること。

三　譲受物件の形状を変更すること。

（利益の喪失）

第十三条　分割払による譲受人が、正当の理由がなく次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、分割払の利益を失ない、直ちに残額債務を一時に弁済しなければならない。

一　三月以上分割賦金の納入を遅延したとき。

二　第十一条及び前条の規定に違反したとき。

（買戻の特約）

第十四条　譲受人は、市長の承認を受けた場合を除き所有権の移転を受けた日から五年以内に譲渡物件の所有権を他に移転（相続及び遺贈を除

く。）し、又は譲受物件を他に貸付けたときは、市がこれを買戻す特約を市と締結し、譲渡物件の所有権の移転登記とあわせて登記しなければならない。

（延滞金）

第十五条　分割払による譲受人が、分割賦金の納入を遅延したときは、納入期日の翌日から完納の日まで、百円につき一日三銭の割合をもって算定した延滞金を徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。

（準用）

第十六条　福岡市営住宅管理条例第二条第四号に規定する第三種市営住宅及びその敷地の譲渡については、市営住宅及びその敷地の譲渡の例による。

（適用除外）

第十七条　この条例の規定に基づく福岡市営住宅の譲渡については、福岡市財産条例（昭和三十六年福岡市条例第二十四号）（第三十四条を除く。）及び福岡市契約条例（昭和二十七年福岡市条例第四十六号）の規定は、これを適用しないものとする。

（施行規則）

第十八条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

×　　×　　×

「福岡市営住宅譲渡条例」に基づいて、昭和三十七年度の友泉亭団地譲渡に続いて、三十八年度にも名島、松崎の市営住宅が払い下げられるが、市が既存市営住宅の譲渡計画を策定したことにより、同条例は三十八年度末で廃止され、その後の市営住宅の譲渡は「福岡市営住宅譲渡規則」（昭和三十九年四月一日施行）に基づいて行われることになる。